新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正事項分

（2026年11月　第１回訂正分）

ＮＯＴＡ株式会社

ブックビルディング方式による募集の条件及びブックビルディング方式による売出しの条件等の決定に伴い、金融商品取引法第７条第１項により有価証券届出書の訂正届出書を2026年11月20日に関東財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。

○　新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正理由

2026年11月６日付をもって提出した有価証券届出書の記載事項のうち、ブックビルディング方式による募集5,080,800株の募集の条件及び募集に関し必要な事項を2026年11月20日開催の取締役会において決定し、並びにブックビルディング方式による売出し14,811,200株（引受人の買取引受による売出し12,216,600株・オーバーアロットメントによる売出し2,594,600株）の売出しの条件及び売出人の変更並びに売出しに関し必要な事項が決定したため、これらに関連する事項を訂正するため、また、「第一部　証券情報　募集又は売出しに関する特別記載事項」に「６．親引け先への販売について」を追加記載するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出いたしましたので、新株式発行並びに株式売出届出目論見書を訂正いたします。

○　訂正箇所及び文書のみを記載してあります。なお、訂正部分には＿＿＿罫を付し、ゴシック体で表記しております。

第一部　【証券情報】

第１　【募集要項】

１　【新規発行株式】

＜欄外注記の訂正＞

（注）２．2026年11月６日開催の取締役会において決議された公募による新株式発行（以下「本募集」という。）の発行株式の一部は、野村證券株式会社の関連会社等を通じて、欧州及びアジアを中心とする海外市場（ただし、米国及びカナダを除く。）の海外投資家に対して販売（以下「本募集における海外販売」といい、本募集における海外販売の対象となる株数を「本募集における海外販売株数」という。）される予定であります。上記発行数は、本募集における日本国内において販売（以下「国内募集」という。）される株数（以下「本募集における国内販売株数」という。）の上限です。なお、本募集における海外販売株数は、本募集に係る株式数の範囲内で、本募集並びに「第２　売出要項　１　売出株式（引受人の買取引受による売出し）」及び「２　売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）」における「引受人の買取引受による売出し」（以下「引受人の買取引受による売出し」という。）の需要状況等を勘案した上で、発行価格決定日（2026年11月30日）に決定されます。本募集における海外販売の内容につきましては、「募集又は売出しに関する特別記載事項　４．本邦以外の地域において開始される募集及び売出しに係る事項について」をご参照下さい。

３．上記発行数5,080,800株には、国内募集に供される株式と本募集における海外販売に供される株式が含まれており、上記発行数5,080,800株は、本募集における国内販売株数の上限の株数であります。最終的な本募集における国内販売株数は、本募集及び引受人の買取引受による売出しの需要状況等を勘案した上で、発行価格決定日（2026年11月30日）に決定されます。

４．当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。
名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋兜町７番１号

５．上記とは別に、2026年11月６日開催の取締役会において、野村證券株式会社を割当先とする当社普通株式2,594,600株の第三者割当増資を行うことを決議しております。
なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項　２．第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。

（注）２．の全文削除及び３．乃至６．の番号変更

2 【募集の方法】

2026年11月30日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「４　株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者(以下「第１　募集要項」において「引受人」という。)は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(発行価格)で本募集を行います。引受価額は2026年11月20日**開催**の取締役会において決定**された**会社法上の払込金額**(1,181.50円)**以上の価額となります。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、国内募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

(略)

＜欄内の数値の訂正＞

「ブックビルディング方式」の「資本組入額の総額(円)」の欄：「3,301,630,860」を「**3,349,136,340**」に訂正。

「計(総発行株式)」の「資本組入額の総額(円)」の欄：「3,301,630,860」を「**3,349,136,340**」に訂正。

＜欄外注記の訂正＞

(注) ３．発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額**であります。**

６．**仮条件(1,390円～1,430円)の平均価格(1,410円)で算出した場合、本募集における発行価格の総額(見込額)は7,163,928,000円となります。**

3 【募集の条件】

(2) 【ブックビルディング方式】

＜欄内の数値の訂正＞

「払込金額(円)」の欄：「未定(注)２．」を「**1,181.50**」に訂正。

＜欄外注記の訂正＞

(注) １．発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。

仮条件は、1,390円以上1,430円以下の価格といたします。

当該仮条件は、当社の事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見及び需要見通し、現在の株式市場の状況、最近の新規上場株の株式市場における評価並びに上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に検討して決定いたしました。

発行価格は、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、2026年11月30日に引受価額と同時に決定する予定であります。

需要の申込みの受付けに当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

２．「２　募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と会社法上の払込金額**(1,181.50円)**及び2026年11月30日に決定される予定の引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

８．引受価額が会社法上の払込金額**(1,181.50円)**を下回る場合は新株式の発行を中止いたします。

4 【株式の引受け】

＜欄内の数値の訂正＞

「引受株式数(株)」の欄の各引受人の引受株式数：「未定」を「**野村證券株式会社3,556,800、株式会社ＳＢＩ証券304,800、ＳＭＢＣ日興証券株式会社266,700、三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社266,700、大和証券株式会社101,600、ひろぎん証券株式会社101,600、みずほ証券株式会社101,600、ＦＦＧ証券株式会社50,800、静銀ティーエム証券株式会社50,800、ちばぎん証券株式会社50,800、東海東京証券株式会社50,800、岩井コスモ証券株式会社25,400、岡三証券株式会社25,400、極東証券株式会社25,400、東洋証券株式会社25,400、松井証券株式会社25,400、マネックス証券株式会社25,400、水戸証券株式会社25,400**」に訂正。

＜欄外注記の訂正＞

(注)　上記引受人と発行価格決定日(2026年11月30日)に元引受契約を締結する予定であります。

(注)１．の全文及び２．の番号削除

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

＜欄内の数値の訂正＞

「払込金額の総額(円)」の欄：「6,603,261,720」を「6,698,272,680」に訂正。

「差引手取概算額(円)」の欄：「6,572,261,720」を「6,667,272,680」に訂正。

＜欄外注記の訂正＞

(注) 1．払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、**仮条件(1,390円～1,430円)の平均価格(1,410円)を基礎として算出した見込額であります。**

(2) 【手取金の使途】

上記の手取概算額6,667百万円については、本募集における海外販売の手取概算額(未定)及び「1　新規発行株式」の(注)5．に記載の第三者割当増資の手取概算額上限3,420百万円とあわせた手取概算額合計上限10,087百万円を、①人件費、②マーケティング費（広告宣伝費及び販売促進費）に充当する予定であります。

当社グループは、「NOT A HOTEL」及び「NOT A GARAGE」の企画・開発・販売を行うメンバーシップ事業を中核としております。同事業の売上高は、ライセンス売上がオーナー登録完了時に、アセット売上が物件の開業・引渡時にそれぞれ計上されるため、販売契約の総額である契約高が将来の売上高及び利益の源泉となっております。当社グループは、中期経営計画（2027年３月期～2029年３月期）において契約高の継続的な成長を目標として掲げており、その達成に向けた重要な指標として、開発パイプライン（拠点数）の拡大、オーナー数の増加、及びオーナーによる買い増し・紹介比率の維持・向上を位置付けております。これらを実現するためには、販売対象となる物件を計画どおり供給するための開発体制の増強と、新規顧客の獲得及びオーナー体験の向上に向けた販売体制の増強及び継続的なマーケティング活動が不可欠であります。一方、これらに要する人件費及びマーケティング費は、契約の獲得及び売上高の計上に先行して発生する費用であり、物件の開発資金とは異なり金融機関からの借入れによる調達には馴染みにくい性質の資金であります。そのため、今回の調達資金をこれらの費用に充当することで、開発投資の進捗に伴うキャッシュ・フローの変動にかかわらず中期経営計画に基づく成長投資を計画的に実行し、契約高の拡大ひいては売上高及び利益の成長を通じた企業価値の向上を図ることとしております。

① 人件費　5,300百万円

（2028年３月期　2,400百万円、2029年３月期　2,900百万円）

開発パイプラインの拡大に対応するため、建築部門（設計・プロジェクトマネジメント等）及びセールス関連部門を中心に人員を増強する計画であり、これらの新規採用者のほか既存役職員にかかる人件費（労務費含む）として、5,300百万円（2028年３月期　2,400百万円、2029年３月期　2,900百万円）を充当する予定であります。

② マーケティング費（広告宣伝費及び販売促進費）　4,787百万円

（2027年３月期　200百万円、2028年３月期　2,200百万円、2029年３月期　2,387百万円）

契約高は、新規顧客との契約に加え、既存オーナーによる買い増し及びオーナーからの紹介による契約が相応の割合を占めており、新規オーナーの獲得がその後の買い増し・紹介の基盤となる構造となっております。このため、新規顧客の開拓及び「NOT A HOTEL」ブランドの認知向上に向けたマス広告、デジタル広告、並びに新規拠点の販売開始・開業に合わせたプロモーション等に係る広告宣伝費に加え、オーナー向けイベントの開催費用、及びオーナーによる買い増し・紹介を促進するための施策に係る販売促進費として、4,787百万円（2027年３月期　200百万円、2028年３月期　2,200百万円、2029年３月期　2,387百万円）を充当する予定であります。

当社グループは、2027年３月期は関東圏、2028年３月期は関西圏から沖縄エリア、2029年３月期は関東・関西圏の両面へと販売注力エリアを段階的に拡大する計画であり、各エリアにおける顧客層の拡大にこれらの資金を活用してまいります。

なお、上記の充当予定額は、各期に計画する人件費及びマーケティング費の総額の一部であり、残余の部分は営業活動によるキャッシュ・フロー等により賄う予定であります。

また、上記調達資金は、具体的な充当時期までは、安全性の高い金融商品等で運用していく方針であります。

第２ 【売出要項】

１ 【売出株式(引受人の買取引受による売出し)】

＜欄内の数値の訂正＞

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額(円)」の欄：「16,981,074,000」を「17,225,406,000」に訂正。

「ブックビルディング方式」の「売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称」の欄：

「東京都港区　濵渦伸次　374,100株」を「東京都港区　濵渦伸次　417,230株」に訂正し、ニッセイ・キャピタル12号投資事業有限責任組合に係る記載の上に移動。

「東京都港区　松丸大吾　43,130株」を削除。

「計(総売出株式)」の「売出価額の総額(円)」の欄：「16,981,074,000」を「17,225,406,000」に訂正。

＜欄外注記の訂正＞

(注) ５．売出価額の総額は、**仮条件(1,390円～1,430円)の平均価格(1,410円)で算出した見込額であります。**なお、当該総額は引受人の買取引受による売出しにおける国内販売株数の上限に係るものであり、引受人の買取引受による売出しにおける海外販売株数に係るものにつきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項　４．本邦以外の地域において開始される募集及び売出しに係る事項について」をご参照下さい。

７．当社は、引受人に対し、上記売出数のうち、**145,800株(※)**を上限として、福利厚生を目的に、当社社員持株会を当社が指定する販売先(親引け先)として要請**しております。引受人に対し要請した当社の指定する販売先(親引け先)の状況等につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項　６．親引け先への販売について」をご参照下さい。**なお、親引けは、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分等に関する規則」に従い、発行者が指定する販売先への売付け(販売先を示唆する等実質的に類似する行為を含む。)であります。

※直近の拠出金額等を踏まえて見積もった金額（202,731千円）を仮条件の下限価格により除して算出した見込みの株式数(100株未満切捨て)であります。

８．振替機関の名称及び住所は、「第１　募集要項　１　新規発行株式」の(注)４．に記載した振替機関と同一であります。

３ 【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】

＜欄内の数値の訂正＞

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額(円)」の欄：「3,606,494,000」を「3,658,386,000」に訂正。

「計(総売出株式)」の「売出価額の総額(円)」の欄：「3,606,494,000」を「3,658,386,000」に訂正。

＜欄外注記の訂正＞

(注) ５．売出価額の総額は、**仮条件(1,390円～1,430円)の平均価格(1,410円)で算出した見込額であります。**

６．振替機関の名称及び住所は、「第１　募集要項　１　新規発行株式」の(注)４．に記載した振替機関と同一であります。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

２．第三者割当増資とシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、野村證券株式会社が当社株主である濵渦伸次(以下「貸株人」という。)より借入れる株式であります。これに関連して、当社は、2026年11月６日開催の取締役会において、野村證券株式会社を割当先とする当社普通株式2,594,600株の第三者割当増資(以下「本件第三者割当増資」という。)を行うことを決議しております。本件第三者割当増資の会社法上の募集事項については、以下のとおりであります。

(1)	募集株式の数	当社普通株式　　2,594,600株
(2)	募集株式の払込金額	**１株につき1,181.50円**
(3)	増加する資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は割当価格を基礎とし、会社計算規則第14条第１項に基づき算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。　(注)
(4)	払込期日	2027年１月６日(水)

(注)　割当価格は、2026年11月30日に決定される予定の「第１　募集要項」における新規発行株式の引受価額と同一とする予定であります。

(注)１．の全文及び２．の番号削除

(以下省略)

３．ロックアップについて

本募集並びに引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人かつ貸株人である濵渦伸次、売出人である江藤大宗、大久保貴之、株式会社コンテクスト、マツモトインベストメント株式会社、株式会社透、黒岩裕輔、株式会社サンケイビル、藤井亮輔、濵田優貴、舩山展丈、松原裕一、加藤恭輔、ＳＲホールディングス株式会社、雪下真希子、富永商事ホールディングス株式会社、穂満一成、長戸重幸、株式会社映光、河邉哲司、株式会社Ｔ．Ｉ．Ｃ、馬場隆博、高好章二、株式会社コーナン、前田裕子、及部多高、鯉谷英介、遠藤孝、大和食品株式会社、株式会社テツカンパニー、大生紡績株式会社、株式会社ソフトサービス、有限会社ＲＥＭＡ、町田剛、広島建設株式会社、雪ヶ谷化学工業株式会社、株式会社エイチ、澤山明依、河原亮、株式会社ＳＡＩＴＥＣ、藤井智哉、志内幸彦、田中幸夫、村木雄哉、前田倫彦及び藤田美智雄、当社株主である株式会社オープンハウスグループ、株式会社セコイア、トヨタ・インベンション・パートナーズ株式会社、SBIホールディングス株式会社、Pleiad-Minerva Japan Growth Opportunities LP、TT Lion Partners株式会社、中条貴之、OUT株式会社、申真衣、SuMi TRUSTイノベーション2号投資事業有限責任組合、SBI Venture Fund2023B 投資事業有限責任組合、SBI Venture Fund2023A 投資事業有限責任組合、合同会社トリアージキャピタル、杉田浩章、株式会社杏玲、NOT A HOTEL社員持株会及びその他66名並びに新株予約権者である山下真弘、井上雅意、鈴木康弘、林亮治、綿貫將及びその他11名は、野村證券株式会社に対し、元引受契約締結日から上場(売買開始)日(当日を含む)後180日目の2027年６月６日までの期間(以下「ロックアップ期間」という。)中、野村證券株式会社の事前の書面による同意なしには、元引受契約締結日に保有する当社普通株式(当社新株予約権を含む。)の売却等(ただし、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと等を除く。)を行わない旨合意しております。

(中略)

なお、上記のいずれの場合においても、野村證券株式会社はその裁量で当該合意の内容を一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

また、親引け先は、共同主幹事会社に対して、当該親引けにより取得した当社普通株式について、株式受渡期日(当日を含む)後180日目の日(2027年６月６日)までの期間、継続して所有する旨の書面を差し入れる予定であります。

上記のほか、当社は、取引所の定める「有価証券上場規程施行規則」の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当等に関し、当社普通株式及び当社優先株式の割当を受けた者(NOT A HOTEL社員持株会、Pleiad-Minerva Japan Growth Opportunities LP、株式会社セコイア、JPSG Investment III Pte. Ltd.、SuMi TRUSTイノベーション２号投資事業有限責任組合、株式会社DOT ONE、De Capital TK ２nd、株式会社Aiam、GMO GFF投資事業有限責任組合、合同会社トリアージキャピタル、GA５号投資組合、株式会社UMITO、GA４号投資組合、トヨタ・インベンション・パートナーズ株式会社、SBIホールディングス株式会社、SBI Venture Fund2023A 投資事業有限責任組合及びSBI Venture Fund2023B 投資事業有限責任組合)及び当社新株予約権の割当を受けた者との間に継続所有等の確約を行っております。その内容については、「第四部　株式公開情報　第２　第三者割当等の概況」をご参照下さい。

４．本邦以外の地域において開始される募集及び売出しに係る事項について

１．本募集における海外販売に関する事項

(4) 本募集における海外販売の発行価額(会社法上の払込金額)

１株につき1,181.50円(「第１　募集要項　２　募集の方法」の冒頭に記載のとおり、会社法上の払込金額及び2026年11月30日に決定される予定の発行価格、引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。)

６．親引け先への販売について

(1) 親引け先の状況等

ａ．親引け先の概要	NOT A HOTEL社員持株会(理事長　栗山直明) 東京都渋谷区千駄ヶ谷３-11-８(TOSグループ内)
ｂ．当社と親引け先との関係	当社の社員持株会であります。
ｃ．親引け先の選定理由	社員の福利厚生のためであります。
ｄ．親引けしようとする株式の数	未定(「第２　売出要項」における引受人の買取引受による売出しの売出株式のうち、145,800株を上限として、2026年11月30日(売出価格決定日)に決定される予定。)
ｅ．株券等の保有方針	長期保有の見込みであります。
ｆ．払込みに要する資金等の状況	当社は、払込みに要する資金として、社員持株会における積立て資金の存在を確認しております。
ｇ．親引け先の実態	当社の社員等で構成する社員持株会であります。

(2) 株券等の譲渡制限

親引け先のロックアップについては、前記「３．ロックアップについて」をご参照下さい。

(3) 販売条件に関する事項

販売価格は、売出価格決定日(2026年11月30日)に決定される予定の「第２ 売出要項」における引受人の買取引受による売出しの売出株式の売出価格と同一となります。

(4) 親引け後の大株主の状況

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)	本募集及び引受人の買取引受による売出し後の所有株式数(株)	本募集及び引受人の買取引受による売出し後の株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
濵渦伸次	東京都港区	24,732,650 (3,189,000)	27.45 (3.54)	24,315,420 (3,189,000)	25.55 (3.35)
株式会社オープンハウスグループ	東京都千代田区丸の内二丁目７番２号	7,701,000	8.55	7,701,000	8.09
株式会社セコイア	東京都港区赤坂二丁目23番１号	5,567,600	6.18	5,567,600	5.85
江藤 大宗	―	4,476,150 (4,351,650)	4.97 (4.83)	4,376,150 (4,351,650)	4.60 (4.57)
トヨタ・インベンション・パートナーズ株式会社	東京都中央区日本橋室町三丁目２番１号	4,022,500	4.47	4,022,500	4.23
SBIホールディングス株式会社	東京都港区六本木一丁目６番１号	3,218,000	3.57	3,218,000	3.38
ANRI４号投資事業有限責任組合	東京都港区六本木六丁目10－１六本木ヒルズ森タワー15Ｆ	5,016,000	5.57	2,415,500	2.54
Pleiad-Minerva Japan Growth Opportunities LP (常任代理人 ミネルバ・グロース・パートナーズ株式会社)	Maples Corporate Services Limited, PO Box 309, Ugland House, Grand Cayman, KY１-1104, Cayman Islands	2,050,150	2.28	2,050,150	2.15
TT Lion Partners株式会社	兵庫県神戸市中央区新港町11番１号	1,206,500	1.34	1,206,500	1.27
中条 貴之	三重県津市	1,182,750	1.31	1,182,750	1.24
計	―	59,173,300 (7,540,650)	65.68 (8.37)	56,055,570 (7,540,650)	58.90 (7.92)

(注) １．所有株式数及び株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合は、2026年11月６日現在のものであります。

２．本募集及び引受人の買取引受による売出し後の所有株式数並びに本募集及び引受人の買取引受による売出し後の株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合は、2026年11月６日現在の所有株式数及び株式(自己株式を除く。)の総数に、本募集、引受人の買取引受による売出し及び親引け(145,800株として算出)を勘案した場合の株式数及び割合になります。

３．株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第３位を四捨五入しております。

４．(　)内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。

(5) 株式併合等の予定の有無及び内容

該当事項はありません。

(6) その他参考になる事項

該当事項はありません。

新株式発行並びに株式売出届出目論見書

2026年11月　NOTA株式会社

NOT A

1. この届出目論見書により行うブックビルディング方式による株式6,002,965千円（見込額）の募集及び株式16,981,074千円（見込額）の売出し（引受人の買取引受による売出し）並びに株式3,606,494千円（見込額）の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）については、当社は金融商品取引法第５条により有価証券届出書を2026年11月6日に関東財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。
   したがって、募集の発行価格及び売出しの売出価格等については今後訂正が行われます。
   なお、その他の記載内容についても訂正されることがあります。

2. この届出目論見書は、上記の有価証券届出書に記載されている内容のうち、「第三部 特別情報」を除いた内容と同一のものであります。

新株式発行並びに株式売出届出目論見書

NOTA 株式会社

東京都中央区晴海四丁目7番4号







MISSION

日本の価値を上げる

建築とクリエイティビティの力で、日本各地の地域の魅力を再発見し、

世界中の人々を惹きつける目的地へと磨き上げる。

それを世界に向けて発信し、日本の価値を高めていくことが、

NOTAのミッションです。



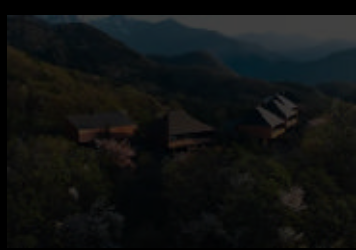

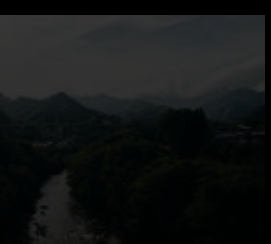

NOT A [redacted]

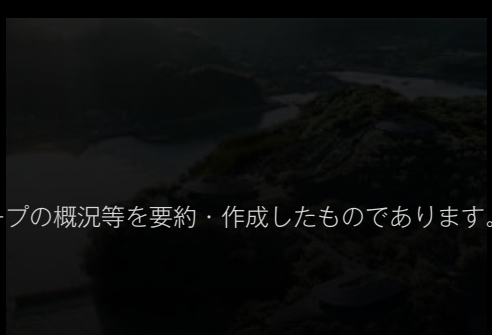

本ページ及びこれに続く写真・図表等は、当社グループの概況等を要約・作成したものであります。
詳細は、本文の該当ページをご参照ください。

事業内容

NOTAは、建築・クリエイティビティ・テクノロジーの力で新しいライフスタイルを創出する企業です。中核ブランド「NOT A HOTEL」を起点に、土地の発掘・企画・建築から販売・運営までを一貫して担います。セカンドハウスの所有権と併せて、我々のネットワークを利用できる権利（オーナーライセンス）を販売し、「日本中に自分の家がある」という体験を提供しています。

クリエイターとデザインした家をフルCGで制作 ▶ 着工前に販売開始 複数人でシェア購入可能 ▶ オーナー利用開始 未使用時はホテルとして運用



ハイライト

累計契約高 939億円

累計オーナー数 1,357名

開業済拠点数 10拠点

既存オーナーから流入 43.7%※1

オーナー買い増し　：29.1%
オーナーからの紹介：14.6%

当社グループは2020年４月の設立以来、NOT A HOTEL AOSHIMA（2022年11月開業）を皮切りに全国で拠点を展開しており、2026年9月末時点の累計契約高は939億円、累計オーナー数は1,357名まで拡大しております。

（注）全てのデータは2026年9月末日時点の情報に基づく。 ※1 新規契約件数（2026年4月から9月末）に占める、既存オーナーによる買い増し及び既存オーナーからの紹介による成約件数の比率。（当社販売管理システムに基づく社内集計値）

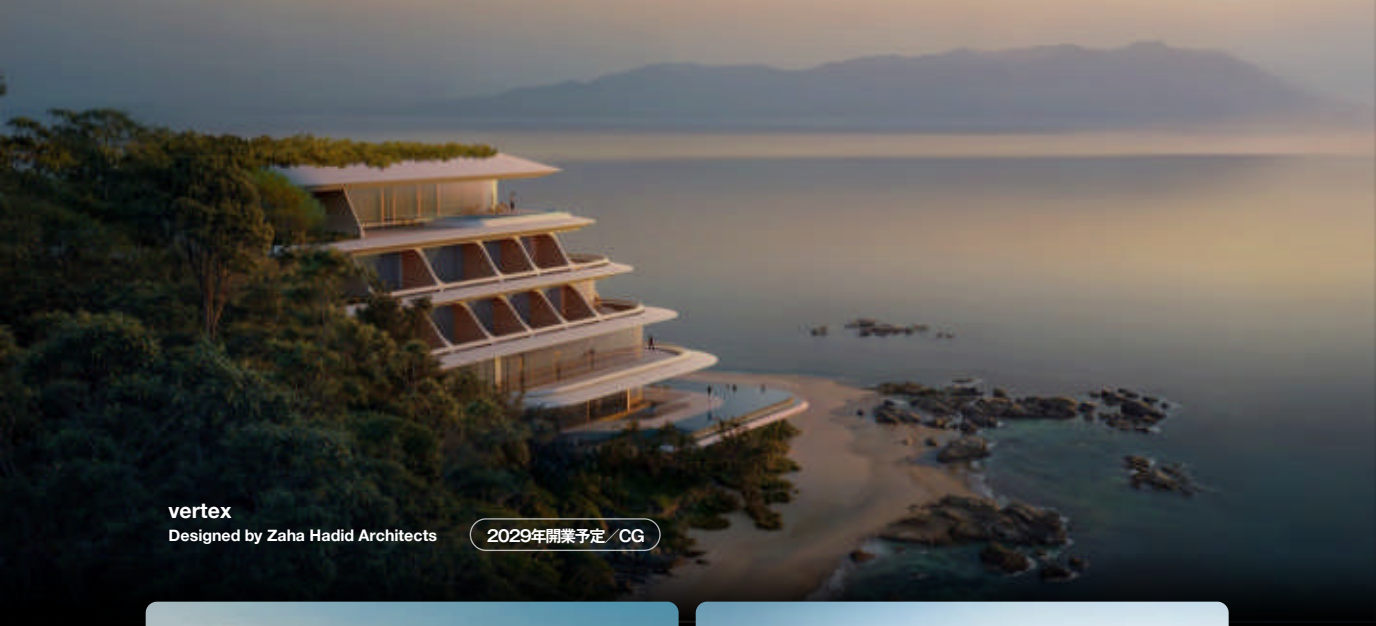

vertex
Designed by Zaha Hadid Architects
2029年開業予定／CG

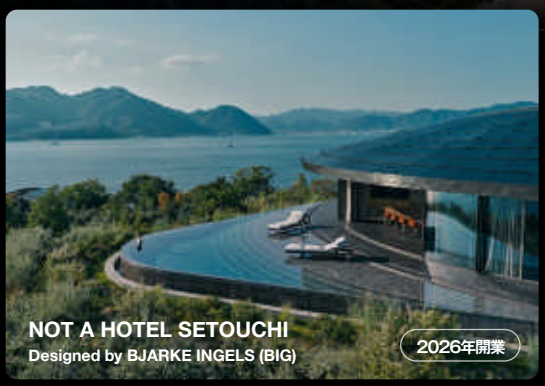

NOT A HOTEL SETOUCHI
Designed by BJARKE INGELS (BIG)
2026年開業

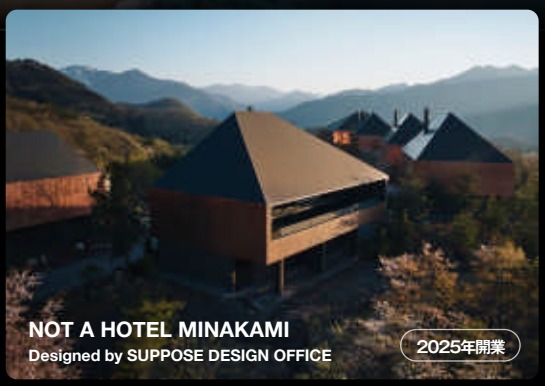

NOT A HOTEL MINAKAMI
Designed by SUPPOSE DESIGN OFFICE
2025年開業



NOT A HOTEL TOKYO
Designed by NIGO®
2027年開業予定／CG



NOT A HOTEL YAKUSHIMA
Designed by Ateliers Jean Nouvel
2029年開業予定／CG



NOT A HOTEL RUSUTSU
Designed by Snøhetta
2029年開業予定／CG



NOT A HOTEL ISHIGAKI
Designed by Sou Fujimoto
2025年開業

業績等の推移

売上高

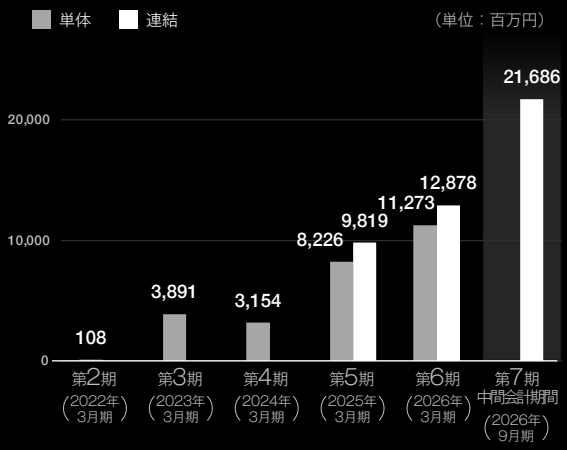

純資産額／総資産額



経常利益又は経常損失（△）

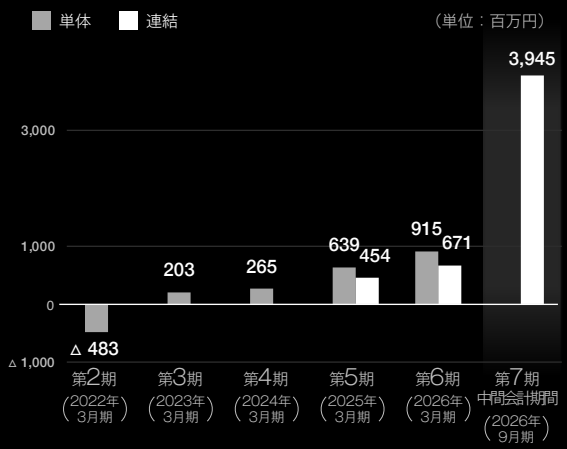

１株当たり純資産額

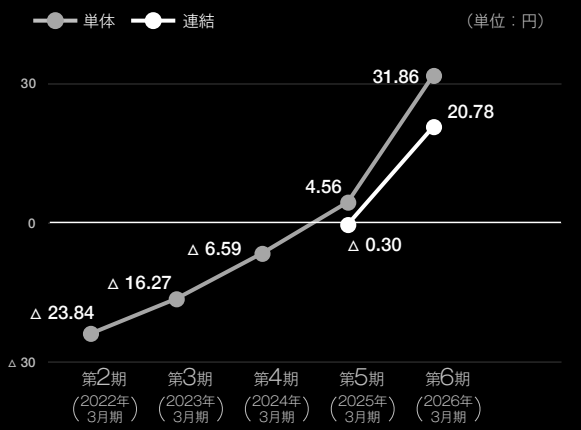

親会社株主に帰属する当期（中間）純利益／当期純利益又は当期純損失（△）

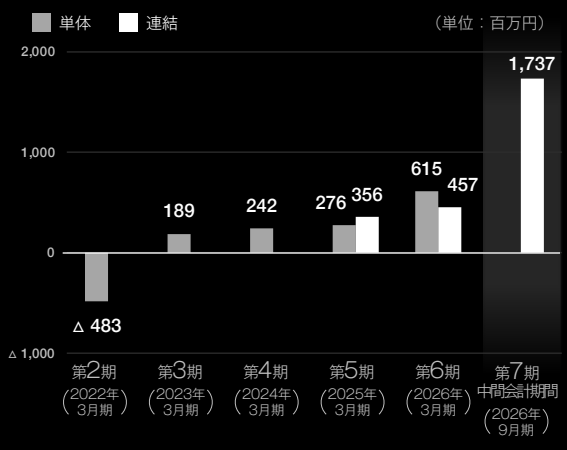

１株当たり当期（中間）純利益又は純損失（△）

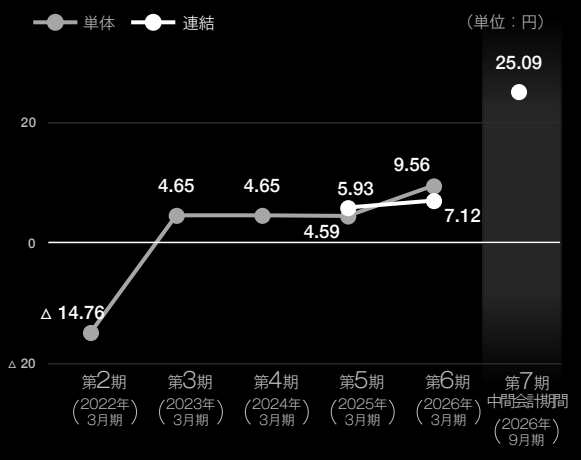

（注）当社は2026年9月30日付で普通株式１株につき普通株式50株の割合で株式分割を行っています。
そのため、第2期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、１株当たり純資産額及び１株当たり当期（中間）純利益又は純損失を算定しています。
１株当たり純資産額の算定に当たっては、優先株主に対する残余財産の分配額を控除して計算しております。

今後の経営戦略



ライフスタイルサービスの多層化と取引基盤の構築により非連続成長を目指す

当社は、顧客に提供するオーナーシップの価値を持続的に向上させることを、中長期的な経営戦略の重要な柱と位置付けています。「NOT A HOTEL」ブランドを活用し、滞在から移動・暮らしへ事業領域を拡大します。「NOT A GARAGE」、「NOT A HOUSE」及び「NOT A CITY」を通じ、総合的なライフスタイルブランドへの進化を目指します。

（注）上記画像は事業構想段階のイメージであり、内容は変更となる可能性があります。



移動を超える、ワクワクを

NOT A GARAGEは、2025年7月より検証的な取り組みを開始した、ジェット、ヘリコプター、クルーザーなどのモビリティを共同所有モデルで提供する事業です。モビリティの販売に加え、管理・運航やインフラ整備まで一貫して手掛け、各拠点と周辺地域を陸・海・空でつなぐことで、移動そのものを旅の体験へと変えていきます。

累計契約高

24.3億円※1

※1　2026年9月末日時点の情報に基づく。

（注）上記画像は事業構想段階のイメージであり、内容は変更となる可能性があります。



NOT A HOUSE

住宅の、
次のスタンダードを

NOT A HOUSEは、NOT A HOTELで培った建築・テクノロジー・ホスピタリティの知見を生かし、高いデザイン性と品質を備えた住宅を、再現可能なプロダクトとして提供する事業です。第一弾の「POD」を2026年10月販売開始。



NOT A CITY

地方や都市の余白を
世界の目的地に

NOT A CITYは、地方や都市の余白に、NOT A HOTELやNOT A HOUSEを通じて新たな場をつくり、NOT A GARAGEのモビリティでそれらをつないでいきます。泊まる、暮らす、移動する。その体験がシームレスにつながり、街そのものを進化させていきます。

（注）上記画像は事業構想段階のイメージであり、内容は変更となる可能性があります。

目　　次

頁

【表紙】 …… 1
第一部 【証券情報】 …… 2
第１ 【募集要項】 …… 2
１ 【新規発行株式】 …… 2
２ 【募集の方法】 …… 3
３ 【募集の条件】 …… 4
４ 【株式の引受け】 …… 5
５ 【新規発行による手取金の使途】 …… 6
第２ 【売出要項】 …… 7
１ 【売出株式（引受人の買取引受による売出し）】 …… 7
２ 【売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）】 …… 15
３ 【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】 …… 17
４ 【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】 …… 18
【募集又は売出しに関する特別記載事項】 …… 19
第二部 【企業情報】 …… 24
第１ 【企業の概況】 …… 24
１ 【主要な経営指標等の推移】 …… 24
２ 【沿革】 …… 27
３ 【事業の内容】 …… 29
４ 【関係会社の状況】 …… 38
第２ 【事業の状況】 …… 39
１ 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】 …… 39
２ 【サステナビリティに関する考え方及び取組】 …… 47
３ 【事業等のリスク】 …… 50
４ 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】 …… 68
５ 【重要な契約等】 …… 74
６ 【研究開発活動】 …… 74
第３ 【設備の状況】 …… 75
１ 【設備投資等の概要】 …… 75
２ 【主要な設備の状況】 …… 76
３ 【設備の新設、除却等の計画】 …… 78

頁

第４ 【提出会社の状況】……79
１ 【株式等の状況】……79
２ 【自己株式の取得等の状況】…… 138
３ 【配当政策】…… 140
４ 【コーポレート・ガバナンスの状況等】…… 141
５ 【従業員の状況等】…… 160
第５ 【経理の状況】…… 163
１ 【連結財務諸表等】…… 164
２ 【財務諸表等】…… 249
第６ 【提出会社の株式事務の概要】…… 270
第７ 【提出会社の参考情報】…… 271
１ 【提出会社の親会社等の情報】…… 271
２ 【その他の参考情報】…… 271
第四部 【株式公開情報】…… 272
第１ 【特別利害関係者等の株式等の移動状況】…… 272
第２ 【第三者割当等の概況】…… 290
１ 【第三者割当等による株式等の発行の内容】…… 290
２ 【取得者の概況】…… 295
３ 【取得者の株式等の移動状況】…… 309
第３ 【株主の状況】…… 310

監査報告書 ……巻末

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年11月６日
【会社名】	ＮＯＴＡ株式会社 （旧会社名　NOT A HOTEL株式会社）
【英訳名】	NOTA Inc. （旧英訳名　NOT A HOTEL Inc.）
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　濵渦 伸次
【本店の所在の場所】	東京都中央区晴海四丁目７番４号
【電話番号】	050-1780-3101
【事務連絡者氏名】	上級執行役員 Corporate部 部長、Human Resources部 部長　山下 真弘
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区晴海四丁目７番４号
【電話番号】	050-1780-3101
【事務連絡者氏名】	上級執行役員 Corporate部 部長、Human Resources部 部長　山下 真弘
【届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集(売出)金額】	募集金額 ブックビルディング方式による募集　6,002,965,200円 売出金額 (引受人の買取引受による売出し) ブックビルディング方式による売出し　16,981,074,000円 (オーバーアロットメントによる売出し) ブックビルディング方式による売出し　3,606,494,000円 (注)　募集金額は、有価証券届出書提出時における見込額(会社法上の払込金額の総額)であり、売出金額は、有価証券届出書提出時における見込額であります。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部 【証券情報】

第１ 【募集要項】

１ 【新規発行株式】

種類	発行数(株)	内容
普通株式	5,080,800(注)２.	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。

(注) １. 2026年11月６日開催の取締役会決議によっております。
２. 発行数については、2026年11月20日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。
３. 2026年11月６日開催の取締役会において決議された公募による新株式発行(以下「本募集」という。)の発行株式の一部は、野村證券株式会社の関連会社等を通じて、欧州及びアジアを中心とする海外市場(ただし、米国及びカナダを除く。)の海外投資家に対して販売(以下「本募集における海外販売」といい、本募集における海外販売の対象となる株数を「本募集における海外販売株数」という。)される予定であります。上記発行数は、本募集における日本国内において販売(以下「国内募集」という。)される株数(以下「本募集における国内販売株数」という。)の上限です。なお、本募集における海外販売株数は、本募集に係る株式数の範囲内で、本募集並びに「第２ 売出要項 １ 売出株式(引受人の買取引受による売出し)」及び「２ 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)」における「引受人の買取引受による売出し」(以下「引受人の買取引受による売出し」という。)の需要状況等を勘案した上で、発行価格決定日(2026年11月30日)に決定されます。本募集における海外販売の内容につきましては、「募集又は売出しに関する特別記載事項 ４. 本邦以外の地域において開始される募集及び売出しに係る事項について」をご参照下さい。
４. 上記発行数5,080,800株には、国内募集に供される株式と本募集における海外販売に供される株式が含まれており、上記発行数5,080,800株は、本募集における国内販売株数の上限の株数であります。最終的な本募集における国内販売株数は、本募集及び引受人の買取引受による売出しの需要状況等を勘案した上で、発行価格決定日(2026年11月30日)に決定されます。
５. 当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。
名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋兜町７番１号
６. 上記とは別に、2026年11月６日開催の取締役会において、野村證券株式会社を割当先とする当社普通株式2,594,600株の第三者割当増資を行うことを決議しております。
なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 ２. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。

2 【募集の方法】

2026年11月30日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4　株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者(以下「第1　募集要項」において「引受人」という。)は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(発行価格)で本募集を行います。引受価額は2026年11月20日開催予定の取締役会において決定される会社法上の払込金額以上の価額となります。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、国内募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、国内募集は、株式会社東京証券取引所(以下「取引所」という。)の定める「有価証券上場規程施行規則」第246条に規定するブックビルディング方式(株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。)により決定する価格で行います。

区分	発行数(株)	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
入札方式のうち入札による募集	―	―	―
入札方式のうち入札によらない募集	―	―	―
ブックビルディング方式	5,080,800	6,002,965,200	3,301,630,860
計(総発行株式)	5,080,800	6,002,965,200	3,301,630,860

(注) 1．全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。

2．上場前の公募増資を行うに際しての手続き等は、取引所の「有価証券上場規程施行規則」により規定されております。

3．発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、有価証券届出書提出時における見込額であります。

4．発行数、発行価額の総額及び資本組入額の総額は、本募集における国内販売株数の上限に係るものであります。本募集における海外販売株数に係るものにつきましては「募集又は売出しに関する特別記載事項　4．本邦以外の地域において開始される募集及び売出しに係る事項について」をご参照下さい。

5．資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金であり、2026年11月6日開催の取締役会決議に基づき、2026年11月30日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額(見込額)の2分の1相当額を資本金に計上することを前提として算出した見込額であります。

6．有価証券届出書提出時における想定発行価格(1,390円)で算出した場合、本募集における発行価格の総額(見込額)は7,062,312,000円となります。

7．本募集並びに「第2　売出要項　1　売出株式(引受人の買取引受による売出し)」及び「2　売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)」における「引受人の買取引受による売出し」にあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「第2　売出要項　3　売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「4　売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご参照下さい。

8．本募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項　3．ロックアップについて」をご参照下さい。

3 【募集の条件】

(1) 【入札方式】

① 【入札による募集】

該当事項はありません。

② 【入札によらない募集】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

発行価格(円)	引受価額(円)	払込金額(円)	資本組入額(円)	申込株数単位(株)	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
未定 (注)１.	未定 (注)１.	未定 (注)２.	未定 (注)３.	100	自　2026年12月１日(火) 至　2026年12月４日(金)	未定 (注)４.	2026年12月８日(火)

(注) １. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。
発行価格は、2026年11月20日に仮条件を決定し、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、2026年11月30日に引受価額と同時に決定する予定であります。
仮条件は、事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定する予定であります。
需要の申込みの受付けに当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

２. 払込金額は、会社法上の払込金額であり、2026年11月20日開催予定の取締役会において決定される予定であります。また、「２　募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と会社法上の払込金額及び2026年11月30日に決定される予定の引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

３. 資本組入額は、１株当たりの増加する資本金であります。なお、2026年11月６日開催の取締役会において、増加する資本金の額は、2026年11月30日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第１項に基づき算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとすること、及び増加する資本準備金の額は資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする旨、決議しております。

４. 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。

５. 株式受渡期日は、2026年12月９日(水)(以下「上場(売買開始)日」という。)の予定であります。本募集に係る株式は、株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。)の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。

６. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。

７. 申込みに先立ち、2026年11月24日から2026年11月27日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更または撤回することが可能であります。
販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。
引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については引受人の店頭における表示またはホームページにおける表示等をご確認下さい。

８. 引受価額が会社法上の払込金額を下回る場合は新株式の発行を中止いたします。

① 【申込取扱場所】

後記「４　株式の引受け」欄記載の引受人の全国の本支店及び営業所で申込みの取扱いをいたします。

② 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三井住友銀行　六本木支店	東京都港区六本木六丁目１番21号

(注)　上記の払込取扱場所での申込みの取扱いは行いません。

4 【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数（株）	引受けの条件
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目13番１号	未定	１．買取引受けによります。 ２．引受人は新株式払込金として、2026年12月８日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むこととといたします。 ３．引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
株式会社ＳＢＩ証券	東京都港区六本木一丁目６番１号		
ＳＭＢＣ日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目３番１号		
三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目９番２号		
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目９番１号		
ひろぎん証券株式会社	広島県広島市中区紙屋町一丁目３番８号		
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目５番１号		
ＦＦＧ証券株式会社	福岡県福岡市中央区天神二丁目13番１号		
静銀ティーエム証券株式会社	静岡県静岡市葵区追手町１番13号		
ちばぎん証券株式会社	千葉県千葉市中央区中央二丁目５番1号		
東海東京証券株式会社	愛知県名古屋市中村区名駅四丁目７番１号		
岩井コスモ証券株式会社	大阪府大阪市中央区今橋一丁目８番12号		
岡三証券株式会社	東京都中央区日本橋室町二丁目２番１号		
極東証券株式会社	東京都中央区日本橋茅場町一丁目４番７号		
東洋証券株式会社	東京都中央区八丁堀四丁目７番１号		
松井証券株式会社	東京都千代田区麹町一丁目４番地		
マネックス証券株式会社	東京都港区赤坂一丁目12番32号		
水戸証券株式会社	東京都文京区小石川一丁目１番１号		
計	－	5,080,800	－

（注）１．2026年11月20日開催予定の取締役会において各引受人の引受株式数が決定される予定であります。
２．上記引受人と発行価格決定日（2026年11月30日）に元引受契約を締結する予定であります。

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
6,603,261,720	31,000,000	6,572,261,720

(注) 1．払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、有価証券届出書提出時における想定発行価格(1,390円)を基礎として算出した見込額であります。

2．払込金額の総額、発行諸費用の概算額及び差引手取概算額は、本募集における国内販売株数の上限に係るものであります。本募集における海外販売株数に係るものにつきましては「募集又は売出しに関する特別記載事項　4．本邦以外の地域において開始される募集及び売出しに係る事項について」をご参照下さい。

3．発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)は含まれておりません。

4．引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。

(2) 【手取金の使途】

上記の手取概算額6,572百万円については、本募集における海外販売の手取概算額(未定)及び「1　新規発行株式」の(注)6．に記載の第三者割当増資の手取概算額上限3,372百万円とあわせた手取概算額合計上限9,944百万円を、①人件費、②マーケティング費（広告宣伝費及び販売促進費）に充当する予定であります。

当社グループは、「NOT A HOTEL」及び「NOT A GARAGE」の企画・開発・販売を行うメンバーシップ事業を中核としております。同事業の売上高は、ライセンス売上がオーナー登録完了時に、アセット売上が物件の開業・引渡時にそれぞれ計上されるため、販売契約の総額である契約高が将来の売上高及び利益の源泉となっております。当社グループは、中期経営計画（2027年３月期～2029年３月期）において契約高の継続的な成長を目標として掲げており、その達成に向けた重要な指標として、開発パイプライン（拠点数）の拡大、オーナー数の増加、及びオーナーによる買い増し・紹介比率の維持・向上を位置付けております。これらを実現するためには、販売対象となる物件を計画どおり供給するための開発体制の増強と、新規顧客の獲得及びオーナー体験の向上に向けた販売体制の増強及び継続的なマーケティング活動が不可欠であります。一方、これらに要する人件費及びマーケティング費は、契約の獲得及び売上高の計上に先行して発生する費用であり、物件の開発資金とは異なり金融機関からの借入れによる調達には馴染みにくい性質の資金であります。そのため、今回の調達資金をこれらの費用に充当することで、開発投資の進捗に伴うキャッシュ・フローの変動にかかわらず中期経営計画に基づく成長投資を計画的に実行し、契約高の拡大ひいては売上高及び利益の成長を通じた企業価値の向上を図ることとしております。

① 人件費　5,200百万円
（2028年３月期　2,300百万円、2029年３月期　2,900百万円）

開発パイプラインの拡大に対応するため、建築部門（設計・プロジェクトマネジメント等）及びセールス関連部門を中心に人員を増強する計画であり、これらの新規採用者のほか既存役職員にかかる人件費（労務費含む）として、5,200百万円（2028年３月期　2,300百万円、2029年３月期　2,900百万円）を充当する予定であります。

② マーケティング費（広告宣伝費及び販売促進費）　4,744百万円
（2027年３月期　200百万円、2028年３月期　2,200百万円、2029年３月期　2,344百万円）

契約高は、新規顧客との契約に加え、既存オーナーによる買い増し及びオーナーからの紹介による契約が相応の割合を占めており、新規オーナーの獲得がその後の買い増し・紹介の基盤となる構造となっております。このため、新規顧客の開拓及び「NOT A HOTEL」ブランドの認知向上に向けたマス広告、デジタル広告、並びに新規拠点の販売開始・開業に合わせたプロモーション等に係る広告宣伝費に加え、オーナー向けイベントの開催費用、及びオーナーによる買い増し・紹介を促進するための施策に係る販売促進費として、4,744百万円（2027年３月期　200百万円、2028年３月期　2,200百万円、2029年３月期　2,344百万円）を充当する予定であります。

当社グループは、2027年３月期は関東圏、2028年３月期は関西圏から沖縄エリア、2029年３月期は関東・関西圏の両面へと販売注力エリアを段階的に拡大する計画であり、各エリアにおける顧客層の拡大にこれらの資金を活用してまいります。

なお、上記の充当予定額は、各期に計画する人件費及びマーケティング費の総額の一部であり、残余の部分は営業活動によるキャッシュ・フロー等により賄う予定であります。

また、上記調達資金は、具体的な充当時期までは、安全性の高い金融商品等で運用していく方針であります。

第２ 【売出要項】

１ 【売出株式(引受人の買取引受による売出し)】

2026年11月30日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「２　売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)　(2) ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者(以下「第２　売出要項」において「引受人」という。)は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(売出価格、発行価格と同一の価格)で売出しを行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数(株)		売出価額の総額(円)	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
―	入札方式のうち入札による売出し	―	―	―
―	入札方式のうち入札によらない売出し	―	―	―
普通株式	ブックビルディング方式	12,216,600	16,981,074,000	東京都港区六本木六丁目10－1 六本木ヒルズ森タワー15F ANRI4号投資事業有限責任組合 2,600,500株 東京都港区赤坂９丁目７番２号ミッドタウン・イースト４階 マツモトインベストメント株式会社 644,445株 東京都中央区八重洲一丁目３番４号 ＳＭＢＣベンチャーキャピタル６号投資事業有限責任組合 616,050株 千葉県浦安市美浜一丁目８番１号 株式会社オリエンタルランド・イノベーションズ 488,800株 東京都千代田区内幸町一丁目３番３号 内幸町ダイビル マーキュリア・ビズテック投資事業有限責任組合 421,400株 東京都渋谷区東四丁目６番21－1303号 株式会社コンテクスト 417,500株 東京都千代田区丸の内二丁目３番２号 郵船ビルディング ニッセイ・キャピタル12号投資事業有限責任組合 401,450株 東京都港区 濵渦伸次 374,100株 東京都渋谷区桜丘町16番12号 千葉道場３号投資事業有限責任組合 331,850株 東京都港区元麻布三丁目4番26号 いちご元麻布ビル2階 THE CREATIVE FUND １号投資事業有限責任組合 308,000株

				東京都港区六本木七丁目15番7号 De Capital1号投資事業有限責任組合 287,600株 東京都国立市中１丁目16－17 ｙ’ｓ　ｉｎｖｅｓｔｍｅｎｔ合同会社 260,000株 東京都渋谷区渋谷二丁目17番1号 ＫＤＤＩ新規事業育成３号投資事業有限責任組合 258,750株 東京都港区六本木七丁目15番７号 De Capital TK 2nd 224,925株 京都府京都市中京区烏丸通錦小路上ル手洗水町670番地 株式会社And Doホールディングス 215,700株 静岡県静岡市清水区草薙北２番１号 静岡キャピタル９号投資事業有限責任組合 215,650株 東京都中央区八重洲一丁目３番４号 ＳＭＢＣベンチャーキャピタル７号投資事業有限責任組合 215,650株 東京都千代田区大手町一丁目７番２号 株式会社サンケイビル 215,550株 東京都中央区 大久保貴之 196,400株 新潟県新潟市中央区 佐藤裕紀 180,000株 東京都渋谷区桜丘町26番１号 GMO GFF投資事業有限責任組合 127,900株 東京都港区 江藤大宗 100,000株 愛知県名古屋市中区新栄１丁目49－28 大成工務株式会社 100,000株 東京都中央区八重洲一丁目３番４号 ＳＭＢＣベンチャーキャピタル５号投資事業有限責任組合 99,900株 東京都港区 藤井亮輔 94,700株

				東京都港区三田１－４-58-N1214 ＤＡＭ株式会社 85,000株 新潟県南魚沼市 南雲二郎 80,000株 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目10番地２ ひまわりＧ５号投資事業有限責任組合 77,650株 愛知県あま市 若松繁隆 75,000株 広島県広島市南区宇品西４丁目１－66 STグロー株式会社 75,000株 東京都港区 井上雅意 74,500株 宮崎県宮崎市 山本稔 68,250株 東京都港区赤坂八丁目11番37号 DBC1号投資事業有限責任組合 55,300株 東京都港区 濵田優貴 50,000株 愛知県名古屋市西区名塚町１丁目７７ 玄々化学工業株式会社 50,000株 宮城県仙台市青葉区中央２丁目９－10 コクヨ東北販売株式会社 50,000株 兵庫県神戸市西区玉津町高津橋703－１ 株式会社明神コーポレーション 50,000株 三重県津市東丸之内33番1号 株式会社ちとせ 50,000株 岐阜県岐阜市 福田哲 50,000株 広島県福山市引野町４丁目１番８号 ＳＲホールディングス株式会社 45,000株 東京都港区 松丸大吾 43,130株 東京都渋谷区恵比寿四丁目３番１号 ＡＡファンド投資事業有限責任組合 41,250株

				大阪府大阪市生野区 黒岩裕輔 40,500株 静岡県浜松市中央区 雪下真希子 40,000株 福岡県福岡市中央区 河邉哲司 40,000株 東京都新宿区西新宿８丁目11－10 星野ビル２階 株式会社トラストコンセルジュ 40,000株 福島県いわき市小名浜字吹松２－10 株式会社三プラント 40,000株 石川県小松市 土定清剛 40,000株 愛知県安城市御幸本町４番15号 株式会社大嶽安城 40,000株 神奈川県横浜市中区 倉茂徹 40,000株 石川県小松市西軽海町４丁目113 有限会社ユキオ 40,000株 東京都文京区 菅原大太郎 40,000株 大阪府堺市中区小阪西町１－１ 株式会社アスト中本 40,000株 東京都千代田区九段北４丁目２－11 第２星光ビル７Ｆ 株式会社バークレーハウス 40,000株 石川県金沢市 中嶋顕 40,000株 神奈川県川崎市川崎区日進町３－４ ｕｎｉｃｏＢ２階 株式会社ヨネヤマ 40,000株 岡山県岡山市中区高屋356－３ 株式会社アン・ドゥーホールディングス 40,000株

				東京都目黒区 滝藤靖明 40,000株 東京都品川区大井７丁目10－３ 有限会社スリーエヌ 40,000株 東京都中央区日本橋茅場町１丁目12－６ フジファンド株式会社 40,000株 東京都千代田区外神田１丁目２－７ 株式会社オノデン 40,000株 京都府京都市下京区寺町通四条下る貞安前之町605 株式会社藤井大丸 40,000株 東京都目黒区 山口道元 40,000株 東京都港区 松岡清美 40,000株 兵庫県南あわじ市榎列小榎列603 富永商事ホールディングス株式会社 37,500株 東京都千代田区内幸町一丁目２番１号 みずほ成長支援第４号投資事業有限責任組合 32,400株 広島県広島市中区銀山町３番１号 ＨＶＣ２号投資事業有限責任組合 32,350株 東京都港区六本木1-4-5 アークヒルズサウスタワー9階 ＧＡ４号投資組合 31,600株 東京都港区元麻布一丁目３番３－201号 株式会社透 30,000株 東京都渋谷区 加藤恭輔 30,000株 大阪府大阪市東住吉区照ケ丘矢田２丁目３番５号 株式会社コーナン 30,000株 和歌山県和歌山市 前田裕子 30,000株 東京都国立市 町田剛 30,000株

				岐阜県岐阜市北一色４丁目５－７ 株式会社ＳＡＩＴＥＣ 29,000株 愛媛県松山市 長戸重幸 25,000株 静岡県静岡市駿河区小鹿３丁目１番58号 株式会社Ｔ．Ｉ．Ｃ 25,000株 大阪府吹田市 馬場隆博 25,000株 大阪府東大阪市加納４丁目11番４号 サンライズ鉄工株式会社 25,000株 千葉県船橋市高瀬町31－３ 株式会社ティーエスケー 25,000株 東京都渋谷区恵比寿西1-36-2 株式会社エイチ 24,000株 東京都千代田区 澤山明依 23,100株 大阪府堺市東区 高好章二 20,000株 愛知県豊川市 及部多高 20,000株 大阪府富田林市 鯉谷英介 20,000株 東京都中央区 遠藤孝 20,000株 大阪府堺市中区毛穴町126番地の１ 大和食品株式会社 20,000株 愛知県知多郡東浦町生路池下90 大生紡績株式会社 20,000株 福岡県福岡市博多区東光２丁目14－１ 株式会社ソフトサービス 20,000株 東京都港区麻布台1-1-1 有限会社ＲＥＭＡ 20,000株 千葉県柏市豊四季1004 広島建設株式会社 20,000株

				東京都港区 河原亮 20,000株 石川県金沢市広岡２丁目７－29 株式会社永和地所 20,000株 東京都練馬区 能城博 20,000株 滋賀県草津市野路７丁目８－22 株式会社杉本商事 20,000株 埼玉県さいたま市浦和区 綿貫將 19,400株 茨城県水戸市泉町３丁目１－27 株式会社テツカンパニー 17,000株 東京都品川区東大井５丁目12－10 大井朝陽ビル６Ｆ 雪ヶ谷化学工業株式会社 16,300株 東京都港区 松原裕一 15,000株 東京都荒川区 志内幸彦 14,650株 東京都世田谷区 舩山展丈 14,400株 宮崎県都城市 穂満一成 13,650株 東京都品川区 山下真弘 12,250株 千葉県船橋市海神３丁目24－１ 株式会社映光 10,000株 兵庫県芦屋市 前田倫彦 10,000株 東京都世田谷区 藤田美智雄 10,000株 広島県福山市 藤井智哉 9,450株

				三重県四日市市 村木雄哉 5,000株 福岡県福岡市中央区大宮１丁目７－12 地球商事株式会社 5,000株 宮崎県宮崎市 揚松晴也 1,950株 大阪府大阪市北区 田中幸夫 200株
計(総売出株式)	―	12,216,600	16,981,074,000	―

(注) １．上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の「有価証券上場規程施行規則」により規定されております。

２．引受人の買取引受による売出しに係る株式の一部は、野村證券株式会社の関連会社等を通じて、欧州及びアジアを中心とする海外市場(ただし、米国及びカナダを除く。)の海外投資家に対して販売(以下「引受人の買取引受による売出しにおける海外販売」といい、引受人の買取引受による売出しにおける海外販売の対象となる株数を「引受人の買取引受による売出しにおける海外販売株数」という。)される予定であります。なお、引受人の買取引受による売出しにおける海外販売株数は、引受人の買取引受による売出しに係る株式数の範囲内で、本募集及び引受人の買取引受による売出しの需要状況等を勘案した上で、売出価格決定日(2026年11月30日)に決定されます。引受人の買取引受による売出しにおける海外販売の内容につきましては、「募集又は売出しに関する特別記載事項　４．本邦以外の地域において開始される募集及び売出しに係る事項について」をご参照下さい。

３．上記売出数12,216,600株には、引受人の買取引受による売出しにおける日本国内での販売(以下「引受人の買取引受による売出しにおける国内販売」といい、引受人の買取引受による売出しにおける国内販売される株数を「引受人の買取引受による売出しにおける国内販売株数」という。)に供される株式と引受人の買取引受による売出しにおける海外販売に供される株式が含まれており、上記売出数12,216,600株は、引受人の買取引受による売出しにおける国内販売株数の上限の株数であります。最終的な引受人の買取引受による売出しにおける国内販売株数は、本募集及び引受人の買取引受による売出しの需要状況等を勘案した上で、売出価格決定日(2026年11月30日)に決定されます。

４．「第１　募集要項」における株式の発行を中止した場合には、引受人の買取引受による売出しも中止いたします。

５．売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格(1,390円)で算出した見込額であります。なお、当該総額は引受人の買取引受による売出しにおける国内販売株数の上限に係るものであり、引受人の買取引受による売出しにおける海外販売株数に係るものにつきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項　４．本邦以外の地域において開始される募集及び売出しに係る事項について」をご参照下さい。

６．売出数等については今後変更される可能性があります。

７．当社は、引受人に対し、上記売出数のうち、取得金額350百万円に相当する株式数を上限として、福利厚生を目的に、当社社員持株会を当社が指定する販売先(親引け先)として要請する予定であります。なお、親引けは、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分等に関する規則」に従い、発行者が指定する販売先への売付け(販売先を示唆する等実質的に類似する行為を含む。)であります。

８．振替機関の名称及び住所は、「第１　募集要項　１　新規発行株式」の(注)５．に記載した振替機関と同一であります。

９．本募集並びに引受人の買取引受による売出しに当たっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。
なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「３　売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「４　売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご参照下さい。

10．引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項　３．ロックアップについて」をご参照下さい。

2 【売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)】

(1) 【入札方式】

① 【入札による売出し】

該当事項はありません。

② 【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

売出価格(円)	引受価額(円)	申込期間	申込株数単位(株)	申込証拠金(円)	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は名称	元引受契約の内容
未定 (注)1. (注)2.	未定 (注)1.	自 2026年 12月1日(火) 至 2026年 12月4日(金)	100	未定 (注)2.	引受人の本支店及び営業所	東京都中央区日本橋一丁目13番1号 野村證券株式会社 東京都港区六本木一丁目6番1号 株式会社ＳＢＩ証券 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号 ＳＭＢＣ日興証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目9番2号 三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号 大和証券株式会社 広島県広島市中区紙屋町一丁目3番8号 ひろぎん証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目5番1号 みずほ証券株式会社 福岡県福岡市中央区天神二丁目13番1号 ＦＦＧ証券株式会社 静岡県静岡市葵区追手町1番13号 静銀ティーエム証券株式会社 千葉県千葉市中央区中央二丁目5番1号 ちばぎん証券株式会社 愛知県名古屋市中村区名駅四丁目7番1号 東海東京証券株式会社 大阪府大阪市中央区今橋一丁目8番12号 岩井コスモ証券株式会社 東京都中央区日本橋室町二丁目2番1号 岡三証券株式会社 東京都中央区日本橋茅場町一丁目4番7号 極東証券株式会社 東京都中央区八丁堀四丁目7番1号 東洋証券株式会社 東京都千代田区麹町一丁目4番地 松井証券株式会社 東京都港区赤坂一丁目12番32号 マネックス証券株式会社 東京都文京区小石川一丁目1番1号 水戸証券株式会社	未定 (注)3.

（注）１．売出価格の決定方法は、「第１　募集要項　３　募集の条件　(2) ブックビルディング方式」の(注)１．と同様であります。
２．売出価格及び申込証拠金は、本募集における発行価格及び申込証拠金とそれぞれ同一となります。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
引受人の買取引受による売出しにおける引受価額は、本募集における引受価額と同一となります。
３．引受人の引受価額による買取引受によることとし、その他元引受契約の内容、売出しに必要な条件は、売出価格決定日(2026年11月30日)に決定する予定であります。
なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
４．上記引受人と売出価格決定日に元引受契約を締結する予定であります。
５．引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。
６．株式受渡期日は、上場(売買開始)日の予定であります。引受人の買取引受による売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。
７．申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。
８．上記引受人の販売方針は、「第１　募集要項　３　募集の条件　(2) ブックビルディング方式」の（注）７．に記載した販売方針と同様であります。

3 【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】

種類	売出数(株)		売出価額の総額(円)	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
―	入札方式のうち入札による売出し	―	―	―
―	入札方式のうち入札によらない売出し	―	―	―
普通株式	ブックビルディング方式	2,594,600	3,606,494,000	東京都中央区日本橋一丁目13番１号 野村證券株式会社　2,594,600株
計(総売出株式)	―	2,594,600	3,606,494,000	―

(注) １．オーバーアロットメントによる売出しは、本募集並びに引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、野村證券株式会社が行う売出しであります。したがってオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少若しくは中止される場合があります。

２．オーバーアロットメントによる売出しに関連して、当社は、2026年11月６日開催の取締役会において、野村證券株式会社を割当先とする当社普通株式2,594,600株の第三者割当増資の決議を行っております。また、野村證券株式会社は、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。

なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項　２．第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。

３．上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の「有価証券上場規程施行規則」により規定されております。

４．「第１　募集要項」における株式の発行を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。

５．売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格(1,390円)で算出した見込額であります。

６．振替機関の名称及び住所は、「第１　募集要項　１　新規発行株式」の(注)５．に記載した振替機関と同一であります。

4 【売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)】

(1) 【入札方式】

① 【入札による売出し】

該当事項はありません。

② 【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

売出価格(円)	申込期間	申込株数単位(株)	申込証拠金(円)	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は名称	元引受契約の内容
未定 (注)1.	自　2026年 12月1日(火) 至　2026年 12月4日(金)	100	未定 (注)1.	野村證券株式会社の本店及び全国各支店	―	―

(注) 1. 売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一とし、売出価格決定日に決定する予定であります。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。

2. 株式受渡期日は、引受人の買取引受による売出しにおける株式受渡期日と同じ上場(売買開始)日の予定であります。オーバーアロットメントによる売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。

3. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。

4. 野村證券株式会社の販売方針は、「第1　募集要項　3　募集の条件　(2) ブックビルディング方式」の(注)7. に記載した販売方針と同様であります。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1．東京証券取引所グロース市場への上場について

当社は、「第１　募集要項」における新規発行株式及び「第２　売出要項」における売出株式を含む当社普通株式について、野村證券株式会社(単独ブックランナー)及び株式会社ＳＢＩ証券を共同主幹事会社として、東京証券取引所グロース市場への上場を予定しております。

なお、東京証券取引所グロース市場への上場にあたっての幹事取引参加者は野村證券株式会社であります。

2．第三者割当増資とシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、野村證券株式会社が当社株主である濵渦伸次(以下「貸株人」という。)より借入れる株式であります。これに関連して、当社は、2026年11月６日開催の取締役会において、野村證券株式会社を割当先とする当社普通株式2,594,600株の第三者割当増資(以下「本件第三者割当増資」という。)を行うことを決議しております。本件第三者割当増資の会社法上の募集事項については、以下のとおりであります。

(1)	募集株式の数	当社普通株式　　2,594,600株
(2)	募集株式の払込金額	未定　(注)１.
(3)	増加する資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は割当価格を基礎とし、会社計算規則第14条第１項に基づき算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。　(注)２.
(4)	払込期日	2027年１月６日(水)

(注)　１．募集株式の払込金額(会社法上の払込金額)は、2026年11月20日開催予定の取締役会において決定される予定の「第１　募集要項」における新規発行株式の払込金額(会社法上の払込金額)と同一とする予定であります。

２．割当価格は、2026年11月30日に決定される予定の「第１　募集要項」における新規発行株式の引受価額と同一とする予定であります。

また、野村證券株式会社は、2026年12月９日から2026年12月30日までの間、貸株人から借入れる株式の返却を目的として、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とするシンジケートカバー取引を行う場合があります。

野村證券株式会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式について、当該株式数については、割当てに応じない予定でありますので、その場合には本件第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、又は発行そのものが全く行われない場合があります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、野村證券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

３．ロックアップについて

本募集並びに引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人かつ貸株人である濵渦伸次、売出人である江藤大宗、大久保貴之、株式会社コンテクスト、マツモトインベストメント株式会社、株式会社透、黒岩裕輔、松丸大吾、株式会社サンケイビル、藤井亮輔、濵田優貴、舩山展丈、松原裕一、加藤恭輔、ＳＲホールディングス株式会社、雪下真希子、富永商事ホールディングス株式会社、穂満一成、長戸重幸、株式会社映光、河邉哲司、株式会社Ｔ．Ｉ．Ｃ、馬場隆博、高好章二、株式会社コーナン、前田裕子、及部多高、鯉谷英介、遠藤孝、大和食品株式会社、株式会社テツカンパニー、大生紡績株式会社、株式会社ソフトサービス、有限会社ＲＥＭＡ、町田剛、広島建設株式会社、雪ヶ谷化学工業株式会社、株式会社エイチ、澤山明依、河原亮、株式会社ＳＡＩＴＥＣ、藤井智哉、志内幸彦、田中幸夫、村木雄哉、前田倫彦及び藤田美智雄、当社株主である株式会社オープンハウスグループ、株式会社セコイア、トヨタ・インベンション・パートナーズ株式会社、SBIホールディングス株式会社、Pleiad-Minerva Japan Growth Opportunities LP、TT Lion Partners株式会社、中条貴之、OUT株式会社、申真衣、SuMi TRUSTイノベーション2号投資事業有限責任組合、SBI Venture Fund2023B 投資事業有限責任組合、SBI Venture Fund2023A 投資事業有限責任組合、合同会社トリアージキャピタル、杉田浩章、株式会社杏玲、NOT A HOTEL社員持株会及びその他66名並びに新株予約権者である山下真弘、井上雅意、鈴木康弘、林亮治、綿貫將及びその他11名は、野村證券株式会社に対し、元引受契約締結日から上場(売買開始)日(当日を含む)後180日目の2027年６月６日までの期間(以下「ロックアップ期間」という。)中、野村證券株式会社の事前の書面による同意なしには、元引受契約締結日に保有する当社普通株式(当社新株予約権を含む。)の売却等(ただし、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと等を除く。)を行わない旨合意しております。

また、売出人であるANRI4号投資事業有限責任組合、ニッセイ・キャピタル12号投資事業有限責任組合、千葉道場３号投資事業有限責任組合、THE CREATIVE FUND １号投資事業有限責任組合、De Capital1号投資事業有限責任組合、De Capital TK 2nd、GMO GFF投資事業有限責任組合、ＡＡファンド投資事業有限責任組合、DBC1号投資事業有限責任組合、ＨＶＣ２号投資事業有限責任組合、みずほ成長支援第４号投資事業有限責任組合及びＧＡ４号投資組合、当社株主であるＧＡ５号投資組合は、野村證券株式会社に対し、ロックアップ期間中、野村證券株式会社の事前の書面による同意なしには、元引受契約締結日に保有する当社普通株式(当社新株予約権を含む。)の売却等(ただし、引受人の買取引受による売出し及びその売却価格が「第１　募集要項」における発行価格の1.5倍以上であって、野村證券株式会社を通して行う売却等を除く。)を行わない旨合意しております。

さらに、当社は野村證券株式会社に対し、ロックアップ期間中、野村證券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の発行、当社普通株式に転換若しくは交換される有価証券の発行または当社普通株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行等(ただし、本募集、株式分割、ストック・オプションとしての新株予約権の発行及びオーバーアロットメントによる売出しに関連し、2026年11月６日開催の当社取締役会において決議された野村證券株式会社を割当先とする第三者割当増資等を除く。)を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、野村證券株式会社はその裁量で当該合意の内容を一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

上記のほか、当社は、取引所の定める「有価証券上場規程施行規則」の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当等に関し、当社普通株式及び当社優先株式の割当を受けた者(NOT A HOTEL社員持株会、Pleiad-Minerva Japan Growth Opportunities LP、株式会社セコイア、JPSG Investment III Pte. Ltd.、SuMi TRUSTイノベーション２号投資事業有限責任組合、株式会社DOT ONE、De Capital TK ２nd、株式会社Aiam、GMO GFF投資事業有限責任組合、合同会社トリアージキャピタル、GA５号投資組合、株式会社UMITO、GA４号投資組合、トヨタ・インベンション・パートナーズ株式会社、SBIホールディングス株式会社、SBI Venture Fund2023A 投資事業有限責任組合及びSBI Venture Fund2023B 投資事業有限責任組合)及び当社新株予約権の割当を受けた者との間に継続所有等の確約を行っております。その内容については、「第四部　株式公開情報　第２　第三者割当等の概況」をご参照下さい。

４．本邦以外の地域において開始される募集及び売出しに係る事項について

2026年11月６日開催の当社取締役会において決議された本募集の発行株式及び当社普通株式の売出し(引受人の買取引受による売出し)に係る売出数のうち一部について、欧州及びアジアを中心とする海外市場(ただし、米国及びカナダを除く。)の海外投資家に対して海外販売が行われる予定であります。

海外販売の概要は以下のとおりであります。

１．本募集における海外販売に関する事項

(1) 株式の種類

当社普通株式

(2) 本募集における海外販売の発行数

未定(上記発行数は、本募集における海外販売株数であり、本募集に係る株式数の範囲内で、本募集及び引受人の買取引受による売出しの需要状況等を勘案した上で、発行価格決定日に決定されます。)

(3) 本募集における海外販売の発行価格

未定(本募集における海外販売の発行価格の決定方法は、「第１　募集要項　３　募集の条件　(2)ブックビルディング方式」の(注)１．と同様であります。)

(本募集における海外販売の発行価格は、「第１　募集要項　３　募集の条件　(2)ブックビルディング方式」に記載の国内募集における発行価格と同一といたします。)

(4) 本募集における海外販売の発行価額(会社法上の払込金額)

未定(「第１　募集要項　２　募集の方法」の冒頭に記載のとおり、会社法上の払込金額及び2026年11月30日に決定される予定の発行価格、引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。)

(本募集における海外販売の発行価額は、「第１　募集要項　３　募集の条件　(2)ブックビルディング方式」に記載の国内募集における払込金額と同一といたします。)

(5) 本募集における海外販売の資本組入額

未定(本募集における海外販売の資本組入額は、「第１　募集要項　３　募集の条件　(2) ブックビルディング方式」に記載の国内募集における資本組入額と同一といたします。)

(6) 本募集における海外販売の発行価額の総額

未定

(7) 本募集における海外販売の資本組入額の総額

未定(本募集における海外販売の資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であり、発行価格決定日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とします。)

(8) 株式の内容

完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。

(9) 発行方法

下記(10)に記載の引受人が本募集における発行株式を買取引受けした上で、本募集の発行株式のうちの一部を野村證券株式会社の関連会社等を通じて、海外販売いたします。

(10)引受人の名称

「第１　募集要項　４　株式の引受け」に記載の引受人

(11)募集を行う地域

欧州及びアジアを中心とする海外市場(ただし、米国及びカナダを除く。)

(12)提出会社が取得する手取金の総額並びに使途ごとの内容、金額及び支出予定時期

①　手取金の総額　払込金額の総額　　未定
　　発行諸費用の概算額　　未定
　　差引手取概算額　　未定

②　手取金の使途ごとの内容、金額及び支出予定時期

(「第１　募集要項　５　新規発行による手取金の使途　(2)手取金の使途」に記載のとおり)

(13)本募集における海外販売の新規発行年月日(払込期日)

2026年12月８日(火)

(14)当該有価証券を金融商品取引所に上場しようとする場合における当該金融商品取引所の名称

株式会社東京証券取引所

(15)その他の事項

有価証券届出書提出日現在の当社の発行済株式総数及び資本金の額

発行済株式総数	普通株式	74,817,200株
資本金の額		5,094百万円

２．引受人の買取引受による売出しにおける海外販売に関する事項

(1) 株式の種類

当社普通株式

(2) 引受人の買取引受による売出しにおける海外販売の売出数

未定(売出数は、引受人の買取引受による売出しにおける海外販売株数であり、引受人の買取引受による売出しに係る株式数の範囲内で、本募集及び引受人の買取引受による売出しの需要状況等を勘案した上で、売出価格決定日に決定されます。)

(3) 引受人の買取引受による売出しにおける海外販売の売出価格

未定(「第１　募集要項　３　募集の条件　(2) ブックビルディング方式」の(注)１．と同様の決定方法により、売出価格決定日に、下記(4)に記載の引受価額と同時に決定される予定であります。)

(4) 引受人の買取引受による売出しにおける海外販売の引受価額

未定(日本証券業協会の定める「有価証券の引受け等に関する規則」第25条に規定される方式により、売出価格決定日に決定されます。)

(5) 引受人の買取引受による売出しにおける海外販売の売出価額の総額

未定

(6) 株式の内容

完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。

(7) 売出方法

下記(8)に記載の引受人が、引受人の買取引受による売出しに係る売出数を買取引受けした上で、引受人の買取引受による売出しに係る売出株式の一部を野村證券株式会社の関連会社等を通じて、海外販売いたします。

(8) 引受人の名称

「第２　売出要項　２　売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)　(2) ブックビルディング方式」に記載の引受人

(9) 売出しを行う者の氏名又は名称

「第２　売出要項　１　売出株式(引受人の買取引受による売出し)」に記載の売出人

(10)売出しを行う地域

欧州及びアジアを中心とする海外市場(ただし、米国及びカナダを除く。)

(11)受渡年月日

2026年12月９日(水)

(12)当該有価証券を金融商品取引所に上場しようとする場合における当該金融商品取引所の名称

株式会社東京証券取引所

５．目論見書の電子交付

引受人及びその委託販売先金融商品取引業者は、本募集及び引受人の買取引受による売出し並びにオーバーアロットメントによる売出しにおける目論見書の提供を、書面ではなく、全て電子交付により行います。目論見書提供者は、目論見書被提供者から同意を得た上で、目論見書に記載された事項を電磁的方法により提供した場合、目論見書の交付をしたものとみなされます(金融商品取引法第27条の30の９第１項、企業内容等の開示に関する内閣府令第23条の２第１項)。したがって、当該同意が得られない場合、また、当該同意が撤回された場合(企業内容等の開示に関する内閣府令第23条の２第６項)は、目論見書の電子交付はできませんが、本募集及び引受人の買取引受による売出し並びにオーバーアロットメントによる売出しにおいて、引受人及びその委託販売先金融商品取引業者は当該同意が得られ撤回されていない投資家に対してのみ当社普通株式を販売します。

第二部 【企業情報】

第１ 【企業の概況】

１ 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次		第５期	第６期
決算年月		2025年３月	2026年３月
売上高	(百万円)	9,819	12,878
経常利益	(百万円)	454	671
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	356	457
包括利益	(百万円)	311	468
純資産額	(百万円)	11,863	15,048
総資産額	(百万円)	32,621	56,311
１株当たり純資産額	(円)	△0.30	20.78
１株当たり当期純利益	(円)	5.93	7.12
潜在株式調整後１株当たり当期純利益	(円)	－	－
自己資本比率	(%)	34.2	25.9
自己資本利益率	(%)	4.5	3.6
株価収益率	(倍)	－	－
営業活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	2,127	△2,571
投資活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	△5,218	△3,168
財務活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	10,118	7,186
現金及び現金同等物の期末残高	(百万円)	10,637	12,092
従業員数〔ほか、平均臨時雇用人員〕	(名)	207〔28〕	352〔105〕

(注) １．１株当たり純資産額の算定に当たっては、優先株主に対する残余財産の分配額を控除して計算しております。
２．潜在株式調整後１株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。
３．株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。
４．前連結会計年度(第５期)及び当連結会計年度(第６期)の連結財務諸表については、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和51年大蔵省令第28号）」に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、HLB ESネクスト有限責任監査法人により監査を受けております。なお、ESネクスト有限責任監査法人は、2026年10月１日に名称を変更し、HLB ESネクスト有限責任監査法人となりました。
５．従業員数は就業人員（当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、有期雇用契約社員等を含む。）は、年間の平均人員を〔 〕外数で記載しております。
６．当社は、2026年６月18日開催の取締役会において、Ａ種優先株式、Ａ１種優先株式、Ａ２種優先株式、Ｂ種優先株式、Ｂ１種優先株式、Ｂ２種優先株式、Ｃ種優先株式、Ｃ１種優先株式のすべてにつき、定款に定める取得条項に基づき取得することを決議し、2026年７月８日付で自己株式として取得し、対価として当該各種優先株主に各種優先株式１株につき普通株式１株を交付しております。また、取得した自己株式は、会社法第178条の規定に基づき、同日付ですべて消却しております。
７．当社は、2026年９月30日付で普通株式１株につき50株の割合で株式分割を行っております。第５期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、１株当たり純資産額及び１株当たり当期純利益を算定しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次		第２期	第３期	第４期	第５期	第６期
決算年月		2022年３月	2023年３月	2024年３月	2025年３月	2026年３月
売上高	（百万円）	108	3,891	3,154	8,226	11,273
経常利益又は経常損失(△)	（百万円）	△483	203	265	639	915
当期純利益又は当期純損失(△)	（百万円）	△483	189	242	276	615
資本金	（百万円）	30	100	100	100	94
発行済株式総数 普通株式 Ａ種優先株式 Ａ１種優先株式 Ａ２種優先株式 Ｂ種優先株式 Ｂ１種優先株式 Ｂ２種優先株式 Ｃ種優先株式 Ｃ１種優先株式	（株）	 500,000 155,530 － － － － － － －	 500,000 155,530 141,194 245,742 － － － － －	 500,000 155,530 141,194 245,742 － － － － －	 500,000 155,530 141,194 245,742 48,227 155,800 26,047 － －	 502,576 155,530 141,194 245,742 48,227 155,800 26,047 7,827 52,501
純資産額	（百万円）	1,485	4,524	5,856	11,604	14,933
総資産額	（百万円）	3,135	6,434	13,601	28,547	44,276
１株当たり純資産額	（円）	△1,191.91	△813.65	△329.35	4.56	31.86
１株当たり配当額 （１株当たり中間配当額）	（円）	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)
１株当たり当期純利益又は １株当たり当期純損失(△)	（円）	△738.05	232.48	232.28	4.59	9.56
潜在株式調整後 １株当たり当期純利益	（円）	－	－	－	－	－
自己資本比率	（％）	10.8	70.3	35.0	39.5	33.6
自己資本利益率	（％）	－	7.8	5.2	3.4	4.7
株価収益率	（倍）	－	－	－	－	－
配当性向	（％）	－	－	－	－	－
従業員数 〔ほか、平均臨時雇用人員〕	（名）	22	55	103	146 〔6〕	239 〔6〕

（注）１．１株当たり純資産額の算定に当たっては、優先株主に対する残余財産の分配額を控除して計算しております。

２．第２期については、設立直後であり、物件の開業を翌期に控えている中で販売費及び一般管理費の支出が増加したため、経常損失及び当期純損失を計上しております。

３．１株当たり配当額及び配当性向については、配当を実施していないため、記載しておりません。

４．潜在株式調整後１株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、また、第２期については１株当たり当期純損失であるため、記載しておりません。

５．第２期の自己資本利益率については当期純損失を計上しているため、記載しておりません。

６．株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。

７．従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、有期雇用契約社員等を含む。）は、年間の平均人員を〔 〕外数で記載しております。

８．主要な経営指標等のうち、第２期から第４期については、会社計算規則（平成18年法務省令第13号）の規定に基づき算出した各数値を記載しており、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を受けておりません。

９．第５期及び第６期の財務諸表については、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、HLB ESネクスト有限責任監査法人により監査を受けております。

10. 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年３月31日）等を第３期の期首から適用しており、第３期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標となっております。
11. 当社は、2026年６月18日開催の取締役会において、Ａ種優先株式、Ａ１種優先株式、Ａ２種優先株式、Ｂ種優先株式、Ｂ１種優先株式、Ｂ２種優先株式、Ｃ種優先株式、Ｃ１種優先株式のすべてにつき、定款に定める取得条項に基づき取得することを決議し、2026年７月８日付で自己株式として取得し、対価として当該各種優先株主に各種優先株式１株につき普通株式１株を交付しております。取得した自己株式は、会社法第178条の規定に基づき、同日付ですべて消却しております。また、当社は、2026年８月６日付で第三者割当増資を行い、普通株式は160,900株、資本金は4,999百万円それぞれ増加しております。その後、2026年９月30日付で普通株式１株につき50株の割合で株式分割を行っております。その結果、本書提出日現在の資本金は5,094百万円、発行済株式総数は普通株式74,817,200株となっております。
12. 当社は、2026年９月30日付で普通株式１株につき50株の割合で株式分割を行っております。第５期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、１株当たり純資産額及び１株当たり当期純利益を算定しております。
13. 当社は、2026年９月30日付で普通株式１株につき50株の割合で株式分割を行っております。
そこで、東京証券取引所自主規制法人（現　日本取引所自主規制法人）の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）』の作成上の留意点について」（平成24年８月21日付東証上審第133号）に基づき、第２期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の１株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。なお、第２期、第３期及び第４期の数値（１株当たり配当額についてはすべての数値）については、HLB ESネクスト有限責任監査法人の監査を受けておりません。

回次		第２期	第３期	第４期	第５期	第６期
決算年月		2022年３月	2023年３月	2024年３月	2025年３月	2026年３月
１株当たり純資産額	（円）	△23.84	△16.27	△6.59	4.56	31.86
１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失(△)	（円）	△14.76	4.65	4.65	4.59	9.56
潜在株式調整後１株当たり当期純利益	（円）	－	－	－	－	－
１株当たり配当額（１株当たり中間配当額）	（円）	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)

2 【沿革】

当社は、「NOT A HOTEL」ブランドの居住及び宿泊利用を目的とする住宅・別荘等の不動産（以下「セカンドハウス」という。）の企画・開発・販売を行うことを目的として、2020年４月に設立されました。なお、当社創業者であり、代表取締役社長の濵渦伸次が当社設立前に資本参画していた青島プロジェクト株式会社（現：ＮＯＴＡ株式会社に吸収合併）の株式現物出資により、当社は設立された経緯があります。

青島プロジェクト株式会社は、当時遊休地となっていた宮崎県宮崎市青島の（旧）橘ホテル跡地の有効活用に商機を見出したことに加え、濵渦の故郷である宮崎市に対する地域貢献も出来ることから、濵渦が設立発起人となって2017年４月に設立されました。同ホテル跡地の再開発プロジェクトは宮崎市からの採択により、2020年４月の当社設立時におけるビジネス上の構想と青島プロジェクト株式会社における事業上の構想との共通点もあったこと等から、濵渦が所有していた同社株式の現物出資により、当社は設立され、2022年11月には「NOT A HOTEL」ブランドとして第一号となるNOT A HOTEL AOSHIMAの運営を開始するに至っております。

したがいまして、以下の当社グループの沿革の記載に際しては、青島プロジェクト株式会社が設立された2017年４月以降の主な内容を記載しております。

年月	概要
2017年４月	宮崎県宮崎市青島の（旧）橘ホテル跡地の再開発事業公募における採択を受け、宿泊施設等の開発を行うことを目的として、当社創業者であり、現代表取締役社長の濵渦が発起人となり、青島プロジェクト株式会社を設立
2020年４月	新しいコンセプトのセカンドハウスの企画・開発・販売事業を行うことを目的として、当社代表取締役社長の濵渦が保有していた青島プロジェクト株式会社の株式を現物出資し、東京都港区六本木に当社を設立
2021年２月	東京都渋谷区千駄ケ谷に本社を移転
2021年４月	宅地建物取引業者免許（東京都知事（２）第106188号）を取得
2021年５月	ホテル運営等を行うことを目的として、株式会社Insitu Japan（現：株式会社Staple）と共同出資により、NOT A HOTEL MANAGEMENT株式会社を設立
2021年９月	NOT A HOTEL AOSHIMA（宮崎県宮崎市）及びNOT A HOTEL NASU（栃木県大田原市）の販売を開始
2022年３月	株式会社Insitu Japan（現：株式会社Staple）が保有するNOT A HOTEL MANAGEMENT株式会社の株式のうち、30%分を追加取得しNOT A HOTEL MANAGEMENT株式会社を子会社化
2022年４月	一級建築士事務所（東京都知事登録 第64929号）として登録
2022年８月	「NOT A HOTEL」を年間１泊～３連泊で利用可能なNFT（注１）であるMEMBERSHIP NFTの販売を開始
2022年11月	宮崎県宮崎市にて、「NOT A HOTEL」ブランドとして初の物件となるNOT A HOTEL AOSHIMAのホテル運営を開始
2022年12月	栃木県大田原市にて、NOT A HOTEL NASUのホテル運営を開始
2023年３月	信託受益権の媒介を目的として、第二種金融商品取引業者（関東財務局長（金商）第3269号）である株式会社ロケットメイカーズ（現：NOT A HOTEL2nd株式会社）の株式を100%取得し、完全子会社化 NOT A HOTEL MANAGEMENT株式会社の株式を追加取得により、完全子会社化
2023年７月	暗号資産「NOT A HOTEL COIN」（以下「NAC」という。）の発行・サービスの運営を行うことを目的として、NOT A HOTEL NFT株式会社（現：NOT A HOTEL DAO株式会社）を設立
2023年８月	ホテルコンドミニアム事業を行うことを目的として、株式会社Plan・Do・Seeとの共同出資により、NAPDS株式会社を設立（2026年５月解散、2026年９月清算結了）
2023年９月	NOT A HOTEL FUKUOKA（福岡県福岡市中央区）の開発パートナー企業より、Good Life&Travel Company株式会社の株式を取得し、関連会社化
2023年11月	福岡県福岡市中央区にて、「NOT A HOTEL」ブランド初の都市型ホテルとなるNOT A HOTEL FUKUOKAのホテル運営を開始

年月	概要
2024年４月	群馬県吾妻郡嬬恋村にて、NOT A HOTEL KITAKARUIZAWAのホテル運営を開始 年20泊以上の「NOT A HOTEL」を保有するオーナーを対象として、約200の海外ホテルの相互利用を可能とするサービスである「NOT A HOTEL ABROAD」の提供を開始
2024年５月	広島県三原市にて「NOT A HOTEL SETOUCHI」の企画、開発及び販売等を行うことを目的として、NOT A HOTEL SETOUCHI合同会社を設立
2024年10月	神奈川県足柄下郡湯河原町にて「NOT A HOTEL YUGAWARA」の企画、開発及び販売等を行うことを目的として、NOT A HOTEL YUGAWARA合同会社を設立
2024年12月	NOT A HOTEL DAO株式会社が発行した暗号資産「NOT A HOTEL COIN（NAC）」をGMOコインにてIEO（注２）を実施し、NACのサービス提供を開始
2025年３月	青島プロジェクト株式会社の株式を株式交換により取得し、完全子会社化したうえで、当社に吸収合併
2025年４月	ホテルコンサルティング事業を行うことを目的として、NOT A HOTEL CONSULTING株式会社（現：NOT A CITY株式会社）を設立 沖縄県南城市にて観光船の運航事業を行う株式会社知念海洋レジャーセンターの株式を取得し、完全子会社化 特定の「NOT A HOTEL」の企画、開発及び販売等を行うことを目的として、N&A合同会社を設立
2025年５月	群馬県利根郡みなかみ町にて、NOT A HOTEL MINAKAMIのホテル運営を開始
2025年７月	沖縄県石垣市にて、NOT A HOTEL ISHIGAKIのホテル運営を開始 ヘリ、船舶、ジェットなどのモビリティを必要な分だけ所有できる「NOT A GARAGE」の販売開始 香港市場向けのマーケティング、プロモーション事業を行うことを目的として、NOT A HOTEL Hong Kong Limitedを設立
2025年10月	「NOT A HOTEL」の物件を売買できるセカンダリーマーケットプレイス「MARKETPLACE」を運用開始 北海道虻田郡留寿都村にて「NOT A HOTEL RUSUTSU」の企画、開発及び販売等を行うことを目的として、NOT A HOTEL RUSUTSU特定目的会社へ出資
2026年１月	NOT A HOTEL株式会社（現：ＮＯＴＡ株式会社）、NOT A HOTEL MANAGEMENT株式会社、NOT A HOTEL DAO株式会社の本店を東京都中央区へ移転
2026年４月	広島県三原市にて、NOT A HOTEL SETOUCHIのホテル運営を開始 設計・デザインした住宅プロダクトの販売を行うことを目的として、NOT A HOUSE株式会社を設立
2026年７月	グループ内の将来的な建設工事の内製化を目的として、NOT A HOTEL CONSTRUCTION株式会社（現：NOT A CONSTRUCTION株式会社）を設立 将来的なグループサービス間でのポイントサービスの展開を目的として、NOT A HOTEL PAYMENT株式会社を設立 将来的なヘリ、船舶、ジェットなどのモビリティ全般の運営・管理を行うことを目的として、NOT A GARAGE株式会社を設立 米国で住宅プロダクトの販売を行うことを目的として、NOT A HOUSE USA, Inc.を設立
2026年８月	イベント企画、開発、運営などを目的として、Japa Valley合同会社を設立 国内でDROPHAUS等の住宅を販売することを目的として、DROPHAUS合同会社を設立
2026年９月	販売用ジェット機の取得を目的として、NOT A JET G500第１合同会社を設立 将来的な航空運送事業サービスの展開を目的として、NOT A JET株式会社を設立 船舶関連サービスを集約・一元化しサービス全般の運営・管理を行うことを目的として、NOT A MARINE株式会社を設立
2026年10月	事業領域をセカンドハウスから住宅・移動・街づくりへ広げ、グループ体制を強化するため、商号をNOT A HOTEL株式会社からＮＯＴＡ株式会社に変更

（注）１．NFTとは、Non-Fungible Tokenの略語であり、ブロックチェーン（ネットワーク上にある端末同士をダイレクトに接続し、暗号技術を用いて取引の記録を分散的に処理・記録するデータベースの一種）を基盤として作成された代替不可能なデジタルデータを指します（当社は利用権をデジタルデータとして発行しております。）

２．IEOとは、Initial Exchange Offeringの略語であり、企業等が発行する暗号資産（トークン）の販売を、暗号資産交換業者（金融庁の登録を受けた取引所）が顧客に対して販売を行う資金調達手段を指します。

3 【事業の内容】

当社グループは、「日本の価値を上げる」をミッションに掲げ、建築とクリエイティビティの力で日本各地の地域の魅力を再発見し、世界中の人々を惹きつける目的地へと磨き上げることを目指しております。見慣れたものに新たな視点を加え、従来の方法にとらわれない選択肢をつくるという「NOT A」の考え方を、否定ではなく進化と捉え、企業グループ「ＮＯＴＡ」として事業を展開しております。

中核事業は、世界的な建築家・クリエイターと共創するセカンドハウス「NOT A HOTEL」の企画、開発、販売及び運営であります。セカンドハウスの所有権と併せて、当社グループのネットワークを利用できる権利（オーナーライセンス）を販売し、「世界中に自分の家がある」という所有・利用体験を提供しております。土地の発掘及び企画から、デザイン、設計・施工管理、販売、ホテル運営、テクノロジーによる利用体験並びに二次流通までを一貫して担い、プロダクト及びサービスの品質を統合的に管理しております。また、物件販売後も、管理、ホテル運営、付帯サービス及び二次流通を通じて顧客との接点を維持し、継続的な収益機会を創出しております。

当社グループが提供する価値は、建物そのものにとどまらず、所有及び滞在を通じて得られる体験にあると考えております。この体験は、建築・デザイン、テクノロジー、販売及びホスピタリティ等の専門性を有する人材が、外部の建築家、クリエイター及び施工会社等と協働することで実現しております。これらの人材の確保・育成及び部門間の連携を、独自のプロダクトの創出とサービス品質の維持・向上を支える重要な基盤と位置付けております。

当社グループは、同事業で培った建築・開発能力、運営能力、顧客基盤及びテクノロジー基盤を活用し、滞在（「NOT A HOTEL」）から移動・体験（「NOT A GARAGE」）、住まい（「NOT A HOUSE」）及び街づくり（「NOT A CITY」）へと事業領域を段階的に拡大する方針であります。このうち「NOT A GARAGE」はメンバーシップ事業においてモビリティのシェア販売を行っており、「NOT A HOUSE」及び「NOT A CITY」については、それぞれ住宅プロダクトの商品開発及び施設の開業準備等を進めております。これにより、人々の暮らしにおける多様な場面で価値を提供することを目指しております。



当社グループ（当社及び当社の関係会社）は、当社及び当社の子会社18社及び関連会社３社により構成されており、メンバーシップ事業、オペレーション事業及びその他事業を行っております。

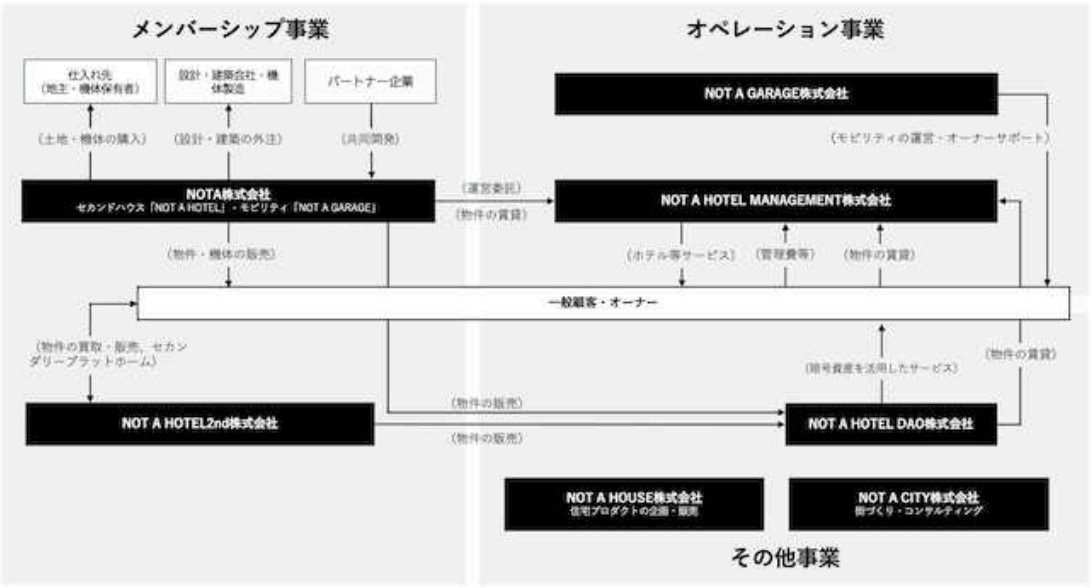

当社グループの事業内容と当社及び関係会社の事業に係る位置付け及びセグメントとの関連は、次のとおりであります。なお、以下に示す区分は、セグメントと同一の区分であります。

セグメント区分	事業内容	主要な関係会社
メンバーシップ事業	「NOT A HOTEL」及び「NOT A GARAGE」の企画・開発・販売を行う当社グループの基幹事業。「NOT A HOTEL」では、年間10泊から360泊まで柔軟に選択できる所有モデルを通じて「世界中に自分の家がある」体験を提供し、「NOT A GARAGE」では、ヘリコプターやクルーザー等のモビリティを通じて、移動や滞在先での体験を拡張。	ＮＯＴＡ株式会社 NOT A HOTEL2nd株式会社
オペレーション事業	当社ブランド物件のホテル・レストラン等の運営やオーナーサポート。NOT A GARAGEで提供するモビリティの運営やオーナーサポート。	NOT A HOTEL MANAGEMENT株式会社 NOT A GARAGE株式会社
その他事業	暗号資産「NOT A HOTEL COIN」の発行・流通及び周辺サービス、「NOT A CITY」として行う街づくり及びコンサルティング、「NOT A HOUSE」として行う住宅プロダクトの企画・販売、観光船運航等を通じた観光レジャーサービスなど。	NOT A HOTEL DAO株式会社 NOT A CITY株式会社 NOT A HOUSE株式会社 株式会社知念海洋レジャーセンター

（注）当社は2026年４月１日付でNOT A HOUSE株式会社、2026年７月１日付でNOT A HOTEL CONSTRUCTION株式会社（現 NOT A CONSTRUCTION株式会社）、NOT A HOTEL PAYMENT株式会社及びNOT A GARAGE株式会社、2026年７月２日付でNOT A HOUSE USA, Inc.、2026年８月１日付でJapa Valley合同会社及びDROPHAUS合同会社、2026年９月１日付でNOT A JET株式会社、NOT A MARINE株式会社及びNOT A JET G500第１合同会社を設立しております。

（1）メンバーシップ事業

当社グループは、セカンドハウスについては不動産の所有権又は当該不動産を信託財産とする信託受益権を、ヘリコプター、クルーザー、ジェット機等の移動手段（以下「モビリティ」という。）については所有権を、それぞれ当社ブランドのネットワークを利用できる権利（オーナーライセンス）と併せて販売しております。セカンドハウスは「NOT A HOTEL」、モビリティは「NOT A GARAGE」の名称で展開しております。なお、当社グループの手掛ける「NOT A HOTEL」を冠するプロダクトは下記の特徴を有しております。

「NOT A HOTEL」は、所有の喜びとホテルの利便性を両立させることを目指した所有・利用モデルであります。当社グループは、年間10泊からのシェア購入、所有物件及び他拠点の相互利用、未使用日のホテル貸出、専用アプリケーションによる予約・滞在管理並びに当社グループのプラットフォーム上での二次流通を一体として提供しております。さらに、販売を自社で直接行い、顧客の利用状況及び要望を企画、開発及び運営に還元することで、顧客体験の継続的な改善を図っております。

a．外部建築家やクリエイターとの協業

国内外で活動する建築家やクリエイターとの協働を通じて、一般的な別荘に求められる居住機能や利便性にとどまらず、立地環境や自然との関係性、空間構成及び素材選定等を一体的に考慮した建築物を企画・開発しております。インハウスの建築チームと外部の建築家・クリエイターとの共創体制により、デザイン・設計の品質、開発期間及び事業性を考慮しながら、意匠性及び体験価値を重視した物件の開発に取り組んでおります。

b．柔軟な所有形態と合理的な所有・利用モデル

当社は、従来型の別荘所有モデル（単独名義で別荘を取得し、利用頻度にかかわらず維持管理費や固定資産税等の負担を単独で負う形態）をアップデートし、所有の喜びとホテルの利便性を兼ね備えた新しいライフスタイルを実現する仕組みを提供しております。具体的には、以下の特長を有する合理的な所有・利用プラットフォームを構築しております。

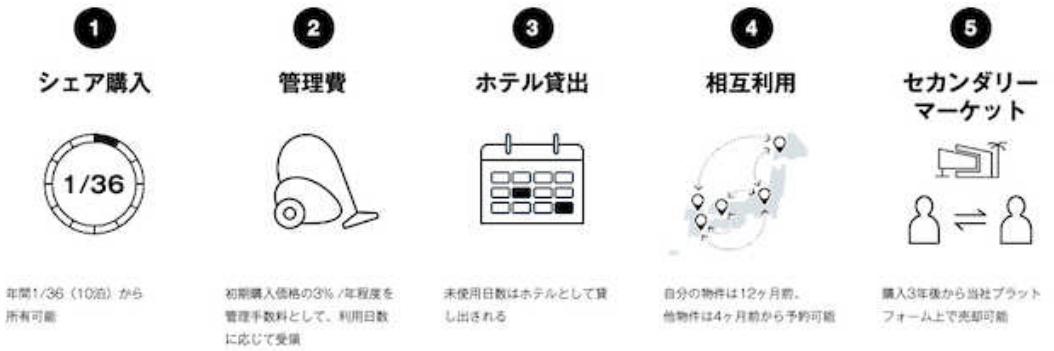

①シェア購入による柔軟な所有：

当社グループは、シェア購入において、セカンドハウスの年間の利用可能日数に対応する持分として、不動産の共有持分又は当該不動産を信託財産とする信託受益権の準共有持分を販売しております。オーナーは、これらの持分と併せてオーナーライセンスを取得し、関連する契約に基づき、年間10泊から必要な日数に応じて施設を利用することができます。

②透明性と合理性のある管理費：

管理費は、施設の管理に要する費用として、初期購入価格の３％（年額）程度を基準に設定し、所有する泊数に応じて受領しております。

③ホテル貸出による維持費の軽減：

オーナーの未使用日数はホテルとして一般向けに貸し出され、そこから得られる収益の一部を施設の長期維持費として積み立てることで、オーナーの負担軽減と施設価値の維持を両立させております。

④相互利用による体験価値の拡大：

オーナーは自身が所有する物件（所有泊数に応じて10～12か月前から予約可能）だけでなく、当社が展開する全国の他の開業済み施設（４ヶ月前から予約可能）も相互に利用することができ、一つの拠点に縛られない多様な滞在体験を提供しております。

⑤セカンダリーマーケットによる売却機会の提供：

オーナーは、当社グループのプラットフォームを通じて所有する泊数の売却を申し込むことができ、ライフスタイルの変化等に応じた売却機会を提供しております。なお、売却の成立又は売却価格を保証するものではありません。

c．セカンダリーマーケットプレイス「MARKETPLACE」

オーナー専用アプリケーション内で売買の申込み等を行うことができるプラットフォームを提供しております。当社グループのNOT A HOTEL2nd株式会社が、取引当事者として対象となる持分等の買取り及び販売並びに取引管理を担うことで、既存オーナー及び購入希望者の双方にとって、売却又は購入に係る手続きを行いやすい取引環境の整備を図っております。



「即時買取型（今すぐ売却）」では、売主オーナーが当社グループの提示する価格で売却を申し込み、NOT A HOTEL2nd株式会社が対象となる持分等を取得したうえで、購入希望者に再販売いたします。買取価格と再販売価格の差額が主な収益源となります。

「マッチング型（希望価格での出品・購入）」では、売主オーナーが希望価格で売却を申し込み、購入希望者とのマッチングが成立した場合に、NOT A HOTEL2nd株式会社が売主から対象となる持分等を取得し、同時又は近接した時期に買主へ売却いたします。所定の取引手数料が主な収益源となります。

なお、いずれの方式も、アプリケーション上の申込みのみで売買契約が成立するものではなく、所定の確認及び契約等の手続きを要します。

d．主要なサービスにおける収益モデル

当社グループの収益機会は、物件及びオーナーライセンスの販売に係る収益に加え、販売後に発生する管理費、未使用日のホテル運営、飲食・移動等の付帯サービス及び二次流通に係る収益から構成されます。拠点数及びオーナー数の拡大に伴い、相互利用の選択肢及び顧客接点が増加し、既存オーナーによる買い増し・紹介並びに販売後の継続的な収益機会につながる事業構造を構築しております。

「NOT A HOTEL」の販売に係る売上高は、収益認識方法の違いから、ライセンス売上高、アセット売上高及び償却保証金売上高に大別されます。なお、ライセンス売上高、アセット売上高はメンバーシップ事業、償却保証金売上高は、当社グループの収益セグメント上、オペレーション事業に区分されております。

ライセンス売上高は、オーナーライセンスの販売対価として配分される金額であり、契約締結後、オーナーとしての登録が完了した時点で収益を認識しております。ライセンス売上高に直接紐づく売上原価はありません。

アセット売上高は、物件（不動産）の販売対価として配分される金額であり、物件の開業時（既存物件については引渡し完了時）に収益を認識しております。同時に、販売用不動産を棚卸資産から売上原価として認識しております。

償却保証金売上高は、施設の長期的な運営維持・修繕に充当するため、販売金額のうち物件ごとに定める金額を償却保証金として受領し、契約に定める期間（現行の契約では10年間）にわたり按分して収益を認識しております。販売対価の配分方法を含む収益認識の詳細は、第５　経理の状況　１　連結財務諸表等（１）連結財務諸表　注記事項　（収益認識関係）２　顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報に記載のとおりであります。

当社の収益モデルを図式化すると、下記のとおりであります。



（注）入金額は事例によって異なる。上記売上・利益計上の遷移は、当社の平均的な事例をもとに作成したイメージ。

ライセンス売上高は、直接紐づく売上原価が存在しないことから、全額がオーナー登録完了時に契約活動の成果として、売上総利益に寄与します。一方で、アセット売上高は、販売した物件の開業時（既存物件については引渡し完了時）まで収益認識が繰り延べられ、引渡しと同時に販売用不動産を棚卸資産から売上原価として認識することから、ライセンス売上高と比較してアセット売上高計上時の売上総利益率は低水準にとどまります。その結果、当社グループの売上高は、物件の開業年度に多額のアセット売上高を計上することで大きく増加する一方で、各段階利益率は当該年度に低下する可能性があります。

（主な関係会社）

当社、NOT A HOTEL2nd株式会社

（2）オペレーション事業

利用者に対して「あたらしい暮らし」の体験を提供し、その満足度の向上を図るため、当社が販売したセカンドハウス及びモビリティを稼働させ、ホテル・レストラン等の運営、オーナーサポート、相互利用サービスの提供並びに清掃・保守等の管理を行っております。当該事業は、販売後も顧客との接点を維持し、一貫したブランド体験の提供を図ることで、オーナー満足度及びブランドロイヤルティの向上につなげる役割を担っております。

a．ホテル運営サービス

宿泊、レストラン、プライベートダイニングを含む統合的なホスピタリティを提供しております。外部一流シェフによるケータリングや専属料理人による体験型サービスの提供を特徴としております。

これらのサービスの提供にあたっては、当社の連結子会社であるNOT A HOTEL MANAGEMENT株式会社の代表取締役社長である林亮治が、飲食業界における知見及びネットワークを活かし、料理人の採用・育成やメニュー開発等において重要な役割を担っております。これらの取組みは、当社グループにおける顧客体験の質及びサービスの差別化を支えております。



b．デジタル統合

「あたらしい暮らし」の形をテクノロジーで実現するため、アプリケーションによる予約、スマートホームの操作、清掃依頼、カーシェア利用、追加オーダー、収支管理などを一元化し、ユーザーの利便性を高めております。



c．スマートホーム対応

「NOT A HOTEL」では、照明・空調・床暖房・カーテン・浴室設備を専用アプリケーション又は各ハウスに備え付けたタブレットから一元的に操作できるほか、建物設備の連携・制御にDALI、KNX及びModbus等の規格を採用し、設備操作の利便性及び快適性の向上を図っております。さらに、不在時の自動停止や在室状況に応じた設備制御等を通じて、利用者の快適性に配慮しながらエネルギー消費の抑制に努めております。



2026年９月30日時点において運営中のオペレーション事業に係る拠点は下表のとおりであります。

2026年９月末時点

施設名（開業年月）	所在地	施設タイプ	棟/部屋数	収容能力（人/室）
NOT A HOTEL AOSHIMA（2022年11月）	宮崎県宮崎市	ホテル	11	４～８
NOT A HOTEL NASU（2022年12月）	栃木県大田原市	ホテル	3	4～10
NOT A HOTEL FUKUOKA（2023年11月）	福岡県福岡市中央区	ホテル	8	8
NOT A HOTEL KITAKARUIZAWA（2024年４月）	群馬県吾妻郡嬬恋村	ホテル	13	2～8
NOT A HOTEL MINAKAMI（2025年５月）	群馬県利根郡みなかみ町	ホテル	5	8
NOT A HOTEL ISHIGAKI（2025年７月）	沖縄県石垣市	ホテル	1	10
NOT A HOTEL SETOUCHI（2026年４月）	広島県三原市	ホテル	3	８～10
NOT A HOTEL ASAKUSA（2023年１月）	東京都台東区	クラブハウス	1	－
NOT A HOTEL HIROO（2023年１月）	東京都港区	クラブハウス	1	－
NOT A HOTEL HARUMI（2025年７月）	東京都中央区	クラブハウス	1	－
NOT A HOTEL CLUBHOUSE SETOUCHI（2026年４月）	広島県三原市	クラブハウス	1	－



（注）１．「拠点」とは同一地域内で一体的に運営する施設群をいい、「物件」とは宿泊又はクラブハウス等に供する個別の棟もしくは区画をいいます。クラブハウスは、オーナーの交流、飲食又は休憩等に供する会員向け施設であります。開業済みの拠点は合計10拠点48物件であり、うち宿泊拠点は７拠点44物件、クラブハウスは３拠点４物件を指します（NOT A HOTEL SETOUCHIとNOT A HOTEL CLUBHOUSE SETOUCHIは同一拠点）。

（主な関係会社）

NOT A HOTEL MANAGEMENT株式会社

NOT A GARAGE株式会社

（３）その他事業

その他事業には、NOT A HOTEL DAO株式会社が展開する暗号資産関連事業、NOT A CITY株式会社が行う街づくり・コンサルティング事業及び株式会社知念海洋レジャーセンターによる観光レジャー事業等が含まれ、当社グループ事業の多様化と付加価値向上を担っております。なお、2026年４月にNOT A HOUSE株式会社（住宅関連事業）を、同年７月にNOT A HOUSE USA, Inc.（米国での住宅関連事業）を、同年７月にNOT A CONSTRUCTION株式会社（建設業）及びNOT A HOTEL PAYMENT株式会社（資金移動業に係る準備）を、同年８月にJapa Valley合同会社（イベント企画、開発、運営）及びDROPHAUS合同会社（「DROPHAUS」ブランドの住宅販売）をそれぞれ新たに設立しております。これらのうち、NOT A HOUSE株式会社、NOT A HOUSE USA, Inc.及びDROPHAUS合同会社は「NOT A HOUSE」（住まい）の領域を、Japa Valley合同会社は「NOT A CITY」（街づくり）の領域を担っております。

ａ．暗号資産関連事業

NOT A HOTEL DAO株式会社は、暗号資産「NOT A HOTEL COIN（NAC）」（注１）を発行し、当該暗号資産を活用した各種サービスの企画・運営を行っております。当社グループは、ブロックチェーン技術を活用することで、「NOT A HOTEL」の体験価値を拡張し、金融的な仕組みと宿泊・体験サービスを組み合わせた新たなビジネスモデルの構築を推進しております。

NACは、これらのサービスの中核となる暗号資産であり、2024年12月には暗号資産交換業者であるGMOコイン株式会社においてIEO（Initial Exchange Offering）を実施し、20億円の資金調達を行い、関連サービスの提供を開始いたしました。また、2026年10月８日には、コインチェック株式会社においてNACの取扱いが開始されております。

NACを活用した主なサービスとして、「NACレンディング」があります。これは、ユーザーが保有するNACをNOT A HOTEL DAO株式会社に貸し出すことにより、その数量に応じて「NOT A HOTEL」の宿泊権、又はNACによる報酬を受け取ることができる仕組みであります。これにより、ユーザーはNACを保有・貸し出すことで、「NOT A HOTEL」の宿泊権又はNACによる報酬を受け取ることができます。

また、NACは宿泊時の飲食代等の付帯費用の支払いにも利用することができます。

さらに、「THE DOOR」と称するサービスにおいては、NACを保有するユーザーを対象に、「NOT A HOTEL」の宿泊権を毎月抽選で提供するほか、先着順で宿泊権を販売する取組みを行っております。

これらのサービスは、NACを中心に、暗号資産の保有・利用と「NOT A HOTEL」の宿泊・体験サービスを結び付けることで、すべての人にNOT A HOTELを体験いただけるように、NACの発行及び管理を行うNOT A HOTEL DAO株式会社と、宿泊・体験サービスを提供する当社グループ各社が、それぞれの役割を担いながら連携する形で構成されております。

（注）１．NACとは、資金決済に関する法律（平成21年法律第59号）第２条で定める暗号資産であり、NOT A HOTEL DAO株式会社が発行しております。

b．街づくり・コンサルティング事業（NOT A CITY）

NOT A CITY株式会社は、「NOT A HOTEL」ブランドの不動産開発で培った知見を基に、大規模・複合開発におけるマスタープランの策定、企画のビジュアライズ及び設計支援等のコンサルティングを行っております。加えて、再開発又は建替えまでの期間を地域の価値形成に向けた準備期間と捉え、食、音楽、アート、リテール及びコミュニティ等を組み合わせた場の企画・運営を通じて、建物の完成に先立ち人が集まる理由と地域の個性をつくる街づくりを目指しております。その取組みとして、有楽町における「JAPA VALLEY TOKYO」及び帝国ホテルプラザにおける「NOT A MUSEUM」の開設を予定しております。

c．住宅関連事業（NOT A HOUSE）

NOT A HOUSE株式会社は、「NOT A HOTEL」の開発及び運営で培った建築、デザイン及びテクノロジーの知見を活用し、住宅プロダクト「POD」の企画・販売に取り組んでおります。

d．観光レジャー事業

株式会社知念海洋レジャーセンターは沖縄本島南部の自然豊かな立地を活かしたマリンレジャーサービスを運営しており、無人島や透明度の高い海を舞台に通年で観光客を集めております。無人島への送迎を中心に、グラスボート等多彩なアクティビティを提供しており、特に南城市の離島であるコマカ島の指定管理及び不定期航路権を持っている点が強みであります。今後開業が予定される沖縄本島の「NOT A HOTEL」の宿泊者に対してもマリンレジャーを提供することを計画しております。

4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金（百万円）	主要な事業の内容	議決権の所有（又は被所有）割合(%)	関係内容
(連結子会社) NOT A HOTEL MANAGEMENT株式会社（注）２、４	東京都中央区	50	オペレーション事業	100.00	不動産賃貸借、システム利用、業務委託、資金の貸付 役員の兼任２名
NOT A HOTEL2nd株式会社（注）２	東京都新宿区	100	メンバーシップ事業	100.00	役員の兼任１名、出向、資金の貸付
NOT A HOTEL DAO株式会社（注）２	東京都中央区	10	その他事業	100.00	出向、資金の借入
NOT A HOTEL SETOUCHI合同会社（注）５	東京都台東区	5	メンバーシップ事業	50.00	－
NOT A HOTEL YUGAWARA合同会社（注）２	東京都渋谷区	316	メンバーシップ事業	100.00	役員の兼任１名
NOT A CITY株式会社（注）２、９	東京都中央区	70	その他事業	100.00	－
株式会社知念海洋レジャーセンター（注）６	沖縄県南城市	5	その他事業	100.00	資金の貸付
N&A合同会社（注）５	東京都渋谷区	7	メンバーシップ事業	50.00	－
NOT A HOTEL RUSUTSU特定目的会社（注）２	東京都中央区	900	メンバーシップ事業	98.88	－
(持分法適用関連会社) NAPDS株式会社（注）７	東京都渋谷区	10	メンバーシップ事業	50.00	役員の兼任１名
Good Life&Travel Company株式会社	福岡県福岡市中央区	10	オペレーション事業	50.00	役員の兼任２名

(注) １．「主要な事業の内容」には、セグメント情報に記載された名称を記載しております。
２．特定子会社であります。
３．有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。
４．NOT A HOTEL MANAGEMENT株式会社については、売上高（連結会社相互間の内部売上高を除く）の連結売上高に占める割合が10%を超えております。
主要な損益情報等（2026年３月31日時点）
① 売上高 1,992百万円
② 経常損失（△） △44 〃
③ 当期純損失（△） △35 〃
④ 純資産額 41 〃
⑤ 総資産額 1,691 〃
５．持分は100分の50以下であるが、実質的に支配しているため子会社としたものであります。
６．株式会社知念海洋レジャーセンターは債務超過会社であり、2026年３月末時点で債務超過額は149百万円であります。
７．NAPDS株式会社は、2026年５月１日開催の臨時株主総会において解散を決議し、2026年９月10日付で清算結了しております。
８．2026年４月１日付でNOT A HOUSE株式会社、2026年７月１日付でNOT A HOTEL CONSTRUCTION株式会社（現：NOT A CONSTRUCTION株式会社）、NOT A HOTEL PAYMENT株式会社及びNOT A GARAGE株式会社、2026年７月２日付でNOT A HOUSE USA, Inc.、2026年８月１日付でJapa Valley合同会社及びDROPHAUS合同会社、2026年９月１日付でNOT A JET株式会社、NOT A MARINE株式会社及びNOT A JET G500第１合同会社を設立しております。
９．NOT・A・TOKYO株式会社は、第６期連結会計年度末後の2026年10月２日付でNOT A CITY株式会社へ商号変更したため、変更後の商号を記載しております。

第２ 【事業の状況】

１ 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当社グループの経営方針、経営環境及び対処すべき課題等は、以下のとおりであります。
なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

（１）経営方針

当社グループは、「日本の価値を上げる」をミッションに掲げ、潜在的な魅力を有する地域を発掘し、世界で活躍する建築家・クリエイターとの共創及びテクノロジーの活用を通じて、国内外の人々を惹きつける目的地と体験を創出することを目指しております。

当社グループは、見慣れたものに新たな視点を加え、従来の方法にとらわれない選択肢をつくるという「NOT A」の考え方を、否定ではなく進化と捉え、企業グループ「ＮＯＴＡ」として事業を推進しております。中核事業にあたる「NOT A HOTEL」を起点に、建築、クリエイティビティ及びテクノロジーに関する知見を活用し、その発想をホテル・別荘から、住まい、移動、街づくりその他の生活領域へ段階的に展開することを基本方針としております。

MISSION：日本の価値を上げる

ＮＯＴＡが手がけるのは、日本が持つ価値に根ざしたプロジェクトです。建築家やクリエイターの方々の視点を通して地域の魅力を再発見し、日本中、そして世界中へと発信していく試み。「日本の価値を上げる」をミッションに掲げ、今後もパートナー、クリエイターのみなさまと一緒に歩みを進めます。

VISION：世界をもっと楽しく

世の中が効率的になるなかで、ＮＯＴＡは一人ひとりの人生を「楽しく」する会社でありたいと考えています。NOT A HOTELは「家はひとつ」という常識を超えて住まいを自由に選べるようにし、まるで自分の家が世界中にあるような世界を目指してきました。私たちが手掛ける事業を通じて、世界をもっと楽しくすることが私たちのビジョンです。

VALUE：すべての常識を″超えて″いく

ＮＯＴＡが大切にするのは、すべての常識を超えて挑み続ける姿勢です。固定観念にとらわれず、挑戦する「超ワクワク」。困難を楽しみ、考え抜く「超クリエイティブ」。自ら考え、行動する「超自律」。この3つの姿勢を一人ひとりが体現し、常識のその先へと挑み続けます。

①超ワクワク
固定概念にとらわれず、挑戦する人

②超クリエイティブ
困難を楽しみ、考え抜く人

③超自律
自ら考え、行動する人

（２）経営環境、経営戦略及び優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

① 経営環境

業界を取り巻く経営環境におきましては、近年、働き方の多様化やリモートワークの普及等によるライフスタイルの変容、余暇の過ごし方に対する消費者の価値観が大きく変化していることを背景として、国内におけるセカンドハウス・リゾート会員権市場は拡大傾向にあります。会員制リゾートクラブの市場規模は、新型コロナウイルス感染症の影響により2021年には2,750億円まで縮小したものの、2022年以降は回復基調に転じ、2024年には4,290億円と、コロナ禍前の2019年（3,820億円）を上回る水準となっております（注１）。また、株式会社野村総合研究所の推計によれば、純金融資産１億円以上を保有する国内の富裕層・超富裕層は、2019年の合計132.7万世帯（純金融資産総額333兆円）から2023年には合計165.3万世帯（同469兆円）へと増加しており、当社グループの主要な顧客層の裾野は拡大傾向にあります（注２）。特に、大都市圏に居住する生活者を中心に、テレワークの定着を背景とした「ワーケーション」や、都市部と地方を行き来する「二拠点生活」といった新しいライフスタイルが浸透しつつあり、従来のような夏期・冬期の休暇利用にとどまらない日常的な利用ニーズが拡大しております。こうした状況を踏まえ、旅館・ホテルとは異なるプライベート性の高い滞在や、従来型の別荘所有に代わる柔軟な利用モデルとして、必要な時に必要な分だけ利用可能な会員制リゾート施設及びシェア型セカンドハウスへの関心が高まっていると認識しております。

（注）１．出所：公益財団法人日本生産性本部『レジャー白書2025』（2025年10月28日公表）
２．出所：株式会社野村総合研究所「日本の富裕層・超富裕層推計」（2025年２月13日公表）

② 経営戦略

当社グループは、世界的な建築家・クリエイターとの共創、インハウスの企画・設計・プロジェクトマネジメント、直販、運営及び二次流通を一貫して行う体制を競争力の基盤と位置付けております。企画段階から販売及び運営で得られた顧客情報を反映し、意匠性、事業性、工期、コスト及び開業後の運営品質を統合的に管理することで、多品種・小ロットの希少性を維持しながら拠点展開を進めてまいります。また、これらの能力及びオーナー基盤を新たな事業領域でも活用することにより、「NOT A HOTEL」の拠点拡大と、住まい・移動・街づくりへの事業領域の拡張を進めてまいります。

ａ．オーナーシップ価値の持続的向上

当社グループは、顧客に提供するオーナーシップの価値を持続的に向上させることを事業戦略の重要な柱として位置付けております。2020年の事業開始から2026年９月末までの累計契約高は939億円（内24.3億円はNOT A GARAGE事業）、累計オーナー数は1,357名へと拡大しております。さらに、新規契約件数（2026年４月から９月まで）に占める既存オーナーによる買い増し（29.1％）及び既存オーナーからの紹介（14.6％）による成約件数の比率は、合計43.7％となっております。これらは当社の販売管理システムに基づく社内集計値であります。

当社グループは、各拠点における継続的な追加開発やサービスの拡充を通じて、オーナーの体験価値の向上に取り組んでおります。これにより、既存オーナーの満足度を高め、買い増しや紹介による新たな成約につなげる好循環の形成を目指しております（拠点網の拡大を通じた価値向上への取組みについては、後記「ｂ．拠点の拡大による競争力の強化」に記載しております）。

また、拠点ネットワーク及び利用可能な体験の拡大が既存オーナーの利便性及び満足度を高め、その結果として買い増し、紹介及び二次流通への参加が促進され、新たなオーナーの獲得と顧客基盤の拡大につながる循環の構築を目指しております。物件販売後も、管理、ホテル運営、付帯サービス及び二次流通を通じて顧客接点を維持し、オーナー一人当たりの継続的な収益機会を拡大してまいります。

ｂ．拠点の拡大による競争力の強化

当社グループが事業を展開するセカンドハウス・リゾート会員権市場においては、物件立地や利用可能エリアの多様性が、競争力を左右する重要な要素となっております。このような市場環境を踏まえ、当社グループでは、拠点の拡大を中核的な成長戦略の一つとして位置付けており、事業成長を牽引する開発パイプライン（開発見込み案件）は、特定の地域に偏ることなく、全国各地の魅力的なエリアへ拡大しております。

当社グループは、自然・景観価値や都市圏からのアクセス性、地域資源との親和性等を総合的に考慮した拠点展開を行うことで、都市部からリゾートエリアに至るまで、多様なロケーションにおける体験価値

の提供を可能としております。これにより、利用シーンやライフスタイルの異なる顧客ニーズに対応するとともに、拠点間の相互利用ネットワークの拡充による利便性向上を図っております。また、モビリティによる移動サービスと組み合わせることで、空港や都市圏からのアクセスを補い、景観等に魅力を有する地域における拠点の選択肢を広げることを目指しております。

また、拠点数の拡大は、新規顧客の獲得にとどまらず、オーナーが利用できる選択肢の増加を通じて、既存オーナーの利用頻度や満足度の向上、ひいてはオーナーシップの価値向上にも寄与するものと考えております。当社グループは、各拠点において建築デザインや体験価値の差別化を図りながら、段階的かつ計画的に拠点展開を進めることで、単一拠点への依存を回避し、競争環境の激化に対する持続的な優位性の確立を目指してまいります。

c．オーナー層の拡大

当社グループは、年間10泊分の所有権について2,000万円前後の価格帯から、超富裕層の別荘の代替となる年間30泊で10億円台の価格帯まで、幅広いレンジの商品を揃えております。

当社のオーナーは、50歳未満の層が60.0%を占めております。また、購入時のアンケートによると、購入動機は投資目的ではなく、主に建築デザインやライフスタイルへの共感が中心となっております。このことから、実需に基づく顧客基盤が形成されているものと考えております。

また、日本のインバウンド消費額は2013年の1.42兆円から2025年の9.45兆円へと約12年で６倍超に拡大しております（注１）。こうした訪日需要の拡大等を踏まえ、海外の潜在顧客への販売機会が拡大する事業環境にあると認識しております。当社グループは2025年３月期から海外販売を開始しており、契約高は2025年３月期34億円、2026年３月期21億円となりました。2027年３月期より海外販売網の強化を進め、今後の販売比率の増加を目指してまいります。

上記のとおり、若い世代や海外の富裕層の需要を取り込み、従来のリゾート会員権市場には現れない幅広い需要に対応することで成長を目指してまいります。

(注) １．出所：観光庁「インバウンド消費動向調査（旧 訪日外国人消費動向調査）2025年暦年（確報）」（2026年３月31日公表）

d．セカンダリー市場の整備

当社グループは、2024年６月から二次流通の取扱いを開始し、2025年10月にはNOT A HOTELアプリケーション内にセカンダリーマーケットプレイス「MARKETPLACE」機能を実装いたしました。オーナーはNOT A HOTELアプリケーションに表示される「今すぐ売却」のボタンから売却を申し込むことができます。また、希望価格を設定した売却申込みや、購入希望者がセカンダリー物件を取得できる仕組みを整えております。これにより、オーナーのライフスタイルの変化に応じた売却機会を提供し、流動性の確保を図っております。

e．「NOT A HOTEL」ブランドを利用したアセットクラス・サービス領域の拡大

当社グループは、顧客に提供するオーナーシップの価値を持続的に向上させるため、「NOT A HOTEL」の拠点ネットワークを拡大するとともに、同事業で培ったブランド、顧客基盤及び開発・運営能力を活用し、滞在に加えて、陸・海・空の移動、飲食、文化その他の体験、住まい及び街づくりへと提供領域を重ねていく方針であります。また、海外顧客への販売及び現地パートナーとの提携を通じて、事業機会の拡大を目指してまいります。

具体的には、「NOT A GARAGE」を移動と滞在をつなぐ体験、「NOT A HOUSE」を高いデザイン性及び品質を再現可能な形で提供する住宅プロダクトとして展開する方針であります。また、「NOT A CITY」については、「NOT A HOTEL」を中核とする各事業で培った企画、建築、クリエイティビティ及び運営に関する知見を活用し、建物の完成に先立って食、音楽、アート、リテール及びコミュニティ等を通じて人が集まる理由と地域の個性をつくり、地域又は都市の価値向上につなげる街づくりを目指しております。これらの事業は、提供中、検証中、商品開発中又は開業準備中等、それぞれの進捗段階に応じて展開してまいります。

また、NOT A HOTEL2nd株式会社が担う二次流通を含め、各プロダクトを横断して予約、決済、顧客管理その他の取引機能を整備することにより、販売後もオーナーとの接点を継続し、オーナーシップの価値及び顧客一人当たりの収益機会を高めることを目指しております。

移動体験への拡張：

「NOT A HOTEL」で培った顧客基盤及び運営に関する知見を活用し、移動と滞在をつなぐ体験を提供する「NOT A GARAGE」を展開しております。クルーザー、ヘリコプターやジェット機等の共同所有型商品に加え、対象となる複数のモビリティを利用できるサブスクリプションサービス「NOT A GARAGE CLUB」の申込みの受付を開始し、サービス提供に向けた準備を進めております。所有と利用の異なるニーズに対応することで、顧客との接点を滞在先への移動や現地での過ごし方へと広げ、体験の充実及び顧客との継続的な関係の強化を図ってまいります。また、共同所有型商品の販売に加え、同サービスの初期費用、月額費及び利用時に受領する対価等を通じた継続的な収益機会の拡大を目指しております。プロダクトラインナップとしまして、2026年９月よりACH130（ヘリコプター）の運航を開始しており、本書提出日現在、SUNREEF（クルーザー）及びNIGO JET（ジェット機）の販売を行っております。

住まい・街づくりへの拡張：
さらに今後の展開として、三菱地所株式会社等と協業し東京・有楽町エリアにおいて2027年の開業を予定する体験型複合施設「JAPA VALLEY TOKYO」や、「NOT A HOTEL」で培った建築、テクノロジー及びサービスの知見を活用した住宅プロダクト「POD」を提供する「NOT A HOUSE」といったプロジェクトを通じ、非日常の滞在・移動体験で培った当社の高いデザイン性及び体験価値を、顧客の日常的な暮らしやライフスタイルの領域へと拡張していく計画であります。住宅プロダクトについては、規格化による合理性と建築デザイン及び居住体験の質の両立を図り、顧客のライフスタイルの変化に応じて住まいを選び直すことのできる選択肢の提供を目指しております。

これらの展開により、単なるリゾート施設の提供にとどまらず、顧客の人生における多様なシーンで独自の価値を提供する総合的なライフスタイルブランドへの進化を目指しております。

③ 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

a. 品質及びブランドイメージの維持・向上

当社グループは、著名な建築家やクリエイターとの協業による高いデザイン性と、相互利用可能なネットワークにより独自のブランド価値を提供しております。しかし、品質不良、顧客からの苦情、その他事故の発生等によりブランド価値が毀損されるリスクを認識しております。また、販売物件に係る契約不適合が発生した場合、損害賠償請求や追加の補修工事費用が生じる可能性があります。

オーナーシップ価値の持続的向上及び拠点ネットワークの拡大を進めるうえで、開発・運営の品質を維持し、オーナーの信頼と満足度を確保することを重要な課題と認識しております。

高品質な物件開発体制を維持し、建築基準法等の関連法令遵守を徹底いたします。オペレーション事業においては、子会社のNOT A HOTEL MANAGEMENT株式会社がホテル・レストラン運営、相互利用サービスの管理を担い、サービス品質の標準化と向上に努め、顧客からのフィードバックを迅速に吸い上げ改善に繋げる体制を強化いたします。また、当社グループのブランドコンセプトや価値観を共有し、協力会社・パートナー企業との連携を通じて、一貫性のあるブランド表現及び顧客体験の提供に努めることで、ブランドイメージの維持・向上を図ってまいります。

b. 競争環境の激化への対応

セカンドハウス・リゾート会員権市場においては参入企業が増加し企業間の競争が激しさを増しており、利用者のニーズに合わせたサービスの展開の重要性が増している状況にあります。

オーナー層の拡大に向けては、拠点間の相互利用や販売後の継続的なサービスを通じた差別化により、新規顧客の獲得と既存オーナーによる買い増し・紹介につなげることが課題であると認識しております。

当社グループでは、他社にはないブランド力と提供価値を継続的に高めるため、常に新たな魅力的なロケーションやデザインの物件を企画・開発し、サービス内容の拡充を図ります。また、顧客コミュニティの活性化を促進し、ブランドロイヤルティを一層強化することで、差別化を推進いたします。

c. 人材の確保と育成

当社グループは、独自のプロダクトを企画・開発し、販売後も継続して質の高い体験を提供するため、人材の確保及び育成を持続的成長に向けた重要な経営課題と位置付けております。建築・設計及びプロジェクトマネジメントを担う人材に加え、テクノロジー、販売及びホテル運営等の各領域の専門人材が連携することが、開発の推進と顧客体験の品質を支えるものと考えております。事業計画に応じた採用及び人材育成を

進めるとともに、専門性を発揮できる環境の整備に取り組んでまいります。拠点の拡大及びアセットクラス・サービス領域の拡大に対応するため、企画・開発、販売及び運営を担う人材の確保と育成を進め、事業の成長に見合う実行体制を整えることが課題であると認識しております。

「人材」を競争力の源泉と位置付け、多様な人材が意欲をもって活躍できる環境整備を推進します。具体的には、経験豊富な中途人材の採用を中心に積極的に行いつつ新卒採用も徐々に増やしており、研修プログラムの充実を通じて、組織運営能力を高め、海外人材や女性の活躍推進や、多様な知見・経験を持つ人材の登用など、ダイバーシティを尊重した組織文化を醸成いたします。また、生成AIを活用した定型業務の効率化を進め、これにより生まれる余力を、設計・施工管理及びオーナーへのサービス提供等に振り向けることで、生産性の向上と顧客体験の質を支える人員体制の拡充の両立を図ってまいります。

d．原材料及び仕入価格の変動による収益性への影響

当社グループのメンバーシップ事業においては、「NOT A HOTEL」の提供に係るセカンドハウスの建設や、「NOT A GARAGE」を通じたモビリティの販売に関連して、車体・機体等の仕入れを行っており、これらの価格が高騰した場合、原価や調達コストの増加を通じて収益性が悪化する可能性があります。

特に、モビリティの提供においては、車、船舶、ジェット機、ヘリコプター等の多様な商材を取り扱っていることから、品質・性能・安全性の観点で代替性の乏しい原材料や部材が多く、市況や価格変動の影響を受けやすい場合があります。

拠点及びモビリティの展開を進めるに当たり、品質と提供価値を維持しながら、開発・調達コストを管理し、各プロジェクトの採算性を確保することが課題であると認識しております。

当社グループは、メンバーシップ事業全体を通じて、主要な原材料や部材の市場動向、市況の特徴、調達価格の変動を継続的に把握するとともに、取引先との関係構築や調達方法の工夫を通じて、事業特性に応じた適切な調達戦略の検討に努めてまいります。

e．経営管理体制の強化

当社グループは、迅速な意思決定と業務執行、法令遵守を確保するため、経営管理体制の継続的な強化を課題としております。特に、事業領域及び関係会社の増加に対応し、プロジェクト管理、品質及び安全管理、法務・許認可対応並びに収益管理体制を強化するとともに、海外パートナーとの役割・責任の明確化、ブランド及び知的財産の管理並びに決済・二次流通等に係る規制及び情報セキュリティへの対応を進めてまいります。

「NOT A HOTEL」を中核に周辺領域及び海外へ事業機会を広げる方針の下、各事業・関係会社の進捗とリスクを把握し、事業の拡大に対応したグループ管理体制を整備することが課題であると認識しております。

当社は代表取締役の直属の機関として内部監査室を設置し、年間の監査計画に従い内部監査を実施しております。内部監査は、当社グループの組織、制度、業務が経営方針及び諸規程に準拠し、適正かつ効率的に運用されているかを検証、評価し、問題点を発見・指摘するとともに、改善方法の提言等を行います。また、リスク・コンプライアンス委員会を設置し、当社グループ全体においてコンプライアンスに関する体制整備及び問題発生時の対応、並びにリスク管理の体制整備及びリスク発生の未然防止と対処を行います。関係会社に対しては、取締役・監査役の派遣、主管部署による報告・協議、重要事項の承認、内部監査室による監査等を通じて、グループとしての健全性と業務適正性を確保します。財務報告の信頼性確保のための内部統制システムの整備も経営上の最重要事項の一つとして推進します。不測の事態が発生した場合には、代表取締役がリスク対応体制を発動し、必要に応じて弁護士等の外部専門機関とともに迅速かつ的確な対応を行い、損失の拡大を防止いたします。

f．開発リスクのコントロールと財務基盤の強化

当社グループは、継続的な成長と安定した経営・財務基盤が極めて重要であると認識しております。特にメンバーシップ事業におけるセカンドハウスやモビリティの開発には多額の資金が必要となることや在庫のリスクが存在するため、当社では以下の取組みを通じたリスク低減に努めます。

1．成長と財務健全性のバランス

拠点の拡大を継続するためには、個別プロジェクトの販売・開発の進捗に応じた資金需要に対応し、成長投資と財務健全性を両立させることが課題であると認識しております。

資本配分に当たっては、資本コストを上回るリターンの確保を意識し、開発パイプラインの拡充及び新規事業への成長投資を優先するとともに、人材及びテクノロジー等の事業基盤の強化を進めてまいります。また、必要な手元資金を確保しながら、投資機会及び財務の健全性を総合的に勘案して資金を配分す

る方針であります。

金利の上昇は、当社グループの借入金に係る利息負担の増加に加え、顧客の購入資金の調達負担及び購買意欲を通じて、販売活動にも影響を及ぼす可能性があります。このため、販売状況を踏まえた開発の実行及び資金繰り管理に加え、資金調達手段の多様化並びに金融機関との連携による購入者向けの金融サポートの拡充を検討してまいります。

2．資本効率の高いビジネスモデル（キャッシュ・エフィシェントモデル）

各プロジェクトの売上総利益率は30％を目安に設計しております。建築開始前に販売を開始する「先行販売」を採用し、販売状況に応じて着工を判断するとともに、販売開始後に受領する前受金及び金融機関からの借入等を活用し、収入側と支出側の資金収支の時期を可能な限り対応させることで、先行投資負担の軽減を図っております。なお、必要な資金負担及び資金回収の時期は、個別プロジェクトの販売状況、契約条件及び開発の進捗等により異なります。

3．パートナー企業の開拓による開発リスクの分散

当社グループは、「NOT A HOTEL」の開発において自社での開発を原則としながらも、他社との共同開発を行っております。共同開発はジョイントベンチャーでの開発が主なものとなります。ジョイントベンチャーでの開発では、NOT A HOTEL SETOUCHIにおいて、前田建設工業株式会社とSPCを設立した実績があります。また他社自身が事業主としてリスクを負担し、開発するケースもあります。例えば、NOT A HOTEL MINAKAMIにおいて株式会社オープンハウス・ディベロップメントが事業主となった実績があります。

これにより、自社開発に比べて当社の開発リスクや開発資金負担を低減することとなり、同時により多くの開発を行うことが可能となることで、相互利用先を早期に増やしてネットワーク効果を強めることとなります。

今後は、国内においては共同開発をセカンドハウスに限らずホテルやレジデンス等のアセットクラスにも拡げることを目指しております。また、海外においては、「NOT A HOTEL」で培った企画、デザイン及びテクノロジー等を海外パートナー企業にライセンス提供し、現地パートナーとの役割分担を通じて、開発に係る資金負担及びリスクを抑えた展開を目指しております。現地の法規制、市場特性及びパートナーの能力等を確認しながら、提携及び事業化の検討を進めてまいります。

（3）経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社グループは、経営上の目標の達成状況を判断するため、契約高、累計オーナー数、開業拠点数、開業ハウス数、ホテル稼働率、契約済み未実現売上高及び営業利益率を客観的な指標としております。

契約高は、対象期間に締結した「NOT A HOTEL」及び「NOT A GARAGE」の販売契約金額（償却保証金及び二次流通を除く）の合計額であり、開業又は引渡しに先行する需要及び販売活動の成果を把握するために用いております。ライセンス売上高は契約締結後のオーナー登録完了時に、アセット売上高は開業又は引渡し時に収益を認識しております。当社グループ以外が事業主となる物件の販売契約も含むため、連結売上高とは計上時期及び集計範囲が異なります。

契約済み未実現売上高は、期末又は四半期末時点の締結済み契約のうち、開業又は引渡しが未了のため未計上となっているアセット売上高の見込額であります。開業等の時期により変動する各期の売上高を補足し、投資家が将来の売上計上につながる契約の蓄積状況を把握するための先行指標として用いております。契約高が期間中の販売成果を示すのに対し、当該指標は期末時点の残高を示します。両指標は当社グループ独自の経営指標であり、会計上の売上高、利益又はキャッシュ・フローを示すものではありません。また、契約済み未実現売上高は、入金済額や貸借対照表上の契約負債を示すものではありません。開業等の遅延、契約の変更又は解約等により変動し、将来の売上高又は利益の実現及びその時期を保証するものではありません。

累計オーナー数は同一契約者を重複計上しない顧客基盤の規模を、開業拠点数はクラブハウス等を含む施設ネットワークの規模を、開業ハウス数は宿泊可能な客室の規模を把握するために用いております。ホテル稼働率はオーナー及び一般ゲストによる施設の利用状況を、営業利益率は売上高に対する本業の収益性を把握するために用いております。なお、オーナー数や拠点数等の増加は、同じ期間の売上高又は利益の増加を直接示すものではありません。

各指標の算出方法及び集計対象は、以下のとおりであります。

客観的な指標	具体的な算出方法
契約高	対象期間において顧客との間で有効に締結された、「NOT A HOTEL」（二次流通は含まない）及び「NOT A GARAGE」の各種販売契約における契約金額（償却保証金を除く）の合計値。なお、当該契約高には、当社以外が事業主となる物件に係る販売契約を含みます。
累計オーナー数	対象期間末日時点において、顧客との間で有効に締結された、「NOT A HOTEL」（二次流通を含む）及び「NOT A GARAGE」の各種販売契約に係る契約者の数。同一の契約者が複数の契約を保有する場合、及び複数のブランドの契約を保有する場合も、1名として計上します。各契約につき契約責任者1名を計上し、共同保有者は含みません。なお、当社以外が事業主となる物件及び他社ブランドに係る契約者は含みません。
開業拠点数	対象期間末日時点において、当社が運営する「NOT A HOTEL」ブランドの施設が所在する拠点の数。宿泊可能な客室を有する拠点のほか、オーナー専用のクラブハウス等の施設のみを有する拠点を含みます。なお、当社以外が事業主となる物件及び他社ブランドに係る拠点は含みません。
開業ハウス数	対象期間末日時点において、当社が運営する「NOT A HOTEL」ブランドの宿泊可能な客室（ハウス）の数。オーナー専用のクラブハウス・会議室等の宿泊を伴わない施設及び運営を終了した施設は含みません。なお、当社以外が事業主となる物件及び他社ブランドに係る客室は含みません。
ホテル稼働率	対象期間において当社の運営する「NOT A HOTEL」ブランドの客室（運営受託物件を除く）についてオーナー又はゲストによる「宿泊日数」（分子）を、「営業日数である365日」（分母）で除し、100を乗じて算出（%）。
契約済み未実現売上高	各期末又は四半期末時点において顧客との契約が締結済みであるものの、物件の開業又は引渡しが未了のため、会計上未計上となっているアセット売上高の見込額。 契約高から、会計上既に売上計上した金額（ライセンス売上高並びに開業又は引渡し済みのアセット売上高）を控除して算出しております。
営業利益率	対象期間の連結営業利益を連結売上高で除し、100を乗じて算出（%）。

（客観的な指標の推移）

重要な経営指標	第５期連結会計年度 （自2024年４月１日 至2025年３月31日）	第６期連結会計年度 （自2025年４月１日 至2026年３月31日）	第７期中間 連結会計期間 （自　2026年４月１日 至　2026年９月30日）
契約高（百万円）	23,171	33,044	19,278
累計オーナー数（名）	787	1,200	1,357
開業拠点数（拠点）	6	9	10
開業ハウス数（ハウス）	25	33	44
ホテル稼働率（％）	76.5	74.9	79.1
契約済み未実現売上高 （百万円）	17,311	38,021	37,017
営業利益率（％）	11.2	8.4	19.9

2 【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当社グループのサステナビリティに関する考え方及び取組は、次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

（1）基本方針

当社のサステナビリティに関する基本方針は以下のとおりであります。

① 環境への取組み

当社は、デザイン、テクノロジー及びビジネスモデルを通じて、建築物の長期利用及び施設の有効活用を図り、環境負荷の低減に取り組んでおります。

デザイン

当社の設計思想の根幹になるのは「環境への配慮とデザイン性はトレードオフではない」という考えであります。外部のトップクリエイター・建築家とのコラボレーションにより、その土地の景観に馴染む建築を生み出し、50年・100年と長く愛されるプロダクトを追求しております。頻繁な建て替えを必要としない高品質な建築こそが、最も持続可能な取組みだという発想に基づいております。

テクノロジー

当社は、テクノロジーを建築の長寿命化に活用しております。例えば、NOT A HOTEL SETOUCHIでは瓦をテクノロジーの視点から再解釈し、太陽光発電瓦屋根を採用することで、滞在中に使用する電力を施設内で自給するゼロエネルギー型の運営を実現しております。また、全拠点でセンサーや自動化による施設監視システムを通じて建物の状態を継続的に把握し、予防的なメンテナンスにより建築の品質と寿命を最大化する取組みを実践しております。

ビジネスモデル

当社のビジネスモデルは、有限な資源を最大限活用するという思想に基づいております。年間10泊から購入できる柔軟な所有権設計により、一棟を一人で所有し年間の大半を空けておくという従来の別荘所有の非効率を解消し、不必要な資源消費を根本から抑制します。使用しない日には施設をホテル等として運営することで稼働率を最大化し、長期未使用による建物の劣化・価値低下を防止しながら、運営で得られる収益の一部を長期修繕のための積立金として保全することで、建築の価値を長期にわたって維持する仕組みを構築しております。

② 地域社会への貢献

ポテンシャルがある場所の魅力を世界に発信し、地方と世界を双方向に繋ぐことにより、新しい人流、コミュニティを形成していきます。一極集中型の観光によるオーバーツーリズムが問題化する中、当社グループは一般的には観光地として見なされていないながらも、豊かな自然・文化・歴史を持ちながらまだ十分に知られていない地域を中心に事業を展開しております。全国に点在する地域の魅力を活かしながら、その地に根ざしたマスターピースを建設していくことで、その地域のポテンシャルを顕在化し、新たな価値と人の流れを生み出してまいります。

（2）サステナビリティに関する取組み

当社のサステナビリティに関する取組みは以下のとおりであります。

① ガバナンス及びリスク管理

当社は、「リスク・コンプライアンス規程」を制定するとともに、リスク・コンプライアンス委員会を設置し、事業運営に係るリスクに加えサステナビリティに関わるリスク及び機会を識別、評価及び管理しております。委員会は原則として年４回開催する他、委員長が必要と認めた場合又は委員から委員長へ開催の請求があった場合に臨時で開催し、審議内容は取締役会に対して報告されます。取締役会はサステナビリティに関するリスク及び機会について最終的な監督責任を担っております。

② 戦略

当社は、気候変動への対応を重要な経営課題として位置付けております。TCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）の提言を参考に、「脱炭素社会への移行が加速するシナリオ」と「現状の温暖化傾向が継続するシナリオ」の２つの気候シナリオを参照し、移行リスク（炭素規制強化・コスト増）及び物理的リスク（気象災害による施設被害）の両面からリスクと機会を評価しております。現時点では、環境負荷の定量把握や管理体制の整備を進めており、体制を整備しながら着実に取組みを進めております。中長期的には、NOT A HOTEL SETOUCHIで実践した太陽光発電瓦屋根の活用をはじめとする環境配慮施策を、各拠点の特性に応じて順次展開していく方針であります。環境配慮型ヴィラへの需要増加という機会を的確に捉えながら、事業成長と脱炭素の両立を目指しております。

人材戦略については、持続的な成長を実現するために、人材の多様性の確保、人材育成の方針、そして社内環境整備の方針を三位一体で推進しております。これにより、社員一人ひとりが最大限に力を発揮し、組織全体としての競争力を高めることを目指しております。

ａ．人材の多様性の確保

多様な価値観や経験を持つ人材が活躍することが、持続的な成長とイノベーションの源泉であると考えております。特に建築部門においては海外人材が多数活躍しており、他の部門でも国籍や文化的背景を超えた人材が専門性を発揮しております。国籍・性別・年齢・ライフスタイル等にかかわらず、誰もが安心して働き、能力を発揮できる環境を整備することで、組織全体の創造性と競争力を高めてまいります。

ｂ．人材の育成に関する方針

社員一人ひとりが高い専門性と自律性を発揮することを重視しており、個々が主体的に学び、成長していく文化を育んでおります。当社グループは「超ワクワク・超クリエイティブ・超自律」という３つのバリューを掲げ、社員が自らの強みを最大限に発揮できるよう支援しております。法務部門が主導する四半期ごとのコンプライアンス研修を全社員必須で実施するほか、部署横断でのプロジェクト機会や年２回の全社オフサイト（All-hands）、毎週の全社定例会議を通じて、会社の状況・方針・AI活用等の取組みを透明性高く共有しております。

ｃ．社内環境整備に関する方針

従業員が心身ともに健康で働き続けられる環境づくりを重視しております。一部の職種を除き、フルフレックス勤務制度を導入しており、共働き家庭や子育て世帯を含む多様なライフスタイルに応じた柔軟な働き方を支援しております。ワークライフバランスの推進、ハラスメント防止体制の整備、安全で快適な職場環境の維持に取組み、組織の一体感と持続的な成長を実現してまいります。

③ 指標及び目標

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律及び育児・介護休業法の改正に基づき、以下の人的資本指標を開示します。

指標	実績（2025年度）	目標
女性管理職比率	11.3%	25%（2028年度）
男性育児休業取得率	40.0%	90%（2028年度）
男女賃金差異（全労働者）	67.3%	継続改善
男女賃金差異（正規雇用）	69.8%	継続改善
男女賃金差異（非正規雇用）	86.3%	継続改善

（注）１．環境関連指標（GHG排出量等）については、本書提出日現在、算定体制の整備を進めており、2029年度中に開示する予定であります。

２．本開示に記載された将来の目標・計画は、現時点の情報・見通しに基づくものであり、実際の結果は様々な要因により異なる場合があります。

3 【事業等のリスク】

本書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクは、以下のとおりであります。また、必ずしも事業上のリスクに該当しない事項についても、投資判断上、重要であると考えられる事項については、投資者に対する情報開示の観点から開示しております。当社グループは、これらのリスク発生の可能性を十分に認識したうえで、発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針ではありますが、当社株式に関する投資判断は、慎重に検討したうえで行われる必要があると考えております。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

（1）法的規制について

(顕在化可能性：中/発生時期：特定時期なし/影響度：大)

当社グループは、富裕層等に向けた「NOT A HOTEL」ブランドのセカンドハウス及び「NOT A GARAGE」ブランドのモビリティの企画、開発及び販売を主な事業とし、それに付随する事業としてホテル・レストラン等の運営事業を行っております。これらの事業を展開するに際しては、宅地建物取引業法、建築基準法、都市計画法、環境規制のほか、旅館業法、食品衛生法、金融商品取引法、古物営業法、海上運送法等による法的規制を受けることになります。

当社グループはこれらの許認可等を受けるための諸要件及び関連法令の遵守に努めており、当社Corporate部門を中心に各種法的規制に対応し、リスク・コンプライアンス委員会や法務担当者による定例会議を設け、リスク管理及びコンプライアンス遵守を推進しております。また、弁護士資格を有する複数の法務担当者を配置し、各種法的規制の改正に対して適時に対応可能な体制を構築するとともに、新規事業の開発においても、当該法務担当者のコンプライアンスチェックや外部弁護士との連携体制を整備しており、法令違反等の予防に努めております。なお、当社グループが取得している主要な許認可等の内容は下記のとおりであり、本書提出日現在においてこれらの届出・許認可等の取消等、行政処分の対象となる事由や許認可の継続に問題となる事象は生じておりません。

しかしながら、今後これらの法的規制の改正や、新たな法的規制の施行又はこれら法的規制に係る違反等で処分を受けた場合は、当社グループの事業、経営成績及び財政状態に重大な影響を及ぼす可能性があります。

特に宅地建物取引業免許はセカンドハウスの販売の前提となる許認可であり、何らかの事由により当該免許の取消等重大な行政処分が行われた場合、又はその更新が認められない場合には、当社グループの事業、経営成績及び財政状態に重大な影響を及ぼす可能性があります。

（当社）

許認可等の名称	許認可・届出番号等	有効期限	規制法令	免許 取消条項等
宅地建物取引業者免許	東京都知事（２）第106188号	2026年４月24日～ 2031年４月23日	宅地建物取引業法	第５条 第66条等
一級建築士事務所登録	一級 東京都知事登録 第64929号	2022年４月25日～ 2027年４月24日	建築士法	第９条 第23条
前払式支払手段 （自家型）発行者届出	－	－	資金決済法	－
第２種旅行業	東京都知事登録旅行業第２-8103号	2026年５月６日～ 2031年５月５日	旅行業法	第74条以下 罰則記載あり
酒類販売免許	福酒第295号	－	酒税法	第９条第１項
旅館業営業許可 （NOT A HOTEL AOSHIMA）	宮保衛指令第104号18	－	旅館業法	第８条
旅館業営業許可 （NOT A HOTEL NASU MASTERPIECE）	栃木県指令北保第040500301号	－	旅館業法	第８条

許認可等の名称	許認可・届出番号等	有効期限	規制法令	免許 取消条項等
旅館業営業許可 （NOT A HOTEL NASU THINK）	栃木県指令北保第040500302号	－	旅館業法	第８条
旅館業営業許可 （NOT A HOTEL NASU　CAVE）	栃木県指令北保第040500418号	－	旅館業法	第８条
旅館業営業許可 （NOT A HOTEL KITAKARUIZAWA BASE-S-１）	群馬県指令吾保第000941-00010006号	－	旅館業法	第８条
旅館業営業許可 （NOT A HOTEL KITAKARUIZAWA BASE-S-２）	群馬県指令吾保第941-３号	－	旅館業法	第８条
旅館業営業許可 （NOT A HOTEL KITAKARUIZAWA BASE-M-１）	群馬県指令吾保第000941-00010007号	－	旅館業法	第８条
旅館業営業許可 （NOT A HOTEL KITAKARUIZAWA BASE-M-３）	群馬県指令吾保第000941-00010008号	－	旅館業法	第８条
旅館業営業許可 （NOT A HOTEL KITAKARUIZAWA BASE-M-４）	群馬県指令吾保第941-１号	－	旅館業法	第８条
旅館業営業許可 （NOT A HOTEL KITAKARUIZAWA BASE-M-６）	群馬県指令吾保第941-２号	－	旅館業法	第８条
旅館業営業許可 （NOT A HOTEL KITAKARUIZAWA BASE-L-１）	群馬県指令吾保第000941-00010009号	－	旅館業法	第８条
旅館業営業許可 （NOT A HOTEL KITAKARUIZAWA BASE-L-２）	群馬県指令吾保第000941-00010010号	－	旅館業法	第８条
旅館業営業許可 （NOT A HOTEL KITAKARUIZAWA BASE-L-３）	群馬県指令吾保第941-16号	－	旅館業法	第８条
旅館業営業許可 （NOT A HOTEL KITAKARUIZAWA BASE-L-４）	群馬県指令吾保第941-17号	－	旅館業法	第８条
旅館業営業許可 （NOT A HOTEL KITAKARUIZAWA BASE-L-５）	群馬県指令吾保第941-18号	－	旅館業法	第８条
旅館業営業許可 （NOT A HOTEL KITAKARUIZAWA IRORI-１）	群馬県指令吾保第000941-00000012号	－	旅館業法	第８条
旅館業営業許可 （NOT A HOTEL KITAKARUIZAWA IRORI-２）	群馬県指令吾保第000941-00000013号	－	旅館業法	第８条

旅館業営業許可 （NOT A HOTEL MINAKAMI TOJI-１）	群馬県指令利保第512-２号	－	旅館業法	第８条
旅館業営業許可 （NOT A HOTEL MINAKAMI TOJI-２）	群馬県指令利保第512-３号	－	旅館業法	第８条
旅館業営業許可 （NOT A HOTEL MINAKAMI TOJI-３）	群馬県指令利保第512-４号	－	旅館業法	第８条
旅館業営業許可 （NOT A HOTEL MINAKAMI TOJI-４）	群馬県指令利保第512-５号	－	旅館業法	第８条
旅館業営業許可 （NOT A HOTEL MINAKAMI TOJI-５）	群馬県指令利保第512-６号	－	旅館業法	第８条
旅館業営業許可 （NOT A HOTEL ISHIGAKI）	八保第R７-16号	－	旅館業法	第８条
旅館業営業許可 （NOT A HOTEL SETOUCHI）	三生環指令第2419号-３	－	旅館業法	第８条
温泉利用許可	・NASU（MP） 栃木県指令北保第141-35号 ・NASU（THINK） 栃木県指令北保第141-36号 栃木県指令北保第141-37号 栃木県指令北保第141-38号 ・NASU（CAVE） 栃木県指令北保第141-２号 ・KITAKARUIZAWA （IRORI L-１） 群馬県指令吾保第1086-23号 ・KITAKARUIZAWA （IRORI L-２） 群馬県指令吾保第1086-24号 ・MINAKAMI 群馬県指令利保第30041-９号	－	温泉法	第15条第１項
古物営業許可	第303322515597号	—	古物営業法	第３条

（NOT A HOTEL MANAGEMENT株式会社）

許認可等の名称	許認可・届出番号等	有効期限	規制法令	免許 取消条項等
旅館業営業許可 （NOT A HOTEL FUKUOKA）	福中保環第513015号	―	旅館業法	第８条
公衆浴場営業許可 （NOT A HOTEL AOSHIMA）	宮保衛指令第106号３	―	公衆浴場法	第７条
菓子製造業営業許可	宮保衛指令第22号131	2025年１月31日～ 2031年２月28日	食品衛生法	第55条第１項
飲食店営業許可 （NOT A HOTEL FUKUOKA）	福中保衛第2023010538	2023年10月12日～ 2029年12月31日	食品衛生法	第60条
飲食店営業許可 （NOT A HOTEL NASU）	栃木県指令北保第40048264号	2024年６月27日～ 2031年２月28日	食品衛生法	第60条
飲食店営業許可 （NOT A HOTEL KITAKARUIZAWA）	群馬県指令吾保第918-10019号	2024年３月22日～ 2030年９月30日	食品衛生法	第60条
飲食店営業許可 （NOT A HOTEL MINAKAMI）	群馬県指令利保第565-３	2025年４月16日～ 2032年３月31日	食品衛生法	第60条
飲食店営業許可 （NOT A HOTEL AOSHIMA）	宮保衛指令第１号1016	2025年１月31日～ 2031年２月28日	食品衛生法	第60条
飲食店営業許可 （Aoshima Beach Village）	宮保衛指令第１号721	2022年10月19日～ 2028年11月30日	食品衛生法	第60条
飲食店営業許可 （NOT A HOTEL ISHIGAKI）	第07202500129号	2025年６月10日～ 2033年６月30日	食品衛生法	第60条
飲食店営業許可 （NOT A HOTEL SETOUCHI）	飲食店営業許可 指令東保生第070555号 飲食店営業許可 指令東保生第070556号	2026年２月19日～ 2031年７月31日	食品衛生法	第60条
温泉利用許可	・KITAKARUIZAWA （BASE L-１） 群馬県指令吾保第1086-10007号 ・KITAKARUIZAWA （BASE L-２） 群馬県指令吾保第1086-10008号	―	温泉法	第15条第１項
断続的な宿直又は日直勤務許可書	中之条労働基準監督署発0718第１号	―	労働基準法	第41条第３号
自家用自動車有償貸渡業許可	・栃木運輸支局第0027号 ・宮崎運輸支局第344号 ・中国運輸支局第848号 ・沖縄総合事務局第2387号	・栃木運輸支局 2022年８月25日～ 2027年８月25日 ・宮崎運輸支局 2026年２月18日～ 2027年８月19日 ・中国運輸支局 2026年２月27日～ 2031年２月26日 ・沖縄総合事務局 2026年６月９日～ 2031年６月８日	道路運送法	第80条第１項
一般不定期航路事業登録	中国一不第0024号	―	海上運送法	第22条

（NOT A HOTEL2nd株式会社）

許認可等の名称	許認可・届出番号等	有効期限	規制法令	免許取消条項等
第二種金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第3269号	―	金融商品取引法	第52条
宅地建物取引業者免許	東京都知事（１）第110461号	2024年３月９日～2029年３月８日	宅地建物取引業法	第５条第66条等
古物営業許可	第304382419362号	―	古物営業法	第３条
自家用自動車有償貸渡業許可	東運輸第1479号	2024年10月30日～2029年10月30日	道路運送法	第80条第１項

（NOT A HOTEL DAO株式会社）

飲食店営業許可	７中保生食ほ第1017号	2025年８月25日～2031年８月31日	食品衛生法	第60条

（株式会社知念海洋レジャーセンター）

許認可等の名称	許認可・届出番号等	有効期限	規制法令	免許取消条項等
旅客不定期航路事業許可	不７沖縄不第８号	―	海上運送法	第21条
不定期航路事業届出	―	―	海上運送法	第22条
水域占用許可	沖縄県指令南土第223号	2026年４月１日～2027年３月31日	港湾法	第37条第１項
海岸保全区域等占有許可	沖縄県指令南土第284号	2026年４月１日～2027年３月31日	海岸法	第37条の４
飲食店営業許可	第05202201333号	2023年３月24日～2028年３月31日	食品衛生法	第60条
営業届	―	―	食品衛生法	第57条

（2）物件開発の遅延及び商品調達の遅滞について

（顕在化可能性：中/発生時期：特定時期なし/影響度：大）

当社グループの「NOT A HOTEL」ブランドのセカンドハウス及び「NOT A GARAGE」ブランドのモビリティにおいては、各プロジェクトの開発スケジュールや商品の仕入・販売が当初の計画通りに順調に進捗することを前提としております。両プロダクトは、物件の開業や商品の引渡し（「NOT A HOTEL」における、契約締結後のオーナー登録完了時のライセンス売上高、及び物件開業時のアセット売上高の計上を含みます）をもって収益を認識する基準を採用しております。

このため、不動産開発のプロセスにおける設計変更、行政の各種許認可等の取得遅延、開発用地での想定外の事由（埋蔵物の発見等）、周辺住民からの反対、天候不順、外注先における人材不足等の建築工程の遅延や、モビリティ仕入における生産・供給体制の変化、部材調達の遅延、物流の停滞等が発生した場合、物件の開業時期や商品の引渡し時期が当初の想定より遅延する可能性があります。

これにより、特に当連結会計年度の期末付近に開業・引渡しを予定している案件において、売上高の計上時期が翌連結会計年度へ後ろ倒しとなる可能性があります。さらに、これらプロジェクト全体のスケジュールの遅延や見通しの不透明化に伴い、販売計画の変更や販売動向の鈍化が生じた場合には、新規の契約締結やオーナー登録等の進捗が滞り、当社グループの業績に多面的な影響を及ぼすリスクがあります。

また、各プロジェクトの販売開始時期や開業時期により、四半期毎の売上高が平準化されず、各四半期の経営成績が変動する可能性があり、場合によっては売上高及び利益の計上時期が翌期以降にずれ込む、又は一時的に営業損失を計上する可能性があります。

当社グループでは、これらのリスクを低減するため、「NOT A HOTEL」においては、開業及び販売時期を見据えたプロジェクト管理を徹底し、各プロジェクトに建築や行政手続きに関する専門的な知見を有する社員等を配置するとともに、施工会社や関係行政機関との緊密な連携を通じて、工程管理及び許認可手続きの進捗管理の強化に努めております。また、「NOT A GARAGE」においては、仕入先との連携強化や供給状況の継続的な把握等により、安定的な商品供給体制の構築に努めております。

しかしながら、これらの対応にも関わらず、予期せぬ設計変更や行政手続きの長期化、建築プロセスの遅延等の不確定要素を完全に排除することは困難であり、これらに起因する物件の開業遅延や販売進捗への悪影響が顕在化した場合には、当社グループの事業、経営成績及び財政状態に重大な影響を及ぼす可能性があります。

（3）ブランドイメージの毀損について

（顕在化可能性：中/発生時期：特定時期なし/影響度：大）

当社グループは「NOT A HOTEL」というブランド価値を保ち、向上させ続けることが事業拡大において非常に重要であると認識しております。提供する物件やサービスの欠陥・品質不良又はその風評、顧客からの苦情もしくは当社グループの従業員やパートナー企業等の第三者が関与する不適切行為その他事故等が発生した場合、当社グループのブランド価値が毀損される可能性があります。また、従業員の就労状況への不満等、メディア報道又はインターネットもしくはソーシャルネットワーキングサービス（以下「SNS」という。）への不適切な書き込み等によっても、ネガティブなイメージが生じる可能性があります。当社グループでは、物件の品質管理等に関しては、社内建築メンバーによるプロジェクト管理や信頼度の高い建設会社への発注を行うことでリスクの低減を図っているほか、メディアやSNS等における発信に関するリスクについては、社員向けコンプライアンス研修の定期的な実施及びパートナー企業の選定の厳格化、連携に関する契約での取り決め等の対策を行っております。

しかしながら、これらの対策にも関わらず当社グループにとって好意的でない評判によりブランドイメージが毀損した場合には、その真偽に関わらず、当社グループの事業、経営成績及び財政状態に重大な影響を及ぼす可能性があります。

（4）資金調達について

（顕在化可能性：中/発生時期：特定時期なし/影響度：大）

当社グループが展開するセカンドハウスである「NOT A HOTEL」及び、モビリティの提供を行う「NOT A GARAGE」においては、事業運営及び事業拡大にあたり、安定的な資金調達及び適切なファイナンス体制の構築が重要となります。

「NOT A HOTEL」においては、用地の取得及び建築を行うにあたり多額の事業資金を要します。当社グループでは、物件開発資金について、着工前の段階からコンピュータグラフィックス画像等により作成した建築物のイメージを基に販売を開始し、その販売進捗を踏まえて金融機関との融資契約を締結することにより、主として資金調達を行っております。今後、事業規模の拡大に伴い、大規模な開発案件が増加する場合には、ノンリコースローンの活用等を含め、資金調達手法の多様化にも取り組んでいく方針であります。

一方、「NOT A GARAGE」においては、モビリティを仕入れて提供する事業形態であることから、商品の仕入れや在庫の保有、販売までの期間における資金需要が継続的に発生します。このため、当社グループでは、仕入れ及び販売活動を行うＮＯＴＡ株式会社において、融資やリース等のファイナンスを活用し、必要な運転資金を確保する体制を構築しております。

しかしながら、「NOT A HOTEL」及び「NOT A GARAGE」のいずれにおいても、何らかの理由により、計画していた資金調達やファイナンススキームの構築または継続が困難となった場合には、仕入れ、開発または販売活動に支障を来し、当社グループの事業、経営成績及び財政状態に重大な影響を及ぼす可能性があります。

また、「NOT A HOTEL」においては、販売開始後及び着工後に、販売活動の推進や建築計画の工期管理を適切に行うことで、販売進捗の大幅な遅れや工期遅延の発生防止に努めておりますが、物件の開業時期や売上計上時期が計画から遅延した場合には、融資期間の延長等について金融機関と協議を行うことにより返済リスクの回避を図る方針であります。

しかしながら、融資期間の長期化に伴う金利負担の増加等により、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

加えて、当社グループでは、有利子負債の返済原資を主として「NOT A HOTEL」に係る売上金額及び「NOT A GARAGE」におけるモビリティの提供に係る対価としており、これらの売上が当初の計画を下回った場合には、当社グループの資金繰りに影響を及ぼす可能性があります。

さらに、当社グループは、金融機関からの借入れによる資金調達を行うにあたり、財務制限条項（いわゆるコベナンツ）その他の契約条件が付されている融資契約を締結している場合があります。これらの条項は、一定の財務指標や条件の維持を求めるものであり、事業環境の変化や業績の変動等により当該条件を充足できなくなった場合には、期限の利益の喪失や追加的な制約が生じる可能性があります。その結果として、当社グループの資金調達や事業運営に影響を及ぼす可能性があります。

また、今後の事業活動の拡大に応じて、外部からの継続的な資金調達が必要となる可能性があり、その場合には、資本増強を目的とした株式の発行等により、既存株主に希薄化が生じる可能性があります。

（5）リース会計基準の改正について

（顕在化可能性：高/発生時期：1年以内/影響度：中）

当社グループは、事業運営上、複数の土地・建物等を賃借して事業を行っております。これらの賃貸借契約については、現行のリース会計基準に基づきオペレーティング・リースとして会計処理しており、貸借対照表上はリース資産及びリース負債を計上せず、支払賃料等を期間に応じて費用処理しております。

一方で、企業会計基準委員会からは、借手のリース取引について使用権資産及びリース負債を貸借対照表に計上することを求める新たなリース会計基準（企業会計基準第34号「リースに関する会計基準」）が公表されており、2027年４月１日以後に開始する連結会計年度及び事業年度期首からの適用が予定されています。

当社グループが将来この新リース会計基準を適用する場合には、本書提出日現在オペレーティング・リースとしてオフバランスで処理している支払賃料等についても、新たな会計基準におけるリース取引に該当するものについて使用権資産及び対応するリース負債を認識することとなるため、総資産及び有利子負債が増加する見込みであります。

これにより、自己資本比率やD/Eレシオなどの財務指標が悪化する可能性があるほか、営業費用として計上していたリース料が減価償却費及び利息費用に振り替わることにより、営業利益、EBITDA、経常利益等の指標にも一定の影響が生じる可能性があります。

また、金融機関との借入契約等において財務制限条項が設定されている借入れがあることから、新リース会計基準の適用に伴う財務指標の変動が、当該条項の充足状況の判断において考慮が必要となる可能性があります。一方で、当該財務制限条項の内容やその算定方法を踏まえると、新リース会計基準の適用による直接的な影響は現時点では限定的であると認識しておりますが、今後の状況に応じて金融機関と適切に協議を行いながら対応していく方針であります。

（6）開発用地の仕入れについて

（顕在化可能性：低/発生時期：特定時期なし/影響度：大）

当社グループが営むメンバーシップ事業のうち、セカンドハウスである「NOT A HOTEL」においては、開発用地を安定的に仕入れることが重要となります。現状、当社グループは、株主を含むパートナー企業、金融機関及び当社への問い合わせ等を通じて、土地及び地権者の紹介を受けており、一定程度、継続的に開発用地を仕入れることが可能な状況にあります。

しかしながら、競争の激化や不動産市況の変動等、何らかの事由により、開発用地の仕入れが滞る可能性や、取得価格が上昇する可能性があります。そのような場合には、当社グループが展開する「NOT A HOTEL」の開発及び販売に影響を及ぼし、結果として、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

（7）個人情報や営業上の機密情報の漏洩について

（顕在化可能性：低/発生時期：特定時期なし/影響度：大）

当社グループは、業務遂行に伴い多くの個人情報や営業上の機密情報を取り扱っております。これらの情報は当社グループの競争力を支える重要な資産であり、適切に管理、保護することが重要であると認識しております。当社グループでは、社内IT部門が中心となり情報管理及び外部への流出防止体制を構築しているほか、情報セキュリティ事故を未然に防止するため、情報セキュリティの推進体制整備と役職員に対するセキュリティ意識の啓発、社内ネットワークに対する監視機能の強化及び情報へのアクセス制限等の対策を実施しております。また、情報流出等が発生した場合には、適切な対応を行い、原因解析や影響範囲の調査を実施することで、再発防止及び防御の最適化を図る体制をとっております。

しかしながら、これらの対策にも関わらず不正アクセスや人的ミスによる情報漏洩が発生した場合、当社グループへの信用失墜やブランドイメージの低下、損害賠償等の費用負担が生じること等によって、当社グループの事業、経営成績及び財政状態に重大な影響を及ぼす可能性があるほか、将来的な企業価値を毀損する可能性があります。

（8）景気動向及び市場環境の変化による業績への影響について

（顕在化可能性：中/発生時期：特定時期なし/影響度：中）

当社グループの事業のうち、「NOT A HOTEL」ブランドのセカンドハウスの販売及び「NOT A GARAGE」におけるモビリティの販売は、いずれも景気動向や市場環境の変化の影響を一定程度受ける特性があります。特に、景気後退局面においては、資産効果の弱まりにより、高額商品の購入を控える動きが強まることで、販売数量の減少や販売時期の長期化が生じる可能性があります。

「NOT A HOTEL」におけるセカンドハウスの販売は、不動産市況の影響を受けやすく、不動産市場は、景気動向、金利動向、地価動向等の影響を受けて変動します。経済情勢の悪化等が生じた場合には、不動産購入意欲の減退に繋がり、市況全体の販売価格が下落することで、当社グループが手掛ける当該物件の販売価格や販売スピードに影響を及ぼす可能性があります。

また、「NOT A GARAGE」におけるモビリティの販売についても、景気動向、消費者マインドの変化、可処分所得の動向等の影響を受ける可能性があります。

当社グループでは、経済情勢及び各市場環境の動向を注視しつつ、仕入、開発及び販売スケジュールを慎重に検討することにより、外部環境の変化に柔軟に対応できる体制の構築に努めております。また、「NOT A HOTEL」においては、パートナー企業との共同開発を行うことにより、開発コストの分担を図るとともに、プロジェクトリスクの低減に取り組んでおります。加えて、為替動向についても継続的にモニタリングを行い、必要に応じて販売戦略や価格設定に反映することにより、当該リスクの軽減に努めております。

なお、現時点において、「NOT A HOTEL」の主な購入層は、一般的な不動産物件と比較して、ローンを利用せずに購入する富裕層が中心であることから、金利動向等による影響は限定的であると認識しております。

しかしながら、今後、ローンやレバレッジを活用した購入が増加する場合や、開発物件及び取扱い商品のラインナップの拡充、販売手法の多様化等により購入者層が拡大する場合には、景気動向や金利動向、消費者マインドの変化等の影響を受けやすくなる可能性があります。その結果、当社グループの事業、ひいては経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また、「NOT A HOTEL」の購入者には海外在住者が含まれており、これらの購入者との取引においては為替変動の影響を受ける可能性があります。円高が進行した場合には、海外の購入者にとっての相対的な購入コストが上昇し、購入意欲の減退や購入検討の長期化につながる可能性があります。加えて、海外の購入者による購入が減少することにより、販売数量や販売価格に影響を及ぼす可能性があります。

（9）棚卸資産及び固定資産の保有について

（顕在化可能性：中/発生時期：特定時期なし/影響度：中）

当社グループが展開するセカンドハウスである「NOT A HOTEL」においては、販売計画に基づき物件の企画及び建築を行っており、その過程において、一定の不動産に係る棚卸資産を保有するほか、販売状況等に応じて、物件の共有持分の一部を当社グループが保有する場合があります。

当社グループでは、既存オーナーへのニーズ調査や日々のマーケティング活動及び営業活動等を通じて、開発予定物件について一定の需要が見込まれることを確認した上で、開発用地の取得及び建築を行っております。

しかしながら、経済情勢や不動産市況の変化、販売環境の変動、価格や立地等に関する需要予測の誤り等により、販売が当初の想定どおり進まない場合には、当社グループが共有持分等を保有する期間が長期化する可能性があります。その結果、当該資産の流動性が低下し、将来の販売価格の調整や、会計上の評価見直しが必要となる可能性があります。

また、当社グループが展開するモビリティの販売を行う「NOT A GARAGE」においても、需要動向や市場環境の変化等により、商品の販売が想定どおり進まない場合には、仕入れたモビリティを棚卸資産として一定期間保有する可能性があります。その場合、在庫の保有期間が長期化し、販売条件の見直し等が必要となる可能性があります。

また、当社グループは、新たにジェット機のシェア販売を開始しており、当該事業においては、ジェット機の仕入れに多額の資金を要します。需要動向や市場環境の変化等により、販売が想定どおり進まない場合には、仕入れたジェット機を棚卸資産として一定期間保有する可能性があります。その場合、在庫の保有期間が長期化し、販売条件の見直し等が必要となるほか、市場価格の変動等によっては、将来の販売価格の調整や、会計上の評価見直しが必要となる可能性があります。

また、当社グループは、メンバーシップ事業の運営に供する船舶・設備等の拠点アセットを保有しているほか、「JAPA VALLEY TOKYO」等の新規事業の展開にあたっての施設・設備への設備投資を積極的に推進しており、固定資産残高は今後も増加する見込みであります。これらの固定資産については、事業環境の変化、稼働状況の低下又は収益性の悪化等により、将来の回収可能価額が帳簿価額を下回ると判断された場合には、減損損失の計上が必要となる可能性があります。

これらの事象が顕在化した場合には、当社グループの当該事業の収益性や資産効率に影響を及ぼすとともに、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(10)パートナー企業との共同開発・共同運営について

（顕在化可能性：中/発生時期：特定時期なし/影響度：中）

当社グループが営むメンバーシップ事業においては、当社とパートナー企業の間で合弁会社の設立や共同開発契約を締結し、パートナー企業が単独又は共同して事業主となって資金を拠出し、セカンドハウスの開発や販売等を行うパートナーとの共同開発プロジェクトがあります。当社グループではパートナー企業の選定において、パートナー企業の経営状態やプロジェクトの推進方針につき、慎重に協議を行ったうえでプロジェクトを推進しておりますが、パートナー企業の方針変更等により開発・運営の計画に変更が生じる場合には、当社グループの事業、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また、「NOT A GARAGE」で取り扱う販売商品のうち一部のモビリティについては、当社グループではない外部のオペレーター企業が運営しており、当該オペレーター企業がモビリティの運航や買受予約を行います。当社グループではオペレーター企業選定において、オペレーター企業の経営状況や運航計画を確認しておりますが、運航の代替先の確保が困難となる場合や買受予約が行使されない場合には、当社グループの事業、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(11) 自然災害、人災等の発生について

(顕在化可能性：中/発生時期：特定時期なし/影響度：中)

当社グループは、山林や海岸沿い等の自然豊かな地域を中心に「NOT A HOTEL」を展開しております。そのため、大規模な地震、津波、風水害等の自然災害、火災や人災、あるいは未知の感染症の流行といった不測の事態が発生した場合、保有・開発中の不動産の滅失・毀損、開発遅延、従業員の被災、並びに宿泊需要の減退等により、事業運営や業績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

特に、当社の特徴であるアプリケーションやスマートホームを制御する自社統合システムの通信遮断やサーバーダウンは、シームレスな体験価値と省人化オペレーションの双方を即座に阻害するリスクを有しております。また、移動手段であるモビリティの運航停止やレジャー拠点の被災、さらには宿泊体験の毀損に伴う暗号資産（NAC）関連サービスへの悪影響など、多面的な機会損失が生じる恐れがあります。加えて、災害発生時等の対応に不備があった場合には、安全管理リスクやレピュテーションリスクが顕在化する可能性もあります。

当社グループは、これらのリスクへの対策として、BCP（事業継続計画）の策定、各種損害保険への加入、耐震性や耐洪水性の高い建材の使用、建築地の慎重な選定等を行っております。また、定期的な従業員研修の実施や、アプリケーション等を通じた利用者への迅速な避難情報提供・連絡体制の整備など、万が一の際にも適切な対応ができる体制を整えております。

しかしながら、これらの対策を上回る規模の災害や感染症等が発生し、当社の備えが十分に機能しない場合には、当社グループの事業、経営成績及び財政状態に深刻な影響を及ぼす可能性があります。

(12) 「NOT A GARAGE」（モビリティ運営）について

(顕在化可能性：中/発生時期：特定時期なし/影響度：中)

当社グループが展開するモビリティ共同所有事業（NOT A GARAGE）の一部（以下「本事業」といいます。）においては、提携パートナー企業がモビリティ（ヘリコプター等の航空機やクルーザー等の船舶）の借主となり、オーナーに対する賃料の支払、運送事業者への運航委託等の事業管理を担っており、一部取引においては提携パートナー企業がオーナーとの間で買受予約（将来の機体・船体買取）契約を締結しております。また、状況により当社グループが自ら当該モビリティを保有し、運航を行う場合もあります。 当社グループでは、提携パートナー企業の選定にあたり経営状態や事業計画を慎重に確認しておりますが、以下の要因により当社グループの事業、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

1．運送事業者の重大事故発生及びレピュテーションに関するリスク

本事業におけるモビリティの実際の運航及び整備業務は、提携パートナー企業（同社が委託する外部の運送事業者を含む）または当社グループが行います。当該モビリティにおいて人命に関わる重大な事故やトラブルが発生した場合、直接的な運航当事者が当社グループであるか否かにかかわらず、本事業及び当社グループ全体のブランドイメージが著しく低下し、多大なレピュテーションリスク（風評被害）が生じる可能性があります。 また、外部委託先における事故や経営破綻等により事業管理の継続が不能となった場合、当社グループは別の運送事業者と直接取引を行うか、新たな管理会社を確保する必要があります。しかし、対象となる航空機や船舶は希少性が高いアセットであり、運航・管理の代替先を速やかに確保できない場合には、サービス提供の停止やオーナーへの契約義務の承継等により、当社グループが予期せぬ費用負担を強いられる可能性があります。

2．提携パートナー企業の経営破綻及び契約不履行に関するリスク

本事業のスキームにおいて、オーナーへの賃料支払義務及び将来の買受予約の履行義務を提携パートナー企業が負っている場合、同社の資金調達が計画通りに進まないことや、同社の資金繰りが悪化することにより、対象モビリティの買取や賃料支払が滞る可能性があります。その場合、販売主である当社グループへのクレームや損害賠償請求が発生し、当社の社会的信用が毀損される恐れがあります。

3．モビリティの資産価値変動及び買取対応に関するリスク

提携パートナー企業による買受予約が適切に行使されない場合、当社グループはセカンダリー市場での売却支援を行いますが、市場環境やモビリティの稼働状況等により、想定される価格での売却が困難となる可能性があります。また、オーナー保護の観点から当社グループが自ら当該モビリティを買い取る判断を行う可能性もあり、その場合には当社グループのキャッシュ・フローに影響を及ぼす可能性があります。

(13) 関連当事者等との取引等について

(顕在化可能性：中/発生時期：特定時期なし/影響度：中)

企業としての独立性の観点を踏まえ、関連当事者等との取引は、本来不要な取引を強要されたり取引条件が歪められたりする懸念があり、株主の本来利益の流出などの観点から当社としては注意する必要が高い取引であることから、当該取引の事業上の必要性と取引条件の妥当性等、取引内容については取締役会で審議し承認を得ることとし、取引の健全性及び適正性を確保する体制を築いております。

当社グループは、当社の連結子会社であるNOT A HOTEL MANAGEMENT株式会社の代表取締役である林亮治が議決権の過半数を有する会社又は代表者を兼務する法人との間では、当社グループにおいてワイン等の仕入等の取引や当社が運営するホテル・レストランへのシェフの派遣に伴う業務委託取引が生じております。当該取引を実施するに際しては「関連当事者取引管理規程」にしたがって、取締役会において、取引の必要性と取引条件の妥当性を審議し、事前承認を得ることとしております。また、承認された取引については、四半期に１回、その取引実績とともに妥当性について取締役会において確認を行っております。主要な取引の内容については下表のとおりとなります。

(単位：百万円)

会社等の名称	取引の内容	取引金額	
		2025年３月期	2026年３月期
株式会社Haku	飲食代の支払い	4	2
	賃料の受取り	8	9
バーガンディ株式会社	ワイン等の仕入れ	30	32
株式会社tousen	業務委託費	13	13

また、当社グループが販売を行う「NOT A HOTEL」ブランドのセカンドハウス及びモビリティを役職員等が購入又は売却を行う場合は「自社プロダクト売買規程」において、販売開始から一定期間の購入制限や売却価格・売却先・保有期間の制限等の売却制限を定めており、販売価格及び売却価格の一般取引との同一性や取引の動機の正当性を含む確認を実施したうえで行うこととし、会社の業務運営及び信用に影響を与えることなく、公正な取引秩序を害する恐れがないことを確認したうえで、必要な社内決裁を経て取引を行うこととしております。

当社グループの役員が、当社の連結子会社であるNOT A HOTEL DAO株式会社が発行する暗号資産「NOT A HOTEL COIN（NAC）」の保有に関連して、レンディング等の取引を行う場合については、関連当事者取引として管理する必要があるものと認識しております。このため、当社グループでは、当該取引が発生する可能性があることを前提として、取引の内容及び枠組みについて取締役会において審議・決議を行っております。また、当該取引については、取引内容の把握及び公正性の確認を行い、その状況について定期的に取締役会に報告しております。一方、当社グループの役員がNACの売買を行う場合については、関連当事者取引には該当しないものの、当社が定めるガイドラインに基づき、事前に申請を行い、承認を得た上で実施することとしております。当社グループでは、当該手続きを通じて、取引の透明性及び公正性の確保に努めております。

しかしながら、万が一、上記取組みにも関わらず、取引内容を審議する機会が得られず、取引すべきでない取引を行った場合又は不当な条件の下で取引が行われた場合、当社グループの社会的信用や経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

なお、重要な取引の内容につきましては、第５　経理の状況　１　連結財務諸表等　（１）連結財務諸表　注記事項　関連当事者情報に記載しております。

(14) 知的財産について

(顕在化可能性：中/発生時期：特定時期なし/影響度：中)

当社グループは、自社開発のアプリケーションやスマートホーム等のIoT設備、暗号資産（NAC）を組み込んだ金融的仕組みなどのテクノロジーと、著名建築家等との共創による建築デザインをコアとして事業を展開しております。

これらPropTech（不動産）及びFinTech（金融）領域において、第三者から予期せぬ特許権や商標権等の侵害訴訟、ライセンス料の支払要求、または差止請求等を受けた場合、自社システムの仕様変更やサービス停止を余儀なくされ、グループ全体の業績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

また、唯一無二の価値を有する建築デザインやモビリティの意匠が第三者に模倣された場合、あるいは外部クリエイターとの間で著作権等の権利帰属や二次利用を巡る紛争が発生した場合は、当社のブランド価値や競争力が著しく毀損され、当社グループの業績及び財政状態に深刻な影響を及ぼす恐れがあります。

(15) 有利子負債への依存について

(顕在化可能性：中/発生時期：特定時期なし/影響度：中)

当社グループでは、メンバーシップ事業における開発に伴う用地や機体の仕入及び開発費用等の資金を、主として個別プロジェクトごとに金融機関からの借入金によって調達しております。

最近２連結会計年度及び第７期中間連結会計期間における有利子負債の状況は次のとおりであります。

	2025年３月期	2026年３月期	2027年３月期 中間連結会計期間
有利子負債残高（百万円）	7,575	12,695	17,963
総資産（百万円）	32,621	56,311	63,625
有利子負債依存度（%）	23.2	22.5	28.2

メンバーシップ事業においては開発用地を継続して仕入れる必要があり、その後の建物の建設資金などとあわせた資金需要が恒常的に発生します。これらの費用は自己資金に加えて金融機関等からの借入により調達する計画であることから、金融市場の動向を踏まえて柔軟に適応する方針ではあるものの、現時点では今後の有利子負債依存度も当面の間20%以上の水準が続く見込みであります。当社グループでは、金利等の動向を注視しつつ、将来の環境変化にも柔軟に対応可能な調達形態の維持・構築に努めており、条件面については各金融機関に対して定期的に見直しを要請しております。

また、取引金融機関との関係強化に努め、資金調達力の強化を図っております。

しかしながら、事業規模の拡大に伴う資金需要の増加により有利子負債の割合が上昇することに加え、将来において金利が上昇した場合には、資金調達コストの増加、社会情勢の変化等による金融機関の貸出姿勢の変化等、資金調達における制約が生じることにより、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(16) 暗号資産関連事業について

(顕在化可能性：中/発生時期：特定時期なし/影響度：中)

当社グループでは、その他事業のうち、NOT A HOTEL DAO株式会社において暗号資産関連事業を展開しており、主なサービスとして自社発行した暗号資産（NAC）保有者よりNACの貸付を受けるサービス（NACレンディング）を提供しております。NACレンディングは、ユーザーが保有するNACをNOT A HOTEL DAO株式会社に貸し出すことにより、その数量に応じて「NOT A HOTEL」の宿泊権またはNACによる報酬を受け取ることができる仕組みであり、2026年３月末現在における当該レンディングの残高は10.6億円となっております。

当社グループでは、ウォレットの秘密鍵や保有する暗号資産をコールドウォレット又は取引所ウォレットに保管しており、秘密鍵の管理や暗号資産の移動に関するマニュアルを定めて適切に管理を行っております。

しかしながら、秘密鍵の漏洩、フィッシング攻撃やマルウェア等を利用したサイバー攻撃、スマートコントラクトの脆弱性を悪用した不正操作、暗号資産取引所のシステム障害及び経営破綻等が生じた場合、当社グループが保管・管理する暗号資産が流出・毀損し、管理者による補填がなされない場合には、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

NACの市場価格が著しく下落した場合には、NACにより提供する報酬の経済的価値が減少し、ユーザーのレンディング参加意欲が低下することで、レンディング残高の縮小につながる可能性があります。これらの事象が発生した場合、当社グループの事業及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

NACをはじめとする暗号資産は、市場の需給動向、規制環境の変化、投資家マインドの変化等により価格が大きく変動する可能性があります。特に、NACは当社グループ自身が発行する暗号資産であることから、その流通市場における取引量・流動性は限定的であり、市場価格の形成に係るリスクを有しております。NACの価格が著しく下落した場合、当社グループのブランド価値や事業への信頼性に影響を及ぼすほか、宿泊権及びNAC報酬の実質的な価値の低下を通じてユーザーの利用意欲が減退し、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

暗号資産の社会的普及に伴い、2026年７月には「金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律案」が第221回通常国会で可決されました。同改正法は、暗号資産取引に係る規制を資金決済法から金融商品取引法の枠組みへ移管し、暗号資産の発行者に対する継続的な情報公表規制、暗号資産取引業者に対する登録・業務規制、インサイダー取引をはじめとする不公正取引規制の導入等を定めており、施行日までの間に内閣府令の制定等を通じて詳細な規制内容が明確化される見込みであります。これにより、当社グループが展開するNACの発行・レンディングサービスについても、新たな登録・届出義務や業務上の制限が課される可能性があり、対応コストの増加や事業モデルの変更を余儀なくされる場合があります。

当社グループでは、法整備に先んじて、暗号資産関連業務に関する規程及びマニュアルを定め、役職員に対して定期的に教育研修を実施するなど、法令遵守の周知徹底を図っております。また、暗号資産交換業者や法律専門家と連携しながら、規制動向の情報収集及び対応策の検討を進めることでリスク低減に努めております。

しかしながら、今後新たに暗号資産関連を対象とした法的規制等が制定・改正された場合、当社グループの業務が制約を受け、対応コストの増加や事業継続性への影響を含め、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(17) 収益構造について

(顕在化可能性：中/発生時期：特定時期なし/影響度：中)

当社グループのメンバーシップ事業では、セカンドハウスやモビリティの販売金額のうち、アセットの売上高は、物件の開業又は運航開始時まで収益計上が繰り延べられます。一方で、オーナーライセンスの売上についてはライセンス売上高として、契約後のオーナー登録完了時に収益計上を行っております。収益認識の詳細につきましては、第５　経理の状況　１　連結財務諸表等　（１）連結財務諸表　注記事項　（収益認識関係）　２　顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報に記載のとおりであります。

ライセンス売上高は、直接紐づく売上原価が存在しないことから、全額が登録完了時に契約活動の成果として、売上総利益に寄与します。一方で、アセットの売上高は、販売した物件の開業及び運航開始時まで収益認識が繰り延べられ、開業及び運航開始時、又は開業及び運航開始後の引渡し時に販売用のアセットを棚卸資産から売上原価として認識することから、ライセンス売上高の売上総利益率と比較して低水準にとどまります。その結果、当社グループの売上高は、物件の開業及び運航開始の年度に多額のアセットの売上が計上され大きく変動する一方で、各段階利益率は当該年度に低下する可能性があります。

当社グループでは、開発スケジュールの計画に際して将来の各年度における販売・開業物件の集中による会計年度ごとの経営成績も考慮しながら策定を行い、適時開示・IRを通じて正確かつ誠実な説明に努めてまいりますが、開発スケジュールの変更などの影響により、会計年度ごとの売上高や利益率が大きく変動することで、当社グループの業績及び財政状態並びに株価に影響を及ぼす可能性があります。

(18) 市場規模について

(顕在化可能性：中/発生時期：特定時期なし/影響度：中)

当社グループの属するリゾート会員権市場は、既に競合他社が一定の市場規模を形成しておりますが、当社のオーナー層は50歳未満が過半数を占めており、競合他社と比較して年齢の若い現役世代を中心としております。また、「EXCLUSIVE（エクスクルーシブ）」や「FLAGSHIP（フラグシップ）」といった競合他社と比較して高価格帯のブランドラインを中心に海外を含む超富裕層の取り込みにも注力しております。このように当社グループでは、既存のリゾート会員権市場の主な購入者層とは異なる顧客需要を捉えた販売活動を行っている一方、既存のリゾート会員権市場の主な購入者層に対しても「PRIME（プライム）」や「SELECT（セレクト）」といった中価格帯のブランドラインを中心に顧客需要にアプローチしており、今後も双方のブランドラインナップにより市場全体の顧客需要の取り込みを目指しております。

当社は、これらの市場分析において、第三者機関が作成した市場データや公表されているデータを分析することにより、市場規模等を推計しておりますが、これらのデータは最新ではない又は不完全か、もしくは不正確である可能性があります。したがって、当該推計が正確であるとは限らず、当該推計が不正確である場合や顧客ニーズにおいて当社の見通しと市場規模との間に乖離が生じた場合、当社の経営成績及び今後の事業展開に影響を及ぼす可能性があります。

(19) セカンダリー市場の動向について

(顕在化可能性：中/発生時期：数年以内/影響度：中)

当社グループが企画・開発を行うセカンドハウスの購入者層は、自ら利用する実需を主たる目的としつつも、将来的な売却の容易性や資産価値の保存といった流動性に対する需要も有しております。当社グループでは、子会社であるNOT A HOTEL2nd株式会社を通じて、自社プロダクトのセカンダリー市場の整備に取り組んでおり、買取再販及びマッチングプラットフォームの運営を通じて、購入後の流動性確保を支援しております。

しかしながら、NOT A HOTEL2nd株式会社は適正在庫水準の維持を基本方針としており、買取総額には一定の上限があることから、購入後の流動性を保証するものではありません。また、国内外の景気後退、金利の上昇、あるいは特定の地域・プロダクトに対する市場の選好の変化等により、マッチングプラットフォームにおける購入希望者の不在や購入希望価格の低下が生じる可能性があります。セカンダリー市場における取引価格の下落や流動性の悪化は、既存物件の資産価値に対する不安感を高め、新規物件の購入検討者の購買意欲の減退につながる可能性があります。その結果、当社グループの販売活動が鈍化し、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(20) 中期経営計画に関するリスクについて

(顕在化可能性：中/発生時期：数年以内/影響度：中)

当社グループは、中期経営計画（2027年３月期～2029年３月期）において契約高の継続的な成長を目標として掲げており、その達成に向けた重要な指標として、開発パイプライン（拠点数）の拡大、オーナー数の増加、及びオーナーによる買い増し・紹介比率の維持・向上を位置付けております。

当該中期経営計画は、目標策定時点における市場動向、顧客需要、開発・販売計画等に関する前提及び仮定を踏まえた想定パイプライン及び想定販売総額に基づいております。想定パイプライン及び想定販売価格は、土地未確定のプロジェクトについて当社グループが想定する条件で土地を取得できること、並びに各プロジェクトの設計、企画、建設及び販売が想定どおりに進捗し、想定する価格で販売されること等を前提としております。

しかしながら、本項に記載する各種のリスク要因等により、土地の取得が困難となること、開発・開業の遅延や開発費用の増加が生じること、又は顧客需要や販売価格が想定を下回ること等により、これらの前提が成立しない又は変化する可能性があります。このような場合には、中期経営計画を達成できない可能性があり、当社グループの事業、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(21) 原材料価格、人件費等の上昇による影響について

(顕在化可能性：高/発生時期：特定時期なし/影響度：小)

当社グループが展開するセカンドハウスである「NOT A HOTEL」及びモビリティの販売を行う「NOT A GARAGE」においては、それぞれの事業特性に応じて、原材料価格や人件費等の上昇による影響を受ける可能性があります。

「NOT A HOTEL」においては、建築工事に係る原材料や設備の価格、並びに建築工事に従事する人材の人件費等が、プロジェクトコストの大きな要素となっております。これらのコストについては、国際情勢の変動、為替変動、天災等の影響による資材価格の上昇や、建築業界における人材不足、時間外労働の上限規制の適用等を背景とした人件費の上昇が生じる可能性があります。その結果、建築コストが当初の想定を上回り、予定していた利益率の確保が困難となる可能性があります。

一方、「NOT A GARAGE」においては、モビリティの仕入価格や関連部材の価格、物流費等がコストの主要な要素となっております。これらについても、国際的な需給バランスの変化、為替変動、原材料価格の上昇等により、仕入価格や流通コストが上昇する可能性があります。その場合、想定していた利益率の確保が困難となる可能性があります。

また、これらの価格高騰に伴い、資材や商品の供給が滞った場合には、「NOT A HOTEL」における建築工程の遅延や、「NOT A GARAGE」における商品の納入遅延が生じ、事業運営や売上計上時期に影響を及ぼす可能性があります。

当社グループでは、これらのリスクに対応するため、「NOT A HOTEL」においては、ブランド力の向上を通じた販売価格への適切な転嫁、販売期間を分割することによる価格調整、複数の資材調達先の確保、社内建築部門による厳格なコスト管理及び建築工事の効率化等に取り組んでおります。また、「NOT A GARAGE」においては、仕入先との条件交渉や調達方法の見直し等を通じて、コスト上昇の抑制に努めております。

しかしながら、これらの対応策を講じてもなお、原材料価格や人件費等の高騰に十分に対応できない場合には、当社グループの事業、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(22) 新株予約権の行使による株式価値の希薄化について

(顕在化可能性：高/発生時期：特定時期なし/影響度：小)

当社は、取締役及び監査役並びにグループ社員、社外協力者等に対して、業績向上に対する意欲や士気を一層高めること等を目的とした新株予約権を付与しております。本書提出日現在におけるこれら新株予約権の付与による潜在株式数は15,270,550株であり、発行済株式総数74,817,200株に対する割合は20.4%に相当しております。これらの新株予約権の行使が行われた場合には、当社の１株当たりの株式価値が希薄化する可能性があります。

(23) 建物の安全管理、品質管理及び工程管理について

(顕在化可能性：低/発生時期：特定時期なし/影響度：中)

当社グループでは民法及び宅地建物取引業法により、宅地建物取引業者以外へ物件を販売した場合、販売した物件に係る契約不適合責任を負っております。当社グループでは、社内の建築部門においてプロジェクトマネジメントを行うことで不適合要因を排除しております。また、販売物件の施工者が、当社グループと同様の契約不適合責任を負っていることから、契約不適合の事象が発生した場合は、施工者に対して損害賠償等を請求することができます。

しかしながら、これらの対策にも関わらず、当社グループが販売した物件に重大な契約不適合な事象があるとされ、当社グループに対してこれを原因とする損害賠償請求が行われた場合や補修工事費用の負担が発生した場合には、当社グループの信用力が低下するとともに、当社グループの事業、経営成績や財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また、運営中の施設及び建築中の物件における、安全管理、品質管理及び工程管理を徹底して実施することで、法令遵守の状況をモニタリングし、不適合要因を排除しております。当社グループでは、建築部門に所属するライフサイクルマネジメントチームが、外部管理会社と協働して日常点検を実施しております。加えて、24時間365日対応可能なシフトを構築し、突然のインシデント発生時にも対処できるよう努めております。

しかしながら、当該取組みや対応に不備・不足があった場合、人身事故や施設での火災発生による信用喪失等が生じることによって、当社グループの事業、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(24) 衛生管理の強化・徹底について

(顕在化可能性：低/発生時期：特定時期なし/影響度：中)

当社グループでは、ホテル宿泊者等に対して食事を提供する等のレストランサービスを提供しております。当該サービスの提供に際して、当社グループは食品衛生法に基づき、所管保健所より飲食店営業許可を取得し、飲食事業場において食品衛生責任者を配置しております。また、社内研修による衛生知識の取得やHACCPに基づいたマニュアルの作成及び衛生・品質管理の実施、臨店チェック等を通じて、衛生管理の重要性の周知徹底に努めております。

しかしながら、万が一食中毒等の重大事故が発生した場合は、営業許可の取消しや営業停止命令等の処分を受ける恐れがあり、その場合、当社グループの事業、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(25) 特定人物への依存について

(顕在化可能性：中/発生時期：特定時期なし/影響度：中)

当社の創業者である代表取締役社長 濵渦伸次は、当社設立以来、当社グループの経営方針、事業の戦略及びプロダクト開発戦略の立案・遂行において中心的な役割を担ってきました。特に、当社グループが手掛けるセカンドハウスの企画・開発に係る構想については同氏の感性及び知見が事業コンセプトの根幹を形成しているほか、ブランドの世界観の確立や外部パートナーとの関係構築等を通じたコーポレートブランディングにおいても同氏の存在が大きな影響を与えております。

同氏が当社の業務執行を離れることは想定しておりませんが、当社は同氏への依存リスクを軽減すべく、経営幹部への権限移譲の推進、組織体制の整備及び次世代人材の育成・登用に継続的に取り組んでおります。

しかしながら、何らかの事情により同氏の業務遂行が困難となった場合には、事業戦略の方向性やブランド価値の維持に支障をきたし、当社グループの事業、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

なお、当社の不動産賃借取引については同氏より債務保証を受けておりますが、当該債務保証に係る保証料は支払っておらず、当該債務保証契約は上場日をもって解除される予定であります。

また、一部のホテルで提供しているレストランサービス及びホテル内にて販売している飲食物の仕入については、NOT A HOTEL MANAGEMENT株式会社の代表取締役社長である林亮治が経営する企業を介して行われており、同氏が経営するレストランを通じてプライベートディナーや飲食物を提供することにより、高品質かつ差別化された体験価値の提供を実現しております。同氏は、ミシュランガイド東京において星を獲得した「明寂」「一平飯店」「白寧」をはじめとした複数の飲食店舗の経営・企画に代表取締役として参画しており、料理人として飲食業界における豊富な知識・経験及び広範な人脈を有しているほか、当社グループにおける料理人の採用・育成やメニュー開発においても重要な役割を果たしております。こうした同氏の知見及びネットワークは当社グループのブランド価値向上と差別化されたサービス提供に不可欠な要素となっておりますが、同氏が当社グループの業務と並行して複数の企業において代表取締役を兼務していることにより、当社グループの経営に割くことができる時間及び経営資源が制約される可能性があります。これらのサービスは当社グループのブランド価値や顧客体験の質と密接に関連しており、代替先の確保には相応の時間と費用を要するほか、事業拡大の局面や外部環境の急激な変化等によって迅速な経営判断が求められる状況においては、兼務先における業務上の要請との間で優先順位の調整が必要となる場合があります。当社グループは同氏への依存を低減すべく代替体制の構築及び経営幹部への権限移譲に継続的に取り組む他、同氏の兼務先の経営成績及び組織体制に関する定期的なモニタリングを通じて、同氏の当社グループでの業務執行への影響を確認しておりますが、これらの取組みが十分な効果を発揮しない場合には、サービス品質の低下や意思決定の遅延が生じ、当社グループの事業、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(26) 事業運営及び人材確保について

(顕在化可能性：低/発生時期：特定時期なし/影響度：中)

当社グループが企業規模を拡大し顧客に求められるサービスを提供していくためには、システム及び建築の開発、設計、管理等に関する技術的な専門性を有する人材をはじめ、Sales部門やCorporate部門においても、有資格者をはじめとした優秀な人材を確保することが必要不可欠であります。また、NOT A HOTEL MANAGEMENT株式会社では、ホテルの安定的な稼働に対応するため、臨時雇用者も含めてホテル運営に従事する人員を柔軟に確保しつづける必要があります。当社グループは、継続的な採用活動を行うほか、退職傾向の分析等から職場環境や組織風土の改善を行い、従業員が働きやすい環境を構築して定着率を高める等、従業員や採用市場にとって魅力的な会社となることを目指した取組みを行っております。

しかしながら、今後、人材獲得競争の激化等により、想定どおりの採用が進まない場合や人材の社外流出等が生じた場合は、当社グループの事業、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(27) 事業体制及び内部管理体制について

(顕在化可能性：低/発生時期：特定時期なし/影響度：中)

当社グループは未だ成長途上にあり、今後の事業運営及び事業拡大に対応するため、当社グループの事業体制並びに内部管理体制について一層の充実を図る必要があると認識しております。事業規模に適した事業体制及び内部管理体制の構築に遅れが生じた場合、当社グループの事業、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。また、当社グループでは財務報告の適正性確保のために内部統制システムを構築する過程にあることから、当社グループの財務報告に重大な欠陥が発見される可能性は否定できず、将来にわたって常に有効な内部統制システムを構築及び運用できる保証はありません。また、内部統制システムに本質的に内在する固有の限界があるため、今後、財務報告に係る内部統制システムが有効に機能しなかった場合や財務報告に係る内部統制システムに重大な不備が発生した場合には、当社グループの財務報告の信頼性に影響を及ぼす可能性があります。

(28) 競争環境の激化について

(顕在化可能性：中/発生時期：特定時期なし/影響度：小)

当社グループが展開する事業分野においては、セカンドハウスを中心とする不動産関連分野及びモビリティの販売分野のいずれにおいても、一定数の競合事業者が存在しております。

セカンドハウスである「NOT A HOTEL」においては、リゾート会員権を含むセカンドハウス市場において、当社グループは、通常個人では購入することが難しい独創的なデザインを有するセカンドハウスを、著名な建築家やクリエイターとともに手掛けているほか、スマートホームコントローラー等を活用したソフトウエアにより、滞在中の優れた宿泊体験を実現するなど、建築・デザインとテクノロジーを融合させた点で差別化を図っております。また、「EXCLUSIVE（エクスクルーシブ）」や「FLAGSHIP（フラグシップ）」といった、超富裕層向けの高価格帯ブランドラインを展開することにより、ブランド価値の確立に努めております。

一方、モビリティの販売を行う「NOT A GARAGE」においても、高付加価値なモビリティを求める顧客層を対象とした市場において、類似のコンセプトやサービスを掲げる事業者が存在しており、商品ラインナップ、調達力、顧客体験の提供方法等の面で競争が生じております。当社グループでは、「NOT A HOTEL」との顧客接点やブランドイメージとの連携を通じて、他社との差別化を図っております。

当社グループでは、これらの競争環境に対応するため、建築、セールス、IT、コーポレート等の各領域における人材の確保・育成を進めるとともに、ブランド価値の維持・向上を通じて、販売面における優位性の確保に努めております。

しかしながら、今後、当社グループと同様のクオリティやコンセプトで事業を展開する事業者が増加した場合には、競争環境の激化に伴い、当社グループの競争力が相対的に低下し、その結果、当社グループの事業、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(29) システムトラブルについて

(顕在化可能性：中/発生時期：特定時期なし/影響度：小)

当社グループは自社開発したアプリケーションにより、宿泊予約、ハウスキー・スマートホームの操作、利用収支管理等を行うことが可能となっております。当該アプリケーションはWebシステムの稼働に大きく依存しており、システムトラブルやサイバー攻撃、ネットワーク接続等の問題により稼働に支障が発生した場合、顧客サービスに悪影響が及ぶことで顧客体験・満足度が低下し、レピュテーションリスク等に繋がる恐れがあります。当社グループは、セキュリティ対策の強化、システムの稼働状況の監視、事故発生時の復旧プロセスの確立、BCP（事業継続計画）の策定等の対策を講じることで、これらのリスク低減に努めております。

しかしながら、予測困難なシステムトラブルや外部からの大規模攻撃が発生した場合、当社グループの事業、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(30) 感染症等の異常事態の発生について

(顕在化可能性：低/発生時期：特定時期なし/影響度：中)

国内外における感染症の流行やパンデミック等の公衆衛生に関わる異常事態が発生し、移動制限や経済活動の停滞が生じた場合、顧客のセカンドハウス購入・施設利用意欲の減退、資材調達の困難や人件費の高騰による開発コストの増大及び工期の遅延、さらには施設内での感染発生によるブランドイメージの毀損等を通じて、当社グループの事業、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(31) Initial Exchange Offeringによる資金調達について

(顕在化可能性：低/発生時期：特定時期なし/影響度：中)

当社グループは、子会社であるNOT A HOTEL DAO株式会社（以下「DAO社」）を通じて、暗号資産「NOT A HOTEL COIN（NAC）」を発行し、暗号資産交換業者を通じたInitial Exchange Offering（以下、「IEO」）により資金調達を行っています。NACは、当社グループが運営する「NOT A HOTEL」ブランドのセカンドハウスの宿泊サービスや付帯費決済等に利用可能なユーティリティトークンとして設計されており、DAO社はIEOにより調達した資金を当社グループのセカンドハウスの購入資金や共同開発資金として使用しております。

暗号資産に関する会計上の取扱いについては、企業会計基準委員会により公表された実務対応報告第38号「資金決済法における暗号資産の会計処理等に関する当面の取扱い」においてその取扱いが示されておりますが、暗号資産の発行体の会計上の取扱いを定めた会計基準等は、現時点において明確にされておりません。そのため当社グループは、資金調達にあたり公表したホワイトペーパーの内容、トークンの性質及び資金使途等を踏まえて本取引の内容を検討し、会計方針を決定しております。具体的には、DAO社がIEOを通じて受領した資金（20億円）については、「NOT A HOTEL」ブランドのセカンドハウスの取得と保有を通じて、NACユーザーが宿泊サービスや付帯費決済等でNACを利用できるトークンエコシステムを構築する義務の対価であると判断し、当該資金を負債として計上し、その後の物件取得の進捗と役務提供期間に応じて収益として認識しております。2025年３月末時点における当該契約負債の残高は19.9億円、2025年３月期において収益として認識した金額は６百万円となっております。2026年３月末時点における当該契約負債の残高は19.4億円、2026年３月期において収益として認識した金額は41百万円となっております。また、当社はNACの発行時において、自己に450,000NACの割り当てを行っておりますが、当該自己に割り当てたNACについては、発行による対価を受領しておらず自己で完結していると考えられることから第三者との取引が発生するまでは資産として認識しない会計処理を採用しております。いまだ第三者との取引が発生していないものとして資産として認識されていないNACの数量は2025年３月末時点で450,000NAC、2026年３月末時点において368,557NACとなっております。

なお、これらの会計処理の詳細につきましては、第５　経理の状況　１　連結財務諸表等　（１）連結財務諸表　注記事項　４会計方針に関する事項（８）その他連結財務諸表作成のための重要な事項に記載のとおりであります。

当社グループは、これらの会計処理を検討するにあたり、監査法人や外部の会計・税務専門家と協議を行うとともに、暗号資産及びIEOに関する公表資料や他の類似取引の開示事例などを参照し、現行の会計基準及び入手可能な情報に基づき、取引実態を適切に反映した会計処理を行っていると判断しております。

しかしながら、今後、会計基準設定主体や関係当局、実務団体等により新たな会計基準や実務指針が公表され、NAC及び関連取引の会計上の位置付けや収益認識の方法等について、当社グループの取扱いと異なる見解が示される可能性があります。その場合には、新たな会計基準の適用に伴う会計処理方法の変更や遡及適用が必要となり、当社グループの事業、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(32) 配当政策について

(顕在化可能性：低/発生時期：特定時期なし/影響度：中)

当社グループは、株主への長期的な利益還元を実現するために、当面は環境変化に対応した事業展開を行うとともに、内部留保資金の充実を図る方針であります。将来は、株主への利益還元及び財務体質並びに内部留保の充実のバランスを考慮しながら、配当を検討することもありえますが、現時点においては配当実施の可能性及びその実施時期につきましては未定であります。

4 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

（1）経営成績等の状況の概要

当社グループ（当社、連結子会社及び持分法適用会社）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下、「経営成績等」という。）の状況の概要並びに経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

① 経営成績の状況

第６期連結会計年度（自　2025年４月１日　至　2026年３月31日）

当社グループは、「日本の価値を上げる」をミッションに掲げ、セカンドハウス及びモビリティの企画・開発・販売を行うメンバーシップ事業、販売したアセットをホテル等として運営するオペレーション事業、及び暗号資産関連事業等のその他事業を展開しております。

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果を背景に緩やかな回復基調にある一方、米国の関税政策の影響、物価上昇の継続、日本銀行の利上げに伴う金利上昇、建設資材価格及び人件費の上昇、期末にかけての中東情勢の緊迫化等により、先行きは依然として不透明な状況が続いております。このような環境のもと、株価の上昇や円安基調を背景に国内外の富裕層市場は拡大を続けており、建築・体験価値とテクノロジーを融合した当社グループの商品に対する需要は堅調に推移しております。

当連結会計年度の売上高は、12,878百万円（前年同期比31.2%増）となりました。これは主に、「NOT A HOTEL」の販売を行うメンバーシップ事業において、物件の販売が順調に推移したことによります。また、複数のプロジェクトを開業したことでアセット売上を計上しました。販売費及び一般管理費は、引き続きメンバーシップ事業を中心とした事業拡大により、人員増強や広告宣伝費の増加等により7,715百万円（前年同期比59.4%増）となりました。

この結果、営業利益は1,075百万円（前年同期比2.1%減）となりました。経常利益は前期に計上した株式交付費等の営業外費用が減少したことから671百万円（前年同期比47.8%増）となり、親会社株主に帰属する当期純利益は457百万円（前年同期比28.3%増）となりました。

セグメント毎の状況は、次のとおりであります。

（メンバーシップ事業）

メンバーシップ事業は、「NOT A HOTEL」及び「NOT A GARAGE」の販売を行う当社グループの基幹事業で、「世界中に自分の家がある」体験を、年間10泊から360泊まで柔軟に選択できる所有モデルによって提供しております。

販売においては、複数のプロジェクトにおいて成約が順調に進み、特に2025年７月に販売を開始した三浦、北軽井沢MASU２期及び北軽井沢IRORI２期の販売が寄与しました。

また、2025年５月に水上及び北軽井沢BASE２期、７月に石垣がそれぞれ開業したことでアセット売上高が計上されたことが寄与しました。

この結果、同事業の売上高は11,536百万円（前年同期比31.6%増）となりました。

（オペレーション事業）

オペレーション事業は、主にNOT A HOTEL MANAGEMENT株式会社が担い、当社ブランド物件のホテル・レストラン等の運営やオーナーサポートを行っています。

メンバーシップ事業の販売拡大によりオーナー数が増加し、管理費収入が伸びたこと等から、売上高は1,992百万円（前年同期比40.6%増）となりました。

（その他事業）

その他事業は、暗号資産「NAC」の発行・流通を担う NOT A HOTEL DAO株式会社、メンバーシップ事業及びオペレーション事業で培った「NOT A HOTEL」ブランドの価値構築を基にコンサルティング事業を行うNOT・A・TOKYO株式会社（現：NOT A CITY株式会社）、観光船運航等を通じ観光レジャー事業を展開する株式会社知念海

洋レジャーセンターが中心となっています。
主にIEOにより調達した資金を使用して、物件の取得が進んだことにより、契約負債から収益を認識したことが寄与し、同事業の売上高は83百万円となりました。

第７期中間連結会計期間（自　2026年４月１日　至　2026年９月30日）
当中間連結会計期間においては、関東圏の物件（TOKYO、YUGAWARA等）の販売に注力するとともに、既存オーナーによる買い増し・紹介を軸としたオーガニックな顧客獲得を推進した結果、当社グループが重要な経営指標として位置づける契約高は19,278百万円となりました。また、2026年４月に瀬戸内、７月に北軽井沢BASE３期、８月に青島２期がそれぞれ開業し、これらの物件の引渡しに伴うアセット売上を計上したことに加え、新規開業に伴いオペレーション事業の運営拠点が拡大いたしました。
この結果、当中間連結会計期間の経営成績は、売上高21,686百万円、営業利益4,310百万円、経常利益3,945百万円、親会社株主に帰属する中間純利益1,737百万円となりました。

セグメント毎の状況は、次のとおりであります。

（メンバーシップ事業）
メンバーシップ事業は、「NOT A HOTEL」及び「NOT A GARAGE」の販売を行う当社グループの基幹事業で、「世界中に自分の家がある」体験を、年間10泊から360泊まで柔軟に選択できる所有モデルによって提供しております。
「NOT A HOTEL」各拠点のオーナーライセンスの販売及び建物・土地等のアセットの引渡しを進めた結果、同事業の売上高は20,725百万円となりました。

（オペレーション事業）
オペレーション事業においては、開業済み拠点の増加に伴い宿泊料売上704百万円、付帯費売上332百万円、管理費収入314百万円等を計上いたしました。この結果、売上高は1,789百万円となりました。

（その他事業）
その他事業は、暗号資産「NAC」の発行・流通を担うNOT A HOTEL DAO株式会社、メンバーシップ事業及びオペレーション事業で培った「NOT A HOTEL」ブランドの価値構築を基にコンサルティング事業を行うNOT A CITY株式会社、観光船運航等を通じて観光レジャー事業を展開する株式会社知念海洋レジャーセンターが中心となっております。
同事業の売上高は91百万円となりました。

② 財政状態の状況

第６期連結会計年度（自　2025年４月１日　至　2026年３月31日）

（資産）

当連結会計年度末における総資産は56,311百万円となり、前連結会計年度末に比べて23,690百万円増加しました。流動資産は41,395百万円となり、前連結会計年度末に比べて19,025百万円増加しました。これは主に、2026年４月開業の瀬戸内の竣工により販売用不動産が5,699百万円、未開業プロジェクトの工事進捗に伴うゼネコン等への支払いにより仕掛販売用不動産が9,091百万円増加したことによるものであります。固定資産は14,916百万円となり、前連結会計年度末に比べて4,664百万円増加しました。これは主に建物及び構築物が1,636百万円、機械装置及び運搬具が886百万円、建設仮勘定が1,693百万円増加したことによるものであります。

（負債）

当連結会計年度末における負債は41,263百万円となり、前連結会計年度末に比べて20,506百万円増加しました。流動負債は34,985百万円となり、前連結会計年度末に比べて19,644百万円増加しました。これは主に、未開業プロジェクトの契約が好調であることに伴う前受け入金の増加により契約負債が12,495百万円、１年内返済予定の長期借入金が2,962百万円、未払金が1,608百万円増加したことによるものであります。固定負債は6,277百万円となり、前連結会計年度末に比べて861百万円増加しました。これは主に、開発に係る借入の増加により長期借入金が354百万円増加したことによるものであります。

（純資産）

当連結会計年度末における純資産は15,048百万円となり、前連結会計年度末に比べて3,184百万円増加しております。これは主に、2026年１月の第三者割当増資による資本調達により資本剰余金が2,973百万円増加したことによるものであります。

第７期中間連結会計期間（自　2026年４月１日　至　2026年９月30日）

（資産）

当中間連結会計期間末における総資産は63,625百万円となり、前連結会計年度末に比べて7,314百万円増加しました。流動資産は39,291百万円となり、前連結会計年度末に比べて2,103百万円減少しました。これは主に、「NOT A GARAGE」の機体仕入れ等により前渡金が5,748百万円増加した一方で、現金及び預金が2,944百万円、瀬戸内の開業による売上原価の計上により販売用不動産が4,455百万円減少したことによるものであります。固定資産は24,334百万円となり、前連結会計年度末に比べて9,417百万円増加しました。これは主に、今後の開発案件の不動産取得により建物及び構築物が3,092百万円、土地が3,720百万円増加したことによるものであります。

（負債）

当中間連結会計期間末における負債は36,805百万円となり、前連結会計年度末に比べて4,458百万円減少しました。流動負債は23,443百万円となり、前連結会計年度末に比べて11,542百万円減少しました。これは主に、瀬戸内等の開業により前受けていた販売入金分を売上高として計上したことにより契約負債が7,873百万円、建設中の案件のゼネコン等への支払いにより未払金が1,845百万円減少したことによるものであります。固定負債は13,361百万円となり、前連結会計年度末に比べて7,084百万円増加しました。これは主に、開発案件に係る融資の実行により長期借入金が6,830百万円増加したことによるものであります。

（純資産）

当中間連結会計期間末における純資産は26,820百万円となり、前連結会計年度末に比べて11,772百万円増加しました。これは主に、2026年８月の第三者割当増資による資本調達により資本金が4,999百万円、資本剰余金が4,999百万円増加したことによるものであります。

③　キャッシュ・フローの状況

第６期連結会計年度（自　2025年４月１日　至　2026年３月31日）

当連結会計年度末における現金及び現金同等物の残高は、前連結会計年度末に比べて1,455百万円増加し、12,092百万円となりました。各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(a) 営業活動によるキャッシュ・フロー

営業活動によるキャッシュ・フローは2,571百万円の支出（前連結会計年度比4,698百万円の増加）となりました。これは主に、増加要因として契約負債の増加12,475百万円、売上債権の減少445百万円があった一方、減少要因として棚卸資産（主に販売用不動産）の増加14,834百万円、前渡金の増加2,492百万円があったこと等によるものであります。

(b) 投資活動によるキャッシュ・フロー

投資活動によるキャッシュ・フローは3,168百万円の支出（前連結会計年度比2,050百万円の減少）となりました。これは主に、増加要因として差入保証金の回収による収入6,492百万円があった一方、減少要因として差入保証金の差入による支出4,917百万円、有形固定資産の取得による支出4,524百万円があったこと等によるものであります。

(c) 財務活動によるキャッシュ・フロー

財務活動によるキャッシュ・フローは7,186百万円の収入（前連結会計年度比2,932百万円の減少）となりました。これは主に、増加要因として長期借入れによる収入7,280百万円があった一方、減少要因として長期借入金の返済による支出4,047百万円があったこと等によるものであります。

第７期中間連結会計期間（自　2026年４月１日　至　2026年９月30日）

当中間連結会計期間末における現金及び現金同等物の残高は、前連結会計年度末に比べ2,944百万円減少し、9,148百万円となりました。当中間連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(a) 営業活動によるキャッシュ・フロー

営業活動によるキャッシュ・フローは6,125百万円の支出となりました。これは主に、増加要因として税金等調整前中間純利益3,952百万円、棚卸資産（主に販売用不動産）の減少3,918百万円があった一方、減少要因として契約負債の減少7,885百万円、前渡金の増加2,297百万円があったこと等によるものであります。

(b) 投資活動によるキャッシュ・フロー

投資活動によるキャッシュ・フローは11,441百万円の支出となりました。これは主に、増加要因として差入保証金の回収による収入1,216百万円があった一方、減少要因として差入保証金の差入による支出1,672百万円、有形固定資産の取得による支出10,746百万円があったこと等によるものであります。

(c) 財務活動によるキャッシュ・フロー

財務活動によるキャッシュ・フローは14,621百万円の収入となりました。これは主に、増加要因として株式の発行による収入9,964百万円、長期借入れによる収入7,958百万円があった一方、減少要因として長期借入金の返済による支出1,457百万円があったこと等によるものであります。

④　生産、受注及び販売の実績

ａ．生産実績

当社グループは、外部へ建設を委託しており、生産活動を行っていないことから、該当事項はありません。

ｂ．受注実績

当社グループは、受注生産形態を行っていないため、該当事項はありません。

ｃ．販売実績

第６期連結会計年度及び第７期中間連結会計期間における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	区分	第６期 連結会計年度 （自　2025年４月１日 至　2026年３月31日）		第７期中間 連結会計期間 （自　2026年 ４月１日 至　2026年 ９月30日）
		売上高 （百万円）（注）１	前期比 （％）	売上高 （百万円）（注）１
メンバーシップ事業	ライセンス売上	6,693	69.4	4,362
	アセット売上	4,123	0.5	15,745
	その他	719	0.7	617
	小計	11,536	31.6	20,725
オペレーション事業	宿泊料売上	912	30.7	704
	付帯費売上	464	59.8	332
	管理費収入	471	53.7	314
	償却保証金売上	51	246.2	61
	その他	93	△13.2	377
	小計	1,992	40.6	1,789
その他事業		83	1,209.5	91
合計		13,612	33.6	22,606

（注）１　各セグメントの金額は、連結会社間の内部取引高を含む金額であります。

２　最近２連結会計年度及び中間連結会計期間の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合については、その割合が100分の10以上に該当する相手先がないため記載を省略しております。

（2）経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。なお、本文の将来に関する事項は、本書提出日現在において判断したものであります。

① 財政状態及び経営成績の状況に関する認識及び分析・検討事項

当社グループの財政状態及び経営成績の状況に関する認識及び分析・検討事項につきましては、（1）経営成績等の状況の概要①経営成績の状況及び（1）経営成績等の状況の概要②財政状態の状況に記載されているとおりであります。

② キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容

当社グループのキャッシュ・フローの状況につきましては、（1）経営成績等の状況の概要③キャッシュ・フローの状況に記載されているとおりであります。

③ 資本の財源及び資金の流動性に係る情報

a．資金需要

当社グループの資金需要は、大きく分けて運転資金とプロジェクト資金とがあります。

運転資金の主なものは、人件費及び広告宣伝費であります。

プロジェクト資金は、「NOT A HOTEL」の建設資金でゼネコン等へ支払われます。

b．財務政策

運転資金については、自己資金による調達を中心としながら金融機関からの借入を組み入れております。

プロジェクト資金につきましては、原則として金融機関からの借入によっております。

また、事業拡大に伴う必要額については第三者割当増資等により調達しております。

なお、子会社における資金需要につきましては、当社を通じての資金調達を原則としております。

資金繰りについては、詳細な資金繰り計画を作成・運用することで資金不足のリスクを管理しております。

④ 重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成しております。この連結財務諸表を作成するにあたって、資産、負債、収益及び費用の報告額に影響を及ぼす見積り及び仮定を用いておりますが、これらの見積り及び仮定に基づく数値は実際の結果と異なる可能性があります。

連結財務諸表の作成にあたって用いた会計上の見積り及び仮定のうち、重要なものは第５　経理の状況　１　連結財務諸表等　（1）連結財務諸表　注記事項　（重要な会計上の見積り）に記載されているとおりであります。

⑤ 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等については、第２　事業の状況　１経営方針、経営環境及び対処すべき課題等　（3）経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等に記載のとおりであります。

5 【重要な契約等】

（1）財務制限条項が付された重要な借入金等の契約

契約締結先	契約締結日	満期日	当期末残高	担保の有無	財務制限条項の内容
株式会社三井住友銀行	2025年８月29日	2026年８月31日	2,000百万円	有	①2025年３月期末日及びそれ以降の各事業年度末日における借主単体の貸借対照表並びに2024年９月以降に到来する毎年６月、９月及び12月の各末日時点における借主単体の合計残高試算表に記載される純資産の部の合計金額を正の値に維持すること ②非拘束性現預金報告書に記載された非拘束性現預金の合計金額を当該報告書に記載された対象基準時点における各貸付未払金の元本相当金額未満としないこと

※特定融資枠契約（コミットメントライン契約）に基づく借入金であります。本書提出日時点では、当該契約に基づく借入実行残高はございません。

（2）定期建物賃貸借契約及び不動産使用貸借契約について

NOT A HOTEL MANAGEMENT株式会社において、NOT A HOTEL SETOUCHI、同MASU、同TOKYO、同MIURAの各オーナーとの間において不動産使用貸借契約（本契約は、オーナー自身が共有持分を有する不動産を、NOT A HOTEL MANAGEMENT株式会社に対し、ホテル及びそれに付帯する施設の運営及び維持管理を目的として無償で貸し渡すための契約であり、契約期間は、建物の竣工日から開始し、ホテルの開業日から30年後の応当日までと定められています。）、また、その他の拠点の各オーナーとの間において定期建物賃貸借契約（本契約は、オーナー自身が共有持分を有する不動産を、NOT A HOTEL MANAGEMENT株式会社に対し、ホテル及びそれに付帯する施設の運営及び維持管理を目的として賃貸するための契約であり、契約期間はホテルの開業日から30年間と定められています。）を締結しております。

（3）株式取得による連結子会社化

当社は、2025年４月１日開催の取締役会において、株式会社知念海洋レジャーセンターの全株式を取得することを決議し、同年４月２日付で取得いたしました。

詳細は、第５　経理の状況　１　連結財務諸表等　（1）連結財務諸表　注記事項　（企業結合等関係）をご参照ください。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第３ 【設備の状況】

１ 【設備投資等の概要】

第６期連結会計年度（自　2025年４月１日　至　2026年３月31日）

当連結会計年度の設備投資の総額は8,399百万円であり、セグメントごとの設備投資について示すと、次のとおりであります。なお、有形固定資産の他、無形固定資産への投資を含めて記載しております。また、当連結会計年度において、重要な施設の除却、売却等はありません。

（１）メンバーシップ事業

当連結会計年度の主な設備投資は、当社によるJAPA VALLEY TOKYOプロジェクトや北軽井沢における新規プロジェクトにおける設備投資であり、総額7,940百万円の投資を実施しました。

（２）オペレーション事業

当連結会計年度の主な設備投資は、NOT A HOTEL MANAGEMENT株式会社によるリース資産の新規取得等によるものであり、総額150百万円の投資を実施しました。

（３）その他事業

当連結会計年度の主な設備投資は、NOT A HOTEL DAO株式会社による提出会社が販売する物件の新規取得であり、総額308百万円の投資を実施しました。

第７期中間連結会計期間（自　2026年４月１日　至　2026年９月30日）

当中間連結会計期間の設備投資の総額は9,619百万円であり、セグメントごとの設備投資について示すと、次のとおりであります。なお、有形固定資産の他、無形固定資産への投資を含めて記載しております。また、当中間連結会計期間において、重要な施設の除却、売却等はありません。

（１）メンバーシップ事業

当中間連結会計期間の主な設備投資は、当社による宮古島におけるプロジェクトや那須における新規プロジェクトにおける設備投資であり、総額9,407百万円の投資を実施しました。

（２）オペレーション事業

当中間連結会計期間の主な設備投資は、NOT A HOTEL MANAGEMENT株式会社によるリース資産の新規取得等によるものであり、総額80百万円の投資を実施しました。

（３）その他事業

当中間連結会計期間の主な設備投資は、NOT A HOTEL DAO株式会社による提出会社が販売する物件の新規取得であり、総額130百万円の投資を実施しました。

2 【主要な設備の状況】

（1）提出会社

2026年３月31日現在

事業所名（所在地）	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)								従業員数（名）
			建物及び構築物	機械装置及び運搬具	土地（面積㎡）	リース資産	建設仮勘定	その他の有形固定資産	その他の無形固定資産	合計	
本社（東京都中央区）	全社共通	事務所・オーナーラウンジ	238	56	－(－)	－	145	553	－	993	239(6)
NOT A HOTEL CLUB HOUSE HIROO（東京都港区）	メンバーシップ事業	オーナーラウンジ	240	4	－(－)	－	－	18	0	264	－
NOT A HOTEL CLUB HOUSE ASAKUSA（東京都台東区）	メンバーシップ事業	オーナーラウンジ	122	3	－(－)	－	－	5	－	131	－
NOT A HOTEL AOSHIMA（宮崎県宮崎市）	メンバーシップ事業	ホテル・レストラン等	906	16	－(－)	13	－	58	9	1,004	－
NOT A HOTEL NASU（栃木県大田原市）	メンバーシップ事業	ホテル	125	2	131(36,912)	2	－	9	6	278	－
NOT A HOTEL KITA KARUIZAWA（群馬県吾妻郡嬬恋村）	メンバーシップ事業	ホテル・レストラン等	507	50	623(101,125)	－	－	62	10	1,253	－
NOT A HOTEL MINAKAMI（群馬県利根郡みなかみ町）	メンバーシップ事業	ホテル・レストラン等	309	1	81(84,650)	－	－	0	0	393	－
NOT A HOTEL ISHIGAKI（沖縄県石垣市）	メンバーシップ事業	ホテル	18	0	96(1,901)	－	－	28	－	143	－
NOT A HOTEL SETOUCHI（広島県三原市）	メンバーシップ事業	ホテル・船舶・オーナーラウンジ等	700	6	85(14,316)	136	6	948	－	1,882	－

（注）１．現在休止中の主要な設備はありません。

２．従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、有期雇用契約社員等を含む。）は、年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

３．上記の他、連結会社以外から賃借している設備の内容は、下記のとおりであります。

事業所名（所在地）	セグメントの名称	設備の内容	年間賃借料（百万円）
本社(東京都中央区)	全社共通	建物	140

（2）国内子会社

2026年３月31日現在

会社名	事業所名(所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)							従業員数(名)
				建物及び構築物	機械装置及び運搬具	土地(面積㎡)	リース資産	建設仮勘定	その他	合計	
NOT A HOTEL MANAGEMENT株式会社	本社(東京都中央区)	オペレーション事業	事務所	22	1	－(－)	170	－	9	204	106(96)
NOT A HOTEL 2nd株式会社	本社(東京都新宿区)	メンバーシップ事業	事務所	－	－	－(－)	－	－	－	－	3
NOT A HOTEL DAO株式会社	本社(東京都中央区)	その他事業	事務所	380	－	4(120)	－	－	11	397	－
NOT A HOTEL SETOUCHI合同会社	本社(東京都台東区)	メンバーシップ事業	事務所	316	－	－(－)	－	229	1	547	－
NOT A HOTEL YUGAWARA合同会社	本社(東京都渋谷区)	メンバーシップ事業	事務所	－	－	158(1,354)	－	－	－	158	－
株式会社知念海洋レジャーセンター	本社(沖縄県南城市)	その他事業	事務所	9	0	－(－)	－	－	1	11	2(3)

（注）１．現在休止中の主要な設備はありません。

２．従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、有期雇用契約社員等を含む。）は、年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

当中間連結会計期間において著しい変動があった主要な設備は次のとおりであります。

（3）提出会社

2026年９月30日現在

事業所名（所在地）	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)								従業員数（名）
			建物及び構築物	機械装置及び運搬具	土地（面積㎡）	リース資産	建設仮勘定	その他の有形固定資産	その他の無形固定資産	合計	
本社（東京都中央区）	全社共通	事務所・ソフトウェア等	303	0	― (―)	0	0	146	285	735	251 (12)
NOT A HOTEL AOSHIMA（宮崎県宮崎市）	メンバーシップ事業	ホテル	257	0	― (―)	0	0	28	0	286	－
NOT A HOTEL KITA KARUIZAWA（群馬県吾妻郡嬬恋村）	メンバーシップ事業	ホテル・共用施設	381	4	333 (59,696)	0	159	31	5	915	－
NOT A HOTEL SETOUCHI（広島県三原市）	メンバーシップ事業	ホテル・船舶	360	2	64 (27,892)	0	34	342	0	804	－
那須町プロジェクト（栃木県那須郡那須町）	メンバーシップ事業	ホテル	2,049	0	476 (39,004)	0	0	0	0	2,525	－
宮古島プロジェクト（沖縄県宮古島市）	メンバーシップ事業	ホテル用地	0	0	1,250 (20,517)	0	0	0	0	1,251	－

（注）１．帳簿価額は、当中間連結会計期間に取得した設備の2026年９月30日現在の金額を記載しております。
２．現在休止中の主要な設備はありません。
３．従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、有期雇用契約社員等を含む。）は、当中間連結会計期間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

３ 【設備の新設、除却等の計画】（2026年９月30日現在）

（1）重要な設備の新設等

会社名	所在地	セグメントの名称	設備の名称	投資予定額		資金調達方法	着手年月	完了予定年月	完成後の増加能力
				総額（百万円）	既支払額（百万円）				
当社	京都府京都市南区	オペレーション事業	HERITAGE TOJI	3,849	724	自己資金及び借入金	2026年２月	2027年２月	ホテル用客室９室
当社	東京都千代田区	その他事業	JAPA VALLEY TOKYO	5,726	4,864	自己資金及び借入金	2026年９月	2027年４月	敷地面積約１万㎡
当社	東京都千代田区	その他事業	NOT A MUSEUM	未定	44	自己資金及び借入金	2027年１月	2027年６月	延床面積3,958㎡

（2）重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第４ 【提出会社の状況】

１ 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	299,000,000
計	299,000,000

（注）１．当社は、2026年８月26日開催の臨時株主総会の決議に基づき、同日付で定款の変更を行い、Ａ種優先株式、Ａ１種優先株式、Ａ２種優先株式、Ｂ種優先株式、Ｂ１種優先株式、Ｂ２種優先株式、Ｃ種優先株式及びＣ１種優先株式の各種類株式に関連する定款の定めを廃止しております。

２．当社は、2026年８月26日開催の臨時株主総会の決議に基づき、同日付で定款の変更を行い、発行可能株式総数は4,020,000株減少し、5,980,000株となりました。その後、2026年９月３日開催の取締役会決議により、2026年９月30日付で株式分割に伴う定款の変更を行い、発行可能株式総数は293,020,000株増加し、299,000,000株となっております。

② 【発行済株式】

種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	74,817,200	非上場	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。
計	74,817,200	―	―

（注）１．当社は、2026年６月18日開催の取締役会において、Ａ種優先株式、Ａ１種優先株式、Ａ２種優先株式、Ｂ種優先株式、Ｂ１種優先株式、Ｂ２種優先株式、Ｃ種優先株式、Ｃ１種優先株式のすべてにつき、定款に定める取得条項に基づき取得することを決議し、2026年７月８日付で自己株式として取得し、対価として当該各種優先株主に各種優先株式１株につき普通株式１株を交付しております。また、取得した自己株式は、会社法第178条の規定に基づき、同日付ですべて消却しております。なお、当社は、2026年８月26日開催の臨時株主総会の決議に基づき、同日付で定款の変更を行い、各種優先株式に係る定款の定めを廃止しております。

２．当社は、2026年８月26日開催の臨時株主総会において定款の一部変更が決議され、同日付で１単元を100株とする単元株制度を採用しております。

３．当社は、2026年９月３日開催の取締役会決議により、2026年９月30日付で普通株式１株につき50株の割合で株式分割を行っております。これにより発行済株式総数は73,320,856株増加し、74,817,200株となっております。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストック・オプション制度の内容】

第１回新株予約権

決議年月日	2021年１月28日
付与対象者の区分及び人数	（注）８
新株予約権の数（個）　※	13,109（注）２
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）　※	普通株式 13,109［655,450］（注）２、９
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	3,082［62］（注）３、９
新株予約権の行使期間　※	2021年２月１日から2031年１月31日まで （但し、最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日まで）
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）　※	発行価格　　3,152［63.40］ 資本組入額　1,576［31.70］（注）４、９
新株予約権の行使の条件　※	（注）５
新株予約権の譲渡に関する事項　※	（注）６
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項　※	（注）７

※　当事業年度の末日（2026年３月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2026年10月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[　]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

（注）１．本新株予約権は、新株予約権１個につき、70円で有償発行しております。

２．本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整する。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない本新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果１株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数　＝ 調整前付与株式数　× 株式分割又は株式併合の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が必要と認めた場合、当社は、合理的な範囲で付与株式数の調整を行うことができるものとする。

３．新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

（行使価額の調整）

（１）本新株予約権の割当日後、株式分割又は併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる１円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割又は株式併合の比率}}$$

（２）本新株予約権の割当日後、時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使による新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる１円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新株発行・処分株式数} \times \text{１株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行・処分株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から、当社が保有する自己株式数を控除した数とする。

（３）本新株予約権の割当日後、当社が必要と認めた場合、当社は、合理的な範囲で行使価額を調整することができるものとする。

４．本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果１円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

５．新株予約権の行使の条件

（１）本新株予約権を保有する者（以下「本新株予約権者」という。）は、本新株予約権の割当日後に、次のａ．乃至ｄ．のいずれかの事由が生じた場合、当該事由発生日以降は、本新株予約権者に発行された本新株予約権の全部について権利行使できないものとする。

a.　判定価額（下記e.に定義する。以下同じ。）を下回る価額を発行価額とする当社普通株式の発行又は自己株式の処分が行われた場合（但し、当該発行価額が会社法第199条第３項、同第200

条第２項に定める「特に有利な金額」である場合を除く。）。
b. 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内外のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合で、判定価額を下回る価額を対価として当社普通株式の売買その他の取引が行われた場合（但し、資本政策目的等により当該取引時点における株式価値よりも著しく低いと認められる価額で取引が行われた場合を除く。）。
c. 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内外のいずれかの金融商品取引所に上場され、かつ当該金融商品取引所における当該普通株式の普通取引の終値が、判定価額を下回る価額となった場合。
d. 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内外のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合において、DCF法並びに類似会社比較法等の方法により評価された株式評価額が判定価額を下回った場合（但し、当該株式評価額が一定の幅を有する場合、当社取締役の決定（当社が取締役会を設置した場合は「当社取締役会」と読み替える。）により第三者評価機関等と協議の上決定した額とする。）。
e. 上記ａ．乃至ｄ．における「判定価額」を以下のとおり定義する。
① 割当日から2023年３月末日まで：行使価額
② 2023年４月１日以降行使期間満了日まで：行使価額に300％を乗じた価額

（２）本新株予約権者は、権利行使時点において、当社又は子会社の取締役若しくは監査役等の役員若しくは使用人、顧問、業務委託先等の社外協力者のいずれかの地位にあることを要する。但し、当社取締役の決定（当社が取締役会を設置した場合は「当社取締役会」と読み替える。）により正当な理由があるものと認めた場合にはこの限りではない。
（３）本新株予約権者が行使期間中に死亡した場合、本新株予約権は消滅する。
（４）本新株予約権者は、当該本新株予約権者に次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、本新株予約権を行使することができない。但し、当社取締役の決定（当社が取締役会を設置した場合は「当社取締役会」と読み替える。）により別段の取扱いを定めた場合にはこの限りではない。
a. 禁錮刑以上の刑に処せられた場合
b. 当社と競合する業務を営む会社を直接若しくは間接に設立し、又は当該会社の取締役等の役員若しくは使用人に就任する等、名目を問わず当社と競業した場合（但し、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。）
c. 法令違反その他不正行為により、当社の信用を損ねた場合
d. 差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立てを受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
e. 支払停止若しくは支払不能となり、又は振出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りになった場合
f. 破産手続開始、民事再生手続開始その他これらに類する手続開始の申立てがあった場合又は自らこれを申し立てた場合
g. 当社の就業規則に違反し、懲戒処分を受けた場合
h. 当社の役員として果たすべき忠実義務等に違反した場合

（５）各本新株予約権の一部行使はできない。
（６）本新株予約権の質入れ、その他担保権の設定は認めない。

６．本新株予約権の譲渡
譲渡による本新株予約権の取得については、当社株主総会（当社が取締役会を設置した場合は「当社取締役会」と読み替える。）の承認を要するものとする。

７．組織再編行為の際の本新株予約権の取扱い
当社が合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、会社分割、株式交換又は株式移転（以下総称して「組織再編行為」という。）をする場合、当社は、本新株予約権者に対し、組織再編行為の効力発生日に、それぞれの場合に応じて会社法第236条第１項第８号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づき交付することとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。
（１）交付する再編対象会社の新株予約権の数
本新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
（２）新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
（３）新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数又はその算定方法
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注）２．に準じて目的となる株式の数につき合理的な調整がなされた数とする。
（４）新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注）３．に準じて行使価額につき合理的な調整がなされた額に、上記（３）号に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
（５）新株予約権を行使することができる期間
行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から、行使期間の満了日までとする。
（６）新株予約権の行使の条件
（注）５．に準じて決定する。
（７）新株予約権の取得事由及び取得条件
以下に準じて決定する。
a. 当社が消滅会社となる合併契約の議案若しくは当社が完全子会社となる株式交換契約の議案若しくは株式移転計画の議案を目的事項とする株主総会の招集を当社取締役が決定（当社が取締

役会を設置した場合は「当社取締役会が決議」と読み替える。）した場合（株主総会決議が不要の場合は当該議案につき、当社取締役が決定（当社が取締役会を設置した場合は「当社取締役会が決議」と読み替える。）した場合）又は株主から当該株主総会の招集の請求があった場合において、当社は、当社株主総会（当社が取締役会を設置した場合は「当社取締役会」と読み替える。）が別途取得する日を定めた場合は、当該日が到来することをもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

b. 本新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとし、当該新株予約権は会社法第287条の規定に基づき消滅するものとする。

（８）新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には、株主総会と読み替える。）の承認を要するものとする。

（９）新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

（注）４．に準じて決定する。

(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

８．付与対象者の区分及び人数

当社の代表取締役である濵渦伸次は、当社の役員及び従業員並びに社外協力者に対し効率的な福利厚生及びインセンティブ付与等を行うべく、2021年１月28日開催の臨時株主総会決議に基づき、2021年１月28日付で鈴木康弘を受託者として信託契約を締結しており、当社は本信託に対して、2021年１月31日付で第１回新株予約権を発行しております。本信託は、当社グループの役職員等に対して、将来の功績に応じて、受託者に付与した第１回新株予約権13,109個を分配するというものであり、既存の新株予約権を用いたインセンティブ・プランと異なり、当社の役職員等に対して、将来の功績評価を基に将来時点でインセンティブの分配の多寡を決定することを可能とし、より一層個人の努力に報いることができるようにするとともに、将来採用された当社の役職員等に対しても、関与時期によって過度に差が生じることなく同様の基準に従って新株予約権の分配を可能とするものであります。第１回新株予約権の分配を受けた者は、当該第１回新株予約権の発行要項及び取扱いに関する契約の内容に従って、当該新株予約権を行使することができます。

本信託契約の概要は以下のとおりであります。

委託者	濵渦伸次
受託者	鈴木康弘
受益者	信託開始時点では現に存しないものとし、将来の一時点において当社又は当社の子会社・関連会社の取締役、監査役若しくは従業員又は顧問・業務委託先等の社外協力者及びその親族並びに受託者のうち受益者適格要件を満たすもの。
信託開始日	2021年１月31日
信託の種類と新株予約権	第１回新株予約権　13,109個
信託期間満了日	契約書番号１（第１回新株予約権 7,865個） 以下の(１)及び(２)のうちいずれか早い日 （１）当社の株式が国内外のいずれかの金融商品取引所で上場された日から１年後の応当日 （２）当社が消滅会社となる組織再編行為により権利義務の実質的な全部の移転、又は当社の発行済株式の議決権の過半数が譲渡される取引の決定が行われた場合は、当該行為又は取引の効力発生日の５営業日前の応当日 契約書番号２（第１回新株予約権 5,244個） 以下の(１)及び(２)のうちいずれか早い日 （１）当社の株式が国内外のいずれかの金融商品取引所で上場された日から２年後の応当日 （２）当社が消滅会社となる組織再編行為により権利義務の実質的な全部の移転、又は当社の発行済株式の議決権の過半数が譲渡される取引の決定が行われた場合は、当該行為又は取引の効力発生日の５営業日前の応当日
信託の目的	当社に所属する役員及び従業員並びに当社の社外協力者に対し効率的な福利厚生及びインセンティブ付与等を行うべく、受益者候補のうち条件を満たすものを受益者として当社の第１回新株予約権を給付するために、受託者が当該新株予約権の管理及びこれに関連又は付随する事務を行うこと
受益者適格要件	信託開始時点では現に存しないものとし、将来の一時点において当社グループの取締役、監査役若しくは従業員又は顧問・業務委託先等の社外協力者及びその親族並びに受託者のうち当社が指定した者が受益者として指定される。

９．当社は、2026年９月３日開催の取締役会決議により、2026年９月30日付で普通株式１株につき50株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第２回新株予約権

決議年月日	2021年１月28日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役　２名 当社監査役　１名 当社従業員　１名 社外協力者　１名
新株予約権の数（個）　※	16,389（注）２
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）　※	普通株式 16,389 ［819,450］（注）２、８
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	3,082［62］（注）３、８
新株予約権の行使期間　※	2021年２月１日から2031年１月31日まで （但し、最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日まで）
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）　※	発行価格　　3,152［63.40］ 資本組入額　1,576［31.70］（注）４、８
新株予約権の行使の条件　※	（注）５
新株予約権の譲渡に関する事項　※	（注）６
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項　※	（注）７

※　当事業年度の末日（2026年３月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2026年10月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を［　］内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

（注）１．本新株予約権は、新株予約権１個につき、70円で有償発行しております。

２．本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整する。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない本新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果１株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数　＝ 調整前付与株式数　× 株式分割又は株式併合の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が必要と認めた場合、当社は、合理的な範囲で付与株式数の調整を行うことができるものとする。

３．新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

（行使価額の調整）

（１）本新株予約権の割当日後、株式分割又は併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる１円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割又は株式併合の比率}}$$

（２）本新株予約権の割当日後、時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使による新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる１円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新株発行・処分株式数} \times \text{１株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行・処分株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から、当社が保有する自己株式数を控除した数とする。

（３）本新株予約権の割当日後、当社が必要と認めた場合、当社は、合理的な範囲で行使価額を調整することができるものとする。

４．本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果１円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

５．新株予約権の行使の条件

（１）本新株予約権を保有する者（以下「本新株予約権者」という。）は、本新株予約権の割当日後に、次

のａ．乃至ｄ．のいずれかの事由が生じた場合、当該事由発生日以降は、本新株予約権者に発行された本新株予約権の全部について権利行使できないものとする。

a. 判定価額（下記ｅ．に定義する。以下同じ。）を下回る価額を発行価額とする当社普通株式の発行又は自己株式の処分が行われた場合（但し、当該発行価額が会社法第199条第３項、同第200条第２項に定める「特に有利な金額」である場合を除く。）。

b. 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内外のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合で、判定価額を下回る価額を対価として当社普通株式の売買その他の取引が行われた場合（但し、資本政策目的等により当該取引時点における株式価値よりも著しく低いと認められる価額で取引が行われた場合を除く。）。

c. 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内外のいずれかの金融商品取引所に上場され、かつ当該金融商品取引所における当該普通株式の普通取引の終値が、判定価額を下回る価額となった場合。

d. 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内外のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合において、DCF法並びに類似会社比較法等の方法により評価された株式評価額が判定価額を下回った場合（但し、当該株式評価額が一定の幅を有する場合、当社取締役の決定（当社が取締役会を設置した場合は「当社取締役会」と読み替える。）により第三者評価機関等と協議の上決定した額とする。）。

e. 上記ａ．乃至ｄ．における「判定価額」を以下のとおり定義する。

① 割当日から2023年３月末日まで：行使価額

② 2023年４月１日以降行使期間満了日まで：行使価額に300％を乗じた価額

（２）本新株予約権者は、権利行使時点において、当社又は子会社の取締役、監査役若しくは使用人、業務委託先等の社外協力者のいずれかの地位にあることを要する。但し、当社取締役の決定（当社が取締役会を設置した場合は「当社取締役会」と読み替える。）により正当な理由があるものと認めた場合にはこの限りではない。

（３）本新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとし、当該新株予約権は会社法第287条の規定に基づき消滅するものとする。

（４）本新株予約権者は、当該本新株予約権者に次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、本新株予約権を行使することができない。但し、当社取締役の決定（当社が取締役会を設置した場合は「当社取締役会」と読み替える。）により別段の取扱いを定めた場合にはこの限りではない。

a. 禁錮刑以上の刑に処せられた場合

b. 当社と競合する業務を営む会社を直接若しくは間接に設立し、又は当該会社の取締役等の役員若しくは使用人に就任する等、名目を問わず当社と競業した場合（但し、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。）

c. 法令違反その他不正行為により、当社の信用を損ねた場合

d. 差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立てを受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合

e. 支払停止若しくは支払不能となり、又は振出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りになった場合

f. 破産手続開始、民事再生手続開始その他これらに類する手続開始の申立てがあった場合又は自らこれを申し立てた場合

g. 当社の就業規則に違反し、懲戒処分を受けた場合

h. 当社の役員として果たすべき忠実義務等に違反した場合

（５）各本新株予約権の一部行使はできない。

（６）本新株予約権の質入れ、その他担保権の設定は認めない。

６．本新株予約権の譲渡

譲渡による本新株予約権の取得については、当社株主総会（当社が取締役会を設置した場合は「当社取締役会」と読み替える。）の承認を要するものとする。

７．組織再編行為の際の本新株予約権の取扱い

当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、会社分割、株式交換又は株式移転（以下総称して「組織再編行為」という。）をする場合、当社は、新株予約権者に対し、組織再編行為の効力発生日に、それぞれの場合に応じて会社法第236条第１項第８号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づき交付することとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。

（１）交付する再編対象会社の新株予約権の数

本新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

（２）新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

（３）新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数又はその算定方法

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注）２．に準じて目的となる株式の数につき合理的な調整がなされた数とする。

（４）新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注）３．に準じて行使価額につき合理的な調整がなされた額に、上記（３）号に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
（５）新株予約権を行使することができる期間
行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から、行使期間の満了日までとする。
（６）新株予約権の行使の条件
（注）５．に準じて決定する。
（７）新株予約権の取得事由及び取得条件
以下に準じて決定する。
a. 当社が消滅会社となる合併契約の議案若しくは当社が完全子会社となる株式交換契約の議案若しくは株式移転計画の議案を目的事項とする株主総会の招集を当社取締役が決定（当社が取締役会を設置した場合は「当社取締役会が決議」と読み替える。）した場合（株主総会決議が不要の場合は当該議案につき当社取締役が決定（当社が取締役会を設置した場合は「当社取締役会が決議」と読み替える。）した場合）、当社は、当社株主総会（当社が取締役会を設置した場合は「当社取締役会」と読み替える。）が別途定める日の到来をもって、同日時点で残存する本新株予約権のすべてを、同日時点の公正価額に相当する金銭を対価として取得する。
b. 本新株予約権者が（注）５．「新株予約権の行使の条件」に基づき本新株予約権の権利行使の条件を欠くこととなった場合、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。
（８）新株予約権の譲渡制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には、株主総会と読み替える。）の承認を要するものとする。
（９）新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
（注）４．に準じて決定する。
(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

８．当社は、2026年９月３日開催の取締役会決議により、2026年９月30日付で普通株式１株につき50株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

９．付与対象者の区分変更により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、当社監査役１名、当社従業員１名及び社外協力者３名となっております。

第３回新株予約権

決議年月日	2021年１月28日
付与対象者の区分及び人数	当社従業員　３名
新株予約権の数（個）　※	19,667（注）１
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）　※	普通株式 19,667［983,350］（注）１、７
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	3,082［61.64］（注）２、７
新株予約権の行使期間　※	2023年２月１日から2030年12月31日まで （但し、最終日が当社の休日にあたる場合にはその前営業日まで）
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）　※	発行価格　　3,082［61.64］ 資本組入額　1,541［30.82］（注）３、７
新株予約権の行使の条件　※	（注）４
新株予約権の譲渡に関する事項　※	（注）５
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項　※	（注）６

※　当事業年度の末日（2026年３月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2026年10月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を［　］内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

（注）１．当社が株式分割（株式無償割当を含む。）又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる１株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数　＝調整前付与株式数　×分割・併合の比率

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換若しくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとする。

２．新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

（行使価額の調整）

（１）当社が株式分割（株式無償割当を含む。）又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、行使価額について１円未満の端数の処理は行わない。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

（２）当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く）は、次の算式により行使価額を調整し、行使価額について１円未満の端数の処理は行わない

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times \text{１株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「１株当たり払込金額」を「１株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

（３）当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換若しくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で調整されるものとする。

３．本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果１円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

４．新株予約権の行使の条件

（１）新株予約権の割当を受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員若しくは社外協力者の地位を有していなければならない。ただし、当社が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。

（２）新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとし、当該新株予約権は会社法第287条の規定に基づき消滅するものとする。

５．本新株予約権の譲渡

譲渡による本新株予約権の取得については、当社株主総会（当社が取締役会を設置した場合は「当社取締役会」と読み替える。）の決議による承認を要するものとする。

６．組織再編行為の際の本新株予約権の取扱い

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第１項第８号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

（１）交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

（２）新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

（３）新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注）１．に準じて決定する。

（４）新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注）２．で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記（３）に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

（５）新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

（６）新株予約権の行使の条件

（注）４．に準じて決定する。

（７）増加する資本金及び資本準備金に関する事項

（注）３．に準じて決定する。

（８）譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

（９）新株予約権の取得事由

以下に準じて決定する。

a. 新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認若しくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役による決定（当社が取締役会を設置した場合は「当社取締役会の決議」と読み替える。）がなされた場合）は、当社は、株主総会（当社が取締役会を設置した場合は「取締役会」と読み替える。）が別途定める日の到来をもって、同日時点で残存する本新株予約権のすべてを、同日時点の公正価額に相当する金銭を対価として取得する。

b. 新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権の行使の条件の規定に該当しなくなった場合、又は新株予約権割当契約書に定める新株予約権の行使制限の規定に該当し行使ができなくなった場合は、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

（10）新株予約権の行使により発生する端数の切捨て

新株予約権者に交付する株式の数に１株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

７．当社は、2026年９月３日開催の取締役会決議により、2026年９月30日付で普通株式１株につき50株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

８．付与対象者の区分変更により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、当社取締役１名及び当社従業員２名となっております。

第５回新株予約権

決議年月日	2021年６月17日
付与対象者の区分及び人数	当社従業員　３名
新株予約権の数（個）　※	1,967（注）１
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）　※	普通株式 1,967［98,350］（注）１、７
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	3,082［61.64］（注）２、７
新株予約権の行使期間　※	2023年７月１日から2031年５月31日まで （但し、最終日が当社の休日にあたる場合にはその前営業日まで）
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）　※	発行価格　　3,082［61.64］ 資本組入額　1,541［30.82］（注）３、７
新株予約権の行使の条件　※	（注）４
新株予約権の譲渡に関する事項　※	（注）５
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項　※	（注）６

※　当事業年度の末日（2026年３月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2026年10月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を［　］内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

（注）１．当社が株式分割（株式無償割当を含む。）又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる１株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数　＝ 調整前付与株式数　× 分割・併合の比率

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換若しくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとする。

２．新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

（行使価額の調整）

（１）株式分割（株式無償割当を含む。）又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、行使価額について１円未満の端数の処理は行わない。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

（２）当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、行使価額について１円未満の端数の処理は行わない。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times \text{１株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「１株当たり払込金額」を「１株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

（３）当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換若しくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で調整されるものとする。

３．本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果１円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

４．新株予約権の行使の条件

（１）新株予約権の割当を受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員若しくは社外協力者の地位を有していなければならない。ただし、当社が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。

（２）新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとし、当該新株予約権は会社法第287条の規定に基づき消滅するものとする。

５．本新株予約権の譲渡

譲渡による本新株予約権の取得については、当社株主総会（当社が取締役会を設置した場合は「当社取締役会」と読み替える。）の決議による承認を要するものとする。

６．組織再編行為の際の本新株予約権の取扱い

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第１項第８号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

（１）交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

（２）新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

（３）新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注）１．に準じて決定する。

（４）新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注）２．で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記（３）に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

（５）新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

（６）新株予約権の行使の条件

（注）４．に準じて決定する。

（７）増加する資本金及び資本準備金に関する事項

（注）３．に準じて決定する。

（８）譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

（９）新株予約権の取得事由

以下に準じて決定する。

a. 新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認若しくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役による決定（当社が取締役会を設置した場合は「当社取締役会の決議」と読み替える。）がなされた場合）は、当社は、株主総会（当社が取締役会を設置した場合は「取締役会」と読み替える。）が別途定める日の到来をもって、同日時点で残存する本新株予約権のすべてを、同日時点の公正価額に相当する金銭を対価として取得する。

b. 新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権の行使の条件の規定に該当しなくなった場合、又は新株予約権割当契約書に定める新株予約権の行使制限の規定に該当し行使ができなくなった場合は、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

（10）新株予約権の行使により発生する端数の切捨て

新株予約権者に交付する株式の数に１株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

７．当社は、2026年９月３日開催の取締役会決議により、2026年９月30日付で普通株式１株につき50株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

８．付与対象者の権利喪失により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、当社従業員１名となっております。

第６回新株予約権

決議年月日	2021年８月４日
付与対象者の区分及び人数	当社従業員　５名
新株予約権の数（個）　※	2,949（注）１
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）　※	普通株式 2,949［147,450］（注）１、７
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	3,082［61.64］（注）２、７
新株予約権の行使期間　※	2023年８月７日から2031年７月６日まで （但し、最終日が当社の休日にあたる場合にはその前営業日まで）
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）　※	発行価格　　3,082［61.64］ 資本組入額　1,541［30.82］（注）３、７
新株予約権の行使の条件　※	（注）４
新株予約権の譲渡に関する事項　※	（注）５
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項　※	（注）６

※　当事業年度の末日（2026年３月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2026年10月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[　]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

（注）１．当社が株式分割（株式無償割当を含む。）又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる１株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数　＝ 調整前付与株式数　× 分割・併合の比率

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換若しくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとする。

２．新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

（行使価額の調整）

（１）株式分割（株式無償割当を含む。）又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、行使価額について１円未満の端数の処理は行わない。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

（２）当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、行使価額について１円未満の端数の処理は行わない。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times \text{１株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「１株当たり払込金額」を「１株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

（３）当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換若しくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で調整されるものとする。

３．本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果１円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

４．新株予約権の行使の条件

（１）新株予約権の割当を受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員若しくは社外協力者の地位を有していなければならない。ただし、当社が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。

（２）新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとし、当該新株予約権は会社法第287条の規定に基づき消滅するものとする。

５．本新株予約権の譲渡

譲渡による本新株予約権の取得については、当社株主総会（当社が取締役会を設置した場合は「当社取締役会」と読み替える。）の決議による承認を要するものとする。

６．組織再編行為の際の本新株予約権の取扱い

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第１項第８号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

（１）交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

（２）新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

（３）新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注）１．に準じて決定する。

（４）新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注）２．で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記（３）に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

（５）新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

（６）新株予約権の行使の条件

（注）４．に準じて決定する。

（７）増加する資本金及び資本準備金に関する事項

（注）３．に準じて決定する。

（８）譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

（９）新株予約権の取得事由

以下に準じて決定する。

a. 新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認若しくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役による決定（当社が取締役会を設置した場合は「当社取締役会の決議」と読み替える。）がなされた場合）、当社は、株主総会（当社が取締役会を設置した場合は「取締役会」と読み替える。）が別途定める日の到来をもって、同日時点で残存する本新株予約権のすべてを、同日時点の公正価額に相当する金銭を対価として取得する。

b. 新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権の行使の条件の規定に該当しなくなった場合、又は新株予約権割当契約書に定める新株予約権の行使制限の規定に該当し行使ができなくなった場合は、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

（10）新株予約権の行使により発生する端数の切捨て

新株予約権者に交付する株式の数に１株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

７．当社は、2026年９月３日開催の取締役会決議により、2026年９月30日付で普通株式１株につき50株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

８．付与対象者の区分変更及び権利喪失により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、当社従業員２名及び子会社取締役１名となっております。

第７回新株予約権

決議年月日	2022年３月11日
付与対象者の区分及び人数	当社従業員　８名
新株予約権の数（個）　※	1,442（注）１
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）　※	普通株式 1,442［72,100］（注）１、７
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	3,082［61.64］（注）２、７
新株予約権の行使期間　※	2024年３月19日から2032年２月18日まで （但し、最終日が当社の休日にあたる場合にはその前営業日まで）
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）　※	発行価格　　3,082［61.64］ 資本組入額　1,541［30.82］（注）３、７
新株予約権の行使の条件　※	（注）４
新株予約権の譲渡に関する事項　※	（注）５
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項　※	（注）６

※　当事業年度の末日（2026年３月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2026年10月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を［　］内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

（注）１．当社が株式分割（株式無償割当を含む。）又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる１株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数　＝ 調整前付与株式数　× 分割・併合の比率

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換若しくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとする。

２．新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

（行使価額の調整）

（１）株式分割（株式無償割当を含む。）又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、行使価額について１円未満の端数の処理は行わない。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

（２）当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、行使価額について１円未満の端数の処理は行わない。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times \text{１株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「１株当たり払込金額」を「１株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

（３）当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換若しくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で調整されるものとする。

３．本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果１円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

４．新株予約権の行使の条件

（１）新株予約権の割当を受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員若しくは社外協力者の地位を有していなければならない。ただし、当社が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。

（２）新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとし、当該新株予約権は会社法第287条の規定に基づき消滅するものとする。

５．本新株予約権の譲渡

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会（当社が取締役会設置会社でない場合は「当社株主総会」と読み替える。）の決議による承認を要するものとする。

６．組織再編行為の際の本新株予約権の取扱い

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第１項第８号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

（１）交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

（２）新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

（３）新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注）１．に準じて決定する。

（４）新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注）２．で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記（３）に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

（５）新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

（６）新株予約権の行使の条件

（注）４．に準じて決定する。

（７）増加する資本金及び資本準備金に関する事項

（注）３．に準じて決定する。

（８）譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

（９）新株予約権の取得事由

以下に準じて決定する。

a. 新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認若しくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会の決議（当社が取締役会設置会社でない場合は「当社取締役による決定」と読み替える。）がなされた場合）は、当社は、取締役会（当社が取締役会設置会社でない場合は「株主総会」と読み替える。）が別途定める日の到来をもって、同日時点で残存する本新株予約権のすべてを、同日時点の公正価額に相当する金銭を対価として取得する。

b. 新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権の行使の条件の規定に該当しなくなった場合、又は新株予約権割当契約書に定める新株予約権の行使制限の規定に該当し行使ができなくなった場合は、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

（10）新株予約権の行使により発生する端数の切捨て

新株予約権者に交付する株式の数に１株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

７．当社は、2026年９月３日開催の取締役会決議により、2026年９月30日付で普通株式１株につき50株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

８．付与対象者の権利喪失により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、当社従業員２名となっております。

第８回新株予約権

決議年月日	2022年５月24日
付与対象者の区分及び人数	当社従業員　１名
新株予約権の数（個）　※	655（注）２
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）　※	普通株式 655［32,750］（注）２、８
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	3,082［62］（注）３、８
新株予約権の行使期間　※	2022年６月２日から2032年６月１日まで （但し、最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日まで）
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）　※	発行価格　　3,152［63.40］ 資本組入額　1,576［31.70］（注）４、８
新株予約権の行使の条件　※	（注）５
新株予約権の譲渡に関する事項　※	（注）６
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項　※	（注）７

※　当事業年度の末日（2026年３月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2026年10月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を［　］内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

（注）１．本新株予約権は、新株予約権１個につき、70円で有償発行しております。

２．本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整する。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない本新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果１株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数　＝ 調整前付与株式数　× 株式分割又は株式併合の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が必要と認めた場合、当社は、合理的な範囲で付与株式数の調整を行うことができるものとする。

３．新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

（行使価額の調整）

（１）本新株予約権の割当日後、株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる１円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割又は株式併合の比率}}$$

（２）本新株予約権の割当日後、時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使による新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる１円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新株発行・処分株式数} \times \text{１株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行・処分株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から、当社が保有する自己株式数を控除した数とする。

（３）本新株予約権の割当日後、当社が必要と認めた場合、当社は、合理的な範囲で行使価額を調整することができるものとする。

４．本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果１円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

５．新株予約権の行使の条件

（１）本新株予約権を保有する者（以下「本新株予約権者」という。）は、本新株予約権の割当日後に、次のａ．乃至ｄ．のいずれかの事由が生じた場合、当該事由発生日以降は、本新株予約権者に発行された本新株予約権の全部について権利行使できないものとする。

a. 判定価額（下記e．に定義する。以下同じ。）を下回る価額を発行価額とする当社普通株式の発行又は自己株式の処分が行われた場合（但し、当該発行価額が会社法第199条第３項、同第200条第２項に定める「特に有利な金額」である場合を除く。）。

b. 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内外のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合で、判定価額を下回る価額を対価として当社普通株式の売買その他の取引が行われた場合（但し、資本政策目的等により当該取引時点における株式価値よりも著しく低いと認められる価額で取引が行われた場合を除く。）。

c. 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内外のいずれかの金融商品取引所に上場され、かつ当該金融商品取引所における当該普通株式の普通取引の終値が、判定価額を下回る価額となった場合。

d. 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内外のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合において、DCF法並びに類似会社比較法等の方法により評価された株式評価額が判定価額を下回った場合（但し、当該株式評価額が一定の幅を有する場合、当社取締役会の決議（当社が取締役会設置会社でない場合は「取締役の決定」と読み替える。）により第三者評価機関等と協議の上決定した額とする。）。

e. 上記ａ．乃至ｄ．における「判定価額」を以下のとおり定義する。

① 割当日から2023年３月末日まで：行使価額

② 2023年４月１日以降行使期間満了日まで：行使価額に300％を乗じた価額

（２）本新株予約権者は、権利行使時点において、当社又は子会社の取締役、監査役若しくは使用人、業務委託先等の社外協力者のいずれかの地位にあることを要する。但し、当社取締役会の決議（当社が取締役会設置会社でない場合は「当社取締役の決定」と読み替える。）により正当な理由があるものと認めた場合にはこの限りではない。

（３）本新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとし、当該新株予約権は会社法第287条の規定に基づき消滅するものとする。

（４）本新株予約権者は、当該本新株予約権者に次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、本新株予約権を行使することができない。但し、当社取締役会の決議（当社が取締役会設置会社でない場合は「当社取締役の決定」と読み替える。）により別段の取扱いを定めた場合にはこの限りではない。

a. 禁錮刑以上の刑に処せられた場合

b. 当社と競合する業務を営む会社を直接若しくは間接に設立し、又は当該会社の取締役等の役員若しくは使用人に就任する等、名目を問わず当社と競業した場合（但し、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。）

c. 法令違反その他不正行為により、当社の信用を損ねた場合

d. 差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立てを受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合

e. 支払停止若しくは支払不能となり、又は振出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りになった場合

f. 破産手続開始、民事再生手続開始その他これらに類する手続開始の申立てがあった場合又は自らこれを申し立てた場合

g. 当社の就業規則に違反し、懲戒処分を受けた場合

h. 当社の役員として果たすべき忠実義務等に違反した場合

（５）各本新株予約権の一部行使はできない。

（６）本新株予約権の質入れ、その他担保権の設定は認めない。

６．本新株予約権の譲渡

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会（当社が取締役会設置会社でない場合は「当社株主総会」と読み替える。）の承認を要するものとする。

７．組織再編行為の際の本新株予約権の取扱い

当社が合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、会社分割、株式交換又は株式移転（以下総称して「組織再編行為」という。）をする場合、当社は、本新株予約権者に対し、組織再編行為の効力発生日に、それぞれの場合に応じて会社法第236条第１項第８号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づき交付することとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。

（１）交付する再編対象会社の新株予約権の数

本新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

（２）新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

（３）新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数又はその算定方法

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注）２．に準じて目的となる株式の数につき合理的な調整がなされた数とする。

（４）新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注）３．に準じて行使価額につき合理的な調整がなされた額に、上記（３）号に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

（５）新株予約権を行使することができる期間

行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から、行使期間の満了日までとする。

（６）新株予約権の行使の条件

（注）５．に準じて決定する。

（７）新株予約権の取得事由及び取得条件

以下に準じて決定する。

a. 当社が消滅会社となる合併契約の議案若しくは当社が完全子会社となる株式交換契約の議案若しくは株式移転計画の議案を目的事項とする株主総会の招集を当社取締役会が決議（当社が取締役会設置会社でない場合は「当社取締役が決定」と読み替える。）した場合（株主総会決議が不要の場合は当該議案につき当社取締役会が決議（当社が取締役会設置会社でない場合は「当社取締役が決定」と読み替える。）した場合）、当社は、当社取締役会（当社が取締役会設置会社でない場合は「当社株主総会」と読み替える。）が別途定める日の到来をもって、同日時点で残存する本新株予約権のすべてを、同日時点の公正価額に相当する金銭を対価として取得する。

b. 本新株予約権者が（注）５．「新株予約権の行使の条件」に基づき本新株予約権の権利行使の条件を欠くこととなった場合、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。

（８）新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には、株主総会と読み替える。）の承認を要するものとする。

（９）新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

（注）４．に準じて決定する。

(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

８．当社は、2026年９月３日開催の取締役会決議により、2026年９月30日付で普通株式１株につき50株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第９回新株予約権

決議年月日	2023年３月20日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役　　１名 当社監査役　　１名 子会社取締役　１名
新株予約権の数（個）　※	9,850（注）２
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）　※	普通株式 9,850［492,500］（注）２、８
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	5,100［102］（注）３、８
新株予約権の行使期間　※	2023年４月１日から2033年３月31日まで （但し、最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日まで）
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）　※	発行価格　　5,176［103.52］ 資本組入額　2,588［51.76］（注）４、８
新株予約権の行使の条件　※	（注）５
新株予約権の譲渡に関する事項　※	（注）６
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項　※	（注）７

※　当事業年度の末日（2026年３月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2026年10月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を［　］内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

（注）１．本新株予約権は、新株予約権１個につき、76円で有償発行しております。

２．本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整する。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない本新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果１株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数　＝ 調整前付与株式数　× 株式分割又は株式併合の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が必要と認めた場合、当社は、合理的な範囲で付与株式数の調整を行うことができるものとする。

３．新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

（行使価額の調整）

（１）本新株予約権の割当日後、株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる１円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割又は株式併合の比率}}$$

（２）本新株予約権の割当日後、時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使による新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる１円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新株発行・処分株式数} \times \text{１株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行・処分株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から、当社が保有する自己株式数を控除した数とする。

（３）本新株予約権の割当日後、当社が必要と認めた場合、当社は、合理的な範囲で行使価額を調整することができるものとする。

４．本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果１円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

５．新株予約権の行使の条件

（１）本新株予約権を保有する者（以下「本新株予約権者」という。）は、本新株予約権の割当日後に、次のａ．乃至ｄ．のいずれかの事由が生じた場合、当該事由発生日以降は、本新株予約権者に発行され

た本新株予約権の全部について権利行使できないものとする。

a. 判定価額（下記ｅ．に定義する。以下同じ。）を下回る価額を発行価額とする当社普通株式の発行又は自己株式の処分が行われた場合（但し、当該発行価額が会社法第199条第３項、同第200条第２項に定める「特に有利な金額」である場合を除く。）。

b. 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内外のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合で、判定価額を下回る価額を対価として当社普通株式の売買その他の取引が行われた場合（但し、資本政策目的等により当該取引時点における株式価値よりも著しく低いと認められる価額で取引が行われた場合を除く。）。

c. 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内外のいずれかの金融商品取引所に上場され、かつ当該金融商品取引所における当該普通株式の普通取引の終値が、判定価額を下回る価額となった場合。

d. 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内外のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合において、DCF法並びに類似会社比較法等の方法により評価された株式評価額が判定価額を下回った場合（但し、当該株式評価額が一定の幅を有する場合、当社取締役会の決議（当社が取締役会設置会社でない場合は「取締役の決定」と読み替える。）により第三者評価機関等と協議の上決定した額とする。）。

e. 上記ａ．乃至ｄ．における「判定価額」は、行使価額とする。

（２）本新株予約権者は、権利行使時点において、当社又は子会社の取締役、監査役若しくは使用人、業務委託先等の社外協力者のいずれかの地位にあることを要する。但し、当社取締役会の決議（当社が取締役会設置会社でない場合は「当社取締役の決定」と読み替える。）により正当な理由があるものと認めた場合にはこの限りではない。

（３）本新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとし、当該新株予約権は会社法第287条の規定に基づき消滅するものとする。

（４）本新株予約権者は、当該本新株予約権者に次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、本新株予約権を行使することができない。但し、当社取締役会の決議（当社が取締役会設置会社でない場合は「当社取締役の決定」と読み替える。）により別段の取扱いを定めた場合にはこの限りではない。

a. 禁錮刑以上の刑に処せられた場合

b. 当社と競合する業務を営む会社を直接若しくは間接に設立し、又は当該会社の取締役等の役員若しくは使用人に就任する等、名目を問わず当社と競業した場合（但し、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。）

c. 法令違反その他不正行為により、当社の信用を損ねた場合

d. 差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立てを受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合

e. 支払停止若しくは支払不能となり、又は振出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りになった場合

f. 破産手続開始、民事再生手続開始その他これらに類する手続開始の申立てがあった場合又は自らこれを申し立てた場合

g. 当社の就業規則に違反し、懲戒処分を受けた場合

h. 当社の役員として果たすべき忠実義務等に違反した場合

（５）各本新株予約権の一部行使はできない。

（６）本新株予約権の質入れ、その他担保権の設定は認めない。

６．本新株予約権の譲渡

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会（当社が取締役会設置会社でない場合は「当社株主総会」と読み替える。）の承認を要するものとする。

７．組織再編行為の際の本新株予約権の取扱い

当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、会社分割、株式交換又は株式移転（以下総称して「組織再編行為」という。）をする場合、当社は、本新株予約権者に対し、組織再編行為の効力発生日に、それぞれの場合に応じて会社法第236条第１項第８号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づき交付することとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。

（１）交付する再編対象会社の新株予約権の数

本新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

（２）新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

（３）新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数又はその算定方法

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注）２．に準じて目的となる株式の数につき合理的な調整がなされた数とする。

（４）新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注）３．に準じて行使価額につき合理的な調整がなされた額

に、上記（３）号に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

（５）新株予約権を行使することができる期間

行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から、行使期間の満了日までとする。

（６）新株予約権の行使の条件

（注）５．に準じて決定する。

（７）新株予約権の取得事由及び取得条件

以下に準じて決定する。

a. 当社が消滅会社となる合併契約の議案若しくは当社が完全子会社となる株式交換契約の議案若しくは株式移転計画の議案を目的事項とする株主総会の招集を当社取締役会が決議（当社が取締役会設置会社でない場合は「当社取締役が決定」と読み替える。）した場合（株主総会決議が不要の場合は当該議案につき当社取締役会が決議（当社が取締役会設置会社でない場合は「当社取締役が決定」と読み替える。）した場合）、当社は、当社取締役会（当社が取締役会設置会社でない場合は「当社株主総会」と読み替える。）が別途定める日の到来をもって、同日時点で残存する本新株予約権のすべてを、同日時点の公正価額に相当する金銭を対価として取得する。

b. 本新株予約権者が（注）５．「新株予約権の行使の条件」に基づき本新株予約権の権利行使の条件を欠くこととなった場合、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。

（８）新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には、株主総会と読み替える。）の承認を要するものとする。

（９）新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

（注）４．に準じて決定する。

(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

８．当社は、2026年９月３日開催の取締役会決議により、2026年９月30日付で普通株式１株につき50株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第10回新株予約権

決議年月日	2023年３月20日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役　１名 当社従業員　４名
新株予約権の数（個）　※	26,073（注）１
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）　※	普通株式 26,073［1,303,650］（注）１、７
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	5,100［102］（注）２、７
新株予約権の行使期間　※	2025年４月１日から2033年２月28日まで （但し、最終日が当社の休日にあたる場合にはその前営業日まで）
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）　※	発行価格　　5,100［102］ 資本組入額　2,550［51］（注）３、７
新株予約権の行使の条件　※	（注）４
新株予約権の譲渡に関する事項　※	（注）５
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項　※	（注）６

※　当事業年度の末日（2026年３月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2026年10月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[　]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

（注）１．当社が株式分割（株式無償割当を含む。）又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる１株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数　＝ 調整前付与株式数　× 分割・併合の比率

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換若しくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとする。

２．新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

（行使価額の調整）

（１）株式分割（株式無償割当を含む。）又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、行使価額について１円未満の端数の処理は行わない。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

（２）当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、行使価額について１円未満の端数の処理は行わない。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times \text{１株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「１株当たり払込金額」を「１株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

（３）当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換若しくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で調整されるものとする。

３．本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果１円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

４．新株予約権の行使の条件

（１）新株予約権の割当を受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員若しくは社外協力者の地位を有していなければならない。ただし、当社が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。

（２）新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとし、当該新株予約権は会社法第287条の規定に基づき消滅するものとする。

５．本新株予約権の譲渡

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会（当社が取締役会設置会社でない場合は「当社株主総会」と読み替える。）の決議による承認を要するものとする。

６．組織再編行為の際の本新株予約権の取扱い

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第１項第８号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

（１）交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

（２）新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

（３）新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注）１．に準じて決定する。

（４）新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注）２．で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記（３）に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

（５）新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

（６）新株予約権の行使の条件

（注）４．に準じて決定する。

（７）増加する資本金及び資本準備金に関する事項

（注）３．に準じて決定する。

（８）譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

（９）新株予約権の取得事由

以下に準じて決定する。

a. 新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認若しくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会の決議（当社が取締役会設置会社でない場合は「当社取締役による決定」と読み替える。）がなされた場合）は、当社は、取締役会（当社が取締役会設置会社でない場合は「株主総会」と読み替える。）が別途定める日の到来をもって、同日時点で残存する本新株予約権のすべてを、同日時点の公正価額に相当する金銭を対価として取得する。

b. 新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権の行使の条件の規定に該当しなくなった場合、又は新株予約権割当契約書に定める新株予約権の行使制限の規定に該当し行使ができなくなった場合は、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

（10）新株予約権の行使により発生する端数の切捨て

新株予約権者に交付する株式の数に１株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

７．当社は、2026年９月３日開催の取締役会決議により、2026年９月30日付で普通株式１株につき50株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

８．付与対象者の区分変更により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、当社取締役１名、当社従業員３名及び子会社取締役１名となっております。

第13回新株予約権

決議年月日	2025年２月６日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役　　１名 当社従業員　　４名 子会社従業員　１名
新株予約権の数（個）　※	22,043（注）１
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）　※	普通株式 22,043［1,102,150］（注）１、７
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	11,200［224］（注）２、７
新株予約権の行使期間　※	2027年２月７日から2035年２月６日まで （但し、最終日が当社の休日にあたる場合にはその前営業日まで）
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）　※	発行価格　11,200［224］ 資本組入額　5,600［112］（注）３、７
新株予約権の行使の条件　※	（注）４
新株予約権の譲渡に関する事項　※	（注）５
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項　※	（注）６

※　当事業年度の末日（2026年３月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2026年10月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を［　］内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

（注）１．当社が株式分割（株式無償割当を含む。）又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる１株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数　＝ 調整前付与株式数　× 分割・併合の比率

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換若しくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとする。

２．新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

（行使価額の調整）

（１）株式分割（株式無償割当を含む。）又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、行使価額について１円未満の端数の処理は行わない。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

（２）当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、行使価額について１円未満の端数の処理は行わない。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times \text{１株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「１株当たり払込金額」を「１株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

（３）当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換若しくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で調整されるものとする。

３．本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果１円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

４．新株予約権の行使の条件

（１）新株予約権の割当を受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社

又は当社子会社の取締役、監査役、執行役員、従業員、顧問、若しくは社外協力者その他これに準ずる地位を有していなければならない。ただし、当社取締役会（取締役会が設置されていない場合は取締役の過半数の決定）が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。

（２）新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとし、当該新株予約権は会社法第287条の規定に基づき消滅するものとする。

５．本新株予約権の譲渡

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議（取締役会が設置されていない場合は取締役の過半数の決定）による承認を要するものとする。

６．組織再編行為の際の本新株予約権の取扱い

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第１項第８号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

（１）交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

（２）新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

（３）新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注）１．に準じて決定する。

（４）新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注）２．で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記（３）に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

（５）新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

（６）新株予約権の行使の条件

（注）４．に準じて決定する。

（７）増加する資本金及び資本準備金に関する事項

（注）３．に準じて決定する。

（８）譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

（９）新株予約権の取得事由

以下に準じて決定する。

a. 新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権の行使の条件の規定に該当しなくなった場合は、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

b. 新株予約権者が権利行使をする前に、当社の買収（以下に定義する。）について、法令上必要な当社の株主総会その他適法な意思決定機関の承認の決議又は決定（以下、「買収決議等」という。）が行われた場合は、取締役会（取締役会が設置されていない場合は取締役の過半数の決定）が別途定める日の到来をもって、同日時点で残存する新株予約権のすべてを、同日時点の公正価額に相当する金銭を対価として取得することができる。

なお、「買収」とは、以下のいずれかの場合を意味する。

i. 当社の総株主の議決権の過半数が特定の第三者（その子会社及び関連会社によって保有する場合を含む。）により取得されること。なお、「子会社」及び「関連会社」とは、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号、その後の改正も含む。）第８条で定義される「子会社」及び「関連会社」を意味する。

ii. 当社が他の会社と合併することにより、合併直前の当社の総株主が保有することとなる合併後の存続会社又は新設会社の議決権の数が、当該会社の総株主の議決権の50％未満となること。

iii. 当社が他の会社と株式交換をすることにより、株式交換直前の当社の総株主が保有することとなる株式交換後の株式交換完全親会社の議決権の数が、当該株式交換完全親会社の総株主の議決権の50％未満となること。

iv. 当社が他の会社と共同で株式移転をすることにより、株式移転直前の当社の総株主が保有することとなる株式移転後の株式移転設立完全親会社の議決権の数が、当該株式移転設立完全親会社の総株主の議決権の50％未満となること。

v. 他の会社が当社株主に対し、株式交付をすることにより、株式交付直前の当社の総株主

が保有することとなる株式交付後の株式交付親会社の議決権の数が、当該株式交付親会社の総株主の議決権の50％未満となること。

vi. 当社が事業譲渡又は会社分割により当社の事業の全部又は実質的に全部を第三者に移転させること。

c. 新株予約権者が権利行使をする前に、前ｂ.に規定する場合を除き、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認若しくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会がなされた場合）は、当社は、取締役会（取締役会が設置されていない場合は取締役の過半数の決定）が別途定める日の到来をもって、同日時点で残存する新株予約権のすべてを、無償で取得することができる。

(10) 新株予約権の行使により発生する端数の切捨て

新株予約権者に交付する株式の数に１株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

７．当社は、2026年９月３日開催の取締役会決議により、2026年９月30日付で普通株式１株につき50株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

８．付与対象者の区分変更により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、当社取締役１名及び当社従業員５名となっております。

第14回新株予約権

決議年月日	2025年７月25日
付与対象者の区分及び人数	子会社取締役　２名
新株予約権の数（個）　※	1,596［532］（注）１
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）　※	普通株式 1,596［26,600］（注）１、７
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	23,200［464］（注）２、７
新株予約権の行使期間　※	2027年７月26日から2035年７月25日まで （但し、最終日が当社の休日にあたる場合にはその前営業日まで）
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）　※	発行価格　　23,200［464］ 資本組入額　11,600［232］（注）３、７
新株予約権の行使の条件　※	（注）４
新株予約権の譲渡に関する事項　※	（注）５
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項　※	（注）６

※　当事業年度の末日（2026年３月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2026年10月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を［　］内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

（注）１．当社が株式分割（株式無償割当を含む。）又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる１株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数　＝調整前付与株式数　×分割・併合の比率

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換若しくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとする。

２．新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

（行使価額の調整）

（１）株式分割（株式無償割当を含む。）又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、行使価額について１円未満の端数の処理は行わない。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

（２）当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、行使価額について１円未満の端数の処理は行わない。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times \text{１株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「１株当たり払込金額」を「１株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

（３）当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換若しくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で調整されるものとする。

３．本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果１円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

４．新株予約権の行使の条件

（１）新株予約権の割当を受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、執行役員、従業員、顧問、若しくは社外協力者その他これに準ずる地位を有していなければならない。ただし、当社取締役会（取締役会が設置されていない場合は取

締役の過半数の決定）が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。

（２）新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとし、当該新株予約権は会社法第287条の規定に基づき消滅するものとする。

５．本新株予約権の譲渡

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議（取締役会が設置されていない場合は取締役の過半数の決定）による承認を要するものとする。

６．組織再編行為の際の本新株予約権の取扱い

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第１項第８号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

（１）交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

（２）新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

（３）新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注）１．に準じて決定する。

（４）新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注）２．で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記（３）に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

（５）新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

（６）新株予約権の行使の条件

（注）４．に準じて決定する。

（７）増加する資本金及び資本準備金に関する事項

（注）３．に準じて決定する。

（８）譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

（９）新株予約権の取得事由

以下に準じて決定する。

a. 新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権の行使の条件の規定に該当しなくなった場合は、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

b. 新株予約権者が権利行使をする前に、当社の買収（以下に定義する。）について、法令上必要な当社の株主総会その他適法な意思決定機関の承認の決議又は決定（以下、「買収決議等」という。）が行われた場合は、取締役会（取締役会が設置されていない場合は取締役の過半数の決定）が別途定める日の到来をもって、同日時点で残存する新株予約権のすべてを、同日時点の公正価額に相当する金銭を対価として取得することができる。

なお、「買収」とは、以下のいずれかの場合を意味する。

i. 当社の総株主の議決権の過半数が特定の第三者（その子会社及び関連会社によって保有する場合を含む。）により取得されること。なお、「子会社」及び「関連会社」とは、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号、その後の改正も含む。）第８条で定義される「子会社」及び「関連会社」を意味する。

ii. 当社が他の会社と合併することにより、合併直前の当社の総株主が保有することとなる合併後の存続会社又は新設会社の議決権の数が、当該会社の総株主の議決権の50％未満となること。

iii. 当社が他の会社と株式交換をすることにより、株式交換直前の当社の総株主が保有することとなる株式交換後の株式交換完全親会社の議決権の数が、当該株式交換完全親会社の総株主の議決権の50％未満となること。

iv. 当社が他の会社と共同で株式移転をすることにより、株式移転直前の当社の総株主が保有することとなる株式移転後の株式移転設立完全親会社の議決権の数が、当該株式移転設立完全親会社の総株主の議決権の50％未満となること。

v. 他の会社が当社株主に対し、株式交付をすることにより、株式交付直前の当社の総株主が保有することとなる株式交付後の株式交付親会社の議決権の数が、当該株式交付親会社の総株主の議決権の50％未満となること。

vi. 当社が事業譲渡又は会社分割により当社の事業の全部又は実質的に全部を第三者に移転させること。

c. 新株予約権者が権利行使をする前に、前b.に規定する場合を除き、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認若しくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会がなされた場合）は、当社は、取締役会（取締役会が設置されていない場合は取締役の過半数の決定）が別途定める日の到来をもって、同日時点で残存する新株予約権のすべてを、無償で取得することができる。

(10) 新株予約権の行使により発生する端数の切捨て

新株予約権者に交付する株式の数に１株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

７．当社は、2026年９月３日開催の取締役会決議により、2026年９月30日付で普通株式１株につき50株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

８．付与対象者の権利喪失により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、子会社取締役１名となっております。

第16回新株予約権

決議年月日	2025年９月10日
付与対象者の区分及び人数	当社従業員　　４名 子会社取締役　１名
新株予約権の数（個）　※	12,852（注）１
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）　※	普通株式 12,852［642,600］（注）１、７
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	23,200［464］（注）２、７
新株予約権の行使期間　※	2027年９月11日から2035年９月10日まで （但し、最終日が当社の休日にあたる場合にはその前営業日まで）
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）　※	発行価格　　23,200［464］ 資本組入額　11,600［232］（注）３、７
新株予約権の行使の条件　※	（注）４
新株予約権の譲渡に関する事項　※	（注）５
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項　※	（注）６

※　当事業年度の末日（2026年３月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2026年10月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を［　］内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

（注）１．当社が株式分割（株式無償割当を含む。）又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる１株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数　＝ 調整前付与株式数　× 分割・併合の比率

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換若しくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとする。

２．新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

（行使価額の調整）

（１）株式分割（株式無償割当を含む。）又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、行使価額について１円未満の端数の処理は行わない。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

（２）当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、行使価額について１円未満の端数の処理は行わない。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times \text{１株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「１株当たり払込金額」を「１株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

（３）当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換若しくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で調整されるものとする。

３．本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果１円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

４．新株予約権の行使の条件

（１）新株予約権の割当を受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、執行役員、従業員、顧問、若しくは社外協力者その他これに準ずる地位を有していなければならない。ただし、当社取締役会（取締役会が設置されていない場合は取

締役の過半数の決定）が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。

（２）新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとし、当該新株予約権は会社法第287条の規定に基づき消滅するものとする。

５．本新株予約権の譲渡

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議（取締役会が設置されていない場合は取締役の過半数の決定）による承認を要するものとする。

６．組織再編行為の際の本新株予約権の取扱い

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第１項第８号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

（１）交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

（２）新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

（３）新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注）１．に準じて決定する。

（４）新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注）２．で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記（３）に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

（５）新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

（６）新株予約権の行使の条件

（注）４．に準じて決定する。

（７）増加する資本金及び資本準備金に関する事項

（注）３．に準じて決定する。

（８）譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

（９）新株予約権の取得事由

以下に準じて決定する。

a. 新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権の行使の条件の規定に該当しなくなった場合は、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

b. 新株予約権者が権利行使をする前に、当社の買収（以下に定義する。）について、法令上必要な当社の株主総会その他適法な意思決定機関の承認の決議又は決定（以下、「買収決議等」という。）が行われた場合は、取締役会（取締役会が設置されていない場合は取締役の過半数の決定）が別途定める日の到来をもって、同日時点で残存する新株予約権のすべてを、同日時点の公正価額に相当する金銭を対価として取得することができる。

なお、「買収」とは、以下のいずれかの場合を意味する。

i. 当社の総株主の議決権の過半数が特定の第三者（その子会社及び関連会社によって保有する場合を含む。）により取得されること。なお、「子会社」及び「関連会社」とは、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号、その後の改正も含む。）第８条で定義される「子会社」及び「関連会社」を意味する。

ii. 当社が他の会社と合併することにより、合併直前の当社の総株主が保有することとなる合併後の存続会社又は新設会社の議決権の数が、当該会社の総株主の議決権の50％未満となること。

iii. 当社が他の会社と株式交換をすることにより、株式交換直前の当社の総株主が保有することとなる株式交換後の株式交換完全親会社の議決権の数が、当該株式交換完全親会社の総株主の議決権の50％未満となること。

iv. 当社が他の会社と共同で株式移転をすることにより、株式移転直前の当社の総株主が保有することとなる株式移転後の株式移転設立完全親会社の議決権の数が、当該株式移転設立完全親会社の総株主の議決権の50％未満となること。

v. 他の会社が当社株主に対し、株式交付をすることにより、株式交付直前の当社の総株主が保有することとなる株式交付後の株式交付親会社の議決権の数が、当該株式交付親会社の総株主の議決権の50％未満となること。

vi. 当社が事業譲渡又は会社分割により当社の事業の全部又は実質的に全部を第三者に移転させること。

c. 新株予約権者が権利行使をする前に、前b.に規定する場合を除き、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認若しくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会がなされた場合）は、当社は、取締役会（取締役会が設置されていない場合は取締役の過半数の決定）が別途定める日の到来をもって、同日時点で残存する新株予約権のすべてを、無償で取得することができる。

(10) 新株予約権の行使により発生する端数の切捨て

新株予約権者に交付する株式の数に１株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

７．当社は、2026年９月３日開催の取締役会決議により、2026年９月30日付で普通株式１株につき50株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

８．付与対象者の区分変更により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、当社取締役１名、当社従業員３名及び子会社取締役１名となっております。

第17回新株予約権

決議年月日	2025年９月10日
付与対象者の区分及び人数	当社従業員　１名
新株予約権の数（個）　※	12,397（注）２
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）　※	普通株式 12,397［619,850］（注）２、８
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	23,200［464］（注）３、８
新株予約権の行使期間　※	2025年９月11日から2035年９月10日まで （但し、期間満了日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日まで）
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）　※	発行価格　　23,579［471.58］ 資本組入額　11,789.50［235.79］（注）４、８
新株予約権の行使の条件　※	（注）５
新株予約権の譲渡に関する事項　※	（注）６
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項　※	（注）７

※　当事業年度の末日（2026年３月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2026年10月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を［　］内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

（注）１．本新株予約権は、新株予約権１個につき、379円で有償発行しております。

２．本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整する。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない本新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果１株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数　＝ 調整前付与株式数　× 株式分割又は株式併合の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が必要と認めた場合、当社は、合理的な範囲で付与株式数の調整を行うことができるものとする。

３．新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

（行使価額の調整）

（１）本新株予約権の割当日後、株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる１円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割又は株式併合の比率}}$$

（２）本新株予約権の割当日後、時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使による新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる１円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新株発行・処分株式数} \times \text{１株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行・処分株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から、当社が保有する自己株式数を控除した数とする。

４．本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果１円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

５．新株予約権の行使の条件

（１）本新株予約権を保有する者（以下「本新株予約権者」という。）は、本新株予約権の割当日後に、次のａ．乃至ｄ．のいずれかの事由が生じた場合、当該事由発生日以降は、本新株予約権者に発行された本新株予約権の全部について権利行使できないものとする。

a. 判定価額（下記ｅ．に定義する。以下同じ。）を下回る価額を発行価額とする当社普通株式の発行又は自己株式の処分が行われた場合（但し、当該発行価額が会社法第199条第３項、同第200条第２項に定める「特に有利な金額」である場合を除く。）。

b. 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内外のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合で、判定価額を下回る価額を対価として当社普通株式の売買その他の取引が行われた場合（但し、資本政策目的等により当該取引時点における株式価値よりも著しく低いと認められる価額で取引が行われた場合を除く。）。

c. 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内外のいずれかの金融商品取引所に上場され、かつ当該金融商品取引所における当該普通株式の普通取引の終値が、判定価額を下回る価額となった場合。

d. 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内外のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合において、DCF法並びに類似会社比較法等の方法により評価された株式評価額が判定価額を下回った場合（但し、当該株式評価額が一定の幅を有する場合、当社取締役会の決議（当社が取締役会設置会社でない場合は「取締役の決定」と読み替える。）により第三者評価機関等と協議の上決定した額とする。）。

e. 上記ａ．乃至ｄ．における「判定価額」は、行使価額とする。

（２）本新株予約権者は、当該本新株予約権者に次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、本新株予約権を行使することができない。但し、当社取締役会の決議（当社が取締役会設置会社でない場合は「当社取締役の決定」と読み替える。）により別段の取扱いを定めた場合にはこの限りではない。

a. 禁錮刑以上の刑に処せられた場合

b. 当社の信用を重大に損ねた場合

（３）各本新株予約権の一部行使はできない。

（４）本新株予約権の質入れ、その他担保権の設定は認めない。

６．本新株予約権の譲渡

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会（当社が取締役会設置会社でない場合は「当社株主総会」と読み替える。）の承認を要するものとする。

７．組織再編行為の際の本新株予約権の取扱い

当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、会社分割、株式交換又は株式移転（以下総称して「組織再編行為」という。）をする場合、当社は、本新株予約権者に対し、組織再編行為の効力発生日に、それぞれの場合に応じて会社法第236条第１項第８号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づき交付することとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。

（１）交付する再編対象会社の新株予約権の数

本新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

（２）新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

（３）新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数又はその算定方法

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注）２．に準じて目的となる株式の数につき合理的な調整がなされた数とする。

（４）新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注）３．に準じて行使価額につき合理的な調整がなされた額に、上記（３）号に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

（５）新株予約権を行使することができる期間

行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から、行使期間の満了日までとする。

（６）新株予約権の行使の条件

（注）５．に準じて決定する。

（７）新株予約権の取得事由及び取得条件

以下に準じて決定する。

a. 当社が消滅会社となる合併契約の議案若しくは当社が完全子会社となる株式交換契約の議案若しくは株式移転計画の議案を目的事項とする株主総会の招集を当社取締役会が決議（当社が取締役会設置会社でない場合は「当社取締役が決定」と読み替える。）した場合（株主総会決議が不要の場合は当該議案につき当社取締役会が決議（当社が取締役会設置会社でない場合は「当社取締役が決定」と読み替える。）した場合）、当社は、当社取締役会（当社が取締役会設置会社でない場合は「当社株主総会」と読み替える。）が別途定める日の到来をもって、同日時点で残存する本新株予約権のすべてを、同日時点の公正価額に相当する金銭を対価として取得する。

b. 本新株予約権者が（注）５．「新株予約権の行使の条件」に基づき本新株予約権の権利行使の

条件を欠くこととなった場合、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。

（８）新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には、株主総会と読み替える。）の承認を要するものとする。

（９）新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

（注）４．に準じて決定する。

(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

８．当社は、2026年９月３日開催の取締役会決議により、2026年９月30日付で普通株式１株につき50株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

９．付与対象者の区分変更により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、当社取締役１名となっております。

第18回新株予約権

決議年月日	2026年２月16日
付与対象者の区分及び人数	当社従業員　３名
新株予約権の数（個）　※	2,215（注）１
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）　※	普通株式 2,215 ［110,750］（注）１、７
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	25,000［500］（注）２、７
新株予約権の行使期間　※	2028年２月17日から2036年２月16日まで （但し、最終日が当社の休日にあたる場合にはその前営業日まで）
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）　※	発行価格　　25,000［500］ 資本組入額　12,500［250］（注）３、７
新株予約権の行使の条件　※	（注）４
新株予約権の譲渡に関する事項　※	（注）５
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項　※	（注）６

※　当事業年度の末日（2026年３月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2026年10月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を［　］内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

（注）１．当社が株式分割（株式無償割当を含む。）又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる１株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数　＝調整前付与株式数　×分割・併合の比率

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換若しくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとする。

２．新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

（行使価額の調整）

（１）株式分割（株式無償割当を含む。）又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、行使価額について１円未満の端数の処理は行わない。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

（２）当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、行使価額について１円未満の端数の処理は行わない。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times \text{１株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「１株当たり払込金額」を「１株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

（３）当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換若しくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で調整されるものとする。

３．本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果１円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

４．新株予約権の行使の条件

（１）新株予約権の割当を受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、執行役員、従業員、顧問、若しくは社外協力者その他これに準ずる地位を有していなければならない。ただし、当社取締役会（取締役会が設置されていない場合は取

締役の過半数の決定）が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。

（２）新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとし、当該新株予約権は会社法第287条の規定に基づき消滅するものとする。

５．本新株予約権の譲渡

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議（取締役会が設置されていない場合は取締役の過半数の決定）による承認を要するものとする。

６．組織再編行為の際の本新株予約権の取扱い

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第１項第８号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

（１）交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

（２）新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

（３）新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注）１．に準じて決定する。

（４）新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注）２．で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記（３）に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

（５）新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

（６）新株予約権の行使の条件

（注）４．に準じて決定する。

（７）増加する資本金及び資本準備金に関する事項

（注）３．に準じて決定する。

（８）譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

（９）新株予約権の取得事由

以下に準じて決定する。

a. 新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権の行使の条件の規定に該当しなくなった場合は、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

b. 新株予約権者が権利行使をする前に、当社の買収（以下に定義する。）について、法令上必要な当社の株主総会その他適法な意思決定機関の承認の決議又は決定（以下、「買収決議等」という。）が行われた場合は、取締役会（取締役会が設置されていない場合は取締役の過半数の決定）が別途定める日の到来をもって、同日時点で残存する新株予約権のすべてを、同日時点の公正価額に相当する金銭を対価として取得することができる。

なお、「買収」とは、以下のいずれかの場合を意味する。

i. 当社の総株主の議決権の過半数が特定の第三者（その子会社及び関連会社によって保有する場合を含む。）により取得されること。なお、「子会社」及び「関連会社」とは、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号、その後の改正も含む。）第８条で定義される「子会社」及び「関連会社」を意味する。

ii. 当社が他の会社と合併することにより、合併直前の当社の総株主が保有することとなる合併後の存続会社又は新設会社の議決権の数が、当該会社の総株主の議決権の50％未満となること。

iii. 当社が他の会社と株式交換をすることにより、株式交換直前の当社の総株主が保有することとなる株式交換後の株式交換完全親会社の議決権の数が、当該株式交換完全親会社の総株主の議決権の50％未満となること。

iv. 当社が他の会社と共同で株式移転をすることにより、株式移転直前の当社の総株主が保有することとなる株式移転後の株式移転設立完全親会社の議決権の数が、当該株式移転設立完全親会社の総株主の議決権の50％未満となること。

v. 他の会社が当社株主に対し、株式交付をすることにより、株式交付直前の当社の総株主が保有することとなる株式交付後の株式交付親会社の議決権の数が、当該株式交付親会社の総株主の議決権の50％未満となること。

vi. 当社が事業譲渡又は会社分割により当社の事業の全部又は実質的に全部を第三者に移転させること。

c. 新株予約権者が権利行使をする前に、前b.に規定する場合を除き、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認若しくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会がなされた場合）は、当社は、取締役会（取締役会が設置されていない場合は取締役の過半数の決定）が別途定める日の到来をもって、同日時点で残存する新株予約権のすべてを、無償で取得することができる。

(10) 新株予約権の行使により発生する端数の切捨て

新株予約権者に交付する株式の数に１株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

７．当社は、2026年９月３日開催の取締役会決議により、2026年９月30日付で普通株式１株につき50株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第19回新株予約権

決議年月日	2026年２月16日取締役会
付与対象者の区分及び人数	当社取締役　　２名 当社従業員　　４名 子会社取締役　１名
新株予約権の数（個）　※	99,148（注）２
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）　※	普通株式 99,148 ［4,957,400］（注）２、８
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	25,000［500］（注）３、８
新株予約権の行使期間　※	2026年２月17日から2036年２月16日まで （但し、期間満了日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日まで）
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）　※	発行価格　　25,398［507.96］ 資本組入額　12,699［253.98］（注）４、８
新株予約権の行使の条件　※	（注）５
新株予約権の譲渡に関する事項　※	（注）６
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項　※	（注）７

※　当事業年度の末日（2026年３月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2026年10月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を［ ］内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

（注）１．本新株予約権は、新株予約権１個につき、398円で有償発行しております。

２．本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整する。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない本新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果１株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数　＝ 調整前付与株式数　× 株式分割又は株式併合の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が必要と認めた場合、当社は、合理的な範囲で付与株式数の調整を行うことができるものとする。

３．新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

（行使価額の調整）

（１）本新株予約権の割当日後、株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる１円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割又は株式併合の比率}}$$

（２）本新株予約権の割当日後、時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使による新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる１円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新株発行・処分株式数} \times \text{１株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行・処分株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から、当社が保有する自己株式数を控除した数とする。

４．本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果１円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

５．新株予約権の行使の条件

（１）本新株予約権を保有する者（以下「本新株予約権者」という。）は、本新株予約権の割当日後に、次のａ．乃至ｄ．のいずれかの事由が生じた場合、当該事由発生日以降は、本新株予約権者に発行された本新株予約権の全部について権利行使できないものとする。

a. 判定価額（下記ｅ．に定義する。以下同じ。）を下回る価額を発行価額とする当社普通株式の発行又は自己株式の処分が行われた場合（但し、当該発行価額が会社法第199条第３項、同第200条第２項に定める「特に有利な金額」である場合を除く。）。

b. 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内外のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合で、判定価額を下回る価額を対価として当社普通株式の売買その他の取引が行われた場合（但し、資本政策目的等により当該取引時点における株式価値よりも著しく低いと認められる価額で取引が行われた場合を除く。）。

c. 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内外のいずれかの金融商品取引所に上場され、かつ当該金融商品取引所における当該普通株式の普通取引の終値が、判定価額を下回る価額となった場合。

d. 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内外のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合において、DCF法並びに類似会社比較法等の方法により評価された株式評価額が判定価額を下回った場合（但し、当該株式評価額が一定の幅を有する場合、当社取締役会の決議（当社が取締役会設置会社でない場合は「取締役の決定」と読み替える。）により第三者評価機関等と協議の上決定した額とする。）。

e. 上記ａ．乃至ｄ．における「判定価額」は、行使価額とする。

（２）本新株予約権者は、当該本新株予約権者に次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、本新株予約権を行使することができない。但し、当社取締役会の決議（当社が取締役会設置会社でない場合は「当社取締役の決定」と読み替える。）により別段の取扱いを定めた場合にはこの限りではない。

a. 禁錮刑以上の刑に処せられた場合

b. 当社の信用を重大に損ねた場合

（３）各本新株予約権の一部行使はできない。

（４）本新株予約権の質入れ、その他担保権の設定は認めない。

６．本新株予約権の譲渡

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会（当社が取締役会設置会社でない場合は「当社株主総会」と読み替える。）の承認を要するものとする。

７．組織再編行為の際の本新株予約権の取扱い

当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、会社分割、株式交換又は株式移転（以下総称して「組織再編行為」という。）をする場合、当社は、本新株予約権者に対し、組織再編行為の効力発生日に、それぞれの場合に応じて会社法第236条第１項第８号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づき交付することとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。

（１）交付する再編対象会社の新株予約権の数

本新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

（２）新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

（３）新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数又はその算定方法

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注）２．に準じて目的となる株式の数につき合理的な調整がなされた数とする。

（４）新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注）３．に準じて行使価額につき合理的な調整がなされた額に、上記（３）号に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

（５）新株予約権を行使することができる期間

行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から、行使期間の満了日までとする。

（６）新株予約権の行使の条件

（注）５．に準じて決定する。

（７）新株予約権の取得事由及び取得条件

以下に準じて決定する。

a. 当社が消滅会社となる合併契約の議案若しくは当社が完全子会社となる株式交換契約の議案若しくは株式移転計画の議案を目的事項とする株主総会の招集を当社取締役会が決議（当社が取締役会設置会社でない場合は「当社取締役が決定」と読み替える。）した場合（株主総会決議が不要の場合は当該議案につき当社取締役会が決議（当社が取締役会設置会社でない場合は「当社取締役が決定」と読み替える。）した場合）、当社は、当社取締役会（当社が取締役会設置会社でない場合は「当社株主総会」と読み替える。）が別途定める日の到来をもって、同日時点で残存する本新株予約権のすべてを、同日時点の公正価額に相当する金銭を対価として取得する。

b. 本新株予約権者が（注）５．「新株予約権の行使の条件」に基づき本新株予約権の権利行使の

条件を欠くこととなった場合、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。

（８）新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には、株主総会と読み替える。）の承認を要するものとする。

（９）新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

（注）４．に準じて決定する。

(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

８．当社は、2026年９月３日開催の取締役会決議により、2026年９月30日付で普通株式１株につき50株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

９．付与対象者の区分変更により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、当社取締役２名、当社従業員３名及び子会社取締役２名となっております。

第20回新株予約権

決議年月日	2026年７月16日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役　２名
新株予約権の数（個）　※	32,950（注）１
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）　※	普通株式 32,950［1,647,500］（注）１、７
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	62,150［1,243］（注）２、７
新株予約権の行使期間　※	2028年７月17日から2036年７月16日まで （但し、最終日が当社の休日にあたる場合にはその前営業日まで）
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）　※	発行価格　　62,150［1,243］ 資本組入額　31,075［621.50］（注）３、７
新株予約権の行使の条件　※	（注）４
新株予約権の譲渡に関する事項　※	（注）５
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項　※	（注）６

※　新株予約権の発行時（2026年８月６日）における内容を記載しております。新株予約権の発行時から提出日の前月末現在（2026年10月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を［ ］内に記載しており、その他の事項については新株予約権の発行時における内容から変更はありません。

（注）１．当社が株式分割（株式無償割当を含む。）又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる１株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数　＝調整前付与株式数　×分割・併合の比率

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換若しくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとする。

２．新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

（行使価額の調整）

（１）株式分割（株式無償割当を含む。）又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、行使価額について１円未満の端数の処理は行わない。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

（２）当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、行使価額について１円未満の端数の処理は行わない。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times \text{１株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「１株当たり払込金額」を「１株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

（３）当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換若しくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で調整されるものとする。

３．本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果１円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

４．新株予約権の行使の条件

（１）新株予約権の割当を受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、執行役員、従業員、顧問、若しくは社外協力者その他これに準ずる地位を有していなければならない。ただし、当社取締役会（取締役会が設置されていない場合は取

締役の過半数の決定）が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。

（２）新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとし、当該新株予約権は会社法第287条の規定に基づき消滅するものとする。

５．本新株予約権の譲渡

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議（取締役会が設置されていない場合は取締役の過半数の決定）による承認を要するものとする。

６．組織再編行為の際の本新株予約権の取扱い

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第１項第８号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

（１）交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

（２）新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

（３）新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注）１．に準じて決定する。

（４）新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注）２．で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記（３）に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

（５）新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

（６）新株予約権の行使の条件

（注）４．に準じて決定する。

（７）増加する資本金及び資本準備金に関する事項

（注）３．に準じて決定する。

（８）譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

（９）新株予約権の取得事由

以下に準じて決定する。

a. 新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権の行使の条件の規定に該当しなくなった場合は、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

b. 新株予約権者が権利行使をする前に、当社の買収（以下に定義する。）について、法令上必要な当社の株主総会その他適法な意思決定機関の承認の決議又は決定（以下、「買収決議等」という。）が行われた場合は、取締役会（取締役会が設置されていない場合は取締役の過半数の決定）が別途定める日の到来をもって、同日時点で残存する新株予約権のすべてを、同日時点の公正価額に相当する金銭を対価として取得することができる。

なお、「買収」とは、以下のいずれかの場合を意味する。

i. 当社の総株主の議決権の過半数が特定の第三者（その子会社及び関連会社によって保有する場合を含む。）により取得されること。なお、「子会社」及び「関連会社」とは、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号、その後の改正も含む。）第８条で定義される「子会社」及び「関連会社」を意味する。

ii. 当社が他の会社と合併することにより、合併直前の当社の総株主が保有することとなる合併後の存続会社又は新設会社の議決権の数が、当該会社の総株主の議決権の50％未満となること。

iii. 当社が他の会社と株式交換をすることにより、株式交換直前の当社の総株主が保有することとなる株式交換後の株式交換完全親会社の議決権の数が、当該株式交換完全親会社の総株主の議決権の50％未満となること。

iv. 当社が他の会社と共同で株式移転をすることにより、株式移転直前の当社の総株主が保有することとなる株式移転後の株式移転設立完全親会社の議決権の数が、当該株式移転設立完全親会社の総株主の議決権の50％未満となること。

v. 他の会社が当社株主に対し、株式交付をすることにより、株式交付直前の当社の総株主が保有することとなる株式交付後の株式交付親会社の議決権の数が、当該株式交付親会社の総株主の議決権の50％未満となること。

vi. 当社が事業譲渡又は会社分割により当社の事業の全部又は実質的に全部を第三者に移転させること。

c. 新株予約権者が権利行使をする前に、前b.に規定する場合を除き、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認若しくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会がなされた場合）は、当社は、取締役会（取締役会が設置されていない場合は取締役の過半数の決定）が別途定める日の到来をもって、同日時点で残存する新株予約権のすべてを、無償で取得することができる。

(10) 新株予約権の行使により発生する端数の切捨て

新株予約権者に交付する株式の数に１株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

７．当社は、2026年９月３日開催の取締役会決議により、2026年９月30日付で普通株式１株につき50株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

② 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③ 【その他の新株予約権等の状況】

当社は、会社法に基づき新株予約権を発行しております。

第４回新株予約権

決議年月日	2021年６月17日
新株予約権の数（個）　※	2,949（注）２
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）※	－
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）　※	普通株式 2,949［147,450］（注）２、８
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	3,082［62］（注）３、８
新株予約権の行使期間　※	2021年７月１日から2031年６月30日まで （但し、最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日まで）
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）　※	発行価格　　3,152［63.40］ 資本組入額　1,576［31.70］（注）４、８
新株予約権の行使の条件　※	（注）５
新株予約権の譲渡に関する事項　※	（注）６
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項　※	（注）７

※　当事業年度の末日（2026年３月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2026年10月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を［　］内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

（注）１．本新株予約権は、新株予約権１個につき、70円で有償発行しております。

２．本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整する。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない本新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果１株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数　＝ 調整前付与株式数　× 株式分割又は株式併合の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が必要と認めた場合、当社は、合理的な範囲で付与株式数の調整を行うことができるものとする。

３．新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

（行使価額の調整）

（１）本新株予約権の割当日後、株式分割又は併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる１円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割又は株式併合の比率}}$$

（２）本新株予約権の割当日後、時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使による新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる１円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新株発行・処分株式数} \times \text{１株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行・処分株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から、当社が保有する自己株式数を控除した数とする。

（３）本新株予約権の割当日後、当社が必要と認めた場合、当社は、合理的な範囲で行使価額を調整することができるものとする。

４．本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果１円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

５．新株予約権の行使の条件

（1）本新株予約権を保有する者（以下「本新株予約権者」という。）は、本新株予約権の割当日後に、次のａ．乃至ｄ．のいずれかの事由が生じた場合、当該事由発生日以降は、本新株予約権者に発行された本新株予約権の全部について権利行使できないものとする。

a. 判定価額（下記e．に定義する。以下同じ。）を下回る価額を発行価額とする当社普通株式の発行又は自己株式の処分が行われた場合（但し、当該発行価額が会社法第199条第３項、同第200条第２項に定める「特に有利な金額」である場合を除く。）。

b. 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内外のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合で、判定価額を下回る価額を対価として当社普通株式の売買その他の取引が行われた場合（但し、資本政策目的等により当該取引時点における株式価値よりも著しく低いと認められる価額で取引が行われた場合を除く。）。

c. 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内外のいずれかの金融商品取引所に上場され、かつ当該金融商品取引所における当該普通株式の普通取引の終値が、判定価額を下回る価額となった場合。

d. 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内外のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合において、DCF法並びに類似会社比較法等の方法により評価された株式評価額が判定価額を下回った場合（但し、当該株式評価額が一定の幅を有する場合、当社取締役の決定（当社が取締役会を設置した場合は「当社取締役会」と読み替える。）により第三者評価機関等と協議の上決定した額とする。）。

e. 上記ａ．乃至ｄ．における「判定価額」を以下のとおり定義する。
① 割当日から2023年３月末日まで：行使価額
② 2023年４月１日以降行使期間満了日まで：行使価額に300％を乗じた価額

（2）本新株予約権者は、権利行使時点において、当社又は子会社の取締役、監査役若しくは使用人、業務委託先等の社外協力者のいずれかの地位にあることを要する。但し、当社取締役の決定（当社が取締役会を設置した場合は「当社取締役会」と読み替える。）により正当な理由があるものと認めた場合にはこの限りではない。

（3）本新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとし、当該新株予約権は会社法第287条の規定に基づき消滅するものとする。

（4）本新株予約権者は、当該本新株予約権者に次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、本新株予約権を行使することができない。但し、当社取締役の決定（当社が取締役会を設置した場合は「当社取締役会」と読み替える。）により別段の取扱いを定めた場合にはこの限りではない。

a. 禁錮刑以上の刑に処せられた場合

b. 当社と競合する業務を営む会社を直接若しくは間接に設立し、又は当該会社の取締役等の役員若しくは使用人に就任する等、名目を問わず当社と競業した場合（但し、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。）

c. 法令違反その他不正行為により、当社の信用を損ねた場合

d. 差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立てを受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合

e. 支払停止若しくは支払不能となり、又は振出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りになった場合

f. 破産手続開始、民事再生手続開始その他これらに類する手続開始の申立てがあった場合又は自らこれを申し立てた場合

g. 当社の就業規則に違反し、懲戒処分を受けた場合

h. 当社の役員として果たすべき忠実義務等に違反した場合

（5）各本新株予約権の一部行使はできない。

（6）本新株予約権の質入れ、その他担保権の設定は認めない。

６．本新株予約権の譲渡

譲渡による本新株予約権の取得については、当社株主総会（当社が取締役会を設置した場合は「当社取締役会」と読み替える。）の承認を要するものとする。

７．組織再編行為の際の本新株予約権の取扱い

当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、会社分割、株式交換又は株式移転（以下総称して「組織再編行為」という。）をする場合、当社は、本新株予約権者に対し、組織再編行為の効力発生日に、それぞれの場合に応じて会社法第236条第１項第８号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づき交付することとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。

（1）交付する再編対象会社の新株予約権の数
本新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

（2）新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。

（3）新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数又はその算定方法
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注）２．に準じて目的となる株式の数につき合理的な調整が

なされた数とする。

（４）新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注）３．に準じて行使価額につき合理的な調整がなされた額に、上記（３）号に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

（５）新株予約権を行使することができる期間

行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から、行使期間の満了日までとする。

（６）新株予約権の行使の条件

（注）５．に準じて決定する。

（７）新株予約権の取得事由及び取得条件

以下に準じて決定する。

a. 当社が消滅会社となる合併契約の議案若しくは当社が完全子会社となる株式交換契約の議案若しくは株式移転計画の議案を目的事項とする株主総会の招集を当社取締役が決定（当社が取締役会を設置した場合は「当社取締役会が決議」と読み替える。）した場合（株主総会決議が不要の場合は当該議案につき当社取締役が決定（当社が取締役会を設置した場合は「当社取締役会が決議」と読み替える。）した場合）、当社は、当社株主総会（当社が取締役会を設置した場合は「当社取締役会」と読み替える。）が別途定める日の到来をもって、同日時点で残存する本新株予約権のすべてを、同日時点の公正価額に相当する金銭を対価として取得する。

b. 本新株予約権者が（注）５．「新株予約権の行使の条件」に基づき本新株予約権の権利行使の条件を欠くこととなった場合、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。

（８）新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には、「株主総会」と読み替える。）の承認を要するものとする。

（９）新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

（注）４．に準じて決定する。

(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

８．当社は、2026年９月３日開催の取締役会決議により、2026年９月30日付で普通株式１株につき50株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第11回新株予約権

決議年月日	2024年11月27日
新株予約権の数（個）　※	13,846（注）２
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）　※	―
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）　※	普通株式 13,846［692,300］（注）２、８
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	11,200［224］（注）３、８
新株予約権の行使期間　※	2024年12月２日から2034年12月１日まで （但し、期間満了日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日まで）
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）　※	発行価格　　11,365［227.30］ 資本組入額　5,682.50［113.65］（注）４、８
新株予約権の行使の条件　※	（注）５
新株予約権の譲渡に関する事項　※	（注）６
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項　※	（注）７

※　当事業年度の末日（2026年３月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2026年10月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を［　］内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

（注）１．本新株予約権は、新株予約権１個につき、165円で有償発行しております。

２．本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整する。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない本新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果１株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数　＝ 調整前付与株式数　× 株式分割又は株式併合の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が必要と認めた場合、当社は、合理的な範囲で付与株式数の調整を行うことができるものとする。

３．新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

（行使価額の調整）

（１）本新株予約権の割当日後、株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる１円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割又は株式併合の比率}}$$

（２）本新株予約権の割当日後、時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使による新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる１円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行・処分株式数} \times \text{１株当たりの払込金額}}{\text{時価}}$$

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \text{新株発行・処分株式数}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行・処分株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から、当社が保有する自己株式数を控除した数とする。

４．本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果１円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

５．新株予約権の行使の条件

（１）本新株予約権を保有する者（以下「本新株予約権者」という。）は、本新株予約権の割当日後に、次のａ．乃至ｄ．のいずれかの事由が生じた場合、当該事由発生日以降は、本新株予約権者に発行された本新株予約権の全部について権利行使できないものとする。

a.　判定価額（下記e.に定義する。以下同じ。）を下回る価額を発行価額とする当社普通株式の発行又は自己株式の処分が行われた場合（但し、当該発行価額が会社法第199条第３項、同第200条第２項に定める「特に有利な金額」である場合を除く。）。

b.　本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内外のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合で、判定価額を下回る価額を対価として当社普通株式の売買その他の取引が行わ

れた場合（但し、資本政策目的等により当該取引時点における株式価値よりも著しく低いと認められる価額で取引が行われた場合を除く。）。

c. 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内外のいずれかの金融商品取引所に上場され、かつ当該金融商品取引所における当該普通株式の普通取引の終値が、判定価額を下回る価額となった場合。

d. 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内外のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合において、DCF法並びに類似会社比較法等の方法により評価された株式評価額が判定価額を下回った場合（但し、当該株式評価額が一定の幅を有する場合、当社取締役会の決議（当社が取締役会設置会社でない場合は「取締役の決定」と読み替える。）により第三者評価機関等と協議の上決定した額とする。）。

e. 上記ａ．乃至ｄ．における「判定価額」は、行使価額とする。

（２）本新株予約権者は、当該本新株予約権者に次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、本新株予約権を行使することができない。但し、当社取締役会の決議（当社が取締役会設置会社でない場合は「当社取締役の決定」と読み替える。）により別段の取扱いを定めた場合にはこの限りではない。

a. 禁錮刑以上の刑に処せられた場合

b. 当社の信用を重大に損ねた場合

（３）各本新株予約権の一部行使はできない。

（４）本新株予約権の質入れ、その他担保権の設定は認めない。

６．本新株予約権の譲渡

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会（当社が取締役会設置会社でない場合は「当社株主総会」と読み替える。）の承認を要するものとする。

７．組織再編行為の際の本新株予約権の取扱い

当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、会社分割、株式交換又は株式移転（以下総称して「組織再編行為」という。）をする場合、当社は、本新株予約権者に対し、組織再編行為の効力発生日に、それぞれの場合に応じて会社法第236条第１項第８号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づき交付することとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。

（１）交付する再編対象会社の新株予約権の数

本新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

（２）新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

（３）新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数又はその算定方法

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注）２．に準じて目的となる株式の数につき合理的な調整がなされた数とする。

（４）新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注）３．に準じて行使価額につき合理的な調整がなされた額に、上記（３）号に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

（５）新株予約権を行使することができる期間

行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から、行使期間の満了日までとする。

（６）新株予約権の行使の条件

（注）５．に準じて決定する。

（７）新株予約権の取得事由及び取得条件

以下に準じて決定する。

a. 当社が消滅会社となる合併契約の議案若しくは当社が完全子会社となる株式交換契約の議案若しくは株式移転計画の議案を目的事項とする株主総会の招集を当社取締役会が決議（当社が取締役会設置会社でない場合は「当社取締役が決定」と読み替える。）した場合（株主総会決議が不要の場合は当該議案につき当社取締役会が決議（当社が取締役会設置会社でない場合は「当社取締役が決定」と読み替える。）した場合）、当社は、当社取締役会（当社が取締役会設置会社でない場合は「当社株主総会」と読み替える。）が別途定める日の到来をもって、同日時点で残存する本新株予約権のすべてを、同日時点の公正価額に相当する金銭を対価として取得する。

b. 本新株予約権者が（注）５．「新株予約権の行使の条件」に基づき本新株予約権の権利行使の条件を欠くこととなった場合、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。

（８）新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には、株主総会と読み替える。）の承認を要するものとする。

（９）新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

（注）４．に準じて決定する。

(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

８．当社は、2026年９月３日開催の取締役会決議により、2026年９月30日付で普通株式１株につき50株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第12回新株予約権

決議年月日	2025年１月28日
新株予約権の数（個）　※	13,846（注）２
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）　※	―
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）　※	普通株式 13,846 ［692,300］（注）２、８
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	11,200［224］（注）３、８
新株予約権の行使期間　※	2025年１月29日から2035年１月28日まで （但し、期間満了日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日まで）
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）　※	発行価格　　11,365［227.30］ 資本組入額　5,682.50［113.65］（注）４、８
新株予約権の行使の条件　※	（注）５
新株予約権の譲渡に関する事項　※	（注）６
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項　※	（注）７

※　当事業年度の末日（2026年３月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2026年10月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を［　］内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

（注）１．本新株予約権は、新株予約権１個につき、165円で有償発行しております。

２．本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整する。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない本新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果１株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数　＝ 調整前付与株式数　× 株式分割又は株式併合の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が必要と認めた場合、当社は、合理的な範囲で付与株式数の調整を行うことができるものとする。

３．新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

（行使価額の調整）

（１）本新株予約権の割当日後、株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる１円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割又は株式併合の比率}}$$

（２）本新株予約権の割当日後、時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使による新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる１円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行・処分株式数} \times \text{１株当たりの払込金額}}{\text{時価}}$$

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \text{新株発行・処分株式数}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行・処分株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から、当社が保有する自己株式数を控除した数とする。

４．本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果１円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

５．新株予約権の行使の条件

（１）本新株予約権を保有する者（以下「本新株予約権者」という。）は、本新株予約権の割当日後に、次のａ．乃至ｄ．のいずれかの事由が生じた場合、当該事由発生日以降は、本新株予約権者に発行された本新株予約権の全部について権利行使できないものとする。

a.　判定価額（下記e.に定義する。以下同じ。）を下回る価額を発行価額とする当社普通株式の発行又は自己株式の処分が行われた場合（但し、当該発行価額が会社法第199条第３項、同第200条第２項に定める「特に有利な金額」である場合を除く。）。

b.　本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内外のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合で、判定価額を下回る価額を対価として当社普通株式の売買その他の取引が行わ

れた場合（但し、資本政策目的等により当該取引時点における株式価値よりも著しく低いと認められる価額で取引が行われた場合を除く。）。

c. 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内外のいずれかの金融商品取引所に上場され、かつ当該金融商品取引所における当該普通株式の普通取引の終値が、判定価額を下回る価額となった場合。

d. 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内外のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合において、DCF法並びに類似会社比較法等の方法により評価された株式評価額が判定価額を下回った場合（但し、当該株式評価額が一定の幅を有する場合、当社取締役会の決議（当社が取締役会設置会社でない場合は「取締役の決定」と読み替える。）により第三者評価機関等と協議の上決定した額とする。）。

e. 上記ａ．乃至ｄ．における「判定価額」は、行使価額とする。

（２）本新株予約権者は、当該本新株予約権者に次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、本新株予約権を行使することができない。但し、当社取締役会の決議（当社が取締役会設置会社でない場合は「当社取締役の決定」と読み替える。）により別段の取扱いを定めた場合にはこの限りではない。

a. 禁錮刑以上の刑に処せられた場合

b. 当社の信用を重大に損ねた場合

（３）各本新株予約権の一部行使はできない。

（４）本新株予約権の質入れ、その他担保権の設定は認めない。

６．本新株予約権の譲渡

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会（当社が取締役会設置会社でない場合は「当社株主総会」と読み替える。）の承認を要するものとする。

７．組織再編行為の際の本新株予約権の取扱い

当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、会社分割、株式交換又は株式移転（以下総称して「組織再編行為」という。）をする場合、当社は、本新株予約権者に対し、組織再編行為の効力発生日に、それぞれの場合に応じて会社法第236条第１項第８号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づき交付することとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。

（１）交付する再編対象会社の新株予約権の数

本新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

（２）新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

（３）新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数又はその算定方法

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注）２．に準じて目的となる株式の数につき合理的な調整がなされた数とする。

（４）新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注）３．に準じて行使価額につき合理的な調整がなされた額に、上記（３）号に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

（５）新株予約権を行使することができる期間

行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から、行使期間の満了日までとする。

（６）新株予約権の行使の条件

（注）５．に準じて決定する。

（７）新株予約権の取得事由及び取得条件

以下に準じて決定する。

a. 当社が消滅会社となる合併契約の議案若しくは当社が完全子会社となる株式交換契約の議案若しくは株式移転計画の議案を目的事項とする株主総会の招集を当社取締役会が決議（当社が取締役会設置会社でない場合は「当社取締役が決定」と読み替える。）した場合（株主総会決議が不要の場合は当該議案につき当社取締役会が決議（当社が取締役会設置会社でない場合は「当社取締役が決定」と読み替える。）した場合）、当社は、当社取締役会（当社が取締役会設置会社でない場合は「当社株主総会」と読み替える。）が別途定める日の到来をもって、同日時点で残存する本新株予約権のすべてを、同日時点の公正価額に相当する金銭を対価として取得する。

b. 本新株予約権者が（注）５．「新株予約権の行使の条件」に基づき本新株予約権の権利行使の条件を欠くこととなった場合、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。

（８）新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には、株主総会と読み替える。）の承認を要するものとする。

（９）新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

（注）４．に準じて決定する。

（10）その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

８．当社は、2026年９月３日開催の取締役会決議により、2026年９月30日付で普通株式１株につき50株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第15回新株予約権

決議年月日	2025年７月25日
新株予約権の数（個）　※	532（注）２
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）　※	―
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）　※	普通株式 532 ［26,600］（注）２、８
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	23,200［464］（注）３、８
新株予約権の行使期間　※	2025年７月26日から2035年７月25日まで （但し、期間満了日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日まで）
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）　※	発行価格　　23,579［471.58］ 資本組入額　11,789.5［235.79］（注）４、８
新株予約権の行使の条件　※	（注）５
新株予約権の譲渡に関する事項　※	（注）６
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項　※	（注）７

※　当事業年度の末日（2026年３月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2026年10月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を［　］内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

（注）１．本新株予約権は、新株予約権１個につき、379円で有償発行しております。

２．本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整する。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない本新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果１株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数　＝ 調整前付与株式数　× 株式分割又は株式併合の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が必要と認めた場合、当社は、合理的な範囲で付与株式数の調整を行うことができるものとする。

３．新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

（行使価額の調整）

（１）本新株予約権の割当日後、株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる１円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割又は株式併合の比率}}$$

（２）本新株予約権の割当日後、時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使による新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる１円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新株発行・処分株式数} \times \text{１株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行・処分株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から、当社が保有する自己株式数を控除した数とする。

４．本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果１円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

５．新株予約権の行使の条件

（１）本新株予約権を保有する者（以下「本新株予約権者」という。）は、本新株予約権の割当日後に、次のａ．乃至ｄ．のいずれかの事由が生じた場合、当該事由発生日以降は、本新株予約権者に発行された本新株予約権の全部について権利行使できないものとする。

a.　判定価額（下記e.に定義する。以下同じ。）を下回る価額を発行価額とする当社普通株式の発行又は自己株式の処分が行われた場合（但し、当該発行価額が会社法第199条第３項、同第200条第２項に定める「特に有利な金額」である場合を除く。）。

b.　本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内外のいずれの金融商品取引所にも上場され

ていない場合で、判定価額を下回る価額を対価として当社普通株式の売買その他の取引が行われた場合（但し、資本政策目的等により当該取引時点における株式価値よりも著しく低いと認められる価額で取引が行われた場合を除く。）。

c. 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内外のいずれかの金融商品取引所に上場され、かつ当該金融商品取引所における当該普通株式の普通取引の終値が、判定価額を下回る価額となった場合。

d. 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内外のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合において、DCF法並びに類似会社比較法等の方法により評価された株式評価額が判定価額を下回った場合（但し、当該株式評価額が一定の幅を有する場合、当社取締役会の決議（当社が取締役会設置会社でない場合は「取締役の決定」と読み替える。）により第三者評価機関等と協議の上決定した額とする。）。

e. 上記ａ．乃至ｄ．における「判定価額」は、行使価額とする。

（２）本新株予約権者は、当該本新株予約権者に次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、本新株予約権を行使することができない。但し、当社取締役会の決議（当社が取締役会設置会社でない場合は「当社取締役の決定」と読み替える。）により別段の取扱いを定めた場合にはこの限りではない。

a. 禁錮刑以上の刑に処せられた場合

b. 当社の信用を重大に損ねた場合

（３）各本新株予約権の一部行使はできない。

（４）本新株予約権の質入れ、その他担保権の設定は認めない。

６．本新株予約権の譲渡

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会（当社が取締役会設置会社でない場合は「当社株主総会」と読み替える。）の承認を要するものとする。

７．組織再編行為の際の本新株予約権の取扱い

当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、会社分割、株式交換又は株式移転（以下総称して「組織再編行為」という。）をする場合、当社は、本新株予約権者に対し、組織再編行為の効力発生日に、それぞれの場合に応じて会社法第236条第１項第８号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づき交付することとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。

（１）交付する再編対象会社の新株予約権の数

本新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

（２）新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

（３）新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数又はその算定方法

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注）２．に準じて目的となる株式の数につき合理的な調整がなされた数とする。

（４）新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注）３．に準じて行使価額につき合理的な調整がなされた額に、上記（３）号に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

（５）新株予約権を行使することができる期間

行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から、行使期間の満了日までとする。

（６）新株予約権の行使の条件

（注）５．に準じて決定する。

（７）新株予約権の取得事由及び取得条件

以下に準じて決定する。

a. 当社が消滅会社となる合併契約の議案若しくは当社が完全子会社となる株式交換契約の議案若しくは株式移転計画の議案を目的事項とする株主総会の招集を当社取締役会が決議（当社が取締役会設置会社でない場合は「当社取締役が決定」と読み替える。）した場合（株主総会決議が不要の場合は当該議案につき当社取締役会が決議（当社が取締役会設置会社でない場合は「当社取締役が決定」と読み替える。）した場合）、当社は、当社取締役会（当社が取締役会設置会社でない場合は「当社株主総会」と読み替える。）が別途定める日の到来をもって、同日時点で残存する本新株予約権のすべてを、同日時点の公正価額に相当する金銭を対価として取得する。

b. 本新株予約権者が（注）５．「新株予約権の行使の条件」に基づき本新株予約権の権利行使の条件を欠くこととなった場合、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。

（８）新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には、株主総会と読み替える。）の承認を要するものとする。

（９）新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

（注）４．に準じて決定する。

(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

８．当社は、2026年９月３日開催の取締役会決議により、2026年９月30日付で普通株式１株につき50株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

(3) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2022年10月14日 (注) 1	A２種優先株式 169,056	普通株式 500,000 A種優先株式 155,530 A２種優先株式 169,056	980	1,010	980	1,771
2022年10月14日 (注) 2	A１種優先株式 141,194	普通株式 500,000 A種優先株式 155,530 A１種優先株式 141,194 A２種優先株式 169,056	573	1,583	573	2,344
2022年12月28日 (注) 3	A２種優先株式 44,851	普通株式 500,000 A種優先株式 155,530 A１種優先株式 141,194 A２種優先株式 213,907	260	1,843	260	2,604
2023年２月28日 (注) 4	A２種優先株式 31,835	普通株式 500,000 A種優先株式 155,530 A１種優先株式 141,194 A２種優先株式 245,742	184	2,027	184	2,788
2023年３月31日 (注) 5	－	普通株式 500,000 A種優先株式 155,530 A１種優先株式 141,194 A２種優先株式 245,742	△1,927	100	1,927	4,716
2024年６月26日 (注) 6	B１種優先株式 155,800	普通株式 500,000 A種優先株式 155,530 A１種優先株式 141,194 A２種優先株式 245,742 B１種優先株式 155,800	2,200	2,300	2,200	6,916
2024年６月26日 (注) 7	B種優先株式 48,227	普通株式 500,000 A種優先株式 155,530 A１種優先株式 141,194 A２種優先株式 245,742 B種優先株式 48,227 B１種優先株式 155,800	545	2,845	545	7,461

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2024年12月25日 (注) 8	B 2 種優先株式 19,378	普通株式 500,000 A種優先株式 155,530 A 1 種優先株式 141,194 A 2 種優先株式 245,742 B種優先株式 48,227 B 1 種優先株式 155,800 B 2 種優先株式 19,378	280	3,125	280	7,741
2025年 3 月 6 日 (注) 9	B 2 種優先株式 6,669	普通株式 500,000 A種優先株式 155,530 A 1 種優先株式 141,194 A 2 種優先株式 245,742 B種優先株式 48,227 B 1 種優先株式 155,800 B 2 種優先株式 26,047	－	3,125	192	7,934
2025年 3 月 7 日 (注)10	－	普通株式 500,000 A種優先株式 155,530 A 1 種優先株式 141,194 A 2 種優先株式 245,742 B種優先株式 48,227 B 1 種優先株式 155,800 B 2 種優先株式 26,047	△3,025	100	3,025	10,960
2025年 7 月31日 (注)11	普通株式 2,576	普通株式 502,576 A種優先株式 155,530 A 1 種優先株式 141,194 A 2 種優先株式 245,742 B種優先株式 48,227 B 1 種優先株式 155,800 B 2 種優先株式 26,047	29	129	29	10,990

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2026年１月16日 (注)12	C種優先株式 7,827	普通株式 502,576 A種優先株式 155,530 A１種優先株式 141,194 A２種優先株式 245,742 B種優先株式 48,227 B１種優先株式 155,800 B２種優先株式 26,047 C種優先株式 7,827	155	284	155	11,145
2026年１月16日 (注)13	C１種優先株式 52,501	普通株式 502,576 A種優先株式 155,530 A１種優先株式 141,194 A２種優先株式 245,742 B種優先株式 48,227 B１種優先株式 155,800 B２種優先株式 26,047 C種優先株式 7,827 C１種優先株式 52,501	1,299	1,584	1,299	12,444
2026年２月28日 (注)14	－	普通株式 502,576 A種優先株式 155,530 A１種優先株式 141,194 A２種優先株式 245,742 B種優先株式 48,227 B１種優先株式 155,800 B２種優先株式 26,047 C種優先株式 7,827 C１種優先株式 52,501	△1,489	94	1,489	13,933

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2026年７月８日 (注)15	普通株式 832,868 Ａ種優先株式 △155,530 Ａ１種優先株式 △141,194 Ａ２種優先株式 △245,742 Ｂ種優先株式 △48,227 Ｂ１種優先株式 △155,800 Ｂ２種優先株式 △26,047 Ｃ種優先株式 △7,827 Ｃ１種優先株式 △52,501	普通株式 1,335,444	－	94	－	13,933
2026年８月６日 (注)16	普通株式 160,900	普通株式 1,496,344	4,999	5,094	4,999	18,933
2026年９月30日 (注)17	普通株式 73,320,856	普通株式 74,817,200	－	5,094	－	18,933

(注)１．有償第三者割当　Ａ２種優先株式　169,056株
発行価格　11,594円
資本組入額　5,797円
割当先　株式会社オープンハウスグループ、他６名

２．第１回乃至第４回J-KISS型新株予約権1,146個をＡ１種優先株式 141,194株に転換したものであります。

３．有償第三者割当　Ａ２種優先株式　44,851株
発行価格　11,594円
資本組入額　5,797円
割当先　ニッセイ・キャピタル12号投資事業有限責任組合、他６名

４．有償第三者割当　Ａ２種優先株式　31,835株
発行価格　11,594円
資本組入額　5,797円
割当先　KDDI新規事業育成３号投資事業有限責任組合、他８名

５．資本金の減少は財務体質の健全化を目的とした減資（減資割合95.1%）によるものであります。

６．有償第三者割当　Ｂ１種優先株式　155,800株
発行価格　28,250円
資本組入額　14,125円
割当先　y's investment合同会社、株式会社SKK興産、他149名
（割当先は全て特定投資家に該当します）

７．第５回J-KISS型新株予約権1,100個をＢ種優先株式48,227株に転換したものであります。

８．有償第三者割当　Ｂ２種優先株式　19,378株
発行価格　28,900円
資本組入額　14,450円
割当先　中条貴之、De Capital TK 2nd

９．当社を株式交換完全親会社、青島プロジェクト株式会社を株式交換完全子会社とする株式交換による増加であります。

10．資本金の減少は財務体質の健全化を目的とした減資（減資割合96.8%）によるものであります。

11．有償第三者割当　普通株式　2,576株
発行価格　23,200円
資本組入額　11,600円
割当先　NOT A HOTEL社員持株会

12．第６回J-KISS型新株予約権310個をＣ種優先株式7,827株に転換したものであります。

13. 有償第三者割当　Ｃ１種優先株式　52,501株
発行価格　49,496円
資本組入額　24,748円
割当先　Pleiad-Minerva Japan Growth Opportunities LP、
株式会社セコイア、他10名
14. 資本金の減少は財務体質の健全化を目的とした減資（減資割合94.0％）によるものであります。
15. 当社は、2026年６月18日開催の取締役会において、Ａ種優先株式、Ａ１種優先株式、Ａ２種優先株式、Ｂ種優先株式、Ｂ１種優先株式、Ｂ２種優先株式、Ｃ種優先株式、Ｃ１種優先株式のすべてにつき、定款に定める取得条項に基づき取得することを決議し、2026年７月８日付で自己株式として取得し、対価として当該各種優先株主に各種優先株式１株につき普通株式１株を交付しております。また、取得した自己株式は、会社法第178条の規定に基づき、同日付ですべて消却しております。なお、当社は、2026年８月26日開催の臨時株主総会の決議に基づき、同日付で定款の変更を行い、各種優先株式に係る定款の定めを廃止しております。
16. 有償第三者割当　普通株式　160,900株
発行価格　62,150円
資本組入額　31,075円
割当先　トヨタ・インベンション・パートナーズ株式会社
SBIホールディングス株式会社、他２名
17. 当社は、2026年９月３日開催の取締役会決議により、2026年９月30日付で普通株式１株につき50株の割合で株式分割を行っております。これにより、発行済株式総数は73,320,856株増加しております。

(4) 【所有者別状況】

2026年９月30日現在

区分	株式の状況（１単元の株式数100株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	－	－	－	90	4	－	114	208	－
所有株式数（単元）	－	－	－	300,140	30,903	－	417,111	748,154	1,800
所有株式数の割合（％）	－	－	－	40.12	4.13	－	55.75	100.00	－

(5) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2026年９月30日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	－	－	―
議決権制限株式（自己株式等）	－	－	―
議決権制限株式（その他）	－	－	―
完全議決権株式（自己株式等）	－	－	―
完全議決権株式（その他）	普通株式 74,815,400	748,154	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	普通株式 1,800	－	―
発行済株式総数	74,817,200	－	―
総株主の議決権	－	748,154	―

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】　会社法第155条第１号によるＡ種優先株式、Ａ１種優先株式、Ａ２種優先株式、Ｂ種優先株式、Ｂ１種優先株式、Ｂ２種優先株式、Ｃ種優先株式及びＣ１種優先株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会（2026年６月18日）での決議状況 （取得期間　2026年７月８日）	Ａ種優先株式 7,776,500 Ａ１種優先株式 7,059,700 Ａ２種優先株式 12,287,100 Ｂ種優先株式 2,411,350 Ｂ１種優先株式 7,790,000 Ｂ２種優先株式 1,302,350 Ｃ種優先株式 391,350 Ｃ１種優先株式 2,625,050	－
最近事業年度前における取得自己株式	－	－
最近事業年度における取得自己株式 （2025年４月１日～2026年３月31日）	－	－
残存決議株式の総数及び価額の総額	－	－
最近事業年度の末日現在の未行使割合（％）	－	－
最近期間における取得自己株式	Ａ種優先株式 7,776,500 Ａ１種優先株式 7,059,700 Ａ２種優先株式 12,287,100 Ｂ種優先株式 2,411,350 Ｂ１種優先株式 7,790,000 Ｂ２種優先株式 1,302,350 Ｃ種優先株式 391,350 Ｃ１種優先株式 2,625,050	－
提出日現在の未行使割合（％）	－	－

（注）１．当社は、2026年６月18日開催の取締役会において、Ａ種優先株式、Ａ１種優先株式、Ａ２種優先株式、Ｂ種優先株式、Ｂ１種優先株式、Ｂ２種優先株式、Ｃ種優先株式、Ｃ１種優先株式のすべてにつき、定款に定める取得条項に基づき取得することを決議し、2026年７月８日付で自己株式として取得し、対価として当該各種優先株主に各種優先株式１株につき普通株式１株を交付しております。また、取得した自己株式は、会社法第178条の規定に基づき、同日付ですべて消却しております。

２．当社は、2026年９月３日開催の取締役会決議により、2026年９月30日付で普通株式１株につき50株の割合で株式分割を行っております。上記「株式数(株)」は、当該株式分割後の「株式数(株)」を記載しております。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	最近事業年度		最近期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(百万円)	株式数(株)	処分価額の総額(百万円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	－	－	－	－
消却の処分を行った取得自己株式	－	－	Ａ種優先株式 7,776,500 Ａ１種優先株式 7,059,700 Ａ２種優先株式 12,287,100 Ｂ種優先株式 2,411,350 Ｂ１種優先株式 7,790,000 Ｂ２種優先株式 1,302,350 Ｃ種優先株式 391,350 Ｃ１種優先株式 2,625,050	－
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	－	－	－	－
その他(　　―　　)	－	－	－	－
保有自己株式数	－	－	－	－

(注) １．当社は、2026年６月18日開催の取締役会決議により、2026年７月８日付で自己株式として取得したＡ種優先株式、Ａ１種優先株式、Ａ２種優先株式、Ｂ種優先株式、Ｂ１種優先株式、Ｂ２種優先株式、Ｃ種優先株式及びＣ１種優先株式のすべてを会社法第178条の規定に基づき、同日付ですべて消却しております。

２．当社は、2026年９月３日開催の取締役会決議により、2026年９月30日付で普通株式１株につき50株の割合で株式分割を行っております。上記「株式数(株)」は、当該株式分割後の「株式数(株)」を記載しております。

3 【配当政策】

当社は、現在成長過程にあると認識しており、事業の拡充や組織体制の整備への投資のため、内部留保の充実が重要であると考え、会社設立以来、配当を実施しておりません。

しかしながら、株主への利益還元を経営上の重要な課題として認識しており、事業基盤の整備状況や投資計画、業績や財政状態等を総合的に勘案しながら、継続的かつ安定的な配当を行うことを検討していく方針であります。

内部留保資金については、事業の拡充や組織体制の整備への投資のための資金として有効に活用していく方針であります。

剰余金の配当を行う場合は、年１回の期末配当を基本方針としており、期末配当の決定機関は株主総会であります。また、当社は機動的な配当対応を可能とするため、取締役会の決議により会社法第454条第５項に規定する中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社グループは、社会へ貢献できるサービスを提供することで、継続的に収益を拡充し、企業価値を向上させ、株主、取引先、従業員等のステークホルダーの利益を最大化するために、コーポレート・ガバナンスの確立が不可欠であると認識しております。

具体的には、実効性のある内部統制システムの整備をはじめとして、適切なリスク管理体制の整備、コンプライアンス体制の強化、並びにこれらを適切に監査する体制の強化が重要であると考えております。

② 企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

イ. 企業統治の体制の概要

当社は、会社法に規定する機関として株主総会、取締役会、監査役会及び会計監査人を設置するとともに、日常的に業務を監査する役割として内部監査室を設置しております。また、取締役会を補完する機関として、経営会議、指名報酬委員会及びリスク・コンプライアンス委員会を設置しております。

当社の企業統治の体制の模式図は以下のとおりであります。

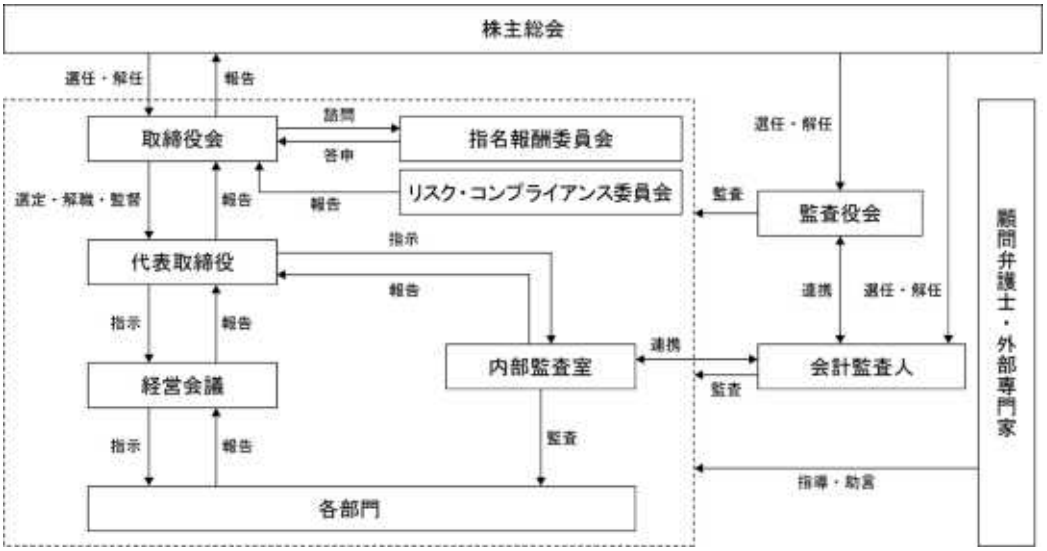

a. 取締役会

当社の取締役会は、取締役４名（うち社外取締役２名）で構成され、毎月１回または２回の定時取締役会を開催するほか、迅速な意思決定を確保するため、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。

重要な事項は全て取締役会に付議し、業績の状況とその対策及び中期的な経営課題への対処についても検討しております。なお、取締役会には監査役も出席し、適宜意見を述べることで経営に関する適切な牽制機能を果たしております。

取締役会における具体的な検討内容としては、当社の経営に関する基本方針、重要な業務執行に関する事項のほか、法令及び定款に定められた事項を検討・決議するとともに、月次業績のモニタリング、リスク管理・コンプライアンスに関する施策、内部統制システムの整備と運用状況について、議論、審議しております。

最近事業年度における開催回数及び個々の取締役の出席状況は、次のとおりであります。

役職	氏名	開催回数	出席回数
代表取締役社長	濵渦 伸次 ◎	19回	18回
代表取締役	江藤 大宗	5回	5回 （注）５
取締役	大久保 貴之	4回	4回 （注）３
社外取締役	金坂 直哉	19回	19回
社外取締役	申 真衣（注）６	19回	19回
社外取締役	杉田 浩章	14回	13回 （注）４

（注）１．◎は議長を示しております。

２．上表の取締役会の開催の他、会社法第370条及び当社定款の規定に基づき、取締役会の決議があったものとみなす書面決議が６回ありました。

３．取締役大久保貴之は、2025年６月30日付で退任しており、同氏に係る開催回数及び出席回数は、退任するまで開催された取締役会を対象としております。

４．社外取締役杉田浩章は、2025年６月30日に取締役に就任しており、同氏に係る開催回数及び出席回数は、就任以降に開催された取締役会を対象としております。

５．代表取締役江藤大宗は、2026年１月６日に取締役に就任しており、同氏に係る開催回数及び出席回数は、就任以降に開催された取締役会を対象としております。

６．社外取締役申真衣は、2026年６月30日付で退任しており、同氏に係る開催回数及び出席回数は、退任するまで開催された取締役会を対象としております。

b. 監査役会

当社の監査役会は、常勤監査役１名と非常勤監査役２名（すべて社外監査役）の３名で構成され、原則として毎月１回定期に開催しており、必要に応じて臨時機動的に開催することとしております。

監査役は取締役会に出席し意見を述べるほか、監査計画に基づき重要な決裁書類の閲覧等を通じて、取締役の業務執行状況を監査しております。また、内部監査担当者及び会計監査人との相互の意見交換等を通じて、その実効性を高めるように努めております。

本書提出日現在の構成員は以下のとおりであります。

議長：社外監査役 徳光悠太（常勤）

構成員：社外監査役 永井亮、社外監査役 松本一範

c. 会計監査人

当社は、HLB ESネクスト有限責任監査法人と監査契約を締結し、独立した立場から会計監査を受けております。なお、ESネクスト有限責任監査法人は、2026年10月１日に名称を変更し、HLB ESネクスト有限責任監査法人となりました。

会計監査人と常勤監査役及び内部監査室は、定期的な会合を行い、相互の監査結果等について説明と報告を行うことで監査品質の向上を図っております。

同監査法人及び当社監査に従事する業務執行社員と当社の間には特別の利害関係はありません。会計監査にあたっては、経営情報を提供し、公正不偏な立場から監査が実施される環境を整備するとともに、監査役会及び内部監査担当者と連携し、会計監査の実効性を高めるように努めております。

d. 執行役員

当社は、業務執行を迅速・効率的に行うことを目的として執行役員制度を導入しております。執行役員は取締役会によって選任されており、本書提出日現在、当社の執行役員等は９名であります。

執行役員は担当領域の責任者であると同時に、取締役会及び経営会議への出席等を通じて、経営全般の意思決定に関与しております。

e. 経営会議

当社の経営会議は、代表取締役社長を議長とし、代表取締役、執行役員、重要な関係会社の役員等及びオブザーバーとして参加する常勤監査役で構成され、週１回開催しております。

ここでは情報の共有化を図ると共に業務執行上の重要な事項を審議し、また、取締役会から委嘱を受けた事項について決定しております。なお、経営会議には、常勤監査役が毎回出席し、適宜意見を述べることで経営に関する適切な牽制機能を果たしております。

f. 内部監査室

当社は、代表取締役の直属の機関として内部監査室を設置し、原則として各部門及び関係会社の監査を実施しております。内部監査室は内部監査室長である木上翔太、１名で構成され、取締役会が承認した内部監査計画に基づき、業務監査を実施しており、代表取締役から特に命じられた場合には臨時に監査を行う方針であります。

内部監査結果は代表取締役に報告され、被監査部門への改善指示、改善状況に対するフォローアップの実施により、その実効性を担保しております。

g. 任意の指名報酬委員会

当社は、取締役の選解任と取締役候補及び執行役員等候補の指名並びに取締役・執行役員等の報酬等に係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化することを目的として、取締役会の下に任意の諮問機関として指名報酬委員会を設置しております。

指名報酬委員会の委員は、代表取締役、社外取締役又は社外監査役の中から選定された３名以上で構成され、社外取締役又は社外監査役である委員から当該委員会の決議により決定された委員長が議長を務め、必要に応じて随時開催しております。

最近事業年度において当社は指名報酬委員会を２回開催しております。個別の委員の出席状況については、次のとおりであります。

役職	氏名	開催回数	出席回数
代表取締役社長	濵渦 伸次	２回	１回
代表取締役	江藤 大宗	１回	１回 （注）２
社外取締役	金坂 直哉　◎	２回	２回
社外取締役	申 真衣（注）５	２回	２回
社外取締役	杉田 浩章	１回	１回 （注）３
社外監査役	永井 亮	１回	１回 （注）４

（注）１．◎は議長を示しております。

２．代表取締役江藤大宗は、委員に就任以降に開催された指名報酬委員会を対象としております。

３．社外取締役杉田浩章は、委員に就任以降に開催された指名報酬委員会を対象としております。

４．社外監査役永井亮は、委員に就任時に開催された指名報酬委員会を対象としております。

５．社外取締役申真衣は、2026年６月30日付で社外取締役の退任をもって、委員を退任しております。

h. リスク・コンプライアンス委員会

当社は、当社グループにおいてコンプライアンスに関する体制整備及び問題が発生した場合の対応、並びにリスク管理の体制整備及びリスク発生の未然防止と対処のため、リスク・コンプライアンス委員会を設置しております。

リスク・コンプライアンス委員会は、代表取締役を委員長とし、Corporate部長、Corporate部Legalグループ所属の法務担当者（１名）及び内部監査室長を委員として構成しております。なお、常勤監査役及び社外監査役である永井亮もオブザーバーとして参加しております。

リスク・コンプライアンス委員会は、原則として年４回開催する他、委員長が必要と認めた場合又は委員から委員長へ開催の請求があった場合に臨時で開催しております。

本書提出日現在の構成員は以下のとおりであります。

議長：代表取締役 江藤大宗

構成員：Corporate部長 山下真弘、Corporate部Legalグループ 宇田川敦、内部監査室長 木上翔太

ロ. 当該体制を採用する理由

会社から独立した立場の社外取締役の客観的・中立的な視点を当社の合理的な経営判断及び経営の透明性、健全性の確保に活かすとともに、会社から独立した立場の社外監査役を含む監査役会が経営の監視・監督を行うことによりガバナンスの実効性の確保が図られると考えており、現体制を採用しております。

なお、機関毎の構成員は以下のとおりであります。◎は議長、○はその他の構成員、△はオブザーバーを示しております。

役職名	氏名	取締役会	監査役会	経営会議	指名報酬委員会	リスク・コンプライアンス委員会
代表取締役社長	濵渦 伸次	◎	－	◎	○	－
代表取締役	江藤 大宗	○	－	○	○	◎
独立社外取締役	金坂 直哉	○	－	―	◎	－
独立社外取締役	杉田 浩章	○	－	―	○	－
独立社外監査役（常勤）	德光 悠太	○	◎	△	△	△
独立社外監査役	永井 亮	○	○	―	△	△
独立社外監査役	松本 一範	○	○	―	△	－

③ 企業統治に関するその他の事項

a. 内部統制システムの整備の状況

当社では、コーポレート・ガバナンスにおける中核的な機能として、内部統制システムの充実を目指しており、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、その他会社の業務の適正を確保するため、以下のとおり内部統制システムの基本方針を定めております。

(a) 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ. 取締役会は、「取締役会規程」「職務権限規程」「業務分掌規程」等の職務の執行に関する社内規程を整備し、善良なる管理者の注意をもって、忠実にその職務を執行する。又、使用人は定められた社内規程に従い業務を執行する。

ロ. 他の業務部門から独立した内部監査室は、各部門の業務執行及びコンプライアンスの状況等について監査を実施し、その結果を代表取締役社長に報告するとともに改善を促すことにより、コンプライアンス体制の適正を確保する。

ハ. 法令違反その他法令、定款、社内規程上の疑義のある行為等については、内部通報制度を構築し、「リスク・コンプライアンス規程」「内部通報規程」に従って適切に対応する。

(b) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

イ. 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理については、「文書管理規程」「情報セキュリティ管理規程」に従い、職務執行に係る情報を適切に文書又は電磁的記録により保存・管理する。

ロ. 取締役は、必要に応じこれらの文書等を閲覧できる。

(c) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ. 当社は「リスク・コンプライアンス規程」を定め、当社において発生する可能性のあるリスクの未然防止に関して、管理体制を構築・維持し、発生リスクへの対応・抑止に係る機能を整備する。

ロ. 不測の事態が発生した場合には、代表取締役はリスク対応体制を発動し、必要に応じて弁護士等の外部専門機関とともに迅速かつ的確な対応を行い、損失の拡大を防止するものとする。

ハ. 内部監査担当者は各部門のリスク管理の状況を定期的に監査し、その結果を代表取締役及び取締役会に直接、報告し、取締役会において適宜リスク管理体制を見直し、問題点の把握と改善を行う。

(d) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ．当社の取締役会の手続及び権限範囲等を「取締役会規程」で明確にし、定期的に開催される取締役会で、当社の取締役の職務の状況を報告する。

ロ．当社の取締役による効果的な業務運営を確保するため、組織の業務分掌を明確にする「業務分掌規程」、及び使用人の職務執行における責任権限を明確にする「職務権限規程」を定める。

ハ．経営計画を適正に策定・運用するため、「予算管理規程」等に基づき、当社の取締役会において当社の中期経営計画を策定する。当社の中期経営計画の進捗状況及び推進結果は、定期的に、当社の取締役会に報告するものとする。又、原則として事業年度毎に１回、当社の取締役会において中期経営計画のローリング(終期の更新と内容の見直し)を行う。

(e) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ．当社は、「関係会社管理規程」等の整備を行い、当社による管理、指導、当社への報告の体制構築を図る。

ロ．当社は、グループにおける経営の健全性及び効率性の向上を図るため、各子会社について、取締役及び監査役を必要に応じて派遣するとともに、当社内に主管部署を定めることとし、当該主管部門は、子会社の事業運営に関する重要な事項について子会社から報告を受け、協議を行う。

ハ．当社は、グループにおける経営の健全性の向上及び業務の適正の確保のために必要なときは、子会社の事業運営に関する重要な事項について当社の承認を必要とするほか、特に重要な事項については当社の経営会議での審議及び取締役会への付議を行う。

ニ．当社の内部監査室は、子会社の業務の適正性について監査を行う。

ホ．当社はグループ内部通報窓口の整備を行う。

ヘ．当社は、グループにおける経営の健全性の向上及び業務の適正の確保のために、リスク・コンプライアンス規程の整備を行う。

(f) 当社の適正な財務報告の信頼性を確保するための体制

イ．代表取締役は、財務報告の信頼性を確保するための内部統制システムの整備を経営上の最重要事項の一つと位置付け、財務報告の信頼性確保を推進する。

ロ．財務報告における虚偽記載リスクを低減し、未然に防ぐよう管理することで、内部統制が有効に機能する体制構築を図る。

ハ．財務報告の信頼性を確保するために、内部監査担当者が核となる評価チームにより、業務プロセスのリスク評価を継続的に実施するとともに、評価結果を代表取締役社長に報告する。

ニ．必要に応じて金融商品取引法等の関連法令との適合性を考慮したうえ、諸規程の整備及び運営を行う。

(g) 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制、当該使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

イ．監査役は、監査業務について、補助すべき使用人を置く必要がある場合、使用人を指定することができる。

ロ．当該使用人については、取締役及び業務執行者からの独立性を確保するとともに、監査役は、使用人の権限、使用人の属する組織、指揮命令権、人事異動や人事評価についての監査役の同意権等使用人の独立性確保に必要な事項を十分検討する。

ハ．当社は、監査役の職務を補助すべき使用人に関し、監査役の指揮命令に従う旨を取締役及び使用人に周知徹底する。

(h) 当社の取締役及び使用人が当社の監査役に報告するための体制

イ．当社の監査役は、重要意思決定プロセスや業務の執行状況を把握するため、経営会議等の重要な会議に出席し、必要に応じて文書を閲覧し、当社の取締役及び使用人に説明を求めることができる。

ロ．当社の取締役及び使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、業務の執行状況、経営状況のうち重要な事項、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項、内部監査状況及びリスク管理に関する重要な事項、法令・定款違反に関する事項、その他重要な事項を報告する。

(i) 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査役への報告や相談を行った者に対して、不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を「リスク・コンプライアンス規程」に明文化するとともに、当社の取締役及び使用人に周知徹底する。

(j) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役が、その職務の執行について生ずる費用の前払又は償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

(k) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ．監査役は、代表取締役及び重要な使用人と定期的にミーティングを行い、会社運営に関する意見の交換等を行う。

ロ．監査役は、内部監査人と緊密に連携をとり定期的に情報交換を行うものとし、必要に応じて監査法人や弁護士その他外部専門家を活用できる。

(l) 反社会的勢力等の排除に向けた基本的な考え方とその整備状況

イ．当社は反社会的勢力等の排除に向けて対応すべき事項を「反社会的勢力等排除規程」にて定め、反社会的勢力等との取引関係や支援関係も含め一切の関係を遮断し、いかなる名目の利益供与も行わず、又、反社会的勢力等からの不当要求に対し屈することなく毅然とした態度で対応を図ることを徹底する。

ロ．必要に応じて警察や弁護士等の外部専門機関と連携を取り、反社会的勢力等に関する情報収集・社内体制の整備を強化する。

b. リスク管理体制の整備の状況

当社は、「リスク・コンプライアンス規程」において、リスク管理及びコンプライアンスに関する基本的な事項を定めると共に、リスク・コンプライアンス委員会で、リスク管理・コンプライアンスに係る体制の構築及びその推進に関する事項について定期的に検討・審議することでリスクの顕在化の防止又はリスクが顕在化した場合の損失の最小化を図っております。

c. 子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況

当社は、当社子会社における経営上の重要な事項について、「職務権限規程」及び「関係会社管理規程」に則り、当社取締役会による承認若しくは報告を義務付けております。

また、当社の内部監査室は、当社子会社のリスク管理の状況を監査し、監査結果を当社取締役会、代表取締役社長及び監査役に報告しております。

d. 取締役の員数

当社の取締役は、７名以内とする旨定款で定めております。

e. 取締役の選任の決議要件

当社の取締役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の決議によって選任する旨、また、累積投票の方法によらない旨を定款に定めております。

f. 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とし、会社法第309条第２項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う旨を定款に定めております。

g. 中間配当

当社は、株主への機動的な利益還元を目的とし、会社法第454条第５項の規定により、取締役会の決議によって毎年９月30日を基準日として、中間配当を行うことができる旨定款に定めております。

h. 自己の株式の取得

当社は、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引等により自己の株式を取得することを目的として、会社法第165条第２項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。

i. 取締役、監査役及び会計監査人の責任免除

当社は、取締役、監査役及び会計監査人が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的として、会社法第426条第１項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）、監査役（監査役であった者を含む。）及び会計監査人（会計監査人であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨を定款に定めております。

j. 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役並びに会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に定めております。

これに伴い、当社は、社外取締役の金坂直哉及び杉田浩章、監査役の德光悠太、永井亮及び松本一範、会計監査人のHLB ESネクスト有限責任監査法人とそれぞれ損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役、監査役または会計監査人が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

k. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、当社及び当社の全ての子会社の取締役及び監査役を被保険者として会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生じることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。当該役員等賠償責任保険契約においては、役員等の職務執行の適正性担保のため、悪意又は重過失の場合等、一定の事由に該当する場合は保険金を支払わない旨を定めております。

なお、当該保険契約の保険料は、全額を当社が負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

(2) 【役員の状況】

① 役員一覧

男性 7名　女性 0名(役員のうち女性の比率0.0%)

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数(株)
代表取締役社長	濵渦 伸次	1983年７月21日	2004年４月 2007年５月 2015年４月 2017年６月 2017年11月 2020年４月 2021年５月 2023年１月 2023年７月 2023年８月 2023年８月 2024年10月	株式会社リコー 入社 株式会社アラタナ（現：株式会社ZOZOに吸収合併）設立 代表取締役 同社 取締役会長 同社 代表取締役 株式会社スタートトゥデイテクノロジーズ（現：株式会社ZOZO NEXT）取締役 当社設立 代表取締役社長（現任） NOT A HOTEL MANAGEMENT株式会社 代表取締役 同社 取締役（現任） NOT A HOTEL NFT株式会社（現：NOT A HOTEL DAO株式会社）代表取締役 NAPDS株式会社 代表取締役 Good Life&Travel Company株式会社 代表取締役（現任） NOT A HOTEL YUGAWARA合同会社 職務執行者（現任）	(注)１	21,543,650
代表取締役	江藤 大宗	1986年10月22日	2009年４月 2020年８月 2021年５月 2023年８月 2023年11月 2025年４月 2025年４月 2026年１月 2026年７月 2026年９月	JPモルガン証券株式会社入社 当社 入社 執行役員CFO NOT A HOTEL MANAGEMENT株式会社 取締役（現任） Good Life&Travel Company株式会社 取締役（現任） NOT A HOTEL2nd株式会社 代表取締役（現任） NOT A HOTEL CONSULTING株式会社（現：NOT A CITY株式会社） 取締役 当社 上級執行役員CFO 当社 代表取締役（現任） NOT A GARAGE株式会社 代表取締役（現任） NOT A JET株式会社 代表取締役（現任）	(注)１	124,500
取締役	金坂 直哉 (注)４	1984年11月27日	2007年４月 2012年９月 2014年９月 2017年２月 2019年２月 2019年９月 2020年５月 2020年７月 2021年６月 2022年６月 2024年６月 2024年11月 2024年12月 2025年８月 2025年12月	ゴールドマン・サックス証券株式会社 入社 Goldman, Sachs & Co. サンフランシスコオフィス出向 株式会社マネーフォワード 入社 株式会社マネーフォワード 取締役執行役員CFO 株式会社マネーフォワード 取締役執行役員 マネーフォワードシンカ株式会社 代表取締役（現任） マネーフォワードベンチャーパートナーズ株式会社 代表取締役（現任） 株式会社マネーフォワード 取締役グループ執行役員CFO 株式会社sustenキャピタル・マネジメント 社外取締役 当社 取締役（現任） 株式会社マネーフォワード 取締役グループ執行役員CFO兼CSO マネーフォワードホーム株式会社取締役 株式会社マネーフォワード 取締役執行役員グループCSO マネーフォワードホーム株式会社 代表取締役（現任） 株式会社マネーフォワード 取締役執行役員（現任）	(注)１	294,100 (注)３

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数(株)
取締役	杉田 浩章 (注)4	1961年２月14日	1983年４月 1994年４月 2001年１月 2006年11月 2007年５月 2014年１月 2016年１月 2021年３月 2021年４月 2022年３月 2023年１月 2024年10月 2025年６月 2025年６月 2025年６月	株式会社日本交通公社（現：株式会社JTB）入社 株式会社ボストン・コンサルティング・グループ（現：ボストン・コンサルティング・グループ合同会社）入社 同社 パートナー&マネージング・ディレクター 同社 日本支社長 同社 シニア・パートナー&マネージング・ディレクター 同社　アジアパシフィック・クライアントチーム・リーダー 同社　日本代表 ユニ・チャーム株式会社　取締役（監査等委員）（現任） 早稲田大学大学院経営管理研究科（ビジネススクール）教授（現任） 株式会社Kaizen Platform 取締役 ボストン・コンサルティング・グループ合同会社 シニア・アドバイザー（現任） 株式会社Luup 取締役（現任） カルビー株式会社 取締役（現任） 株式会社エクサウィザーズ 取締役（現任） 当社 取締役（現任）	(注)１	223,250
常勤監査役	德光 悠太 (注)５	1988年５月13日	2010年２月 2012年７月 2014年８月 2016年８月 2017年９月 2017年12月 2018年３月 2018年４月 2021年３月 2022年６月 2023年６月 2024年３月 2024年10月 2025年６月	新日本有限責任監査法人（現：EY新日本有限責任監査法人）入所 SCS国際会計事務所 入所 株式会社ディー・エヌ・エー 入社 徳光悠太公認会計士事務所 開所 代表（現任） エム・デー・ビー株式会社 監査役 株式会社Kids Smile Project（現：株式会社Smile Project） 取締役 株式会社スペースマーケット 監査役 株式会社Kids Smile Holdings（現：株式会社Smile Holdings）取締役 株式会社スペースマーケット 取締役 株式会社Kids Smile Holdings（現：株式会社Smile Holdings）取締役（現任） 株式会社Kids Smile Project（現：株式会社Smile Project）監査役（現任） 株式会社スペースマーケット 代表取締役 株式会社Pacific Meta 監査役 当社 監査役（現任）	(注)２	－
監査役	永井 亮 (注)５	1982年６月13日	2008年９月 2012年７月 2019年１月 2020年６月 2021年１月 2021年12月 2022年11月 2023年４月 2023年７月 2023年９月 2025年１月	弁護士登録 アンダーソン・毛利・友常法律事務所 入所 JPモルガン証券株式会社 出向 アンダーソン・毛利・友常法律事務所 スペシャル・カウンセル（現任） 株式会社estie 監査役（現任） 当社 監査役（現任） want.jp株式会社 監査役 株式会社Morght 監査役（現任） 株式会社Leaner Technologies 監査役（現任） 株式会社Ａzoop 監査役（現任） 株式会社データミックス（現：株式会社ピープルドット） 取締役 株式会社メディカルフォース（現：アトミックソフトウェア株式会社） 監査役（現任）	(注)２	－

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数(株)
監査役	松本 一範 (注) 5	1974年５月30日	2001年４月 2006年12月 2011年２月 2014年10月 2014年10月 2015年８月 2018年１月 2018年４月 2020年３月 2021年３月 2021年４月 2023年１月 2023年１月 2023年６月 2023年７月 2025年６月 2025年10月 2026年４月	日本電気株式会社 入社 Spansion Japan株式会社 入社 株式会社ディー・エヌ・エー 入社 同社 経営企画本部企画統括部コーポレート企画部長 株式会社横浜DeNAベイスターズ 監査役 SHOWROOM株式会社 監査役 株式会社DeNA川崎ブレイブサンダース 監査役 株式会社横浜スタジアム 取締役 株式会社横浜DeNAベイスターズ 取締役コーポレート本部長 株式会社スペースマーケット 取締役（監査等委員） 株式会社ディー・エヌ・エー グループエグゼクティブ 同社 メディカル事業本部長副本部長 日本テクトシステムズ株式会社 取締役経営管理部長 株式会社エムプラス 監査役 株式会社アルム 取締役 当社 監査役（現任） 株式会社BORECA 取締役 株式会社ディー・エヌ・エー スポーツ・スマートシティ事業本部企画統括部経営管理部副部長（現任）	(注) 2	－
計						22,185,500

（注）１．2026年８月26日開催の臨時株主総会終結の時から２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結時までとしております。

２．2026年８月26日開催の臨時株主総会終結の時から４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結時までとしております。

３．取締役の金坂直哉の所有株式数は、同氏の配偶者が代表を務める株式会社透が所有する株式数であります。

４．取締役の金坂直哉及び杉田浩章は、社外取締役であります。

５．監査役の徳光悠太、永井亮及び松本一範は、社外監査役であります。

６．当社は執行役員制度を導入しております。本書提出日現在の取締役に準ずる執行役員の構成は以下のとおりであります。

氏名	役職名
大久保 貴之	上級執行役員CTO CTO部 部長
山下 真弘	上級執行役員Corporate部 部長、Human Resources部 部長
井上 雅意	上級執行役員CXO CXO部 部長
齋藤 有一	執行役員Architecture部 部長
八代 嘉菜	執行役員CPO CPO部 部長
W. David Marx	執行役員Global Communications部 部長
山口 琢磨	執行役員Sales部 共同部長
富吉 夏樹	執行役員Sales部 共同部長
舩山 展丈	執行役員CSO部 部長

② 社外役員の状況

ａ．社外役員の員数

当社の社外取締役は２名、社外監査役は３名であります。

ｂ．社外役員と会社の人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係

社外取締役の金坂直哉は、当社の潜在株式を144,850株保有しており、同氏が役員を務める法人は当社普通株式を294,100株保有しております。また、同氏は当社グループの取引先である株式会社マネーフォワードの取締役執行役員及びマネーフォワードホーム株式会社の代表取締役社長であります。当該法人２社は、当社グループとの間で通常の商取引（会計システムの利用、広告取引）を行っております。当該取引はいずれも一般顧客としての利用であり、取引金額も小規模で当社の事業規模に照らして独立性に影響を及ぼすものではないと判断しております。また、同氏が役員を務める株式会社透は、当社グループとの間で通常の商取引（NOT A HOTELの購入等）を行っております。当該取引はいずれも一般顧客としての利用であり、取引金額も小規模であります。当社の定める主要な取引先の基準（直近事業年度における当社の年間連結売上高の2%以上の額の支払い）を大きく下回っているため、同氏の独立性に影響を及ぼすものではないと判断しております。以上を除き、同氏及び当該法人と当社との間に人的関係、資本的関係、取引関係及びその他の利害関係はありません。

社外取締役の杉田浩章は、当社普通株式を223,250株保有しております。同氏及び同氏が役員を務める法人は、当社グループとの間で通常の商取引（NOT A HOTELの購入等）を行っております。当該取引はいずれも一般顧客としての利用であり、取引金額も小規模であります。当社の定める主要な取引先の基準（直近事業年度における当社の年間連結売上高の2%以上の額の支払い）を大きく下回っているため、同氏の独立性に影響を及ぼすものではないと判断しております。以上を除き、同氏及び当該法人と当社との間に人的関係、資本的関係、取引関係及びその他の利害関係はありません。

社外監査役の徳光悠太は、当社グループとの間で通常の商取引（NOT A HOTELの購入等）を行っております。当該取引はいずれも一般顧客としての利用であり、取引金額も小規模であります。当社の定める主要な取引先の基準（直近事業年度における当社の年間連結売上高の2%以上の額の支払い）を大きく下回っているため、同氏の独立性に影響を及ぼすものではないと判断しております。以上を除き、同氏及び当該法人と当社との間に人的関係、資本的関係、取引関係及びその他の利害関係はありません。

社外監査役の永井亮は、当社の潜在株式を139,900株保有しております。上記を除き、同氏と当社との間に人的関係、資本的関係、取引関係及びその他の利害関係はありません。

社外監査役の松本一範と当社との間に人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

ｃ．社外役員が当社の企業統治において果たす機能及び役割

社外取締役の金坂直哉は、財務関連の豊富な経験と実績に加え、企業経営において強いリーダーシップを発揮しており、それらの知見を当社グループの継続的成長に活かしていただくため、社外取締役として選任しております。

社外取締役の杉田浩章は、大手外資系コンサルティング会社の日本代表を務め、本書提出日現在もシニア・アドバイザーとして活躍するなど、企業経営における財務・会計及び経営戦略、特にグローバル戦略、コーポレート・ガバナンス、グループマネジメント、DXに関わる豊富な支援経験から、高い知見と豊富な支援経験を有しております。当社グループがグローバル展開を更に進展させるにあたり、ガバナンスと経営戦略の両面においてその識見を活かした適切な助言を期待し、社外取締役として選任しております。

社外監査役の徳光悠太は、公認会計士及び税理士として高い専門性を持つほか、財務及び会計に関する相当程度の知見及び上場会社の取締役としての経験と知見を有しており、その経験を当社の経営への監督強化に活かすことを期待し、社外監査役として選任しております。

社外監査役の永井亮は、弁護士として企業法務を中心に高い専門的な知識・経験を有しており、その経験・見識に基づく客観的な視点から、当社の経営への監督機能強化に寄与することを期待し、社外監査役として選任しております。

社外監査役の松本一範は、コーポレートの分野における豊富な経験を有し、当社の経営全般に対する助言及び提言により当社のガバナンス体制強化に資することを期待し、社外監査役として選任しております。

d．社外役員を選任するための独立性に関する基準又は方針の内容

当社は、当社の社外役員を独立役員として指定するための基準を明確にすることを目的として、以下のとおり「社外役員の独立性判断基準」を定めております。

＜社外役員の独立性判断基準＞

当社の独立役員として指定するものは、次の項目のいずれにも該当しないと判断される場合に、当該役員が独立性を有しているものと判断する。

(a) 当社及び当社の子会社（以下、「当社グループ」とする。）の業務執行者（注１）
(b) 当社グループの大株主（総議決権の10%以上の議決権を直接・間接的に保有している者及び企業等）またはその業務執行者
(c) 当社グループが総議決権の10%以上の議決権を直接・間接的に保有している企業等またはその業務執行者
(d) 当社グループの主要な取引先（注２）またはその業務執行者
(e) 当社グループを主要な取引先とする者（注３）またはその業務執行者
(f) 当社グループの会計監査人又はその社員等として当社グループの監査業務を担当している者
(g) 当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産（注４）を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は当該団体に所属する者）
(h) 当社グループから多額の金銭その他の財産（注４）による寄付を受けている者または寄付を受けている法人・団体等の業務執行者
(i) 当社グループから取締役を受け入れている会社またはその親会社もしくは子会社の業務執行者
(j) 過去３年間において、上記(b)～(i)に該当していた者
(k) 上記(a)～(j)に該当する者（重要な地位にある者（注５））の近親者等（注６）
(l) 就任の前10年以内のいずれかの時において次のイからハまでのいずれかに該当していた者

イ．当社の親会社の業務執行者又は業務執行者でない取締役
ロ．当社の親会社の監査役（社外監査役を独立役員として指定する場合に限る。）
ハ．当社の兄弟会社の業務執行者

（注）１．業務執行者とは、業務執行取締役、執行役員、その他の使用人等で過去10年間に当社グループに所属したことがある者をいう。

２．当社グループの主要な取引先とは、直近事業年度における当社の年間連結売上高の２%以上の額の支払いを当社に行っている取引先、直近事業年度末における当社の連結総資産の２%以上の額を当社に融資している取引先をいう。

３．当社グループを主要な取引先とする者とは、直近事業年度におけるその取引先の年間連結売上高の２%以上の支払いを当社から受けた取引先をいう。

４．多額の金銭その他の財産とは、直近事業年度における、役員報酬以外の年間1,000万円以上の金額その他の財産上の利益をいう。（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体の直近事業年度における総収入額の２%を超える金銭その他の財産上の利益をいう。）寄付の場合も1,000万円以上の金額その他の財産上の利益をいう。

５．重要な地位にある者とは、取締役（社外取締役を除く）、執行役員及び部長職以上の管理職にある使用人。

６．近親者等とは、配偶者及び二親等内の親族をいう。

e．社外役員の選任状況に関する考え方

本書提出日現在の社外取締役及び社外監査役は、高い独立性及び専門的な知見に基づき社外役員に期待される機能及び役割を果たし、当社の企業統治の有効性に大きく寄与しているものと考えております。

③ 社外取締役による監督または監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役は、内部監査計画及び内部監査結果、内部統制の整備及び運用状況、監査役監査及び会計監査の結果について取締役会で報告を受けており、各自の専門知識を活かして経営全般を監視し、適切な提言を行うことで、取締役会における経営判断の妥当性を確保しております。

(3) 【監査の状況】

① 監査役監査の状況

当社の監査役は、常勤監査役１名及び非常勤監査役２名の合計３名で構成されており、いずれも社外監査役であります。常勤監査役である徳光悠太は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

常勤監査役は、監査役会に加え、取締役会、経営会議、リスク・コンプライアンス委員会、指名報酬委員会等の重要な会議に出席し、経営意思決定の過程及び業務執行の状況を把握しております。

また、内部監査室及び会計監査人と密接に連携し、監査計画や監査結果に関する情報共有を行うことで、監査の実効性の確保に努めております。

非常勤監査役は、監査役会に加え、取締役会に出席し、独立した立場から、それぞれの専門的知見を活かして経営全般の監視を行っております。

これにより、取締役会における意思決定及び業務執行の妥当性について監査を行い、必要に応じて適切な意見及び提言を行っております。

監査役会は、常勤監査役が議長を務め、原則として毎月１回開催しております。

監査役会においては、監査の方針及び監査計画の策定、監査報告の作成、会計監査人の評価、再任または解任及び報酬に関する同意、ならびに経理処理に関する留意事項等について協議を行っております。

本書提出日現在における監査役会の議長及び構成員は以下のとおりであります。

議長　：常勤監査役　　徳光悠太

構成員：非常勤監査役　永井亮、松本一範

最近事業年度においては、監査役会を11回開催しており、個々の監査役の出席状況については次のとおりであります。

役職	氏名	開催回数	出席回数
常勤監査役	徳光 悠太	11回	11回
非常勤監査役	永井 亮	11回	11回
非常勤監査役	松本 一範	11回	11回

② 内部監査の状況

当社の内部監査は、代表取締役の直属の内部監査室が担当しており、内部監査室は内部監査室長１名（米国公認会計士及び公認内部監査人の有資格者）で構成されております。

内部監査室は、当社が定める「内部監査規程」及び取締役会の承認を得た事業年度ごとの内部監査計画に基づき、当社グループにおける各部門の業務活動が法令、定款及び社内諸規程に準拠して適正に遂行されているか、また、経営目的の達成に向けて合理的かつ効率的に運用されているかについて監査を実施しております。あわせて、財務報告に係る内部統制が適正に整備・運用されているかについて評価を行い、また、資産の管理・保全が適切に行われているかについても監査を行っております。

内部監査の結果については、代表取締役に直接報告するとともに、改善が必要と認められる事項については、内部監査対象部署に対して是正措置及び改善対応を求め、その実施状況についてフォローアップを行うことで、内部統制の維持及び継続的な改善を図っております。また、事業年度末には、年間の内部監査を通じて検出された不備の一覧及びその改善状況を直接、取締役会に報告しております。

その他、内部監査室は、監査の実効性及び効率性を高めるため、監査役及び会計監査人と適宜情報交換を行い、相互に監査計画や監査結果等を共有するなど、連携を図っております。さらに、内部監査室と監査役とは定期的に意見交換の機会を設け、内部監査の実施状況及び監査結果について報告を行うとともに、監査役からの助言を受けております。これらの意見交換の内容については、監査役会において共有され、必要に応じて社外取締役にも報告することとしております。

③　会計監査の状況

a　監査法人の名称

HLB ESネクスト有限責任監査法人

（なお、ESネクスト有限責任監査法人は、2026年10月１日に名称を変更し、HLB ESネクスト有限責任監査法人となりました。）

b　継続監査期間

２年間

c　業務を執行した公認会計士

指定有限責任社員　業務執行社員　　根岸 大樹

指定有限責任社員　業務執行社員　　青木 淳

d　監査業務に係る補助者の構成

公認会計士　　７名

会計士試験合格者等　13名

その他　　６名

e　監査法人の選定方針と理由

監査役会は、「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」に従い、会計監査人が独立性及び必要な専門性を有すること、当社の業務内容に対応して効率的な監査業務を実施できることを確認し、監査実績等を踏まえた上で、会計監査人を総合的に評価し、選定について判断しております。

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします

f　監査役及び監査役会による監査法人の評価

当社の監査役会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」を踏まえ、監査法人の監査体制、監査計画の内容及び監査手続の実施状況が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、総合的に評価しております。

HLB ESネクスト有限責任監査法人については、独立性・専門性等を害する事由等の発生はなく、適正な監査が実施されていると評価しております。

④ 監査報酬の内容等

a 監査公認会計士等に対する報酬の内容

区分	最近連結会計年度の前連結会計年度		最近連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	22	－	33	－
連結子会社	－	－	－	－
計	22	－	33	－

b 監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬(a を除く)

該当事項はありません。

c その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

当社の連結子会社であるNOT A HOTEL RUSUTSU特定目的会社は、南青山監査法人に対して、監査証明業務に基づく報酬として最近連結会計年度に１百万円を支払っております。

d 監査報酬の決定方針

監査報酬の決定方針は、明文化されたものはありませんが、監査法人より提示された監査計画、監査内容、監査日数等について、当社グループの規模及び業界の特性を勘案し、監査役会の同意を得た上で決定しております。

e 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査役会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算定根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人の監査品質の確保及び独立性の担保の観点に照らして、会計監査人の報酬等が適切かつ妥当であると考えられることから、会社法第399条第１項の同意を行っております。

(4) 【役員の報酬等】

① 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は、役員の報酬等について、株主総会において限度額を定めております。

具体的には、2026年６月30日開催の定時株主総会において、取締役に対する金銭報酬の限度額を年額200百万円（決議時点の取締役の員数は５名）とする旨の決議承認を受けております。

また、2026年６月30日開催の定時株主総会においては、金銭報酬とは別に、取締役（社外取締役を除く。）に対する非金銭報酬として、当社が社宅として借り上げる総賃借料と、当社が社宅料として取締役より徴収する総額との差額の合計額を、年額30百万円以内とする旨の決議承認を受けております。

なお、監査役に対する報酬の限度額については、2025年６月30日開催の定時株主総会において、年額30百万円（決議時点の監査役の員数は３名）とする旨の決議承認を受けております。

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めており、その概要は以下のとおりであります。

a 基本方針

当社の取締役に対する報酬の基本方針は、当社グループの持続的な成長及び中長期的な企業価値の向上、ならびに事業計画の着実な実現を動機づける仕組みであること、及び多様な能力・経験を有する優秀な人材の確保及び定着を可能とする水準であることとしております。

取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績に連動する賞与及び株式報酬等により構成しており、株主総会において決議された報酬限度額の範囲内で決定しております。

b 個人別の固定報酬の額の決定に関する方針

固定報酬としての基本報酬額については、各人の役位及び職責、職務内容、在任年数、専門性及び経験、当社グループの成長ステージ等を踏まえるとともに、外部の市場水準や同業他社の動向等も参考にしながら、総合的に勘案して決定しております。

c 業績連動報酬の内容及び額の決定に関する方針

業績に連動する賞与については、当事業年度より導入しており、契約高等を重要業績評価指標（KPI）として設定し、その達成状況等を踏まえて支給することとしております。

契約高を重要業績評価指標（KPI）として選択した理由は、契約高が当社グループの将来の売上高及び収益に直結する先行指標であり、その積み上げが持続的な事業成長の根幹をなすためであります。取締役が顧客獲得及び事業拡大に向けた行動を最大化するうえで、契約高の達成状況が最も適切に貢献度を反映できる指標であると判断しております。

業績連動報酬の額の決定方法については、期初に設定した契約高目標に対する達成率に応じて基準額に対する支給率を決定し、算出することとしております。代表取締役社長が各取締役の職責及び当該指標の達成状況等を総合的に勘案して個人別の支給額を決定し、指名報酬委員会の審議・答申を経て取締役会において最終的に承認しております。

当該賞与は、当社グループの業績向上及び戦略目標の達成に対する意識を高めることを目的としたものであり、各取締役（社外取締役を除く。）の職責及び貢献度等を勘案した上で決定しております。なお、社外取締役については、独立した経営監督機能の発揮を確保する観点から、固定報酬のみとし業績連動報酬は付与しておりません。

d　非金銭報酬等の内容及び額の算定方法の決定に関する方針

また、当社は、中長期的な株主価値の向上と取締役の利害を一致させることを目的として、有償にて新株予約権（ストック・オプション）を付与しております。当該新株予約権は、取締役が一定期間にわたり当社の企業価値向上にコミットすることを促すインセンティブとして位置づけております。

非金銭報酬として導入している社宅制度については、役員が職務執行に専念できる環境を整備することを目的としたものであり、社宅の利用にあたっては家賃の一定割合を役員本人が負担する仕組みとしております。当該非金銭報酬は、株主総会において承認された範囲内で適切に運用しており、当社が役員に対して直接金銭を支給するものではありません。

e　報酬の種類ごとの額の割合の決定に関する方針

社内取締役における固定報酬と業績連動報酬の標準的な構成割合は83.3：16.7としております（非金銭報酬は当該割合の算定対象外）。報酬の種類ごとの割合については、指名報酬委員会の審議・答申を踏まえ、代表取締役社長が決定しております。

f　取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役の個人別の報酬等の内容については、取締役会の決議に基づき、代表取締役社長濵渦伸次にその具体的内容の決定を一任しております。当該一任の理由は、代表取締役が当社グループ全体の業績、事業運営の実態及び各取締役の職務内容・貢献度等を総合的に把握しており、個人別の報酬等の内容を最も適切かつ合理的に判断できる立場にあると判断したためであります。

なお、当該権限の行使にあたっては、取締役会の諮問機関として設置している指名報酬委員会に諮問し、その審議及び答申内容を踏まえて決定することとしております。同委員会は、独立社外取締役が委員長を務め、委員は、代表取締役、社外取締役又は社外監査役の中から選定された３名以上で構成されるとし、取締役の報酬等の決定方針及び個人別報酬について客観性及び透明性の確保の観点から審議・検討を行い、取締役会に答申する役割を担っております。

監査役の報酬等については、株主総会において決議された報酬限度額の範囲内で、監査役の独立性及び職務の性質を踏まえ、監査役会の協議により決定しております。

最近事業年度においては、当社の役員の報酬等の額の決定過程において指名報酬委員会を１回開催し審議しており、取締役会では、指名報酬委員会の答申を受け、取締役が受ける報酬等の方針を決議いたしました。

取締役会は、最近事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容が上記決定方針と整合していることを確認しており、上記決定方針に沿うものであると判断しております。

②　役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額（百万円）	報酬等の種類別の総額（百万円）				対象となる役員の員数（名）
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	左記のうち、非金銭報酬等	
取締役（社外取締役を除く。）	64	46	18	－	5	2
監査役（社外監査役を除く。）	－	－	－	－	－	－
社外役員	20	20	－	－	－	6

③　役員ごとの連結報酬等の総額等

連結報酬等の総額が１億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

④　使用人兼務役員の使用人分給与のうち重要なもの

該当事項はありません。

(5) 【株式の保有状況】

① 投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、保有目的が専ら株式の価値の変動又は株式に係る配当の受領によって利益を得ることを目的とするものを純投資目的である投資株式、それ以外の株式を純投資目的以外の目的である投資株式と区分しております。

② 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社は、事業上の提携、取引関係の維持・強化等、当社の中長期的な企業価値向上に資すると判断した場合に限り、非上場株式を保有することとしております。 なお、本書提出日現在保有している投資株式は非上場株式であり、市場価格のある株式は保有していないため、個別銘柄の保有の適否に関する検証内容の記載は省略しております。

b 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数（銘柄）	貸借対照表計上額の合計額（百万円）
非上場株式	1	30
非上場株式以外の株式	－	－

（当事業年度において株式数が増加した銘柄）

該当事項はありません。

（当事業年度において株式数が減少した銘柄）

該当事項はありません。

c 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

該当事項はありません。

③ 保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

④ 当事業年度に投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したもの

該当事項はありません。

⑤ 当事業年度の前４事業年度及び当事業年度に投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したもの

該当事項はありません。

5 【従業員の状況等】

(1) 【人材戦略に関する基本方針等】

(人材戦略の基本的な考え方)

当社グループは、「日本の価値を上げる」をミッションに掲げ、セカンドハウスの企画・開発・販売を行うメンバーシップ事業及びその運営を担うオペレーション事業を中心に、企画・建築から販売・運営に至るまでを自社で一貫して手掛ける垂直統合型の事業モデルを展開しております。当社グループは、こうした他に類を見ない一気通貫の事業モデルを支える「人材」を競争力の最大の源泉と位置付け、デザイン、テクノロジー及びビジネスの各領域で高い専門性を発揮する多様な人材の確保及び育成を経営の最重要課題の一つとしております。

その実現に向け、(a) 多様な価値観及び経験を有する人材の確保、(b) 自律的な成長を促す人材育成、(c) 柔軟な働き方を実現する社内環境整備を三位一体で推進しております。採用においては、特定の業界経験にとらわれず、当社グループのミッション及び「超ワクワク・超クリエイティブ・超自律」のバリューへの共感を重視しており、結果として従業員の多くが不動産・ホテル業界の未経験者で構成されております。また、生成AIの全社的な活用により定型的な業務を効率化し、従業員がホスピタリティ及びクリエイティビティを発揮する領域に注力できる体制を構築しております。

これらの取組みを通じ、当社グループは、拠点開発の拡大等の事業計画の進展に必要な人員の確保及び配置と整合した人材戦略を展開しております。特に、建築領域においては、設計及び施工管理等の内製化を推進する方針のもと、専門性を有する人材の継続的な確保及び増員を図ってまいります。一方、その他の部門については、生成AIの活用等による業務の効率化を進めることで、事業規模の拡大に対して大幅な人員の増加を伴わない効率的な組織体制の構築を目指してまいります。

(給与その他の給付の額及び内容の決定に関する方針)

従業員の給与その他の給付については、職務内容、役割及び成果に応じて決定することを基本方針としております。役割及び職責に応じた等級制度を設け、外部労働市場の水準も勘案しつつ、各人の職責及び成果に応じた処遇を行っております。給与の改定については、提出会社においては、全社の業績目標の達成状況に応じた業績連動昇給を基本とし、役割の高度化等に伴う臨時の昇給については経営会議における審議を経て決定しております。連結子会社においては、各社の状況に応じ、随時見直しを行っております。これらを通じ、優秀な人材の確保及び定着に資する競争力ある処遇の実現に努めております。なお、取締役及び執行役員等の報酬については、指名報酬委員会における審議を経て決定しております。

(人的資本に関するガバナンス及びリスク管理)

当社グループは、人材戦略を経営の重要課題と位置付けており、人事制度の新設・改廃をはじめとする人的資本に関する重要事項については、経営会議において審議し、決定する体制としております。経営会議における人材戦略の方針及びその進捗のうち重要なものは取締役会に報告され、社外取締役を含む取締役会の監督のもとで、多様性の確保等の観点からその実効性の確保を図っております。また、人材の確保、育成及び定着等に関するリスクについては、Human Resources部を中心に継続的にその状況を把握し、重要な事項は経営会議における審議を経て必要な対応を行う体制としております。

(2) 【従業員の状況】

① 連結会社の状況

2026年９月30日現在

セグメントの名称	従業員数(名)
メンバーシップ事業	130 (1)
オペレーション事業	143 (106)
その他	2 (2)
全社(共通)	137 (11)
合計	412 (120)

(注) １．従業員数は就業人員（当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、有期雇用契約社員等を含む。）は、最近１年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

２．全社(共通)は、管理部門等の従業員であります。

３．最近日までの１年間（2025年10月１日～2026年９月30日）において従業員数は、156名増加しております。これは、事業規模の拡大に対応し、拠点開発の拡大、建築機能の内製化の推進及び新規拠点の開業、並びに上場準備に伴う管理体制の強化のため、各事業において人員を増強したことによるものであります。

② 提出会社の状況

2026年９月30日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)	平均年間給与の対前事業年度増減率(%)
251 (12)	35.4	1.7	10,307	+2.9

セグメントの名称	従業員数(名)
メンバーシップ事業	127 (1)
全社(共通)	124 (11)
合計	251 (12)

(注) １．従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、有期雇用契約社員等を含む。）は、最近１年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

２．平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

３．全社(共通)は、管理部門等の従業員であります。

③ 労働組合の状況

当社グループにおいて労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満であり、特記すべき事項はありません。

④ 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異

ア　提出会社

最近事業年度				
管理職に占める女性労働者の割合（%）（注）1	男性労働者の育児休業取得率（%）（注）2	労働者の男女の賃金の差異（%）（注）1		
		全労働者	正規雇用労働者	パート・有期労働者
11.3	40.0	67.3	69.8	86.3

（注）1．「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（平成27年法律第64号）の規定に基づき算出したものであります。

2．「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（平成３年法律第76号）の規定に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」（平成３年労働省令第25号）第71条の６第１号における育児休業等の取得割合を算出したものであります。

イ　連結子会社

NOT A HOTEL MANAGEMENT株式会社

最近事業年度				
管理職に占める女性労働者の割合（%）（注）1	男性労働者の育児休業取得率（%）（注）2	労働者の男女の賃金の差異（%）（注）1		
		全労働者	正規雇用労働者	パート・有期労働者
15.2	0.0	65.3	77.2	96.6

（注）1．「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（平成27年法律第64号）の規定に基づき算出したものであります。

2．「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（平成３年法律第76号）の規定に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」（平成３年労働省令第25号）第71条の６第１号における育児休業等の取得割合を算出したものであります。

他連結子会社は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（平成27年法律第64号）及び「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（平成３年法律第76号）の規定による公表義務の対象ではないため、記載を省略しております。

第５ 【経理の状況】

１　連結財務諸表及び中間連結財務諸表並びに財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

(2) 当社の中間連結財務諸表は、「連結財務諸表規則」に基づいて作成しております。
なお、当社の中間連結財務諸表は、第１種中間連結財務諸表であります。

(3) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。また、当社は特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

２　監査証明について

(1) 当社は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、前連結会計年度(2024年４月１日から2025年３月31日まで)及び当連結会計年度(2025年４月１日から2026年３月31日まで)の連結財務諸表並びに前事業年度(2024年４月１日から2025年３月31日まで)及び当事業年度(2025年４月１日から2026年３月31日まで)の財務諸表について、HLB ESネクスト有限責任監査法人により監査を受けております。

(2) 当社は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、中間連結会計期間(2026年４月１日から2026年９月30日まで)の中間連結財務諸表について、HLB ESネクスト有限責任監査法人により期中レビューを受けております。

(3) ESネクスト有限責任監査法人は、2026年10月１日に名称を変更し、HLB ESネクスト有限責任監査法人となりました。

３　連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組について

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組を行っております。具体的には会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等について適切に対応できる体制を整備するため、開示支援専門会社等が主催するセミナーへの積極的な参加を行っております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

（単位：百万円）

	前連結会計年度 （2025年３月31日）	当連結会計年度 （2026年３月31日）
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	※3 10,637	※3 12,092
売掛金	756	307
商品	127	226
販売用不動産	932	6,631
仕掛販売用不動産	6,971	※3 16,062
貯蔵品	2	186
前渡金	589	3,082
暗号資産	1,041	1,096
その他	1,310	1,708
流動資産合計	22,369	41,395
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	※3 2,457	※3 4,094
機械装置及び運搬具（純額）	113	999
土地	※3 1,473	※3 1,932
リース資産（純額）	64	322
建設仮勘定	154	1,847
その他（純額）	168	894
有形固定資産合計	※1 4,432	※1 10,091
無形固定資産		
のれん	64	140
その他	519	664
無形固定資産合計	583	805
投資その他の資産		
投資有価証券	※2 44	※2 46
長期貸付金	51	46
繰延税金資産	96	377
差入保証金	4,921	3,348
その他	120	199
投資その他の資産合計	5,236	4,018
固定資産合計	10,251	14,916
資産合計	32,621	56,311

（単位：百万円）

	前連結会計年度 （2025年３月31日）	当連結会計年度 （2026年３月31日）
負債の部		
流動負債		
買掛金	12	19
短期借入金	※3、※4 1,707	※3、※4 3,182
１年内返済予定の長期借入金	※3、※4 117	※3、※4 3,080
リース債務	22	82
未払金	1,773	3,381
未払法人税等	8	471
契約負債	10,241	22,736
借入暗号資産	1,010	1,060
賞与引当金	241	307
役員賞与引当金	－	22
その他	205	642
流動負債合計	15,340	34,985
固定負債		
長期借入金	※3、※4 4,665	※3、※4 5,019
リース債務	51	270
長期契約負債	643	622
資産除去債務	56	149
その他	－	215
固定負債合計	5,416	6,277
負債合計	20,757	41,263
純資産の部		
株主資本		
資本金	100	94
資本剰余金	10,795	13,768
利益剰余金	267	725
株主資本合計	11,162	14,589
その他の包括利益累計額		
繰延ヘッジ損益	2	13
その他の包括利益累計額合計	2	13
新株予約権	317	51
非支配株主持分	381	392
純資産合計	11,863	15,048
負債純資産合計	32,621	56,311

【中間連結貸借対照表】

（単位：百万円）

	当中間連結会計期間 （2026年９月30日）
資産の部	
流動資産	
現金及び預金	9,148
売掛金	960
商品	876
販売用不動産	2,176
仕掛販売用不動産	14,521
貯蔵品	179
前渡金	8,830
暗号資産	1,165
その他	1,432
流動資産合計	39,291
固定資産	
有形固定資産	
建物及び構築物（純額）	7,187
機械装置及び運搬具（純額）	580
土地	5,652
リース資産（純額）	349
建設仮勘定	2,470
その他（純額）	1,066
有形固定資産合計	17,306
無形固定資産	
のれん	117
その他	880
無形固定資産合計	998
投資その他の資産	
投資有価証券	42
長期貸付金	45
繰延税金資産	381
差入保証金	3,804
その他	1,755
投資その他の資産合計	6,029
固定資産合計	24,334
資産合計	63,625

（単位：百万円）

	当中間連結会計期間 （2026年９月30日）
負債の部	
流動負債	
買掛金	39
短期借入金	※ 1,852
１年内返済予定の長期借入金	※ 2,750
リース債務	68
未払金	1,535
未払法人税等	360
契約負債	14,862
借入暗号資産	1,117
その他	854
流動負債合計	23,443
固定負債	
長期借入金	※ 11,850
リース債務	323
長期契約負債	611
資産除去債務	150
その他	426
固定負債合計	13,361
負債合計	36,805
純資産の部	
株主資本	
資本金	5,094
資本剰余金	18,768
利益剰余金	2,462
株主資本合計	26,326
その他の包括利益累計額	
繰延ヘッジ損益	△63
その他の包括利益累計額合計	△63
新株予約権	51
非支配株主持分	506
純資産合計	26,820
負債純資産合計	63,625

② 【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

（単位：百万円）

	前連結会計年度 （自　2024年４月１日 至　2025年３月31日）	当連結会計年度 （自　2025年４月１日 至　2026年３月31日）
売上高	※1　9,819	※1　12,878
売上原価	3,880	※2　4,087
売上総利益	5,939	8,791
販売費及び一般管理費	※3　4,840	※3　7,715
営業利益	1,099	1,075
営業外収益		
受取利息	4	22
受取配当金	0	0
受取保険金	8	－
持分法による投資利益	－	2
為替差益	－	51
暗号資産評価益	－	83
その他	31	55
営業外収益合計	44	215
営業外費用		
支払利息	83	251
持分法による投資損失	3	－
資金調達費用	278	318
株式交付費	291	13
暗号資産評価損	3	－
その他	28	36
営業外費用合計	689	619
経常利益	454	671
特別利益		
固定資産売却益	－	※4　31
特別利益合計	－	31
特別損失		
固定資産売却損	－	※5　8
固定資産除却損	※6　1	※6　22
減損損失	※7　10	※7　7
新株予約権放棄損	4	－
特別損失合計	15	38
税金等調整前当期純利益	438	665
法人税、住民税及び事業税	227	494
法人税等調整額	△98	△286
法人税等合計	129	208
当期純利益	308	456
非支配株主に帰属する当期純損失（△）	△47	△0
親会社株主に帰属する当期純利益	356	457

【連結包括利益計算書】

（単位：百万円）

	前連結会計年度 （自　2024年４月１日 至　2025年３月31日）	当連結会計年度 （自　2025年４月１日 至　2026年３月31日）
当期純利益	308	456
その他の包括利益		
繰延ヘッジ損益	2	11
その他の包括利益合計	※　2	※　11
包括利益	311	468
（内訳）		
親会社株主に係る包括利益	359	469
非支配株主に係る包括利益	△47	△0

【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

【中間連結損益計算書】

（単位：百万円）

	当中間連結会計期間 （自　2026年４月１日 至　2026年９月30日）
売上高	21,686
売上原価	11,842
売上総利益	9,843
販売費及び一般管理費	※　5,532
営業利益	4,310
営業外収益	
受取利息	16
受取配当金	0
暗号資産評価益	8
その他	49
営業外収益合計	75
営業外費用	
支払利息	206
持分法による投資損失	1
資金調達費用	182
株式交付費	35
その他	14
営業外費用合計	440
経常利益	3,945
特別利益	
債務免除益	12
特別利益合計	12
特別損失	
固定資産売却損	5
固定資産除却損	0
その他	0
特別損失合計	5
税金等調整前中間純利益	3,952
法人税等	1,364
中間純利益	2,588
非支配株主に帰属する中間純利益	851
親会社株主に帰属する中間純利益	1,737

【中間連結包括利益計算書】

（単位：百万円）

	当中間連結会計期間 （自　2026年４月１日 至　2026年９月30日）
中間純利益	2,588
その他の包括利益	
繰延ヘッジ損益	△77
その他の包括利益合計	△77
中間包括利益	2,510
（内訳）	
親会社株主に係る中間包括利益	1,659
非支配株主に係る中間包括利益	851

③ 【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自　2024年４月１日　至　2025年３月31日)

(単位：百万円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	100	4,714	△89	4,724
当期変動額				
新株の発行	2,480	2,480		4,961
新株の発行（新株予約権の行使）	545	545		1,090
株式交換による増加		192		192
資本金から準備金への振替	△3,025	3,025		－
親会社株主に帰属する当期純利益			356	356
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		△163		△163
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				
当期変動額合計	－	6,080	356	6,437
当期末残高	100	10,795	267	11,162

	その他の包括利益累計額		新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	繰延ヘッジ損益	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	－	－	1,093	50	5,868
当期変動額					
新株の発行					4,961
新株の発行（新株予約権の行使）					1,090
株式交換による増加					192
資本金から準備金への振替					－
親会社株主に帰属する当期純利益					356
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動					△163
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	2	2	△775	330	△442
当期変動額合計	2	2	△775	330	5,995
当期末残高	2	2	317	381	11,863

当連結会計年度(自　2025年４月１日　至　2026年３月31日)

(単位：百万円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	100	10,795	267	11,162
当期変動額				
新株の発行	1,329	1,329		2,658
新株の発行（新株予約権の行使）	155	155		310
資本金から準備金への振替	△1,489	1,489		－
親会社株主に帰属する当期純利益			457	457
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				
当期変動額合計	△5	2,973	457	3,426
当期末残高	94	13,768	725	14,589

	その他の包括利益累計額		新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	繰延ヘッジ損益	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	2	2	317	381	11,863
当期変動額					
新株の発行					2,658
新株の発行（新株予約権の行使）					310
資本金から準備金への振替					－
親会社株主に帰属する当期純利益					457
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	11	11	△265	11	△242
当期変動額合計	11	11	△265	11	3,184
当期末残高	13	13	51	392	15,048

④ 【連結キャッシュ・フロー計算書】

（単位：百万円）

	前連結会計年度 （自　2024年４月１日 至　2025年３月31日）	当連結会計年度 （自　2025年４月１日 至　2026年３月31日）
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	438	665
減価償却費	422	579
減損損失	10	7
のれん償却額	22	46
受取利息及び受取配当金	△4	△22
支払利息	83	251
資金調達費用	278	318
株式交付費	291	13
為替差損益（△は益）	0	△60
持分法による投資損益（△は益）	3	△2
固定資産除売却損益（△は益）	1	△0
売上債権の増減額（△は増加）	200	445
棚卸資産の増減額（△は増加）	△4,348	△14,834
前渡金の増減額（△は増加）	△539	△2,492
仕入債務の増減額（△は減少）	3	6
契約負債の増減額（△は減少）	6,273	12,475
その他の資産の増減額（△は増加）	△1,983	△733
その他の負債の増減額（△は減少）	1,290	1,078
その他	34	△62
小計	2,478	△2,321
利息及び配当金の受取額	5	22
利息の支払額	△135	△296
法人税等の支払額又は還付額（△は支払）	△221	23
営業活動によるキャッシュ・フロー	2,127	△2,571
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△1,636	△4,524
有形固定資産の売却による収入	－	59
無形固定資産の取得による支出	△220	△272
連結範囲の変更を伴う子会社株式の取得による収入	－	※2　0
差入保証金の差入による支出	△3,982	△4,917
差入保証金の回収による収入	673	6,492
その他	△52	△5
投資活動によるキャッシュ・フロー	△5,218	△3,168

（単位：百万円）

	前連結会計年度 （自　2024年４月１日 至　2025年３月31日）	当連結会計年度 （自　2025年４月１日 至　2026年３月31日）
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（△は減少）	1,112	1,432
長期借入れによる収入	3,925	7,280
長期借入金の返済による支出	△50	△4,047
株式の発行による収入	4,697	2,644
新株予約権の発行による収入	314	44
非支配株主からの払込みによる収入	408	12
その他	△288	△181
財務活動によるキャッシュ・フロー	10,118	7,186
現金及び現金同等物に係る換算差額	－	8
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	7,026	1,455
現金及び現金同等物の期首残高	3,610	10,637
現金及び現金同等物の期末残高	※1　10,637	※1　12,092

【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

（単位：百万円）

	当中間連結会計期間 （自　2026年４月１日 至　2026年９月30日）
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前中間純利益	3,952
減価償却費	557
のれん償却額	23
受取利息及び受取配当金	△16
支払利息	206
資金調達費用	182
株式交付費	35
為替差損益（△は益）	0
持分法による投資損益（△は益）	1
固定資産除売却損益（△は益）	5
売上債権の増減額（△は増加）	△652
棚卸資産の増減額（△は増加）	3,918
前渡金の増減額（△は増加）	△2,297
仕入債務の増減額（△は減少）	20
契約負債の増減額（△は減少）	△7,885
その他の資産の増減額（△は増加）	△1,265
その他の負債の増減額（△は減少）	△1,233
その他	△54
小計	△4,502
利息及び配当金の受取額	14
利息の支払額	△199
法人税等の支払額又は還付額（△は支払）	△1,437
営業活動によるキャッシュ・フロー	△6,125
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△10,746
有形固定資産の売却による収入	50
無形固定資産の取得による支出	△293
差入保証金の差入による支出	△1,672
差入保証金の回収による収入	1,216
その他	4
投資活動によるキャッシュ・フロー	△11,441

（単位：百万円）

	当中間連結会計期間 （自　2026年４月１日 至　2026年９月30日）
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入金の純増減額（△は減少）	△1,321
長期借入れによる収入	7,958
長期借入金の返済による支出	△1,457
株式の発行による収入	9,964
連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の取得による支出	△250
非支配株主への配当金の支払額	△388
その他	115
財務活動によるキャッシュ・フロー	14,621
現金及び現金同等物に係る換算差額	0
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	△2,944
現金及び現金同等物の期首残高	12,092
現金及び現金同等物の中間期末残高	※　9,148

【注記事項】

（連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項）

前連結会計年度(自　2024年４月１日　至　2025年３月31日)

１　連結の範囲に関する事項

全ての子会社を連結しております。

連結子会社の数

５社

連結子会社の名称

NOT A HOTEL MANAGEMENT株式会社

NOT A HOTEL2nd株式会社

NOT A HOTEL DAO株式会社

NOT A HOTEL SETOUCHI合同会社

NOT A HOTEL YUGAWARA合同会社

NOT A HOTEL SETOUCHI合同会社は、2024年５月23日付で、前田建設工業株式会社との共同出資により設立したことから、当連結会計年度より、連結の範囲に含めております。

NOT A HOTEL YUGAWARA合同会社は、2024年10月21日付で、株式会社UNO-HOLDINGSとの共同出資により設立したことから、当連結会計年度より、連結の範囲に含めております。

当社の連結子会社であった青島プロジェクト株式会社は、2025年３月６日付で当社を完全親会社とする株式交換により当社の完全子会社となりましたが、同年３月７日付で当社を存続会社とする吸収合併により消滅したため、当連結会計年度より連結の範囲から除外しております。

２　持分法の適用に関する事項

持分法を適用した関連会社数

２社

会社等の名称

NAPDS株式会社

Good Life&Travel Company株式会社

３　連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

４　会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

② 棚卸資産

a　商品

主として個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

b　販売用不動産・仕掛販売用不動産

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

c　貯蔵品

主として個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

③ 暗号資産

活発な市場があるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は当期の損益として処理し、売却原価は移動平均法により算定）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。ただし、1998年４月１日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物　　３～50年

機械装置及び運搬具　２～17年

その他　２～15年

② 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づいております。

③ リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用処理しております。

(4) 重要な引当金の計上基準

賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

収益認識

当社グループは、次の５ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

ステップ１：顧客との契約を識別する

ステップ２：契約における履行義務を識別する

ステップ３：取引価格を算定する

ステップ４：取引価格を契約における履行義務に配分する

ステップ５：履行義務の充足時に（又は充足するにつれて）収益を認識する

メンバーシップ事業

ライセンス売上

「NOT A HOTEL」ブランドのライセンス売上高は、売買契約締結後、顧客のオーナー登録手続きが完了した時点で履行義務が充足されると判断して収益を認識しております。

アセット売上

「NOT A HOTEL」ブランドのセカンドハウスの共有持分は、未開業物件については当該物件の開業日に、開業済み物件は顧客に不動産の引渡しが完了した時点で履行義務が充足されると判断して収益を認識しております。

オペレーション事業

ホテル売上

ホテル及びレストランの施設利用に関する売上は、顧客に宿泊サービスや、飲食サービスを提供した時点で履行義務が充足されると判断して収益を認識しております。

管理諸費売上

管理諸費については、年間にわたりホテルのオペレーション管理、保守、修繕、清掃、保全を行うにつれて履行義務が充足されると判断して収益を認識しております。

(6) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、５年間の均等償却を行っております。

(7) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から３ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

(8) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用しております。

暗号資産の会計処理

暗号資産の発行に伴う会計処理

当社グループは、資金決済に関する法律（平成21年法律第59号）に規定される暗号資産を発行し、資金調達を行っております。暗号資産の発行に伴い払込を受けた対価については、ホワイトペーパー等の定めに従い、調達した資金で「NOT A HOTEL」を取得し、ユーザーに宿泊や宿泊に付帯するサービスを提供する義務を負っていると判断しております。 したがって、当該取引は顧客との契約から生じる収益取引に準ずるものとして、企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」を準用し、払込を受けた対価の額をもって契約負債として計上しております。当該契約負債は、当社がユーザーとの約束における義務を履行する（物件を取得し保有することで、ユーザーが宿泊やサービス等の便益を享受することが可能な状態にする）につれて、ユーザーが継続的に便益を享受することができるため、「一定の期間にわたり充足される履行義務」として収益を認識しております。 進捗度の測定及び期間の決定については、調達資金により取得した各資産（建物、附属設備等）の経済的耐用年数に基づき、期間の経過に応じて収益認識を行う方法を採用しております。

暗号資産の借り入れに伴う会計処理

暗号資産の借り入れについては、暗号資産を借り入れ時に、借り入れた暗号資産を資産として認識すると同時に、貸手に対する返済義務を負債として認識しております。

自己保有暗号資産の会計処理

① 発行時に自己に割り当てた暗号資産

発行時に当社グループ自身に割り当てた本件暗号資産については、発行による対価を受領しておらず、自己で完結しているものと考えられることから、資産として認識しておりません。第三者との取引が発生した時点において、資産として認識しております。

② 第三者から取得した自己発行暗号資産

発行済みのNACを市場等を通じて第三者から取得した場合は、取得価額をもって資産（暗号資産）として計上しております。 当該自己保有の暗号資産については、発行者としての義務と保有者としての権利を相殺消去せず、他社発行の暗号資産と同様に、実務対応報告第38号「資金決済法における暗号資産の会計処理等に関する当面の取扱い」に準じて評価を行っております。具体的には、活発な市場が存在するため、期末時点の市場価格に基づく価額をもって貸借対照表価額とし、帳簿価額との差額は当期の損益として認識しております。 なお、発行時に計上した「契約負債」については、当該取得のみをもって直接的な変動は行わず、当初の計上方針に従い処理を継続しております。

当連結会計年度(自　2025年４月１日　至　2026年３月31日)

１　連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社

連結子会社の数

９社

連結子会社の名称

NOT A HOTEL MANAGEMENT株式会社

NOT A HOTEL2nd株式会社

NOT A HOTEL DAO株式会社

NOT A HOTEL SETOUCHI合同会社

NOT A HOTEL YUGAWARA合同会社

NOT・A・TOKYO株式会社

株式会社知念海洋レジャーセンター

N&A合同会社

NOT A HOTEL RUSUTSU特定目的会社

当連結会計年度において、NOT・A・TOKYO株式会社（2025年９月４日にNOT A HOTEL CONSULTING株式会社より商号変更）、N&A合同会社、NOT A HOTEL RUSUTSU特定目的会社を新たに設立したため、連結の範囲に含めております。

当連結会計年度において、株式取得により株式会社知念海洋レジャーセンターを連結子会社としたため、連結の範囲に含めております。なお、みなし取得日を2025年４月１日としております。

(2) 非連結子会社

非連結子会社の数

１社

非連結子会社の名称

NOT A HOTEL Hong Kong Limited

（連結の範囲から除いた理由）

非連結子会社につきましては、小規模であり、総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金等はいずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼさないため、連結の範囲から除外しております。

２　持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社数

２社

会社等の名称

NAPDS株式会社

Good Life&Travel Company株式会社

(2) 持分法を適用しない非連結子会社のうち主要な会社等の名称

NOT A HOTEL Hong Kong Limited

（持分法を適用しない理由）

持分法非適用の非連結子会社は、連結純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

３　連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4　会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

② 棚卸資産

a　商品

主として個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

b　販売用不動産・仕掛販売用不動産

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

c　貯蔵品

主として個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

③　暗号資産

活発な市場があるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は当期の損益として処理し、売却原価は移動平均法により算定）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。ただし、1998年４月１日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物　　３～50年

機械装置及び運搬具　２～17年

その他　２～15年

② 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づいております。

③ リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用処理しております。

(4) 重要な引当金の計上基準

① 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。

② 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に備えて、当連結会計年度に見合う支給見込額に基づき計上しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

収益認識

当社グループは、次の５ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

ステップ１：顧客との契約を識別する

ステップ２：契約における履行義務を識別する

ステップ３：取引価格を算定する

ステップ４：取引価格を契約における履行義務に配分する

ステップ５：履行義務の充足時に（又は充足するにつれて）収益を認識する

メンバーシップ事業

ライセンス売上

「NOT A HOTEL」ブランドのライセンス売上高は、売買契約締結後、顧客のオーナー登録手続きが完了した時点で履行義務が充足されると判断して収益を認識しております。

アセット売上

「NOT A HOTEL」ブランドのセカンドハウスの共有持分は、未開業物件については当該物件の開業日に、開業済み物件は顧客に不動産の引渡しが完了した時点で履行義務が充足されると判断して収益を認識しております。

オペレーション事業

ホテル売上

ホテル及びレストランの施設利用に関する売上は、顧客に宿泊サービスや、飲食サービスを提供した時点で履行義務が充足されると判断して収益を認識しております。

管理諸費売上

管理諸費については、年間にわたりホテルのオペレーション管理、保守、修繕、清掃、保全を行うにつれて履行義務が充足されると判断して収益を認識しております。

(6) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、５年間の均等償却を行っております。

(7) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から３ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

(8) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用しております。

暗号資産の会計処理

暗号資産の発行に伴う会計処理

当社グループは、資金決済に関する法律（平成21年法律第59号）に規定される暗号資産を発行し、資金調達を行っております。暗号資産の発行に伴い払込を受けた対価については、ホワイトペーパー等の定めに従い、調達した資金で「NOT A HOTEL」を取得し、ユーザーに宿泊や宿泊に付帯するサービスを提供する義務を負っていると判断しております。 したがって、当該取引は顧客との契約から生じる収益取引に準ずるものとして、企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」を準用し、払込を受けた対価の額をもって契約負債として計上しております。当該契約負債は、当社がユーザーとの約束における義務を履行する（物件を取得し保有することで、ユーザーが宿泊やサービス等の便益を享受することが可能な状態にする）につれて、ユーザーが継続的に便益を享受することができるため、「一定の期間にわたり充足される履行義務」として収益を認識しております。 進捗度の測定及び期間の決定については、調達資金により取得した各資産（建物、附属設備等）の経済的耐用年数に基づき、期間の経過に応じて収益認識を行う方法を採用しております。

暗号資産の借り入れに伴う会計処理

暗号資産の借り入れについては、暗号資産を借り入れ時に、借り入れた暗号資産を資産として認識すると同時に、貸手に対する返済義務を負債として認識しております。

自己保有暗号資産の会計処理

① 発行時に自己に割り当てた暗号資産

発行時に当社グループ自身に割り当てた本件暗号資産については、発行による対価を受領しておらず、自己で完結しているものと考えられることから、資産として認識しておりません。第三者との取引が発生した時点において、資産として認識しております。

② 第三者から取得した自己発行暗号資産

発行済みのNACを市場等を通じて第三者から取得した場合は、取得価額をもって資産（暗号資産）として計上しております。 当該自己保有の暗号資産については、発行者としての義務と保有者としての権利を相殺消去せず、他社発行の暗号資産と同様に、実務対応報告第38号「資金決済法における暗号資産の会計処理等に関する当面の取扱い」に準じて評価を行っております。具体的には、活発な市場が存在するため、期末時点の市場価格に基づく価額をもって貸借対照表価額とし、帳簿価額との差額は当期の損益として認識しております。 なお、発行時に計上した「契約負債」については、当該取得のみをもって直接的な変動は行わず、当初の計上方針に従い処理を継続しております。

（重要な会計上の見積り）

前連結会計年度（自　2024年４月１日　至　2025年３月31日）

繰延税金資産の回収可能性

(1)　当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

（単位：百万円）

繰延税金資産	96

(2)　識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

将来の利益計画に基づいた課税所得の見積りを実施したうえで、回収可能性があると判断した将来減算一時差異の金額に実効税率を乗じて繰延税金資産の金額を算出しております。

② 主要な仮定

繰延税金資産の回収可能性の有無は、将来課税所得の十分性に基づき判断しております。将来課税所得は、当社及び連結子会社が策定した事業計画を前提としており、当該事業計画における主要な仮定は、プロジェクトごとの契約高、販売口数及び販売単価であります。

③ 翌連結会計年度の連結財務諸表に与える影響

繰延税金資産は、過去の業績や将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額に基づき見積っております。当該見積りは、市場環境、需要動向、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、前提とした条件が異なった場合に、翌連結会計年度の連結財務諸表において、繰延税金資産の金額に重要な影響を及ぼす可能性があります。

当連結会計年度（自　2025年４月１日　至　2026年３月31日）

繰延税金資産の回収可能性

(1)　当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

（単位：百万円）

繰延税金資産	377

(2)　識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

将来の利益計画に基づいた課税所得の見積りを実施したうえで、回収可能性があると判断した将来減算一時差異の金額に実効税率を乗じて繰延税金資産の金額を算出しております。

② 主要な仮定

繰延税金資産の回収可能性の有無は、将来課税所得の十分性に基づき判断しております。将来課税所得は、当社及び連結子会社が策定した事業計画を前提としており、当該事業計画における主要な仮定は、プロジェクトごとの契約高、販売口数及び販売単価であります。

③ 翌連結会計年度の連結財務諸表に与える影響

繰延税金資産は、過去の業績や将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額に基づき見積っております。当該見積りは、市場環境、需要動向、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、前提とした条件が異なった場合に、翌連結会計年度の連結財務諸表において、繰延税金資産の金額に重要な影響を及ぼす可能性があります。

（会計方針の変更）

前連結会計年度（自　2024年４月１日　至　2025年３月31日）

（「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用）

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号　2022年10月28日。以下、「法人税等会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用しております。

なお、当該会計方針の変更による連結財務諸表への影響はありません。

当連結会計年度（自　2025年４月１日　至　2026年３月31日）

該当事項はありません。

（未適用の会計基準等）

前連結会計年度(自　2024年４月１日　至　2025年３月31日)

・「リースに関する会計基準」（企業会計基準第34号　2024年９月13日　企業会計基準委員会）
・「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第33号　2024年９月13日　企業会計基準委員会）
等

(1) 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組の一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2) 適用予定日

2028年３月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

当連結会計年度(自　2025年４月１日　至　2026年３月31日)

・「リースに関する会計基準」（企業会計基準第34号　2024年９月13日　企業会計基準委員会）
・「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第33号　2024年９月13日　企業会計基準委員会）
等

(1) 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組の一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2) 適用予定日

2028年３月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

（追加情報）

当社及び一部の連結子会社は、資金決済に関する法律（平成21年法律第59号）における暗号資産を保有しております。なお、暗号資産に関する注記は以下のとおりであります。

(1) 暗号資産の連結貸借対照表計上額

	前連結会計年度 (2025年３月31日)	当連結会計年度 (2026年３月31日)
保有する暗号資産	1,041 百万円	1,096 百万円
合計	1,041 百万円	1,096 百万円

(2) 保有する暗号資産の種類ごとの保有数量及び連結貸借対照表計上額

① 活発な市場が存在する暗号資産

	前連結会計年度 (2025年３月31日)			当連結会計年度 (2026年３月31日)		
種類	保有数量	単位	連結貸借対照表計上額	保有数量	単位	連結貸借対照表計上額
ETH	1.30	ETH	0 百万円	1.62	ETH	0 百万円
NAC	1,572,064	NAC	1,041 〃	1,424,341	NAC	1,095 〃
合計	－	－	1,041 百万円	－	－	1,096 百万円

② 活発な市場が存在しない暗号資産

該当事項はありません。

（連結貸借対照表関係）

※１　有形固定資産の減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 （2025年３月31日）	当連結会計年度 （2026年３月31日）
有形固定資産の減価償却累計額	669 百万円	1,059 百万円

※２　関係会社

関連会社に対するものは次のとおりであります。

	前連結会計年度 （2025年３月31日）	当連結会計年度 （2026年３月31日）
投資有価証券（株式）	14 百万円	16 百万円
（うち、共同支配企業に対する投資の金額）	（14 〃）	（16 〃）

※３　担保資産及び担保付債務

担保に供している資産及び担保付債務は次のとおりであります。

	前連結会計年度 （2025年３月31日）	当連結会計年度 （2026年３月31日）
現金及び預金	292 百万円	245 百万円
仕掛販売用不動産	― 〃	1,712 〃
建物及び構築物	389 〃	592 〃
土地	343 〃	242 〃
計	1,026 百万円	2,793 百万円

	前連結会計年度 （2025年３月31日）	当連結会計年度 （2026年３月31日）
短期借入金	1,100 百万円	340 百万円
１年内返済予定の長期借入金	39 〃	1,346 〃
長期借入金	2,723 〃	3,124 〃
計	3,862 百万円	4,811 百万円

※４　当座貸越契約及び貸出コミットメント契約

連結会計年度末における当座貸越契約及び貸出コミットメントに係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

	前連結会計年度 （2025年３月31日）	当連結会計年度 （2026年３月31日）
当座貸越極度額 及び貸出コミットメントの総額	12,400 百万円	13,500 百万円
借入実行残高	3,340 〃	4,470 〃
差引額	9,060 百万円	9,030 百万円

（連結損益計算書関係）

※１　顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、連結財務諸表「注記事項　（収益認識関係）　１　顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

※２　期末棚卸高は収益性の低下に伴う簿価切下後の金額であり、次の棚卸資産評価損が売上原価に含まれております。

前連結会計年度 （自　2024年４月１日 至　2025年３月31日）	当連結会計年度 （自　2025年４月１日 至　2026年３月31日）
－ 百万円	48 百万円

※３　販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 （自　2024年４月１日 至　2025年３月31日）	当連結会計年度 （自　2025年４月１日 至　2026年３月31日）
給料賃金	1,056 百万円	1,748 百万円
広告宣伝費	686 〃	1,301 〃
地代家賃	451 〃	805 〃
賞与引当金繰入額	241 〃	307 〃
役員賞与引当金繰入額	－ 〃	22 〃
減価償却費	422 〃	579 〃

※４　固定資産売却益の内容は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 （自　2024年４月１日 至　2025年３月31日）	当連結会計年度 （自　2025年４月１日 至　2026年３月31日）
建物及び構築物	－ 百万円	7 百万円
機械装置及び運搬具	－ 〃	23 〃
土地	－ 〃	0 〃
その他	－ 〃	0 〃
計	－ 百万円	31 百万円

※５　固定資産売却損の内容は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 （自　2024年４月１日 至　2025年３月31日）	当連結会計年度 （自　2025年４月１日 至　2026年３月31日）
機械装置及び運搬具	－ 百万円	5 百万円
その他	－ 〃	2 〃
計	－ 百万円	8 百万円

※６　固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 （自　2024年４月１日 至　2025年３月31日）	当連結会計年度 （自　2025年４月１日 至　2026年３月31日）
建物及び構築物	－ 百万円	22 百万円
その他	1 〃	－ 〃
計	1 百万円	22 百万円

※7　減損損失

前連結会計年度(自　2024年４月１日　至　2025年３月31日)

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	減損損失（百万円）
NOT A HOTEL2nd株式会社 （東京都新宿区）	事業用資産	ソフトウエア	10

当社グループは、原則として、継続的に収支の把握を行っている管理会計上の区分ごとに資産のグルーピングを行っております。

当社グループの事業撤退の方針が決定したソフトウエアについて、帳簿価額を回収可能価額まで減額することとしました。事業用資産について、回収可能価額は使用価値により測定しておりますが、当該資産は将来キャッシュ・フローがゼロであるため回収可能価額をゼロとしております。

当連結会計年度(自　2025年４月１日　至　2026年３月31日)

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	減損損失（百万円）
NOT A HOTEL株式会社 （現：ＮＯＴＡ株式会社） （東京都中央区）	事業用資産	建設仮勘定	7

当社グループは、原則として、継続的に収支の把握を行っている管理会計上の区分ごとに資産のグルーピングを行っております。

当社グループの事業撤退の方針が決定した建設仮勘定について、帳簿価額を回収可能価額まで減額することとしました。事業用資産について、回収可能価額は使用価値により測定しておりますが、当該資産は将来キャッシュ・フローがゼロであるため回収可能価額をゼロとしております。

（連結包括利益計算書関係）

※ その他の包括利益に係る組替調整額並びに法人税等及び税効果額

（百万円）

	前連結会計年度 （自　2024年４月１日 至　2025年３月31日）	当連結会計年度 （自　2025年４月１日 至　2026年３月31日）
繰延ヘッジ損益		
当期発生額	3	36
組替調整額	－	－
資産の取得原価調整額	－	△18
法人税等及び税効果調整前	3	17
法人税等及び税効果額	△1	△6
繰延ヘッジ損益	2	11
その他の包括利益合計	2	11

（連結株主資本等変動計算書関係）

前連結会計年度（自　2024年４月１日　至　2025年３月31日）

１　発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式（株）	500,000	－	－	500,000
Ａ種優先株式（株）	155,530	－	－	155,530
Ａ１種優先株式（株）	141,194	－	－	141,194
Ａ２種優先株式（株）	245,742	－	－	245,742
Ｂ種優先株式（株）	－	48,227	－	48,227
Ｂ１種優先株式（株）	－	155,800	－	155,800
Ｂ２種優先株式（株）	－	26,047	－	26,047
合計	1,042,466	230,074	－	1,272,540

（変動事由の概要）

Ｂ種優先株式の増加48,227株は、J-KISS型新株予約権の転換によるものであります。

Ｂ１種優先株式の増加155,800株は、第三者割当による新株の発行によるものであります。

Ｂ２種優先株式の増加19,378株は、第三者割当による新株の発行によるものであります。

Ｂ２種優先株式の増加6,669株は、連結子会社吸収合併時の株式交換に伴う新株の発行によるものであります。

２　自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3　新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数（株）				当連結会計年度末残高（百万円）
			当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末	
提出会社	2021年自社株式オプションとしての第１回新株予約権	－	－	－	－	－	0
	2021年自社株式オプションとしての第２回新株予約権	－	－	－	－	－	1
	2021年ストック・オプションとしての第３回新株予約権	－	－	－	－	－	－
	2021年自社株式オプションとしての第４回新株予約権	－	－	－	－	－	0
	2021年ストック・オプションとしての第５回新株予約権	－	－	－	－	－	－
	2021年ストック・オプションとしての第６回新株予約権	－	－	－	－	－	－
	2022年ストック・オプションとしての第７回新株予約権	－	－	－	－	－	－
	2022年自社株式オプションとしての第８回新株予約権	－	－	－	－	－	0
	2023年自社株式オプションとしての第９回新株予約権	－	－	－	－	－	0
	2023年ストック・オプションとしての第10回新株予約権（注）１	－	－	－	－	－	－
	2024年自社株式オプションとしての第11回新株予約権	－	－	－	－	－	2
	2025年自社株式オプションとしての第12回新株予約権	－	－	－	－	－	2
	2025年ストック・オプションとしての第13回新株予約権（注）１	－	－	－	－	－	－
	第６回J-KISS型新株予約権（注）２	優先株式	－	7,827	－	7,827	310
合計			－	7,827	－	7,827	317

（注）１．権利行使期間の初日が到来しておりません。
　　２．第６回J-KISS型新株予約権の増加は、新株予約権の発行によるものであります。

4　配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

該当事項はありません。

当連結会計年度(自　2025年４月１日　至　2026年３月31日)

１　発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	500,000	2,576	－	502,576
Ａ種優先株式(株)	155,530	－	－	155,530
Ａ１種優先株式(株)	141,194	－	－	141,194
Ａ２種優先株式(株)	245,742	－	－	245,742
Ｂ種優先株式(株)	48,227	－	－	48,227
Ｂ１種優先株式(株)	155,800	－	－	155,800
Ｂ２種優先株式(株)	26,047	－	－	26,047
Ｃ種優先株式(株)	－	7,827	－	7,827
Ｃ１種優先株式(株)	－	52,501	－	52,501
合計	1,272,540	62,904	－	1,335,444

(変動事由の概要)

普通株式の増加2,576株は、第三者割当による新株の発行によるものであります。

Ｃ種優先株式の増加7,827株は、第６回J-KISS型新株予約権の転換によるものであります。

Ｃ１種優先株式の増加52,501株は、第三者割当による新株の発行によるものであります。

２　自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3　新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数（株）				当連結会計年度末残高（百万円）
			当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末	
提出会社	2021年自社株式オプションとしての第１回新株予約権	－	－	－	－	－	0
	2021年自社株式オプションとしての第２回新株予約権	－	－	－	－	－	1
	2021年ストック・オプションとしての第３回新株予約権	－	－	－	－	－	－
	2021年自社株式オプションとしての第４回新株予約権	－	－	－	－	－	0
	2021年ストック・オプションとしての第５回新株予約権	－	－	－	－	－	－
	2021年ストック・オプションとしての第６回新株予約権	－	－	－	－	－	－
	2022年ストック・オプションとしての第７回新株予約権	－	－	－	－	－	－
	2022年自社株式オプションとしての第８回新株予約権	－	－	－	－	－	0
	2023年自社株式オプションとしての第９回新株予約権	－	－	－	－	－	0
	2023年ストック・オプションとしての第10回新株予約権	－	－	－	－	－	－
	2024年自社株式オプションとしての第11回新株予約権	－	－	－	－	－	2
	2025年自社株式オプションとしての第12回新株予約権	－	－	－	－	－	2
	2025年ストック・オプションとしての第13回新株予約権（注）	－	－	－	－	－	－
	2025年ストック・オプションとしての第14回新株予約権（注）	－	－	－	－	－	－
	2025年自社株式オプションとしての第15回新株予約権	－	－	－	－	－	0
	2025年ストック・オプションとしての第16回新株予約権（注）	－	－	－	－	－	－
	2025年自社株式オプションとしての第17回新株予約権	－	－	－	－	－	4
	2026年ストック・オプションとしての第18回新株予約権（注）	－	－	－	－	－	－
	2026年自社株式オプションとしての第19回新株予約権	－	－	－	－	－	39
合計			－	－	－	－	51

（注）権利行使期間の初日が到来しておりません。

4　配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

該当事項はありません。

（連結キャッシュ・フロー計算書関係）

※１　現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 （自　2024年４月１日 至　2025年３月31日）	当連結会計年度 （自　2025年４月１日 至　2026年３月31日）
現金及び預金	10,637 百万円	12,092 百万円
現金及び現金同等物	10,637 百万円	12,092 百万円

※２　株式の取得により新たに連結子会社となった会社の資産及び負債の主な内訳

前連結会計年度（自　2024年４月１日　至　2025年３月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自　2025年４月１日　至　2026年３月31日）

株式の取得により、新たに株式会社知念海洋レジャーセンターを連結したことに伴う連結開始時の資産及び負債の内訳及び株式会社知念海洋レジャーセンターの取得価額と取得による収入（純額）との関係は以下のとおりであります。

流動資産	2 百万円
固定資産	18 百万円
のれん	123 百万円
流動負債	△61 百万円
固定負債	△83 百万円
連結子会社株式の取得価額	0 百万円
連結子会社の現金及び現金同等物	△0 百万円
差引：株式会社知念海洋レジャーセンター取得による収入	0 百万円

（リース取引関係）

前連結会計年度(自　2024年４月１日　至　2025年３月31日)

１　ファイナンス・リース取引

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

２　オペレーティング・リース取引

（借主側）

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

１年内	129 百万円
１年超	1,283 〃
合計	1,412 百万円

（貸主側）

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

１年内	24 百万円
１年超	1,184 〃
合計	1,208 百万円

当連結会計年度(自　2025年４月１日　至　2026年３月31日)

１　ファイナンス・リース取引

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

２　オペレーティング・リース取引

（借主側）

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

１年内	241 百万円
１年超	1,464 〃
合計	1,705 百万円

（貸主側）

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

１年内	27 百万円
１年超	1,318 〃
合計	1,346 百万円

（金融商品関係）

前連結会計年度（自　2024年４月１日　至　2025年３月31日）

１　金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金計画に基づき必要な資金を調達しております。一時的な余資は預金等の安全性の高い金融資産で運用し、デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

長期貸付金は、従業員に対する貸付金であり、貸付先の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は株式であり、発行会社の信用リスクに晒されております。

差入保証金は、主に不動産の販売における手付金等の保全措置に供する保証金であり、差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、１年以内の支払期日であります。

借入金は、主に運転資金や土地の仕入、開発に係る資金調達であり、変動金利の借入金については金利変動のリスクに晒されております。リース債務は、主に設備投資に係る資金調達であります。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債務に係る為替の変動リスクを回避する目的とした為替予約取引であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①　信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、営業債権について、社内規程に従い、取引先ごとに期日管理及び残高管理の徹底を行うとともに、財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

投資有価証券については、定期的に発行会社の財務状況等を把握しております。

差入保証金については、差入先の信用状況を把握することにより信用リスクを管理しております。

②　市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社グループでは、借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、定期的に市場金利の状況を把握し、金融機関から金融商品に関する情報を収集し定期的に借入先及び契約内容の見直しを実施しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、社内規程に従い担当部署が決裁担当者の承認を得て行っております。

③　資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、各部署からの報告に基づき、担当部署が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2　金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 （百万円）	時価 （百万円）	差額 （百万円）
差入保証金	4,921	4,862	△58
資産計	4,921	4,862	△58
長期借入金 （１年内返済予定を含む）	4,783	4,738	△44
負債計	4,783	4,738	△44

(*1)　「現金及び預金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。また、「売掛金」「買掛金」「短期借入金」「未払金」「未払法人税等」については、主に短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。 その他、連結貸借対照表計上額の重要性が乏しい科目については、記載を省略しております。

(*2)　市場価格のない株式等は上表には含まれておりません。市場価格のない株式等の連結貸借対照表計上額は次のとおりであります。

区分	当連結会計年度(百万円)
非上場株式	44

（注１）金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	１年以内 （百万円）	１年超 ５年以内 （百万円）	５年超 10年以内 （百万円）	10年超 （百万円）
現金及び預金	10,637	－	－	－
売掛金	743	12	－	－
差入保証金(*)	3,630	638	1	30
合計	15,011	651	1	30

(*) 差入保証金については、償還予定が確定しているもののみ記載しており、返還期日を明確に把握できないもの（621百万円）については、償還予定額には含めておりません。

（注２）長期借入金、リース債務の連結決算日後の返済予定額

	１年以内 （百万円）	１年超 ２年以内 （百万円）	２年超 ３年以内 （百万円）	３年超 ４年以内 （百万円）	４年超 ５年以内 （百万円）	５年超 （百万円）
長期借入金	117	3,854	487	20	21	281
リース債務	22	16	13	13	7	―
合計	140	3,871	500	34	29	281

3　金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル２の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価(百万円)			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
差入保証金	－	4,862	－	4,862
資産計	－	4,862	－	4,862
長期借入金	－	4,738	－	4,738
負債計	－	4,738	－	4,738

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

差入保証金

差入保証金は、その将来のキャッシュ・フローを国債の利回りで割り引いた現在価値により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

当連結会計年度(自　2025年４月１日　至　2026年３月31日)

１　金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金計画に基づき必要な資金を調達しております。一時的な余資は預金等の安全性の高い金融資産で運用し、デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

長期貸付金は、従業員に対する貸付金であり、貸付先の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は株式であり、発行会社の信用リスクに晒されております。

差入保証金は、主に不動産の販売における手付金等の保全措置に供する保証金であり、差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、１年以内の支払期日であります。

借入金は、主に運転資金や土地の仕入、開発に係る資金調達であり、変動金利の借入金については金利変動のリスクに晒されております。リース債務は、主に設備投資に係る資金調達であります。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債務に係る為替の変動リスクを回避する目的とした為替予約取引であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①　信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社グループは、営業債権について、社内規程に従い、取引先ごとに期日管理及び残高管理の徹底を行うとともに、財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

投資有価証券については、定期的に発行会社の財務状況等を把握しております。

差入保証金については、差入先の信用状況を把握することにより信用リスクを管理しております。

②　市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

当社グループでは、借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、定期的に市場金利の状況を把握し、金融機関から金融商品に関する情報を収集し定期的に借入先及び契約内容の見直しを実施しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、社内規程に従い担当部署が決裁担当者の承認を得て行っております。

③　資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社グループは、各部署からの報告に基づき、担当部署が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2　金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 （百万円）	時価 （百万円）	差額 （百万円）
差入保証金	3,348	3,286	△61
資産計	3,348	3,286	△61
長期借入金 （１年内返済予定を含む）	8,099	8,048	△51
負債計	8,099	8,048	△51

(*1)　「現金及び預金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。また、「売掛金」「買掛金」「短期借入金」「未払金」「未払法人税等」については、主に短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。 その他、連結貸借対照表計上額の重要性が乏しい科目については、記載を省略しております。

(*2)　市場価格のない株式等は上表には含まれておりません。市場価格のない株式等の連結貸借対照表計上額は次のとおりであります。

区分	当連結会計年度(百万円)
非上場株式	46

（注１）金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	１年以内 （百万円）	１年超 ５年以内 （百万円）	５年超 10年以内 （百万円）	10年超 （百万円）
現金及び預金	12,092	－	－	－
売掛金	305	2	－	－
差入保証金(*)	2,354	584	23	17
合計	14,752	586	23	17

(*) 差入保証金については、償還予定が確定しているもののみ記載しており、返還期日を明確に把握できないもの（367百万円）については、償還予定額には含めておりません。

（注２）長期借入金、リース債務の連結決算日後の返済予定額

	１年以内 （百万円）	１年超 ２年以内 （百万円）	２年超 ３年以内 （百万円）	３年超 ４年以内 （百万円）	４年超 ５年以内 （百万円）	５年超 （百万円）
長期借入金	3,080	2,985	1,362	115	43	513
リース債務	82	79	74	83	32	―
合計	3,163	3,065	1,436	198	75	513

3　金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル２の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価(百万円)			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
差入保証金	－	3,286	－	3,286
資産計	－	3,286	－	3,286
長期借入金	－	8,048	－	8,048
負債計	－	8,048	－	8,048

(注)　時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

差入保証金

差入保証金は、その将来のキャッシュ・フローを国債の利回りで割り引いた現在価値により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

（有価証券関係）

前連結会計年度(自　2024年４月１日　至　2025年３月31日)

1　その他有価証券

非上場株式（連結貸借対照表計上額　30百万円）は、市場価格のない株式等のため、記載しておりません。

2　連結会計年度中に売却したその他有価証券

該当事項はありません。

3　減損処理を行った有価証券

該当事項はありません。

当連結会計年度(自　2025年４月１日　至　2026年３月31日)

1　その他有価証券

非上場株式（連結貸借対照表計上額　30百万円）は、市場価格のない株式等のため、記載しておりません。

2　連結会計年度中に売却したその他有価証券

該当事項はありません。

3　減損処理を行った有価証券

該当事項はありません。

（デリバティブ取引関係）

前連結会計年度(自　2024年４月１日　至　2025年３月31日)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自　2025年４月１日　至　2026年３月31日)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

（ストック・オプション等関係）

前連結会計年度(自　2024年４月１日　至　2025年３月31日)

１．ストック・オプションにかかる費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

２．ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

当連結会計年度(2025年３月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

なお、当社は、2026年９月30日付で普通株式１株につき50株の割合で株式分割を行っており、以下は、当該株式分割を反映した数値を記載しております。

(1) ストック・オプションの内容

	第１回新株予約権	第２回新株予約権
会社名	提出会社	提出会社
決議年月日	2021年１月28日	2021年１月28日
付与対象者の区分及び人数	社外協力者　１名	当社取締役　２名 当社監査役　１名 当社従業員　１名 社外協力者　１名
株式の種類別のストック・オプションの数	普通株式　655,450株	普通株式　819,450株
付与日	2021年１月31日	2021年１月31日
権利確定条件	「第４ 提出会社の状況 １ 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第４ 提出会社の状況 １ 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	2021年２月１日～2031年１月31日	2021年２月１日～2031年１月31日

	第３回新株予約権	第４回新株予約権
会社名	提出会社	提出会社
決議年月日	2021年１月28日	2021年６月17日
付与対象者の区分及び人数	当社従業員　３名	社外協力者　３名
株式の種類別のストック・オプションの数	普通株式　983,350株	普通株式　147,450株
付与日	2021年１月31日	2021年６月30日
権利確定条件	「第４ 提出会社の状況 １ 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第４ 提出会社の状況 １ 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	2023年２月１日～2030年12月31日	2021年７月１日～2031年６月30日

	第５回新株予約権	第６回新株予約権
会社名	提出会社	提出会社
決議年月日	2021年６月17日	2021年８月４日
付与対象者の区分及び人数	当社従業員　３名	当社従業員　５名
株式の種類別のストック・オプションの数	普通株式　131,150株	普通株式　278,550株
付与日	2021年６月30日	2021年８月６日
権利確定条件	「第４ 提出会社の状況 １ 株式等の状況（2）新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第４ 提出会社の状況 １ 株式等の状況（2）新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	2023年７月１日～2031年５月31日	2023年８月７日～2031年７月６日

	第７回新株予約権	第８回新株予約権
会社名	提出会社	提出会社
決議年月日	2022年３月11日	2022年５月24日
付与対象者の区分及び人数	当社従業員　８名	当社従業員　１名
株式の種類別のストック・オプションの数	普通株式　278,450株	普通株式　32,750株
付与日	2022年３月18日	2022年６月１日
権利確定条件	「第４ 提出会社の状況 １ 株式等の状況（2）新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第４ 提出会社の状況 １ 株式等の状況（2）新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	2024年３月19日～2032年２月18日	2022年６月２日～2032年６月１日

	第９回新株予約権	第10回新株予約権
会社名	提出会社	提出会社
決議年月日	2023年３月20日	2023年３月20日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役　　１名 当社監査役　　１名 子会社取締役　１名	当社取締役　１名 当社従業員　４名
株式の種類別のストック・オプションの数	普通株式　492,500株	普通株式　1,303,650株
付与日	2023年３月31日	2023年３月31日
権利確定条件	「第４ 提出会社の状況 １ 株式等の状況（2）新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第４ 提出会社の状況 １ 株式等の状況（2）新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	2023年４月１日～2033年３月31日	2025年４月１日～2033年２月28日

	第11回新株予約権	第12回新株予約権
会社名	提出会社	提出会社
決議年月日	2024年11月27日	2025年１月28日
付与対象者の区分及び人数	社外協力者　１名	社外協力者　１名
株式の種類別のストック・オプションの数	普通株式　692,300株	普通株式　692,300株
付与日	2024年12月１日	2025年１月28日
権利確定条件	「第４ 提出会社の状況 １ 株式等の状況（2）新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第４ 提出会社の状況 １ 株式等の状況（2）新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	2024年12月２日～2034年12月１日	2025年１月29日～2035年１月28日

	第13回新株予約権
会社名	提出会社
決議年月日	2025年２月６日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役　　１名 当社従業員　　４名 子会社従業員　１名
株式の種類別のストック・オプションの数	普通株式　1,102,150株
付与日	2025年２月６日
権利確定条件	「第４ 提出会社の状況 １ 株式等の状況（2）新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	2027年２月７日～2035年２月６日

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

① ストック・オプションの数

	第１回新株予約権	第２回新株予約権	第３回新株予約権	第４回新株予約権	第５回新株予約権
会社名	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	2021年１月28日	2021年１月28日	2021年１月28日	2021年６月17日	2021年６月17日
権利確定前（株）					
前連結会計年度末	655,450	819,450	983,350	147,450	114,750
付与	－	－	－	－	－
失効	－	－	－	－	16,400
権利確定	－	－	－	－	－
未確定残	655,450	819,450	983,350	147,450	98,350
権利確定後（株）					
前連結会計年度末	－	－	－	－	－
権利確定	－	－	－	－	－
権利行使	－	－	－	－	－
失効	－	－	－	－	－
未行使残	－	－	－	－	－

	第６回新株予約権	第７回新株予約権	第８回新株予約権	第９回新株予約権	第10回新株予約権
会社名	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	2021年８月４日	2022年３月11日	2022年５月24日	2023年３月20日	2023年３月20日
権利確定前（株）					
前連結会計年度末	147,450	121,200	32,750	492,500	1,303,650
付与	－	－	－	－	－
失効	－	49,100	－	－	－
権利確定	－	－	－	－	－
未確定残	147,450	72,100	32,750	492,500	1,303,650
権利確定後（株）					
前連結会計年度末	－	－	－	－	－
権利確定	－	－	－	－	－
権利行使	－	－	－	－	－
失効	－	－	－	－	－
未行使残	－	－	－	－	－

	第11回新株予約権	第12回新株予約権	第13回新株予約権
会社名	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	2024年11月27日	2025年１月28日	2025年２月６日
権利確定前（株）			
前連結会計年度末	－	－	－
付与	692,300	692,300	1,102,150
失効	－	－	－
権利確定	－	－	－
未確定残	692,300	692,300	1,102,150
権利確定後（株）			
前連結会計年度末	－	－	－
権利確定	－	－	－
権利行使	－	－	－
失効	－	－	－
未行使残	－	－	－

② 単価情報

	第１回新株予約権	第２回新株予約権	第３回新株予約権	第４回新株予約権	第５回新株予約権
会社名	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	2021年１月28日	2021年１月28日	2021年１月28日	2021年６月17日	2021年６月17日
権利行使価格（円）	62.00	62.00	61.64	62.00	61.64
行使時平均株価（円）	－	－	－	－	－
付与日における公正な評価単価（円）	1.40	1.40	－	1.40	－

	第６回新株予約権	第７回新株予約権	第８回新株予約権	第９回新株予約権	第10回新株予約権
会社名	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	2021年８月４日	2022年３月11日	2022年５月24日	2023年３月20日	2023年３月20日
権利行使価格（円）	61.64	61.64	62.00	102.00	102.00
行使時平均株価（円）	－	－	－	－	－
付与日における公正な評価単価（円）	－	－	1.40	1.52	－

	第11回新株予約権	第12回新株予約権	第13回新株予約権
会社名	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	2024年11月27日	2025年１月28日	2025年２月６日
権利行使価格（円）	224.00	224.00	224.00
行使時平均株価（円）	－	－	－
付与日における公正な評価単価（円）	3.30	3.30	－

3．当連結会計年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

(1)　第13回ストック・オプションの付与時点において当社株式は未公開株式であるため、ストック・オプションの公正な評価単価の本源的価値をもってストック・オプションの評価単価としております。また、単位当たりの本源的価値を算定する基礎となる当社の株式価値は、ＤＣＦ法により算定しております。

(2)　第11回及び第12回新株予約権についての公正な評価単価の見積方法

①使用した評価技法：モンテカルロ・シミュレーション

②主な基礎数値及びその見積方法

	第11回新株予約権 第12回新株予約権
株価変動性（注）１	30.07%
満期までの期間（注）２	10年
配当利回り（注）３	0%
無リスク利子率（注）４	0.95%

（注）１.類似上場企業のボラティリティの平均値に基づいております。

２.新株予約権の付与決議日から満期までの期間によっております。

３.直近事業年度における配当実績によっております。

４.満期までの期間に対応した償還年月日の長期国債利回りであります。

4．ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5．ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

当連結会計年度末における本源的価値の合計額	1,744百万円
当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額	－百万円

当連結会計年度(自　2025年４月１日　至　2026年３月31日)

１．ストック・オプションにかかる費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

２．ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

当連結会計年度(2026年３月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

なお、当社は、2026年９月30日付で普通株式１株につき50株の割合で株式分割を行っており、以下は、当該株式分割を反映した数値を記載しております。

(1) ストック・オプションの内容

	第１回新株予約権	第２回新株予約権
会社名	提出会社	提出会社
決議年月日	2021年１月28日	2021年１月28日
付与対象者の区分及び人数	社外協力者　１名	当社取締役　２名 当社監査役　１名 当社従業員　１名 社外協力者　１名
株式の種類別のストック・オプションの数	普通株式　655,450株	普通株式　819,450株
付与日	2021年１月31日	2021年１月31日
権利確定条件	「第４ 提出会社の状況 １ 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第４ 提出会社の状況 １ 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	2021年２月１日～2031年１月31日	2021年２月１日～2031年１月31日

	第３回新株予約権	第４回新株予約権
会社名	提出会社	提出会社
決議年月日	2021年１月28日	2021年６月17日
付与対象者の区分及び人数	当社従業員　３名	社外協力者　３名
株式の種類別のストック・オプションの数	普通株式　983,350株	普通株式　147,450株
付与日	2021年１月31日	2021年６月30日
権利確定条件	「第４ 提出会社の状況 １ 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第４ 提出会社の状況 １ 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	2023年２月１日～2030年12月31日	2021年７月１日～2031年６月30日

	第５回新株予約権	第６回新株予約権
会社名	提出会社	提出会社
決議年月日	2021年６月17日	2021年８月４日
付与対象者の区分及び人数	当社従業員　３名	当社従業員　５名
株式の種類別のストック・オプションの数	普通株式　131,150株	普通株式　278,550株
付与日	2021年６月30日	2021年８月６日
権利確定条件	「第４ 提出会社の状況 １ 株式等の状況（2）新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第４ 提出会社の状況 １ 株式等の状況（2）新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	2023年７月１日～2031年５月31日	2023年８月７日～2031年７月６日

	第７回新株予約権	第８回新株予約権
会社名	提出会社	提出会社
決議年月日	2022年３月11日	2022年５月24日
付与対象者の区分及び人数	当社従業員　８名	当社従業員　１名
株式の種類別のストック・オプションの数	普通株式　278,450株	普通株式　32,750株
付与日	2022年３月18日	2022年６月１日
権利確定条件	「第４ 提出会社の状況 １ 株式等の状況（2）新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第４ 提出会社の状況 １ 株式等の状況（2）新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	2024年３月19日～2032年２月18日	2022年６月２日～2032年６月１日

	第９回新株予約権	第10回新株予約権
会社名	提出会社	提出会社
決議年月日	2023年３月20日	2023年３月20日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役　　１名 当社監査役　　１名 子会社取締役　１名	当社取締役　１名 当社従業員　４名
株式の種類別のストック・オプションの数	普通株式　492,500株	普通株式　1,303,650株
付与日	2023年３月31日	2023年３月31日
権利確定条件	「第４ 提出会社の状況 １ 株式等の状況（2）新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第４ 提出会社の状況 １ 株式等の状況（2）新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	2023年４月１日～2033年３月31日	2025年４月１日～2033年２月28日

	第11回新株予約権	第12回新株予約権
会社名	提出会社	提出会社
決議年月日	2024年11月27日	2025年１月28日
付与対象者の区分及び人数	社外協力者　１名	社外協力者　１名
株式の種類別のストック・オプションの数	普通株式　692,300株	普通株式　692,300株
付与日	2024年12月１日	2025年１月28日
権利確定条件	「第４ 提出会社の状況 １ 株式等の状況（2）新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第４ 提出会社の状況 １ 株式等の状況（2）新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	2024年12月２日～2034年12月１日	2025年１月29日～2035年１月28日

	第13回新株予約権	第14回新株予約権
会社名	提出会社	提出会社
決議年月日	2025年２月６日	2025年７月25日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役　　１名 当社従業員　　４名 子会社従業員　１名	子会社取締役　２名
株式の種類別のストック・オプションの数	普通株式　1,102,150株	普通株式　79,800株
付与日	2025年２月６日	2025年７月25日
権利確定条件	「第４ 提出会社の状況 １ 株式等の状況（2）新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第４ 提出会社の状況 １ 株式等の状況（2）新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	2027年２月７日～2035年２月６日	2027年７月26日～2035年７月25日

	第15回新株予約権	第16回新株予約権
会社名	提出会社	提出会社
決議年月日	2025年７月25日	2025年９月10日
付与対象者の区分及び人数	社外協力者　１名	当社従業員　　４名 子会社取締役　１名
株式の種類別のストック・オプションの数	普通株式　26,600株	普通株式　642,600株
付与日	2025年７月25日	2025年９月10日
権利確定条件	「第４ 提出会社の状況 １ 株式等の状況（2）新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第４ 提出会社の状況 １ 株式等の状況（2）新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	2025年７月26日～2035年７月25日	2027年９月11日～2035年９月10日

	第17回新株予約権	第18回新株予約権
会社名	提出会社	提出会社
決議年月日	2025年９月10日	2026年２月16日
付与対象者の区分及び人数	当社従業員　１名	当社従業員　３名
株式の種類別のストック・オプションの数	普通株式　619,850株	普通株式　110,750株
付与日	2025年９月10日	2026年２月16日
権利確定条件	「第４ 提出会社の状況 １ 株式等の状況（2）新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第４ 提出会社の状況 １ 株式等の状況（2）新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	2025年９月11日～2035年９月10日	2028年２月17日～2036年２月16日

	第19回新株予約権
会社名	提出会社
決議年月日	2026年２月16日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役　　２名 当社従業員　　４名 子会社取締役　１名
株式の種類別のストック・オプションの数	普通株式　4,957,400株
付与日	2026年２月16日
権利確定条件	「第４ 提出会社の状況 １ 株式等の状況（2）新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	2026年２月17日～2036年２月16日

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

① ストック・オプションの数

	第１回新株予約権	第２回新株予約権	第３回新株予約権	第４回新株予約権	第５回新株予約権
会社名	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	2021年１月28日	2021年１月28日	2021年１月28日	2021年６月17日	2021年６月17日
権利確定前（株）					
前連結会計年度末	655,450	819,450	983,350	147,450	98,350
付与	－	－	－	－	－
失効	－	－	－	－	－
権利確定	－	－	－	－	－
未確定残	655,450	819,450	983,350	147,450	98,350
権利確定後（株）					
前連結会計年度末	－	－	－	－	－
権利確定	－	－	－	－	－
権利行使	－	－	－	－	－
失効	－	－	－	－	－
未行使残	－	－	－	－	－

	第６回新株予約権	第７回新株予約権	第８回新株予約権	第９回新株予約権	第10回新株予約権
会社名	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	2021年８月４日	2022年３月11日	2022年５月24日	2023年３月20日	2023年３月20日
権利確定前（株）					
前連結会計年度末	147,450	72,100	32,750	492,500	1,303,650
付与	－	－	－	－	－
失効	－	－	－	－	－
権利確定	－	－	－	－	－
未確定残	147,450	72,100	32,750	492,500	1,303,650
権利確定後（株）					
前連結会計年度末	－	－	－	－	－
権利確定	－	－	－	－	－
権利行使	－	－	－	－	－
失効	－	－	－	－	－
未行使残	－	－	－	－	－

	第11回新株予約権	第12回新株予約権	第13回新株予約権	第14回新株予約権	第15回新株予約権
会社名	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	2024年11月27日	2025年１月28日	2025年２月６日	2025年７月25日	2025年７月25日
権利確定前（株）					
前連結会計年度末	692,300	692,300	1,102,150	－	－
付与	－	－	－	79,800	26,600
失効	－	－	－	－	－
権利確定	－	－	－	－	－
未確定残	692,300	692,300	1,102,150	79,800	26,600
権利確定後（株）					
前連結会計年度末	－	－	－	－	－
権利確定	－	－	－	－	－
権利行使	－	－	－	－	－
失効	－	－	－	－	－
未行使残	－	－	－	－	－

	第16回新株予約権	第17回新株予約権	第18回新株予約権	第19回新株予約権
会社名	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	2025年９月10日	2025年９月10日	2026年２月16日	2026年２月16日
権利確定前（株）				
前連結会計年度末	－	－	－	－
付与	642,600	619,850	110,750	4,957,400
失効	－	－	－	－
権利確定	－	－	－	－
未確定残	642,600	619,850	110,750	4,957,400
権利確定後（株）				
前連結会計年度末	－	－	－	－
権利確定	－	－	－	－
権利行使	－	－	－	－
失効	－	－	－	－
未行使残	－	－	－	－

② 単価情報

	第１回新株予約権	第２回新株予約権	第３回新株予約権	第４回新株予約権	第５回新株予約権
会社名	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	2021年１月28日	2021年１月28日	2021年１月28日	2021年６月17日	2021年６月17日
権利行使価格（円）	62.00	62.00	61.64	62.00	61.64
行使時平均株価（円）	－	－	－	－	－
付与日における公正な評価単価（円）	1.40	1.40	－	1.40	－

	第６回新株予約権	第７回新株予約権	第８回新株予約権	第９回新株予約権	第10回新株予約権
会社名	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	2021年８月４日	2022年３月11日	2022年５月24日	2023年３月20日	2023年３月20日
権利行使価格（円）	61.64	61.64	62.00	102.00	102.00
行使時平均株価（円）	－	－	－	－	－
付与日における公正な評価単価（円）	－	－	1.40	1.52	－

	第11回新株予約権	第12回新株予約権	第13回新株予約権	第14回新株予約権	第15回新株予約権
会社名	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	2024年11月27日	2025年１月28日	2025年２月６日	2025年７月25日	2025年７月25日
権利行使価格（円）	224.00	224.00	224.00	464.00	464.00
行使時平均株価（円）	－	－	－	－	－
付与日における公正な評価単価（円）	3.30	3.30	－	－	7.58

	第16回新株予約権	第17回新株予約権	第18回新株予約権	第19回新株予約権
会社名	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	2025年９月10日	2025年９月10日	2026年２月16日	2026年２月16日
権利行使価格（円）	464.00	464.00	500.00	500.00
行使時平均株価（円）	－	－	－	－
付与日における公正な評価単価（円）	－	7.58	－	7.96

3．当連結会計年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

(1)　第14回、第16回及び第18回ストック・オプションの付与時点において当社株式は未公開株式であるため、ストック・オプションの公正な評価単価の本源的価値をもってストック・オプションの評価単価としております。また、単位当たりの本源的価値を算定する基礎となる当社の株式価値は、ＤＣＦ法により算定しております。

(2)　第15回、第17回及び第19回新株予約権についての公正な評価単価の見積方法

①使用した評価技法：モンテカルロ・シミュレーション

②主な基礎数値及びその見積方法

	第15回新株予約権 第17回新株予約権	第19回新株予約権
株価変動性（注）１	29.90%	29.70%
満期までの期間（注）２	10年	10年
配当利回り（注）３	0%	0%
無リスク利子率（注）４	1.52%	1.67%

（注）１.類似上場企業のボラティリティの平均値に基づいております。

２.新株予約権の付与決議日から満期までの期間によっております。

３.直近事業年度における配当実績によっております。

４.満期までの期間に対応した償還年月日の長期国債利回りであります。

4．ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5．ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

当連結会計年度末における本源的価値の合計額	1,928百万円
当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額	－百万円

（税効果会計関係）

前連結会計年度(自　2024年４月１日　至　2025年３月31日)

１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
減価償却超過額	18 百万円
賞与引当金	83 〃
未払費用	10 〃
資産除去債務	19 〃
税務上の繰越欠損金	71 〃
連結会社間内部利益消去	10 〃
その他	48 〃
繰延税金資産小計	262 百万円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△71 百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△72 〃
評価性引当額小計	△144 百万円
繰延税金資産合計	118 百万円
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	△16 百万円
繰延ヘッジ損益	△1 〃
その他	△3 〃
繰延税金負債合計	△21 百万円
繰延税金資産純額	96 百万円

２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	34.6 %
（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.5 〃
住民税均等割等	1.1 〃
評価性引当額の増減	3.8 〃
税額控除	△0.9 〃
のれん償却額	1.7 〃
税務上の繰越欠損金の利用	△8.8 〃
その他	△2.5 〃
税効果会計適用後の法人税等の負担率	29.6 %

３．法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社及び一部の国内連結子会社は、グループ通算制度を適用しており、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号　2021年８月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

４．法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律（令和７年法律第13号）」が2025年３月31日に国会で成立したことに伴い、2026年４月１日以降開始する連結会計年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。

これに伴い、2026年４月１日以降開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、従来の34.59%から35.43%に変更しております。

この税率変更に伴う当連結会計年度の連結財務諸表に与える影響は軽微であります。

当連結会計年度(自　2025年４月１日　至　2026年３月31日)

１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
減価償却超過額	9 百万円
賞与引当金	108 〃
未払費用	19 〃
資産除去債務	52 〃
未払事業税	48 〃
自己発行暗号資産	126 〃
税務上の繰越欠損金	65 〃
連結会社間内部利益消去	54 〃
その他	47 〃
繰延税金資産小計	533 百万円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△13 百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△88 〃
評価性引当額小計	△101 百万円
繰延税金資産合計	432 百万円
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	△46 百万円
繰延ヘッジ損益	△7 〃
繰延税金負債合計	△54 百万円
繰延税金資産純額	377 百万円

２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	34.6 %
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	3.0 〃
住民税均等割等	0.9 〃
評価性引当額の増減	△0.4 〃
税額控除	△6.9 〃
のれん償却額	2.4 〃
税務上の繰越欠損金の利用	△2.0 〃
その他	△0.3 〃
税効果会計適用後の法人税等の負担率	31.3 %

３．法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社及び一部の国内連結子会社は、グループ通算制度を適用しており、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号　2021年８月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

（企業結合等関係）

前連結会計年度(自　2024年４月１日　至　2025年３月31日)

共通支配下の取引等

株式交換による完全子会社化

当社は、2025年１月28日開催の取締役会決議により、2025年３月６日付で青島プロジェクト株式会社を完全子会社化いたしました。

(1) 取引の概要

① 株式交換完全子会社の名称及びその事業の内容

株式交換完全子会社の名称　青島プロジェクト株式会社

事業の内容　宿泊施設等の開発、運営

② 企業結合を行った主な理由

経営管理体制の強化のため。

③ 企業結合日

2025年３月６日

④ 企業結合の法的形式

当社を株式交換完全親会社とし、青島プロジェクト株式会社を株式交換完全子会社とする株式交換であります。

⑤ 結合後企業の名称

名称に変更はありません。

(2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号）に基づき、共通支配下の取引等のうち、非支配株主との取引として処理を行っております。

(3) 子会社株式の追加取得に関する事項

① 取得の対価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価（Ｂ２種優先株式）192百万円

取得原価　192百万円

② 株式の種類及び交換比率並びに交付株式数

	当社 （株式交換完全親会社）	青島プロジェクト株式会社 （株式交換完全子会社）
本件株式交換に係る割当比率	1	3.9
本件株式交換により交付する株式数	Ｂ２種優先株式　6,669株	

(4) 非支配株主との取引に係る当社の持分変動額に関する事項

① 資本剰余金の主な変動要因

子会社株式の追加取得

② 非支配株主との取引によって減少した資本剰余金

163百万円

連結子会社の吸収合併

当社は、2025年２月６日開催の臨時株主総会決議により、2025年３月７日付で連結子会社である青島プロジェクト株式会社を吸収合併いたしました。

(1) 取引の概要

① 被結合企業の名称及びその事業の内容

被結合企業の名称　青島プロジェクト株式会社

事業の内容　　宿泊施設等の開発、運営

② 企業結合日

2025年３月７日

③ 企業結合の法的形式

当社を存続会社、青島プロジェクト株式会社を消滅会社とする吸収合併であります。

④ 結合後企業の名称

NOT A HOTEL株式会社（現：ＮＯＴＡ株式会社）

⑤ その他取引の概要に関する事項

グループ経営の一層の強化及び効率化を図ることを目的として、同社を吸収合併することといたしました。

(2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号）に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

当連結会計年度(自　2025年４月１日　至　2026年３月31日)

取得による企業結合

当社は、2025年４月１日開催の取締役会決議により、2025年４月２日付で株式会社知念海洋レジャーセンターを連結子会社化いたしました。

(1) 取引の概要

① 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称　株式会社知念海洋レジャーセンター

事業の内容　旅客不定期航路事業等

② 企業結合を行った主な理由

沖縄エリアの拠点展開に伴い、マリンアクティビティの提供により体験価値を向上させるとともに、既存の事業基盤(許認可、船舶、港湾施設、地元ネットワーク)を活用して迅速にサービスを開始し、沖縄エリアでの事業基盤を強化するため。

③ 企業結合日

2025年４月２日

④ 企業結合の法的形式

現金を対価とする株式取得

⑤ 結合後企業の名称

名称に変更はありません。

⑥ 取得した議決権比率

100.0%

⑦ 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が、現金を対価として株式を取得したためであります。

(2) 連結財務諸表に含まれている被取得企業の業績の期間

2025年４月２日～2026年３月31日

(3) 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価(現金)	０百万円
取得原価	０百万円

(4) 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザリー費用等　　該当事項はありません。

(5) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

① 発生したのれんの金額

123百万円

② 発生原因

今後の事業展開によって期待される将来の超過収益力から発生したものであります。

③ 償却方法及び償却期間

５年間にわたる均等償却

(6) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	2百万円
固定資産	18百万円
資産合計	21百万円
流動負債	61百万円
固定負債	83百万円
負債合計	144百万円

(7) 企業結合が連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

（資産除去債務関係）

前連結会計年度（自　2024年４月１日　至　2025年３月31日）

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自　2025年４月１日　至　2026年３月31日）

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

（収益認識関係）

前連結会計年度(自　2024年４月１日　至　2025年３月31日)

１　顧客との契約から生じる収益を分解した情報

財又はサービスの種類別の収益の分解情報

（単位：百万円）

	報告セグメント			その他（注）１	合計
	メンバーシップ事業	オペレーション事業	計		
ライセンス売上	3,950	－	3,950	－	3,950
アセット売上	4,103	－	4,103	－	4,103
宿泊料売上	－	698	698	－	698
付帯費売上	－	290	290	－	290
管理費収入	－	306	306	－	306
償却保証金売上	－	14	14	－	14
その他	671	107	778	－	778
顧客との契約から生じる収益	8,725	1,417	10,143	－	10,143
その他の収益（注）２	43	－	43	6	50
調整額（注）３	△36	△336	△373	－	△373
外部顧客への売上高	8,732	1,080	9,813	6	9,819

（注）１．「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、NOT A HOTEL DAO株式会社の暗号資産関連事業の収益で構成されております。

２．「メンバーシップ事業」における「その他の収益」は、「リースに関する会計基準」（企業会計基準第13号）に基づく賃借料収入等が含まれております。「その他」における「その他の収益」は、NOT A HOTEL DAO株式会社の暗号資産関連事業に関する収益であります。資金決済に関する法律（平成21年法律第59号）における定義を満たす暗号資産に係る取引であり、企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」第３項(７)に該当するため、「顧客との契約から生じる収益」には含めておりません。「収益認識に関する会計基準」に準じて、同社が調達資金で物件を取得するに応じて、収益を認識し契約負債から振り替えております。

３．調整額△373百万円については、連結会社間取引消去であります。

２　顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

メンバーシップ事業

ライセンス売上

当社グループは、「NOT A HOTEL」ブランドのセカンドハウス及び「NOT A GARAGE」ブランドのモビリティの企画、開発を行い販売しております。オーナーライセンスは、販売時の契約に基づき、顧客はセカンドハウス及びモビリティのオーナーとして登録がなされ、購入した特定のセカンドハウス及びモビリティの利用にとどまらず、その他の施設の利用が可能となる権利が付与されるものであります。当該ライセンスは、売買契約の締結及び顧客のオーナー登録手続きが完了した時点で履行義務が充足されると判断し、同時点で収益を認識しております。

顧客との間で締結したセカンドハウス及びモビリティの契約における取引価格を、ライセンス、不動産・動産、償却保証金等それぞれの履行義務に配分しております。当該取引価格の配分にあたり、独立販売価格を直接観察することができない履行義務については、類似する取引事例やその他の合理的に利用可能な情報を踏まえた上で、不動産・動産及び償却保証金などの独立販売価格は、主に見積り原価に利益相当額を加算する方法により算定し、ライセンスの独立販売価格は、取引価格の総額から他の履行義務へ配分した取引価格を控除した残額に基づき見積る方法により算定しております。

アセット売上

当社グループは、「NOT A HOTEL」ブランドのセカンドハウス及び「NOT A GARAGE」ブランドのモビリティの企画、開発を行い販売しております。主力のセカンドハウスの販売においては、年間10泊から360泊までの利用日数に応じた「シェア購入モデル」を採用しており、顧客は施設の利用権ではなく、不動産の共有持分や信託受益権を、モビリティの販売においては動産の共有持分や所有権を取得します。当社グループの履行義務は、未開業のセカンドハウス及びモビリティの販売については開業時に、既存のセカンドハウス及びモビリティの販売については、アセットの引渡しが完了した時点で履行義務が充足されると判断し、同時点で収益を認識しております。

取引の対価は、開業済みの施設については、契約締結後引渡し前までに受領しております。未開業施設については、通常、履行義務を充足する以前（契約締結時、中間時、施設完成時）に受領しております。当該代金の前受けはサービスの将来における提供を確保する目的であり、信用供与の便益を提供することではないことから、重要な金融要素は含んでおりません。

オペレーション事業

ホテル売上（宿泊料売上、付帯費売上）

当社グループは、オーナーが保有日数を消費して滞在する場合のほか、オーナーが利用しない日程をホテルとして一般ゲストに提供（貸出）しております。ホテル運営に係る履行義務は、顧客に対して客室での宿泊サービスやレストランでの飲食サービス、アクティビティ等の付帯サービスを提供した時点で充足されると判断し、当該サービスの提供完了時に収益を認識しております。

管理諸費売上（管理費収入、償却保証金売上）

当社グループは、オーナーとの運営管理委託契約等に基づき、オーナーに対して維持管理及び運営に必要な全てのオペレーションサービスを提供することで、その対価として管理費及び償却保証金収入を得ております。当社グループの履行義務は、契約に基づいて定められた期間にわたり、年間を通じてホテルのオペレーションや管理、保守、修繕、清掃、保全を行うにつれて充足されると判断しており、期間を通じて収益を認識しております。取引の対価は、管理費については、契約に基づき定められた金額を月額で受領しております。償却保証金については、販売契約締結後、セカンドハウスの引渡し前に一括で受領しております。償却保証金については、受領した対価を契約負債に計上した後、契約に定められた期間に応じて収益を認識しております。

その他

暗号資産の発行に伴う収益認識

当社グループは、資金決済に関する法律（平成21年法律第59号）に規定される暗号資産（NAC）を発行し、資金調達を行っております。暗号資産の発行に伴い払込を受けた対価については、ホワイトペーパー等の定めに従い、調達した資金で「NOT A HOTEL」を取得・保有することで、ユーザー（トークン保有者）に対して宿泊や宿泊に付帯するサービスを提供する義務を負っていると判断しております。したがって、当該取引は顧客との契約から生じる収益取引に準ずるものとして、企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」を準用し、払込を受けた対価の額をもって契約負債として計上しております。収益の認識については、当社がユーザーとの約束における義務を履行する（物件を取得し保有することで、ユーザーが宿泊やサービス等の便益を享受することが可能な状態にする）につれて、ユーザーが継続的に便益を享受することができるため、「一定の期間にわたり充足される履行義務」として処理しております。進捗度の測定及び期間の決定については、調達資金により取得した各資産（建物、附属設備等）の経済的耐用年数に基づき、期間の経過に応じて収益認識を行う方法を採用しております。

3　顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

①　契約負債の残高等

（単位：百万円）

	当連結会計年度	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	－	756
契約負債	－	10,884

当連結会計年度より連結財務諸表を作成しているため、期首残高は記載しておりません。

契約負債は、メンバーシップ事業においては、主に開業時点で収益を認識するセカンドハウスの販売契約について、支払条件に基づき顧客から受領した不動産代金の前受金であります。

オペレーション事業においては、主にセカンドハウスの販売契約に定められた期間にわたり収益を認識する維持管理の対価として、支払条件に基づき顧客から受領した償却保証金であります。

その他においては、暗号資産関連事業に関して、資金決済に関する法律（平成21年法律第59号）に規定される暗号資産（NAC）を発行し、資金調達を行ったことによるものであります。なお、当連結会計年度末時点では1,993百万円を契約負債として計上しております。

② 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりであります。

（単位：百万円）

	当連結会計年度 （2025年3月31日）
１年以内	4,913
１年超２年以内	10,545
２年超３年以内	2,629
３年超	3,323
合計	21,411

当連結会計年度(自　2025年４月１日　至　2026年３月31日)

１　顧客との契約から生じる収益を分解した情報

財又はサービスの種類別の収益の分解情報

（単位：百万円）

	報告セグメント			その他 （注）１	合計
	メンバーシップ事業	オペレーション事業	計		
ライセンス売上	6,693	－	6,693	－	6,693
アセット売上	4,123	－	4,123	－	4,123
宿泊料売上	－	912	912	－	912
付帯費売上	－	464	464	－	464
管理費収入	－	471	471	－	471
償却保証金売上	－	51	51	－	51
その他	670	93	763	42	806
顧客との契約から生じる収益	11,487	1,992	13,480	42	13,522
その他の収益（注）２	49	－	49	40	90
調整額（注）３	△227	△494	△721	△12	△733
外部顧客への売上高	11,309	1,498	12,807	71	12,878

（注）１．「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、NOT A HOTEL DAO株式会社の暗号資産関連事業及びNOT A CITY株式会社によるコンサルティング事業、株式会社知念海洋レジャーセンターによる観光レジャー事業などの収益で構成されております。

２．「メンバーシップ事業」における「その他の収益」は、「リースに関する会計基準」（企業会計基準第13号）に基づく賃借料収入等が含まれております。「その他」における「その他の収益」は、NOT A HOTEL DAO株式会社の暗号資産関連事業に関する収益であります。資金決済に関する法律（平成21年法律第59号）における定義を満たす暗号資産に係る取引であり、企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」第３項(７)に該当するため、「顧客との契約から生じる収益」には含めておりません。「収益認識に関する会計基準」に準じて、同社が調達資金で物件を取得するに応じて、収益を認識し契約負債から振り替えております。

３．調整額△733百万円については、連結会社間取引消去であります。

２　顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

メンバーシップ事業

ライセンス売上

当社グループは、「NOT A HOTEL」ブランドのセカンドハウス及び「NOT A GARAGE」ブランドのモビリティの企画、開発を行い販売しております。オーナーライセンスは、販売時の契約に基づき、顧客はセカンドハウス及びモビリティのオーナーとして登録がなされ、購入した特定のセカンドハウス及びモビリティの利用にとどまらず、その他の施設の利用が可能となる権利が付与されるものであります。当該ライセンスは、売買契約の締結及び顧客のオーナー登録手続きが完了した時点で履行義務が充足されると判断し、同時点で収益を認識しております。

顧客との間で締結したセカンドハウス及びモビリティの契約における取引価格を、ライセンス、不動産・動産、償却保証金等それぞれの履行義務に配分しております。当該取引価格の配分にあたり、独立販売価格を直接観察することができない履行義務については、類似する取引事例やその他の合理的に利用可能な情報を踏まえた上で、不動産・動産及び償却保証金などの独立販売価格は、主に見積り原価に利益相当額を加算する方法により算定し、ライセンスの独立販売価格は、取引価格の総額から他の履行義務へ配分した取引価格を控除した残額に基づき見積る方法により算定しております。

アセット売上

当社グループは、「NOT A HOTEL」ブランドのセカンドハウス及び「NOT A GARAGE」ブランドのモビリティの企画、開発を行い販売しております。主力のセカンドハウスの販売においては、年間10泊から360泊までの利用日数に応じた「シェア購入モデル」を採用しており、顧客は施設の利用権ではなく、不動産の共有持分や信託受益権を、モビリティの販売においては動産の共有持分や所有権を取得します。当社グループの履行義務は、未開業のセカンドハウス及びモビリティの販売については開業時に、既存のセカンドハウス及びモビリティの販売については、アセットの引渡しが完了した時点で履行義務が充足されると判断し、同時点で収益を認識しております。

取引の対価は、開業済みの施設については、契約締結後引渡し前までに受領しております。未開業施設については、通常、履行義務を充足する以前（契約締結時、中間時、施設完成時）に受領しております。当該代金の前受けはサービスの将来における提供を確保する目的であり、信用供与の便益を提供することではないことから、重要な金融要素は含んでおりません。

オペレーション事業

ホテル売上（宿泊料売上、付帯費売上）

当社グループは、オーナーが保有日数を消費して滞在する場合のほか、オーナーが利用しない日程をホテルとして一般ゲストに提供（貸出）しております。ホテル運営に係る履行義務は、顧客に対して客室での宿泊サービスやレストランでの飲食サービス、アクティビティ等の付帯サービスを提供した時点で充足されると判断し、当該サービスの提供完了時に収益を認識しております。

管理諸費売上（管理費収入、償却保証金売上）

当社グループは、オーナーとの運営管理委託契約等に基づき、オーナーに対して維持管理及び運営に必要な全てのオペレーションサービスを提供することで、その対価として管理費及び償却保証金収入を得ております。当社グループの履行義務は、契約に基づいて定められた期間にわたり、年間を通じてホテルのオペレーションや管理、保守、修繕、清掃、保全を行うにつれて充足されると判断しており、期間を通じて収益を認識しております。取引の対価は、管理費については、契約に基づき定められた金額を月額で受領しております。償却保証金については、販売契約締結後、セカンドハウスの引渡し前に一括で受領しております。償却保証金については、受領した対価を契約負債に計上した後、契約に定められた期間に応じて収益を認識しております。

その他

暗号資産の発行に伴う収益認識

当社グループは、資金決済に関する法律（平成21年法律第59号）に規定される暗号資産（NAC）を発行し、資金調達を行っております。暗号資産の発行に伴い払込を受けた対価については、ホワイトペーパー等の定めに従い、調達した資金で「NOT A HOTEL」を取得・保有することで、ユーザー（トークン保有者）に対して宿泊や宿泊に付帯するサービスを提供する義務を負っていると判断しております。したがって、当該取引は顧客との契約から生じる収益取引に準ずるものとして、企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」を準用し、払込を受けた対価の額をもって契約負債として計上しております。収益の認識については、当社がユーザーとの約束における義務を履行する（物件を取得し保有することで、ユーザーが宿泊やサービス等の便益を享受することが可能な状態にする）につれて、ユーザーが継続的に便益を享受することができるため、「一定の期間にわたり充足される履行義務」として処理しております。進捗度の測定及び期間の決定については、調達資金により取得した各資産（建物、附属設備等）の経済的耐用年数に基づき、期間の経過に応じて収益認識を行う方法を採用しております。

3　顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

① 契約負債の残高等

（単位：百万円）

	当連結会計年度	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	756	307
契約負債	10,884	23,359

契約負債は、メンバーシップ事業においては、主に開業時点で収益を認識するセカンドハウスの販売契約について、支払条件に基づき顧客から受領した不動産代金の前受金であります。

オペレーション事業においては、主にセカンドハウスの販売契約に定められた期間にわたり収益を認識する維持管理の対価として、支払条件に基づき顧客から受領した償却保証金であります。

その他においては、暗号資産関連事業に関して、資金決済に関する法律（平成21年法律第59号）に規定される暗号資産（NAC）を発行し、資金調達を行ったことによるものであります。なお、当連結会計年度末時点では1,949百万円を契約負債として計上しております。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち、期首現在の契約負債に含まれていた金額は2,394百万円となります。

② 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりであります。

（単位：百万円）

	当連結会計年度 （2026年3月31日）
１年以内	20,409
１年超２年以内	17,215
２年超３年以内	1,206
３年超	4,223
合計	43,054

（セグメント情報等）

【セグメント情報】

1　報告セグメントの概要

(1) 報告セグメントの決定方法

当社グループの報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績の評価をするために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。当社グループは、報告セグメントを「メンバーシップ事業」「オペレーション事業」「その他」の３つの事業セグメントに分類しております。

(2) 各報告セグメントに属する製品及びサービスの種類

メンバーシップ事業

「NOT A HOTEL」及び「NOT A GARAGE」の販売に際し、オーナーライセンスの提供を行う事業であります。このライセンスは単なる不動産権利ではなく、当社が構築する国内外の施設ネットワークを利用できる権利を伴い、オーナーは自らの物件以外の施設を柔軟に利用することが可能となっております。これにより、所有体験の多様化とブランド価値の強化を図っております。また、アセットの販売においては、著名なクリエイターとの協業や「NOT A HOTEL」の世界観を表す独自のデザインにより、セカンダリーマーケットプレイスの運用を通じて、経年による価値毀損を抑え、価値を維持・向上させることが期待できるアセットを提供しております。

オペレーション事業

NOT A HOTEL MANAGEMENT株式会社が中心となり、ホテル・レストラン運営、オーナーサポート、相互利用サービスの提供を行っております。単なる宿泊施設の運営にとどまらず、自社アプリケーションやスマートホームシステムを活用し、予約、清掃、収入管理、追加サービスなどを一元的に提供する点が特徴であります。

その他

NOT A HOTEL DAO株式会社による暗号資産「NAC」の発行・管理や、NOT A CITY株式会社によるコンサルティング及び株式会社知念海洋レジャーセンターによる観光レジャー事業など、多様な周辺事業を含みます。これらは直接的なセカンドハウス販売・運営を補完し、ブランドの付加価値向上や新領域開拓に寄与しております。

2　報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、連結財務諸表作成において採用している会計処理の方法と同一であります。報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。セグメント間の内部収益及び振替高は市場実勢価格に基づいております。

3　報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度（自　2024年４月１日　至　2025年３月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント			その他（注）１	合計	調整額（注）２、３	連結損益計算書計上額（注）４
	メンバーシップ事業	オペレーション事業	計				
売上高							
外部顧客への売上高	8,732	1,080	9,813	6	9,819	－	9,819
セグメント間の内部売上高又は振替高	36	336	373	－	373	△373	－
計	8,769	1,417	10,186	6	10,193	△373	9,819
セグメント利益又は損失(△)	1,698	24	1,723	△118	1,604	△505	1,099
その他の項目							
減価償却費	369	52	421	1	422	△0	422
のれん償却額	19	2	22	－	22	－	22
減損損失	10	－	10	－	10	－	10

（注）１．「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであります。

２．セグメント利益又は損失（△）の調整額△505百万円は、連結会社間の内部取引消去額23百万円、のれん償却額△22百万円及び各報告セグメントに配分していない全社費用△506百万円であります。

３．減価償却費の調整額は、セグメント間の未実現損益であります。

４．セグメント利益又は損失（△）は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

５．セグメント資産及び負債については、各報告セグメントへの配分を行っていないため記載しておりません。

当連結会計年度（自　2025年４月１日　至　2026年３月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント			その他（注）１	合計	調整額（注）２、３	連結損益計算書計上額（注）４
	メンバーシップ事業	オペレーション事業	計				
売上高							
外部顧客への売上高	11,309	1,498	12,807	71	12,878	－	12,878
セグメント間の内部売上高又は振替高	227	494	721	12	733	△733	－
計	11,536	1,992	13,529	83	13,612	△733	12,878
セグメント利益又は損失(△)	2,307	△48	2,259	△175	2,083	△1,008	1,075
その他の項目							
減価償却費	507	43	551	30	582	△2	579
のれん償却額	19	2	22	24	46	－	46
減損損失	7	－	7	－	7	－	7

（注）１．「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであります。

２．セグメント利益又は損失（△）の調整額△1,008百万円は、連結会社間の内部取引消去額△18百万円、のれん償却額△46百万円及び各報告セグメントに配分していない全社費用△942百万円であります。

３．減価償却費の調整額は、セグメント間の未実現損益であります。

４．セグメント利益又は損失（△）は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

５．セグメント資産及び負債については、各報告セグメントへの配分を行っていないため記載しておりません。

【関連情報】

前連結会計年度(自　2024年４月１日　至　2025年３月31日)

１　製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

２　地域ごとの情報

（１）売上高

本邦の外部顧客への売上高が、連結損益計算書の売上高の90％を超えるため、記載を省略しております。

（２）有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

３　主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10％以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自　2025年４月１日　至　2026年３月31日)

１　製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

２　地域ごとの情報

（１）売上高

本邦の外部顧客への売上高が、連結損益計算書の売上高の90％を超えるため、記載を省略しております。

（２）有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

３　主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10％以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度(自　2024年４月１日　至　2025年３月31日)

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他	全社・消去	合計
	メンバーシップ事業	オペレーション事業	計			
減損損失	10	－	10	－	－	10

当連結会計年度(自　2025年４月１日　至　2026年３月31日)

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他	全社・消去	合計
	メンバーシップ事業	オペレーション事業	計			
減損損失	7	－	7	－	－	7

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度(自　2024年４月１日　至　2025年３月31日)

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他	全社・消去	合計
	メンバーシップ事業	オペレーション事業	計			
当期償却額	19	2	22	－	－	22
当期末残高	59	4	64	－	－	64

当連結会計年度(自　2025年４月１日　至　2026年３月31日)

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他	全社・消去	合計
	メンバーシップ事業	オペレーション事業	計			
当期償却額	19	2	22	24	－	46
当期末残高	39	2	41	99	－	140

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前連結会計年度(自　2024年４月１日　至　2025年３月31日)

1　関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア)連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等に限る。)等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
主要株主の子会社	株式会社オープンハウス・ディベロップメント	東京都千代田区	101	戸建関連事業 マンション事業	(被所有) 直接12.10	不動産の共同開発	不動産の購入	420	売掛金	439
							不動産販売代金の回収	378		

(注)　取引条件及び取引条件の決定方針等

株式会社オープンハウス・ディベロップメントとの取引は、独立第三者間と同様の一般的な取引条件で行っております。

(イ)連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等

該当事項はありません。

(ウ)連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
役員	濵渦伸次	－	－	当社代表取締役社長	(被所有) 直接36.15	－	不動産の販売	13	－	－
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社	合同会社シンマイ	東京都港区	0	資産管理会社	－	－	ライセンス売上	13	契約負債	37

(注)　取引条件及び取引条件の決定方針等

1．濵渦伸次との取引は、独立第三者間と同様の一般的な取引条件で行っております。

2．合同会社シンマイは当社取締役の申真衣が議決権の過半数を所有しております。なお、申真衣は、2026年６月30日付で当社取締役を退任しております。

3．合同会社シンマイとの取引は、独立第三者間と同様の一般的な取引条件で行っております。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

(ア)連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等に限る。)等

該当事項はありません。

(イ)連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等

該当事項はありません。

(ウ)連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
重要な子会社の役員が議決権の過半数を所有している会社	株式会社tousen	東京都港区	5	飲食店経営	-	食材仕入	運営管理費等の支払い	13	-	-
重要な子会社の役員が議決権の過半数を所有している会社	バーガンディ株式会社	東京都江東区	8	ワイン卸売	-	ワイン仕入	飲料の仕入	30	-	-
役員	大久保貴之	-	-	役員	(被所有)直接0.86	当社取締役(退任)	NACレンディング	12	-	-
役員	金坂直哉	-	-	役員	(被所有)間接0.46	当社社外取締役	NACレンディング	35	-	-

(注)取引条件及び取引条件の決定方針等

1．取引条件については、市場価格等を勘案し、価格交渉のうえ、一般的取引条件と同様に決定しております。

2．株式会社tousen及びバーガンディ株式会社は、重要な連結子会社のNOT A HOTEL MANAGEMENT株式会社の代表取締役である林亮治が議決権の過半数を所有しております。

3．大久保貴之は、2025年６月30日付で当社取締役を退任しております。

2　親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

当連結会計年度(自　2025年４月１日　至　2026年３月31日)

1　関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア)連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等に限る。)等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
主要株主の子会社	株式会社オープンハウス・ディベロップメント	東京都千代田区	101	戸建関連事業 マンション事業	(被所有) 直接 11.53	不動産の共同開発	不動産販売代金の回収	1,258	－	－

(注)　取引条件及び取引条件の決定方針等

株式会社オープンハウス・ディベロップメントとの取引は、市場価格等を勘案し、価格交渉のうえ、一般的な取引条件と同様に決定しております。

(イ)連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等

該当事項はありません。

(ウ)連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社	合同会社シンマイ	東京都港区	0	資産管理会社	－	－	－	－	契約負債	37
役員	杉田浩章	－	－	当社 社外取締役	(被所有) 直接0.33	－	ライセンス売上	20	契約負債	11
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有する会社	株式会社イグナイト・ベンチャーズ	東京都港区	3	コンサルティング事業	－	－	ライセンス売上	11	契約負債	39

(注)　取引条件及び取引条件の決定方針等

1．合同会社シンマイは当社取締役の申真衣が議決権の過半数を所有しております。なお、申真衣は、2026年６月30日付で当社取締役を退任しております。

2．合同会社シンマイとの取引は、独立第三者間と同様の一般的な取引条件で行っております。

3．杉田浩章との取引は、独立第三者間と同様の一般的な取引条件で行っております。

4．株式会社イグナイト・ベンチャーズは当社社外取締役の杉田浩章が議決権の過半数を所有しております。

5．株式会社イグナイト・ベンチャーズとの取引は、独立第三者間と同様の一般的な取引条件で行っております。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

(ア)連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等に限る。)等

該当事項はありません。

(イ)連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等

該当事項はありません。

(ウ)連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
重要な子会社の役員が議決権の過半数を所有している会社	株式会社tousen	東京都港区	5	飲食店経営	-	食材仕入	運営管理費等の支払い	13	-	-
重要な子会社の役員が議決権の過半数を所有している会社	バーガンディ株式会社	東京都江東区	8	ワイン卸売	-	ワイン仕入	飲料の仕入	32	-	-
役員	金坂直哉	-	-	役員	(被所有)間接0.44	当社社外取締役	NACレンディング	27	-	-

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

1．取引条件については、市場価格等を勘案し、価格交渉のうえ、一般的取引条件と同様に決定しております。

2．株式会社tousen及びバーガンディ株式会社は重要な連結子会社のNOT A HOTEL MANAGEMENT株式会社の代表取締役である林亮治が議決権の過半数を所有しております。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

（１株当たり情報）

	前連結会計年度 （自　2024年４月１日 至　2025年３月31日）	当連結会計年度 （自　2025年４月１日 至　2026年３月31日）
１株当たり純資産額	△0.30円	20.78円
１株当たり当期純利益	5.93円	7.12円

（注）１．潜在株式調整後１株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。

２．当社は、2026年９月30日付で普通株式１株につき50株の割合で株式分割を行っております。前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、１株当たり純資産額及び１株当たり当期純利益を算定しております。

３．１株当たり当期純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 （自　2024年４月１日 至　2025年３月31日）	当連結会計年度 （自　2025年４月１日 至　2026年３月31日）
１株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	356	457
普通株主に帰属しない金額(百万円)	－	－
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	356	457
普通株式の期中平均株式数(株)	60,202,285	64,332,910
（うち、普通株式(株)）	(25,000,000)	(25,086,102)
（うち、優先株式(株)）	(35,202,285)	(39,246,808)

４．優先株式は、転換仮定方式に準じて算定された株式数を、普通株式の期中平均株式数に加えて、１株当たり当期純利益を算定しております。

５．１株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

	前連結会計年度末 (2025年３月31日)	当連結会計年度末 (2026年３月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	11,863	15,048
純資産の部の合計額から控除する金額(百万円)	11,871	14,525
（うち優先株式払込金額(百万円)）	(11,172)	(14,081)
（うち新株予約権(百万円)）	(317)	(51)
（うち非支配株主持分(百万円)）	(381)	(392)
普通株式に係る期末の純資産額(百万円)	△7	522
１株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(株)	25,000,000	25,128,800

（重要な後発事象）

（優先株式の取得及び消却）

当社は、2026年６月18日開催の取締役会において、定款に定める取得条項に基づき、Ａ種優先株式、Ａ１種優先株式、Ａ２種優先株式、Ｂ種優先株式、Ｂ１種優先株式、Ｂ２種優先株式、Ｃ種優先株式及びＣ１種優先株式の全てにつき、取得することを決議し、2026年７月８日付で自己株式として取得し、対価として当該各種優先株主に対し、各種優先株式１株につき普通株式１株を交付しております。また、取得した自己株式は、会社法第178条の規定に基づき、同日付で全て消却しております。

優先株式の普通株式への交換状況

(1) 取得及び消却した株式数

Ａ種優先株式	155,530株
Ａ１種優先株式	141,194株
Ａ２種優先株式	245,742株

Ｂ種優先株式	48,227株
Ｂ１種優先株式	155,800株
Ｂ２種優先株式	26,047株
Ｃ種優先株式	7,827株
Ｃ１種優先株式	52,501株
(2) 交換により交付した普通株式数	832,868株
(3) 交付後の発行済普通株式数	1,335,444株

（第三者割当による新株式の発行）

当社は、2026年７月16日開催の取締役会において、第三者割当による新株式の発行を決議し、2026年８月６日に払込が完了しております。

(1) 発行した株式の種類及び数 普通株式 160,900株
(2) 発行価額 １株につき62,150円
(3) 発行価額の総額 9,999百万円
(4) 資本組入額 １株につき31,075円
(5) 資本組入額の総額 4,999百万円
(6) 募集方法 第三者割当
(7) 払込期日 2026年８月６日

（株式分割及び単元株制度の採用並びに定款の一部変更）

当社は、2026年９月３日開催の取締役会決議に基づき、2026年９月30日付で株式分割を行っております。また、2026年８月26日開催の臨時株主総会決議に基づき、同日付で定款の一部を変更し、単元株制度を採用しております。

(1) 株式分割の目的

当社株式の流動性の向上及び投資家層の拡大を図ることを目的として株式分割を実施しております。

(2) 株式分割の概要

① 分割の方法

2026年９月29日を基準日として、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有株式数を、普通株式１株につき50株の割合をもって分割しております。

② 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	1,496,344株
今回の株式分割により増加する株式数	73,320,856株
株式分割後の発行済株式総数	74,817,200株

③ 株式分割の効力発生日 2026年９月30日

④ １株当たり情報に及ぼす影響

「１株当たり情報」は、当該株式分割が前連結会計年度の期首に行われたと仮定して算出しており、これによる影響については、当該箇所に反映されております。

⑤ 資本金の額の変動

今回の株式分割に際して、資本金の変動はありません。

(3) 単元株制度の採用

単元株制度を採用し、普通株式の単元株式数を100株としております。

(4) 定款の一部変更

2026年８月26日開催の臨時株主総会決議に基づき、同日付で各種優先株式に係る定款の定めを廃止するとともに、発行可能株式総数を5,980,000株に変更しております。また、上記株式分割に伴い、2026年９月30日付で発行可能株式総数を299,000,000株に変更しております。

（多額の資金の借入）

当社は、京都東寺プロジェクトのホテル建設資金に充当するため、2026年７月27日に株式会社三井住友銀行との間で当座貸越契約を締結しております。

当座貸越契約の概要
(1) 資金使途 「NOT A HOTEL KYOTO -TOJI-」の建設資金
(2) 借入先 株式会社三井住友銀行
(3) 極度額 3,500百万円
(4) 借入金利 変動金利（基準金利＋スプレッド）
(5) 契約期限 2027年６月30日
(6) 返済方法 期限一括返済
(7) 担保等の有無 なし

なお、当社は、2026年９月16日開催の取締役会において、当該借入金を株式会社三井住友銀行をアレンジャーとするシンジケートローン（総額3,500百万円、返済期限2032年４月30日）により借り換えることを決議しており、このうち1,600百万円については2026年10月30日に借り換えを実行しております。当該シンジケートローン契約には、純資産及び損益の水準等に関する財務制限条項が付されております。

【注記事項】

（連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更）

当中間連結会計期間 （自 2026年４月１日　至 2026年９月30日）
(1) 連結の範囲の重要な変更 当中間連結会計期間において、NOT A HOUSE株式会社、NOT A CONSTRUCTION株式会社、NOT A GARAGE株式会社、NOT A HOUSE USA, Inc.、NOT A JET株式会社、NOT A MARINE株式会社及びNOT A JET G500第１合同会社を新たに設立したため、連結の範囲に含めております。 (2) 持分法適用の範囲の重要な変更 当中間連結会計期間において、Japa Valley合同会社及びDROPHAUS合同会社を共同で設立し、持分法適用会社としたため、持分法の適用の範囲に含めております。 また、持分法適用関連会社であったNAPDS株式会社は、2026年９月10日付で清算が結了したため、持分法の適用の範囲から除外しております。

（中間連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理）

（税金費用の計算）

当社及び一部の連結子会社における税金費用については、当中間連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前中間純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。ただし、当該見積実効税率を用いて税金費用を計算すると著しく合理性を欠く結果となる場合には、法定実効税率を使用する方法によっております。

なお、法人税等調整額は、法人税等に含めて表示しております。

（追加情報）

（仕掛販売用不動産等から有形固定資産への振替）

所有目的の変更により、仕掛販売用不動産等の一部を有形固定資産へ振替いたしました。

その内容は以下のとおりであります。

	当中間連結会計期間 （自　2026年４月１日 至　2026年９月30日）
建物及び構築物	163 百万円
機械装置及び運搬具	11 〃
土地	1,466 〃
その他	26 〃
計	1,668 百万円

（有形固定資産から商品及び仕掛販売用不動産への振替）

所有目的の変更により、有形固定資産の一部を商品及び仕掛販売用不動産へ振替いたしました。

その内容は以下のとおりであります。

	当中間連結会計期間 （自　2026年４月１日 至　2026年９月30日）
機械装置及び運搬具	558 百万円
その他	0 〃
計	559 百万円

（中間連結貸借対照表関係）

※　当座貸越契約及び貸出コミットメント契約

効率的な調達を行うために当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。

当該契約に係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

	当中間連結会計期間 (2026年９月30日)
当座貸越極度額 及び貸出コミットメントの総額	15,800百万円
借入実行残高	3,520 〃
差引額	12,280百万円

(中間連結損益計算書関係)

※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	当中間連結会計期間 (自 2026年４月１日 至 2026年９月30日)
給料賃金	1,225百万円
広告宣伝費	775 〃
減価償却費	557 〃

（中間連結キャッシュ・フロー計算書関係）

※　現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	当中間連結会計期間 （自　2026年４月１日 至　2026年９月30日）
現金及び預金	9,148百万円
現金及び現金同等物	9,148百万円

（株主資本等関係）

当中間連結会計期間（自　2026年４月１日　至　2026年９月30日）

１．配当金支払額

該当事項はありません。

２．基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

３．株主資本の著しい変動

当社は、2026年７月16日開催の取締役会決議に基づき、2026年８月６日付で第三者割当増資を実施いたしました。この結果、当中間連結会計期間において資本金及び資本剰余金がそれぞれ4,999百万円増加し、当中間連結会計期間末において資本金が5,094百万円、資本剰余金が18,768百万円となっております。

（セグメント情報等）

【セグメント情報】

当中間連結会計期間(自　2026年４月１日　至　2026年９月30日)

報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産その他の項目の金額に関する情報

（単位：百万円）

	報告セグメント			その他(注)１	合計	調整額(注)２、３	中間連結損益計算書計上額(注)４
	メンバーシップ事業	オペレーション事業	計				
売上高							
外部顧客への売上高	20,436	1,166	21,602	83	21,686	－	21,686
セグメント間の内部売上高又は振替高	289	622	912	8	920	△920	－
計	20,725	1,789	22,515	91	22,606	△920	21,686
セグメント利益又は損失（△）	4,610	270	4,881	△80	4,801	△490	4,310
その他の項目							
減価償却費	507	34	541	16	558	△0	557
のれん償却額	9	1	11	12	23	－	23

（注）１.「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであります。

２.セグメント利益又は損失（△）の調整額△490百万円は、連結会社間の内部取引消去額△13百万円、のれん償却額△23百万円及び各報告セグメントに配分していない全社費用△453百万円であります。

３.減価償却費の調整額は、セグメント間の未実現損益であります。

４.セグメント利益又は損失（△）は、中間連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

５.セグメント資産及び負債については、各報告セグメントへの配分を行っていないため記載しておりません。

（収益認識関係）

当中間連結会計期間(自　2026年４月１日　至　2026年９月30日)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

（単位：百万円）

	報告セグメント			その他（注）１	合計
	メンバーシップ事業	オペレーション事業	計		
ライセンス売上	4,362	－	4,362	－	4,362
アセット売上	15,745	－	15,745	－	15,745
宿泊料売上	－	704	704	－	704
付帯費売上	－	332	332	－	332
管理費収入	－	314	314	－	314
償却保証金売上	－	61	61	－	61
その他	593	377	970	72	1,042
顧客との契約から生じる収益	20,701	1,789	22,490	72	22,562
その他の収益（注）２	24	－	24	19	44
調整額（注）３	△289	△622	△912	△8	△920
外部顧客への売上高	20,436	1,166	21,602	83	21,686

（注）１.「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、NOT A HOTEL DAO株式会社の暗号資産関連事業及びNOT A CITY株式会社によるコンサルティング事業、株式会社知念海洋レジャーセンターによる観光レジャー事業などの収益で構成されております。

２.「メンバーシップ事業」における「その他の収益」は、「リースに関する会計基準」（企業会計基準第13号）に基づく賃借料収入等が含まれております。「その他」における「その他の収益」は、NOT A HOTEL DAO株式会社の暗号資産関連事業に関する収益であります。資金決済に関する法律（平成21年法律第59号）における定義を満たす暗号資産に係る取引であり、企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」第３項(７)に該当するため、「顧客との契約から生じる収益」には含めておりません。「収益認識に関する会計基準」に準じて、同社が調達資金で物件を取得するに応じて、収益を認識し契約負債から振り替えております。

３.調整額△920百万円については、連結会社間取引消去であります。

（１株当たり情報）

１株当たり中間純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当中間連結会計期間 （自 2026年４月１日 至 2026年９月30日）
１株当たり中間純利益	25円09銭
（算定上の基礎）	
親会社株主に帰属する中間純利益（百万円）	1,737
普通株主に帰属しない金額（百万円）	―
普通株式に係る親会社株主に帰属する中間純利益（百万円）	1,737
普通株式の期中平均株式数（株）	69,234,058
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後１株当たり中間純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	―

（注）１　潜在株式調整後１株当たり中間純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。

２　当社は、2026年９月30日付で普通株式１株につき50株の割合で株式分割を行っております。当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、１株当たり中間純利益を算定しております。

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

⑤ 【連結附属明細表】(2026年３月31日現在)

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	1,707	3,182	4.0	―
借入暗号資産	1,010	1,060	9.4	―
１年以内に返済予定の長期借入金	117	3,080	3.0	―
１年以内に返済予定のリース債務	22	126	2.9	―
長期借入金(１年以内に返済予定のものを除く。)	6,050	7,669	4.1	2027年～2045年
リース債務(１年以内に返済予定のものを除く。)	99	417	3.3	2027年～2031年
小計	9,008	15,535	―	―
内部取引の消去	△1,432	△2,840	―	―
合計	7,575	12,695	―	―

(注) １．「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

２．長期借入金、リース債務(１年以内に返済予定のものを除く。)及び借入暗号資産の連結決算日後５年内における１年ごとの返済予定額の総額

区分	１年超２年以内 (百万円)	２年超３年以内 (百万円)	３年超４年以内 (百万円)	４年超５年以内 (百万円)
長期借入金	2,985	1,362	115	43
リース債務	79	74	83	32
借入暗号資産	90	―	―	―

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が、当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の１以下であるため、記載を省略しております。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

（単位：百万円）

	前事業年度 (2025年３月31日)	当事業年度 (2026年３月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	※2 7,472	※2 7,951
売掛金	※1 751	368
リース投資資産	14	42
商品	4	86
販売用不動産	932	―
仕掛販売用不動産	4,916	※2 14,846
貯蔵品	2	186
前渡金	585	1,979
前払費用	207	325
未収収益	―	47
その他	2,625	2,425
流動資産合計	17,513	28,260
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	※2 1,904	※2 2,506
構築物（純額）	443	777
機械及び装置（純額）	56	51
船舶	―	862
車両運搬具（純額）	54	84
工具、器具及び備品（純額）	144	822
土地	※2 1,260	※2 1,093
リース資産（純額）	22	152
建設仮勘定	154	1,618
その他	10	44
有形固定資産合計	4,050	8,013
無形固定資産		
借地権	1	1
商標権	0	0
ソフトウエア	440	484
その他	86	204
無形固定資産合計	528	691

（単位：百万円）

	前事業年度 （2025年３月31日）	当事業年度 （2026年３月31日）
投資その他の資産		
投資有価証券	30	30
関係会社株式	207	367
関係会社出資金	658	1,552
関係会社長期貸付金	185	1,450
従業員に対する長期貸付金	51	46
長期前払費用	301	248
繰延税金資産	66	127
差入保証金	4,918	3,340
リース投資資産	34	148
その他	－	0
投資その他の資産合計	6,454	7,311
固定資産合計	11,034	16,016
資産合計	28,547	44,276

（単位：百万円）

	前事業年度 （2025年３月31日）	当事業年度 （2026年３月31日）
負債の部		
流動負債		
買掛金	※1　0	※1　0
短期借入金	※2、※4　1,617	※2、※4　3,083
１年内返済予定の長期借入金	※2、※4　116	※2、※4　3,078
リース債務	22	82
未払金	1,338	2,987
未払費用	51	156
未払法人税等	0	311
契約負債	4,621	7,706
預り金	2,971	4,121
賞与引当金	201	300
役員賞与引当金	－	18
その他	247	17
流動負債合計	11,188	21,865
固定負債		
長期借入金	※2、※4　3,763	※2、※4　5,019
関係会社長期借入金	1,200	1,200
リース債務	51	270
長期契約負債	643	622
資産除去債務	56	149
その他	39	215
固定負債合計	5,754	7,477
負債合計	16,943	29,342
純資産の部		
株主資本		
資本金	100	94
資本剰余金		
資本準備金	10,960	13,933
資本剰余金合計	10,960	13,933
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	223	839
利益剰余金合計	223	839
株主資本合計	11,284	14,867
評価・換算差額等		
繰延ヘッジ損益	2	13
評価・換算差額等合計	2	13
新株予約権	317	51
純資産合計	11,604	14,933
負債純資産合計	28,547	44,276

② 【損益計算書】

（単位：百万円）

	前事業年度 （自　2024年４月１日 至　2025年３月31日）	当事業年度 （自　2025年４月１日 至　2026年３月31日）
売上高	※1　8,226	※1　11,273
売上原価	※1　3,348	※1　3,915
売上総利益	4,877	7,358
販売費及び一般管理費	※1、※2　3,650	※1、※2　5,973
営業利益	1,227	1,385
営業外収益		
受取利息	※1　7	※1　24
受取保険金	8	－
受取家賃	－	※1　25
為替差益	－	51
暗号資産評価益	－	※1　19
業務委託料収入	－	※1　38
その他	※1　16	※1　50
営業外収益合計	32	210
営業外費用		
支払利息	※1　76	※1　334
資金調達費用	228	297
株式交付費	291	13
その他	※1　24	※1　35
営業外費用合計	620	680
経常利益	639	915

（単位：百万円）

	前事業年度 （自　2024年４月１日 至　2025年３月31日）	当事業年度 （自　2025年４月１日 至　2026年３月31日）
特別利益		
固定資産売却益	※1、※3　20	※1、※3　39
特別利益合計	20	39
特別損失		
固定資産売却損	※4　0	※1、※4　8
固定資産除却損	－	※5　22
抱合せ株式消滅差損	※6　205	－
減損損失	－	7
新株予約権放棄損	4	－
その他	3	－
特別損失合計	213	38
税引前当期純利益	446	916
法人税、住民税及び事業税	238	367
法人税等調整額	△68	△66
法人税等合計	170	301
当期純利益	276	615

③ 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自　2024年４月１日　至　2025年３月31日)

(単位：百万円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計	
当期首残高	100	4,716	4,716	△52	△52	4,763
当期変動額						
新株の発行	2,480	2,480	2,480			4,961
新株の発行（新株予約権の行使）	545	545	545			1,090
株式交換による増加		192	192			192
資本金から準備金への振替	△3,025	3,025	3,025			－
当期純利益				276	276	276
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						
当期変動額合計	－	6,244	6,244	276	276	6,520
当期末残高	100	10,960	10,960	223	223	11,284

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計		
当期首残高	－	－	1,093	5,856
当期変動額				
新株の発行				4,961
新株の発行（新株予約権の行使）				1,090
株式交換による増加				192
資本金から準備金への振替				－
当期純利益				276
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	2	2	△775	△772
当期変動額合計	2	2	△775	5,747
当期末残高	2	2	317	11,604

当事業年度(自　2025年４月１日　至　2026年３月31日)

(単位：百万円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計	
当期首残高	100	10,960	10,960	223	223	11,284
当期変動額						
新株の発行	1,329	1,329	1,329			2,658
新株の発行（新株予約権の行使）	155	155	155			310
資本金から準備金への振替	△1,489	1,489	1,489			－
当期純利益				615	615	615
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						
当期変動額合計	△5	2,973	2,973	615	615	3,583
当期末残高	94	13,933	13,933	839	839	14,867

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計		
当期首残高	2	2	317	11,604
当期変動額				
新株の発行				2,658
新株の発行（新株予約権の行使）				310
資本金から準備金への振替				－
当期純利益				615
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	11	11	△265	△254
当期変動額合計	11	11	△265	3,329
当期末残高	13	13	51	14,933

【注記事項】

（重要な会計方針）

前事業年度(自　2024年４月１日　至　2025年３月31日)

１　有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 関係会社株式及び関係会社出資金

移動平均法による原価法

(2) その他有価証券

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

２　棚卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 商品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

(2) 販売用不動産・仕掛販売用不動産

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

(3) 貯蔵品

主として個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

３　固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。ただし、1998年４月１日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	７～50年
構築物	３～40年
機械及び装置	８～17年
車両運搬具	２～４年
工具、器具及び備品	２～15年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づいております。

なお、主な償却年数は次のとおりであります。

商標権	10年
自社利用のソフトウエア	５年

(3) リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

4　繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用処理しております。

5　引当金の計上基準

賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

6　収益及び費用の計上基準

収益認識

当社グループは、次の５ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

ステップ１：顧客との契約を識別する

ステップ２：契約における履行義務を識別する

ステップ３：取引価格を算定する

ステップ４：取引価格を契約における履行義務に配分する

ステップ５：企業が履行義務の充足時に収益を認識する

ライセンス売上

「NOT A HOTEL」ブランドのライセンス売上高は、売買契約締結後、顧客のオーナー登録手続きが完了した時点で履行義務が充足されると判断して収益を認識しております。

アセット売上

「NOT A HOTEL」ブランドのセカンドハウスの共有持分は、未開業物件については当該物件の開業日に、開業済み物件は顧客に不動産の引渡しが完了した時点で履行義務が充足されると判断して収益を認識しております。

当事業年度(自　2025年　４月１日　至　2026年３月31日)

１　有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 関係会社株式及び関係会社出資金

移動平均法による原価法

(2) その他有価証券

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

２　棚卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 商品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

(2) 販売用不動産・仕掛販売用不動産

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

(3) 貯蔵品

主として個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

３　固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。ただし、1998年４月１日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	５～50年
構築物	３～50年
機械及び装置	４～17年
車両運搬具	２～６年
船舶	２～７年
工具、器具及び備品	１～15年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づいております。

なお、主な償却年数は次のとおりであります。

商標権	10年
自社利用のソフトウエア	５年

(3) リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

4　繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用処理しております。

5　引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

(2) 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に備えて、当事業年度に見合う支給見込額に基づき計上しております。

6　収益及び費用の計上基準

収益認識

当社グループは、次の５ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

ステップ１：顧客との契約を識別する

ステップ２：契約における履行義務を識別する

ステップ３：取引価格を算定する

ステップ４：取引価格を契約における履行義務に配分する

ステップ５：企業が履行義務の充足時に収益を認識する

ライセンス売上

「NOT A HOTEL」ブランドのライセンス売上高は、売買契約締結後、顧客のオーナー登録手続きが完了した時点で履行義務が充足されると判断して収益を認識しております。

アセット売上

「NOT A HOTEL」ブランドのセカンドハウスの共有持分は、未開業物件については当該物件の開業日に、開業済み物件は顧客に不動産の引渡しが完了した時点で履行義務が充足されると判断して収益を認識しております。

（重要な会計上の見積り）

前事業年度(自　2024年４月１日　至　2025年３月31日)

繰延税金資産の回収可能性

１　当事業年度の財務諸表に計上した金額

（単位：百万円）

繰延税金資産	66

２　識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結財務諸表「注記事項（重要な会計上の見積り）」に記載した内容と同一であります。

当事業年度(自　2025年４月１日　至　2026年３月31日)

繰延税金資産の回収可能性

１　当事業年度の財務諸表に計上した金額

（単位：百万円）

繰延税金資産	127

２　識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結財務諸表「注記事項（重要な会計上の見積り）」に記載した内容と同一であります。

（会計方針の変更）

前事業年度(自　2024年４月１日　至　2025年３月31日)

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号　2022年10月28日。以下、「法人税等会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用しております。

なお、当該会計方針の変更による財務諸表への影響はありません。

当事業年度(自　2025年４月１日　至　2026年３月31日)

該当事項はありません。

（貸借対照表関係）

※１　関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。

	前事業年度 （2025年３月31日）	当事業年度 （2026年３月31日）
売掛金	20 百万円	－ 百万円
買掛金	0 〃	0 〃

※２　担保資産及び担保付債務

担保に供している資産及び担保付債務は次のとおりであります。

	前事業年度 （2025年３月31日）	当事業年度 （2026年３月31日）
現金及び預金	292 百万円	245 百万円
仕掛販売用不動産	－ 〃	1,712 〃
建物	389 〃	592 〃
土地	293 〃	242 〃
計	976 百万円	2,793 百万円

	前事業年度 （2025年３月31日）	当事業年度 （2026年３月31日）
短期借入金	1,100 百万円	340 百万円
１年内返済予定の長期借入金	39 〃	1,346 〃
長期借入金	1,823 〃	3,124 〃
計	2,962 百万円	4,811 百万円

※３　保証債務

下記の会社の金融機関等からの借入金に対して、次のとおり債務保証を行っております。

	前事業年度 （2025年３月31日）	当事業年度 （2026年３月31日）
NOT A HOTEL MANAGEMENT株式会社	90 百万円	90 百万円
NOT A HOTEL SETOUCHI合同会社	900 〃	－ 〃
計	990 百万円	90 百万円

※４　当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行７行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。

事業年度末における当座貸越契約及び貸出コミットメントに係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

	前事業年度 （2025年３月31日）	当事業年度 （2026年３月31日）
当座貸越極度額 及び貸出コミットメントの総額	10,100 百万円	13,500 百万円
借入実行残高	2,440 〃	4,470 〃
差引額	7,660 百万円	9,030 百万円

（損益計算書関係）

※１　関係会社との取引高

	前事業年度 （自　2024年４月１日 至　2025年３月31日）	当事業年度 （自　2025年４月１日 至　2026年３月31日）
売上高	36 百万円	123 百万円
仕入高	0 〃	0 〃
その他の営業取引高	346 〃	437 〃
営業取引以外の取引高	61 〃	219 〃

※２　販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度30％、当事業年度34％、一般管理費に属するおおよその割合は前事業年度70％、当事業年度66％であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前事業年度 （自　2024年４月１日 至　2025年３月31日）	当事業年度 （自　2025年４月１日 至　2026年３月31日）
給料賃金	737 百万円	1,211 百万円
広告宣伝費	631 〃	1,233 〃
賞与引当金繰入額	201 〃	300 〃
役員賞与引当金繰入額	― 〃	18 〃
減価償却費	361 〃	507 〃

※３　固定資産売却益の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 （自　2024年４月１日 至　2025年３月31日）	当事業年度 （自　2025年４月１日 至　2026年３月31日）
建物	19 百万円	14 百万円
構築物	0 〃	0 〃
機械及び装置	― 〃	3 〃
車両運搬具	― 〃	20 〃
工具、器具及び備品	0 〃	0 〃
土地	0 〃	0 〃
その他（有形固定資産）	0 〃	― 〃
その他（無形固定資産）	― 〃	0 〃
計	20 百万円	39 百万円

※４　固定資産売却損の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 （自　2024年４月１日 至　2025年３月31日）	当事業年度 （自　2025年４月１日 至　2026年３月31日）
建物	0 百万円	0 百万円
構築物	0 〃	0 〃
機械及び装置	― 〃	5 〃
工具、器具及び備品	― 〃	2 〃
計	0 百万円	8 百万円

※５　固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 （自　2024年４月１日 至　2025年３月31日）	当事業年度 （自　2025年４月１日 至　2026年３月31日）
建物	－ 百万円	10 百万円
構築物	－　〃	12　〃
計	－ 百万円	22 百万円

※６　抱合せ株式消滅差損

前事業年度(自　2024年４月１日　至　2025年３月31日)

当社の連結子会社であった青島プロジェクト株式会社を吸収合併したことに伴い、抱合せ株式消滅差損を特別損失に計上しております。

当事業年度(自　2025年４月１日　至　2026年３月31日)

該当事項はありません。

（有価証券関係）

前事業年度(2025年３月31日)

子会社株式、関連会社株式及び関係会社出資金は、市場価格のない株式等のため、子会社株式、関連会社株式及び関係会社出資金の時価を記載しておりません。

なお、市場価格のない株式等の子会社株式、関連会社株式及び関係会社出資金の貸借対照表計上額は次のとおりであります。

（単位：百万円）

区分	前事業年度 (2025年３月31日)
子会社株式	197
関連会社株式	10
関係会社出資金	658
計	865

当事業年度(2026年３月31日)

子会社株式、関連会社株式及び関係会社出資金は、市場価格のない株式等のため、子会社株式、関連会社株式及び関係会社出資金の時価を記載しておりません。

なお、市場価格のない株式等の子会社株式、関連会社株式及び関係会社出資金の貸借対照表計上額は次のとおりであります。

（単位：百万円）

区分	当事業年度 (2026年３月31日)
子会社株式	357
関連会社株式	10
関係会社出資金	1,552
計	1,920

（税効果会計関係）

前事業年度(自　2024年４月１日　至　2025年３月31日)

１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
減価償却超過額	14 百万円
賞与引当金	69 〃
未払費用	8 〃
資産除去債務	19 〃
その他	47 〃
繰延税金資産小計	160 百万円
評価性引当額	△71 〃
繰延税金資産合計	88 百万円
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	△16 百万円
繰延ヘッジ損益	△1 〃
その他	△3 〃
繰延税金負債合計	△21 百万円
繰延税金資産純額	66 百万円

２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	34.6 %
（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.5 〃
住民税均等割等	0.9 〃
評価性引当額の増減	△6.9 〃
税額控除	△0.9 〃
抱合せ株式消滅差損益	15.9 〃
税務上の繰越欠損金の利用	△3.2 〃
グループ通算制度による影響額	△2.4 〃
その他	△0.2 〃
税効果会計適用後の法人税等の負担率	38.2 %

３．法人税及び地方法人税の会計処理またはこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しており、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号　2021年８月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

４．法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律（令和７年法律第13号）」が2025年３月31日に国会で成立したことに伴い、2026年４月１日以降開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。

これに伴い、2026年４月１日以降開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、従来の34.59%から35.43%に変更しております。

この税率変更に伴う当事業年度の財務諸表に与える影響は軽微であります。

当事業年度(自　2025年４月１日　至　2026年３月31日)

１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
減価償却超過額	8 百万円
賞与引当金	106 〃
未払費用	18 〃
資産除去債務	52 〃
未払事業税	35 〃
その他	47 〃
繰延税金資産小計	269 百万円
評価性引当額	△88 〃
繰延税金資産合計	181 百万円
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	△46 百万円
繰延ヘッジ損益	△7 〃
繰延税金負債合計	△54 百万円
繰延税金資産純額	127 百万円

２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の５以下であるため注記を省略しております。

３．法人税及び地方法人税の会計処理またはこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しており、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号　2021年８月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

（企業結合等関係）

前事業年度(自　2024年４月１日　至　2025年３月31日)

共通支配下の取引等

連結財務諸表「注記事項(企業結合等関係)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

当事業年度(自　2025年４月１日　至　2026年３月31日)

取得による企業結合

連結財務諸表「注記事項(企業結合等関係)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

（収益認識関係）

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結財務諸表「注記事項(収益認識関係)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

（重要な後発事象）

連結財務諸表「注記事項(重要な後発事象)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

④ 【附属明細表】(2026年３月31日現在)

【有価証券明細表】

有価証券の金額が資産の総額の100分の１以下であるため、財務諸表等規則第124条の規定により記載を省略しております。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高（百万円）	当期増加額（百万円）	当期減少額（百万円）	当期末残高（百万円）	当期末減価償却累計額又は償却累計額（百万円）	当期償却額（百万円）	差引当期末残高（百万円）
有形固定資産							
建物	2,063	818	92	2,789	282	130	2,506
構築物	512	388	27	873	95	31	777
機械及び装置	75	8	5	78	27	8	51
船舶	－	862	－	862	－	－	862
車両運搬具	172	75	25	223	139	36	84
工具、器具及び備品	344	789	5	1,127	305	108	822
土地	1,260	482	648	1,093	－	－	1,093
リース資産	39	148	－	188	35	18	152
建設仮勘定	154	2,802	1,338 (7)	1,618	－	－	1,618
その他	60	57	0	117	73	23	44
有形固定資産計	4,682	6,434	2,143 (7)	8,972	959	357	8,013
無形固定資産							
借地権	1	－	－	1	－	－	1
商標権	1	－	－	1	－	0	0
ソフトウエア	736	192	－	929	－	149	484
その他	87	312	192	206	－	0	204
無形固定資産計	826	505	192	1,139	－	150	691
長期前払費用	314	352	419	248	－	－	248

(注) １．「当期減少額」欄の()内は内書きで、減損損失の計上額であります。
２．当期における建物の増加額818百万円及び、工具、器具及び備品の増加額789百万円は、主に瀬戸内醸造所（広島県三原市）と本社（東京都中央区）設備の取得によるものであります。
３．当期における船舶の増加額862百万円は、主にNOT A HOTEL SETOUCHI（広島県三原市）での利用を目的とするクルーザーの取得によるものであります。
４．当期における建設仮勘定の増加額2,802百万円は、主に本社移転工事及び瀬戸内醸造所（広島県三原市）、JAPA VALLEY TOKYO（東京都千代田区）による設備取得によるものであります。
また減少額1,338百万円は、主に本社移転工事の完了及び瀬戸内醸造所（広島県三原市）の竣工に伴う資産への振替によるものであります。
５．長期前払費用は、費用の期間配分に係るものであり、償却資産とは性格が異なるため、「当期末減価償却累計額又は償却累計額」及び「当期償却額」には含めておりません。

【引当金明細表】

区分	当期首残高（百万円）	当期増加額（百万円）	当期減少額（目的使用）（百万円）	当期減少額（その他）（百万円）	当期末残高（百万円）
賞与引当金	201	300	201	－	300
役員賞与引当金	－	18	－	－	18

(2) 【主な資産及び負債の内容】(2026年３月31日現在)

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第６ 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年４月１日から翌年３月31日まで
定時株主総会	毎事業年度末日の翌日から３か月以内
基準日	毎年３月31日
株券の種類	－
剰余金の配当の基準日	毎年９月30日 毎年３月31日
１単元の株式数	100株
株式の名義書換え（注）１	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目４番１号　三井住友信託銀行株式会社　証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目４番１号　三井住友信託銀行株式会社
取次所	三井住友信託銀行株式会社　全国各支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	－
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目４番１号　三井住友信託銀行株式会社　証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目４番１号　三井住友信託銀行株式会社
取次所	三井住友信託銀行株式会社　全国各支店（注）１
買取手数料	無料（注）２
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載URL https://nota.com/ir/notice
株主に対する特典	該当事項はありません。

（注）１　当社株式は、東京証券取引所グロース市場への上場に伴い、社債、株式等の振替に関する法律第128条第１項に規定する振替株式となることから、該当事項はなくなる予定であります。

２　単元未満株式の買取手数料は、当社株式が東京証券取引所に上場された日から「株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額」に変更されます。

３　当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨を定款に定めております。

（１）会社法第189条第２項各号に掲げる権利

（２）会社法第166条第１項の規定による請求をする権利

（３）株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第７ 【提出会社の参考情報】

１ 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の７第１項に規定する親会社等はありません。

２ 【その他の参考情報】

該当事項はありません。

第四部 【株式公開情報】

第１ 【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
2024年６月26日	－	－	－	中条 貴之	三重県津市	特別利害関係者等(大株主上位10名)	B種優先株式 663,700	300,011,912 (452.03)	新株予約権の行使
2025年１月10日	濵渦 伸次	東京都港区	特別利害関係者等(大株主上位10名、当社代表取締役、関係会社役員)	株式会社杏玲 代表取締役 工藤 健亮	東京都千代田区九段南一丁目５番６号りそな九段ビル５階KSフロア	特別利害関係者等(当社取締役の二親等内の血族により議決権の過半数を所有されている会社)	普通株式 223,200	49,996,800 (224) (注)４	会社に対する貢献意欲向上のため
2025年１月10日	濵渦 伸次	東京都港区	特別利害関係者等(大株主上位10名、当社代表取締役、関係会社役員)	－	－	当社従業員	普通株式 90,000	20,160,000 (224) (注)４	会社に対する貢献意欲向上のため
2025年１月10日	濵渦 伸次	東京都港区	特別利害関係者等(大株主上位10名、当社代表取締役、関係会社役員)	－	－	当社従業員	普通株式 66,950	14,996,800 (224) (注)４	会社に対する貢献意欲向上のため
2025年２月７日	－	－	当社従業員	濵渦 伸次	東京都港区	特別利害関係者等(大株主上位10名、当社代表取締役、関係会社役員)	普通株式 29,450	3,003,900 (102) (注)５	当社従業員の退職のため
2025年５月29日	濵渦 伸次	東京都港区	特別利害関係者等(大株主上位10名、当社代表取締役、関係会社役員)	杉田 浩章	－	― (注)６	普通株式 223,250	50,008,000 (224) (注)４	会社に対する貢献意欲向上のため
2025年５月29日	濵渦 伸次	東京都港区	特別利害関係者等(大株主上位10名、当社代表取締役、関係会社役員)	舩山 展丈	－	特別利害関係者等(関係会社役員)	普通株式 58,050	13,003,200 (224) (注)４	会社に対する貢献意欲向上のため
2025年９月19日	濵渦 伸次	東京都港区	特別利害関係者等(大株主上位10名、当社代表取締役、関係会社役員)	－	－	当社従業員	普通株式 32,350	15,010,400 (464) (注)４	会社に対する貢献意欲向上のため
2025年９月19日	濵渦 伸次	東京都港区	特別利害関係者等(大株主上位10名、当社代表取締役、関係会社役員)	－	－	当社従業員	普通株式 32,350	15,010,400 (464) (注)４	会社に対する貢献意欲向上のため
2026年１月22日	株式会社えがおホールディングス 代表取締役 北野 忠男	熊本県熊本市東区東町四丁目10番１号	－	Pleiad-Minerva Japan Growth Opportunities LP 無限責任組合員 Pleiad-Minerva Japan Growth Opportunities GP Limited Director Kensuke Murashima	Maples Corporate Services Limited, PO Box 309, Ugland House, Grand Cayman, KY1-1104, Cayman Islands	特別利害関係者等(大株主上位10名)	B1種優先株式 50,000	49,496,000 (989.92) (注)４	所有者の利益確定のため

移動 年月日	移動前 所有者の 氏名又は名称	移動前 所有者の 住所	移動前 所有者の 提出会社との 関係等	移動後 所有者の氏名 又は名称	移動後 所有者の 住所	移動後 所有者の 提出会社との 関係等	移動株数 (株)	価格(単価) (円)	移動理由
2026年 1月22日	山陽オイル 株式会社 代表取締役 山本 龍明	広島県広島 市南区宇品 西四丁目1 番66号	―	Pleiad-Minerva Japan Growth Opportunities LP 無限責任組合 員 Pleiad-Minerva Japan Growth Opportunities GP Limited Director Kensuke Murashima	Maples Corporate Services Limited, PO Box 309, Ugland House, Grand Cayman, KY1 -1104, Cayman Islands	特別利害関係 者等 (大株主上位 10名)	B1種優先株式 50,000	49,496,000 (989.92) (注)4	所有者の 利益確定 のため
2026年 1月22日	y's investment 合同会社 代表社員 矢澤 俊一	東京都国立 市中一丁目 16番地の17	―	Pleiad-Minerva Japan Growth Opportunities LP 無限責任組合 員 Pleiad-Minerva Japan Growth Opportunities GP Limited Director Kensuke Murashima	Maples Corporate Services Limited, PO Box 309, Ugland House, Grand Cayman, KY1 -1104, Cayman Islands	特別利害関係 者等 (大株主上位 10名)	B1種優先株式 45,000	44,546,400 (989.92) (注)4	所有者の 利益確定 のため
2026年 1月22日	株式会社 フタミ 代表取締役 樋口 幸弘	大阪府大阪 市平野区喜 連西四丁目 7番36号	―	Pleiad-Minerva Japan Growth Opportunities LP 無限責任組合 員 Pleiad-Minerva Japan Growth Opportunities GP Limited Director Kensuke Murashima	Maples Corporate Services Limited, PO Box 309, Ugland House, Grand Cayman, KY1 -1104, Cayman Islands	特別利害関係 者等 (大株主上位 10名)	B1種優先株式 35,000	34,647,200 (989.92) (注)4	所有者の 利益確定 のため
2026年 1月22日	坂本 光幸	福島県双葉 郡富岡町	―	Pleiad-Minerva Japan Growth Opportunities LP 無限責任組合 員 Pleiad-Minerva Japan Growth Opportunities GP Limited Director Kensuke Murashima	Maples Corporate Services Limited, PO Box 309, Ugland House, Grand Cayman, KY1 -1104, Cayman Islands	特別利害関係 者等 (大株主上位 10名)	B1種優先株式 25,000	24,748,000 (989.92) (注)4	所有者の 利益確定 のため
2026年 1月22日	古川商事 株式会社 代表取締役 古川 泰造	大阪府大阪 市中央区備 後町三丁目 4番9号	―	Pleiad-Minerva Japan Growth Opportunities LP 無限責任組合 員 Pleiad-Minerva Japan Growth Opportunities GP Limited Director Kensuke Murashima	Maples Corporate Services Limited, PO Box 309, Ugland House, Grand Cayman, KY1 -1104, Cayman Islands	特別利害関係 者等 (大株主上位 10名)	B1種優先株式 25,000	24,748,000 (989.92) (注)4	所有者の 利益確定 のため

移動 年月日	移動前 所有者の 氏名又は名称	移動前 所有者の 住所	移動前 所有者の 提出会社との 関係等	移動後 所有者の氏名 又は名称	移動後 所有者の 住所	移動後 所有者の 提出会社との 関係等	移動株数 (株)	価格(単価) (円)	移動理由
2026年 1月22日	平賀 誠	静岡県熱海市	―	Pleiad-Minerva Japan Growth Opportunities LP 無限責任組合員 Pleiad-Minerva Japan Growth Opportunities GP Limited Director Kensuke Murashima	Maples Corporate Services Limited, PO Box 309, Ugland House, Grand Cayman, KY1-1104, Cayman Islands	特別利害関係者等 (大株主上位10名)	B1種優先株式 25,000	24,748,000 (989.92) (注)4	所有者の利益確定のため
2026年 1月22日	株式会社 トップインフォメーション 代表取締役 荒木 壽一	大阪府大阪市中央区南新町二丁目3番7号塚本ビル7階	―	Pleiad-Minerva Japan Growth Opportunities LP 無限責任組合員 Pleiad-Minerva Japan Growth Opportunities GP Limited Director Kensuke Murashima	Maples Corporate Services Limited, PO Box 309, Ugland House, Grand Cayman, KY1-1104, Cayman Islands	特別利害関係者等 (大株主上位10名)	B1種優先株式 25,000	24,748,000 (989.92) (注)4	所有者の利益確定のため
2026年 1月22日	西山 由美子	福島県いわき市	―	Pleiad-Minerva Japan Growth Opportunities LP 無限責任組合員 Pleiad-Minerva Japan Growth Opportunities GP Limited Director Kensuke Murashima	Maples Corporate Services Limited, PO Box 309, Ugland House, Grand Cayman, KY1-1104, Cayman Islands	特別利害関係者等 (大株主上位10名)	B1種優先株式 25,000	24,748,000 (989.92) (注)4	所有者の利益確定のため
2026年 1月22日	上野 高正	宮城県仙台市泉区	―	Pleiad-Minerva Japan Growth Opportunities LP 無限責任組合員 Pleiad-Minerva Japan Growth Opportunities GP Limited Director Kensuke Murashima	Maples Corporate Services Limited, PO Box 309, Ugland House, Grand Cayman, KY1-1104, Cayman Islands	特別利害関係者等 (大株主上位10名)	B1種優先株式 25,000	24,748,000 (989.92) (注)4	所有者の利益確定のため
2026年 1月22日	前田 守	和歌山県和歌山市	―	Pleiad-Minerva Japan Growth Opportunities LP 無限責任組合員 Pleiad-Minerva Japan Growth Opportunities GP Limited Director Kensuke Murashima	Maples Corporate Services Limited, PO Box 309, Ugland House, Grand Cayman, KY1-1104, Cayman Islands	特別利害関係者等 (大株主上位10名)	B1種優先株式 25,000	24,748,000 (989.92) (注)4	所有者の利益確定のため

移動 年月日	移動前 所有者の 氏名又は名称	移動前 所有者の 住所	移動前 所有者の 提出会社との 関係等	移動後 所有者の氏名 又は名称	移動後 所有者の 住所	移動後 所有者の 提出会社との 関係等	移動株数 (株)	価格(単価) (円)	移動理由
2026年 1月22日	遠藤 学	大阪府大阪市生野区	―	Pleiad-Minerva Japan Growth Opportunities LP 無限責任組合員 Pleiad-Minerva Japan Growth Opportunities GP Limited Director Kensuke Murashima	Maples Corporate Services Limited, PO Box 309, Ugland House, Grand Cayman, KY1-1104, Cayman Islands	特別利害関係者等 (大株主上位10名)	B1種優先株式 25,000	24,748,000 (989.92) (注)4	所有者の利益確定のため
2026年 1月22日	石橋 雄三	神奈川県横浜市神奈川区	―	Pleiad-Minerva Japan Growth Opportunities LP 無限責任組合員 Pleiad-Minerva Japan Growth Opportunities GP Limited Director Kensuke Murashima	Maples Corporate Services Limited, PO Box 309, Ugland House, Grand Cayman, KY1-1104, Cayman Islands	特別利害関係者等 (大株主上位10名)	B1種優先株式 25,000	24,748,000 (989.92) (注)4	所有者の利益確定のため
2026年 1月22日	野呂 瀬弘	東京都港区	―	Pleiad-Minerva Japan Growth Opportunities LP 無限責任組合員 Pleiad-Minerva Japan Growth Opportunities GP Limited Director Kensuke Murashima	Maples Corporate Services Limited, PO Box 309, Ugland House, Grand Cayman, KY1-1104, Cayman Islands	特別利害関係者等 (大株主上位10名)	B1種優先株式 25,000	24,748,000 (989.92) (注)4	所有者の利益確定のため
2026年 1月22日	株式会社 シューワン 代表取締役 板東 徹行	東京都町田市鶴間三丁目15番地３	―	Pleiad-Minerva Japan Growth Opportunities LP 無限責任組合員 Pleiad-Minerva Japan Growth Opportunities GP Limited Director Kensuke Murashima	Maples Corporate Services Limited, PO Box 309, Ugland House, Grand Cayman, KY1-1104, Cayman Islands	特別利害関係者等 (大株主上位10名)	B1種優先株式 25,000	24,748,000 (989.92) (注)4	所有者の利益確定のため
2026年 1月22日	木村 秀元	大阪府東大阪市	―	Pleiad-Minerva Japan Growth Opportunities LP 無限責任組合員 Pleiad-Minerva Japan Growth Opportunities GP Limited Director Kensuke Murashima	Maples Corporate Services Limited, PO Box 309, Ugland House, Grand Cayman, KY1-1104, Cayman Islands	特別利害関係者等 (大株主上位10名)	B1種優先株式 25,000	24,748,000 (989.92) (注)4	所有者の利益確定のため

移動 年月日	移動前 所有者の 氏名又は名称	移動前 所有者の 住所	移動前 所有者の 提出会社との 関係等	移動後 所有者の氏名 又は名称	移動後 所有者の 住所	移動後 所有者の 提出会社との 関係等	移動株数 (株)	価格(単価) (円)	移動理由
2026年 1月22日	相澤 敦子	愛知県豊橋市	―	Pleiad-Minerva Japan Growth Opportunities LP 無限責任組合員 Pleiad-Minerva Japan Growth Opportunities GP Limited Director Kensuke Murashima	Maples Corporate Services Limited, PO Box 309, Ugland House, Grand Cayman, KY1-1104, Cayman Islands	特別利害関係者等 (大株主上位10名)	B1種優先株式 20,000	19,798,400 (989.92) (注)4	所有者の利益確定のため
2026年 1月22日	株式会社 しなのシステム 代表取締役 熊井 久隆	東京都目黒区東山一丁目3番10号 銀河東山ビル2F	―	Pleiad-Minerva Japan Growth Opportunities LP 無限責任組合員 Pleiad-Minerva Japan Growth Opportunities GP Limited Director Kensuke Murashima	Maples Corporate Services Limited, PO Box 309, Ugland House, Grand Cayman, KY1-1104, Cayman Islands	特別利害関係者等 (大株主上位10名)	B1種優先株式 20,000	19,798,400 (989.92) (注)4	所有者の利益確定のため
2026年 1月22日	株式会社 コンセプト 代表取締役 榎本 定文	京都府京都市下京区河原町通松原上る二丁目富永町368番地	―	Pleiad-Minerva Japan Growth Opportunities LP 無限責任組合員 Pleiad-Minerva Japan Growth Opportunities GP Limited Director Kensuke Murashima	Maples Corporate Services Limited, PO Box 309, Ugland House, Grand Cayman, KY1-1104, Cayman Islands	特別利害関係者等 (大株主上位10名)	B1種優先株式 20,000	19,798,400 (989.92) (注)4	所有者の利益確定のため
2026年 1月22日	多田 美智子	岡山県岡山市中区	―	Pleiad-Minerva Japan Growth Opportunities LP 無限責任組合員 Pleiad-Minerva Japan Growth Opportunities GP Limited Director Kensuke Murashima	Maples Corporate Services Limited, PO Box 309, Ugland House, Grand Cayman, KY1-1104, Cayman Islands	特別利害関係者等 (大株主上位10名)	B1種優先株式 20,000	19,798,400 (989.92) (注)4	所有者の利益確定のため
2026年 1月22日	澤田 孝史	埼玉県ふじみ野市	―	Pleiad-Minerva Japan Growth Opportunities LP 無限責任組合員 Pleiad-Minerva Japan Growth Opportunities GP Limited Director Kensuke Murashima	Maples Corporate Services Limited, PO Box 309, Ugland House, Grand Cayman, KY1-1104, Cayman Islands	特別利害関係者等 (大株主上位10名)	B1種優先株式 20,000	19,798,400 (989.92) (注)4	所有者の利益確定のため

移動 年月日	移動前 所有者の 氏名又は名称	移動前 所有者の 住所	移動前 所有者の 提出会社との 関係等	移動後 所有者の氏名 又は名称	移動後 所有者の 住所	移動後 所有者の 提出会社との 関係等	移動株数 (株)	価格(単価) (円)	移動理由
2026年 1月22日	株式会社 バックステージプロジェクト 代表取締役 杉本 圭司	東京都渋谷区神宮前二丁目28番13号	―	Pleiad-Minerva Japan Growth Opportunities LP 無限責任組合員 Pleiad-Minerva Japan Growth Opportunities GP Limited Director Kensuke Murashima	Maples Corporate Services Limited, PO Box 309, Ugland House, Grand Cayman, KY1-1104, Cayman Islands	特別利害関係者等 (大株主上位10名)	B1種優先株式 20,000	19,798,400 (989.92) (注)4	所有者の利益確定のため
2026年 1月22日	藤田 一郎	兵庫県加古川市	―	Pleiad-Minerva Japan Growth Opportunities LP 無限責任組合員 Pleiad-Minerva Japan Growth Opportunities GP Limited Director Kensuke Murashima	Maples Corporate Services Limited, PO Box 309, Ugland House, Grand Cayman, KY1-1104, Cayman Islands	特別利害関係者等 (大株主上位10名)	B1種優先株式 20,000	19,798,400 (989.92) (注)4	所有者の利益確定のため
2026年 1月22日	横井 章一	愛知県小牧市	―	Pleiad-Minerva Japan Growth Opportunities LP 無限責任組合員 Pleiad-Minerva Japan Growth Opportunities GP Limited Director Kensuke Murashima	Maples Corporate Services Limited, PO Box 309, Ugland House, Grand Cayman, KY1-1104, Cayman Islands	特別利害関係者等 (大株主上位10名)	B1種優先株式 20,000	19,798,400 (989.92) (注)4	所有者の利益確定のため
2026年 1月22日	株式会社 シィメス 代表取締役 浅井 哲也	兵庫県明石市材木町11番23号	―	Pleiad-Minerva Japan Growth Opportunities LP 無限責任組合員 Pleiad-Minerva Japan Growth Opportunities GP Limited Director Kensuke Murashima	Maples Corporate Services Limited, PO Box 309, Ugland House, Grand Cayman, KY1-1104, Cayman Islands	特別利害関係者等 (大株主上位10名)	B1種優先株式 20,000	19,798,400 (989.92) (注)4	所有者の利益確定のため
2026年 1月22日	佐達 佳民	東京都杉並区	―	Pleiad-Minerva Japan Growth Opportunities LP 無限責任組合員 Pleiad-Minerva Japan Growth Opportunities GP Limited Director Kensuke Murashima	Maples Corporate Services Limited, PO Box 309, Ugland House, Grand Cayman, KY1-1104, Cayman Islands	特別利害関係者等 (大株主上位10名)	B1種優先株式 20,000	19,798,400 (989.92) (注)4	所有者の利益確定のため

移動 年月日	移動前 所有者の 氏名又は名称	移動前 所有者の 住所	移動前 所有者の 提出会社との 関係等	移動後 所有者の氏名 又は名称	移動後 所有者の 住所	移動後 所有者の 提出会社との 関係等	移動株数 (株)	価格(単価) (円)	移動理由
2026年 1月22日	株式会社 三戸不動産 代表取締役 三戸 道雄	福岡県福岡市中央区笹丘一丁目28番74号	―	Pleiad-Minerva Japan Growth Opportunities LP 無限責任組合員 Pleiad-Minerva Japan Growth Opportunities GP Limited Director Kensuke Murashima	Maples Corporate Services Limited, PO Box 309, Ugland House, Grand Cayman, KY1-1104, Cayman Islands	特別利害関係者等 (大株主上位10名)	B1種優先株式 20,000	19,798,400 (989.92) (注)4	所有者の利益確定のため
2026年 1月22日	J.Wアセットマネジメント株式会社 代表取締役 黄 嘉文	神奈川県横浜市中区 楽町二丁目 ６番３号 KOYO関内ビル205号室	―	Pleiad-Minerva Japan Growth Opportunities LP 無限責任組合員 Pleiad-Minerva Japan Growth Opportunities GP Limited Director Kensuke Murashima	Maples Corporate Services Limited, PO Box 309, Ugland House, Grand Cayman, KY1-1104, Cayman Islands	特別利害関係者等 (大株主上位10名)	B1種優先株式 20,000	19,798,400 (989.92) (注)4	所有者の利益確定のため
2026年 1月22日	株式会社 芳三工業 代表取締役 迫田 洋子	福島県田村郡三春町熊耳字山ノ内369番地	―	Pleiad-Minerva Japan Growth Opportunities LP 無限責任組合員 Pleiad-Minerva Japan Growth Opportunities GP Limited Director Kensuke Murashima	Maples Corporate Services Limited, PO Box 309, Ugland House, Grand Cayman, KY1-1104, Cayman Islands	特別利害関係者等 (大株主上位10名)	B1種優先株式 20,000	19,798,400 (989.92) (注)4	所有者の利益確定のため
2026年 1月22日	株式会社 西辻工務店 代表取締役 西辻 達佳	大阪府和泉市黒鳥町三丁目４番５号	―	Pleiad-Minerva Japan Growth Opportunities LP 無限責任組合員 Pleiad-Minerva Japan Growth Opportunities GP Limited Director Kensuke Murashima	Maples Corporate Services Limited, PO Box 309, Ugland House, Grand Cayman, KY1-1104, Cayman Islands	特別利害関係者等 (大株主上位10名)	B1種優先株式 20,000	19,798,400 (989.92) (注)4	所有者の利益確定のため
2026年 1月22日	高嶋 航	石川県金沢市	―	Pleiad-Minerva Japan Growth Opportunities LP 無限責任組合員 Pleiad-Minerva Japan Growth Opportunities GP Limited Director Kensuke Murashima	Maples Corporate Services Limited, PO Box 309, Ugland House, Grand Cayman, KY1-1104, Cayman Islands	特別利害関係者等 (大株主上位10名)	B1種優先株式 20,000	19,798,400 (989.92) (注)4	所有者の利益確定のため

移動 年月日	移動前 所有者の 氏名又は名称	移動前 所有者の 住所	移動前 所有者の 提出会社との 関係等	移動後 所有者の氏名 又は名称	移動後 所有者の 住所	移動後 所有者の 提出会社との 関係等	移動株数 (株)	価格(単価) (円)	移動理由
2026年 1月22日	信角 合同会社 代表社員 鳥井 信宏	東京都港区 白金台二丁 目27番９－ 407号	－	Pleiad-Minerva Japan Growth Opportunities LP 無限責任組合 員 Pleiad-Minerva Japan Growth Opportunities GP Limited Director Kensuke Murashima	Maples Corporate Services Limited, PO Box 309, Ugland House, Grand Cayman, KY1 -1104, Cayman Islands	特別利害関係 者等 (大株主上位 10名)	B1種優先株式 20,000	19,798,400 (989.92) (注)４	所有者の 利益確定 のため
2026年 1月22日	林 貴夫	愛知県名古 屋市中区	－	Pleiad-Minerva Japan Growth Opportunities LP 無限責任組合 員 Pleiad-Minerva Japan Growth Opportunities GP Limited Director Kensuke Murashima	Maples Corporate Services Limited, PO Box 309, Ugland House, Grand Cayman, KY1 -1104, Cayman Islands	特別利害関係 者等 (大株主上位 10名)	B1種優先株式 20,000	19,798,400 (989.92) (注)４	所有者の 利益確定 のため
2026年 1月22日	ジーク 株式会社 代表取締役 湯淺 貴之	京都府京都 市南区吉祥 院新田弐ノ 段町33番地	－	Pleiad-Minerva Japan Growth Opportunities LP 無限責任組合 員 Pleiad-Minerva Japan Growth Opportunities GP Limited Director Kensuke Murashima	Maples Corporate Services Limited, PO Box 309, Ugland House, Grand Cayman, KY1 -1104, Cayman Islands	特別利害関係 者等 (大株主上位 10名)	B1種優先株式 20,000	19,798,400 (989.92) (注)４	所有者の 利益確定 のため
2026年 1月22日	小川 恭智	東京都立川 市	－	Pleiad-Minerva Japan Growth Opportunities LP 無限責任組合 員 Pleiad-Minerva Japan Growth Opportunities GP Limited Director Kensuke Murashima	Maples Corporate Services Limited, PO Box 309, Ugland House, Grand Cayman, KY1 -1104, Cayman Islands	特別利害関係 者等 (大株主上位 10名)	B1種優先株式 20,000	19,798,400 (989.92) (注)４	所有者の 利益確定 のため
2026年 1月22日	地球商事 株式会社 代表取締役 松岡 有馬	福岡県福岡 市中央区大 宮一丁目７ 番12号	－	Pleiad-Minerva Japan Growth Opportunities LP 無限責任組合 員 Pleiad-Minerva Japan Growth Opportunities GP Limited Director Kensuke Murashima	Maples Corporate Services Limited, PO Box 309, Ugland House, Grand Cayman, KY1 -1104, Cayman Islands	特別利害関係 者等 (大株主上位 10名)	B1種優先株式 17,500	17,323,600 (989.92) (注)４	所有者の 利益確定 のため

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
2026年1月22日	日東エネルギー・ホールディングス株式会社 代表取締役 赤津 正弥	東京都足立区六木一丁目19番13号	―	Pleiad-Minerva Japan Growth Opportunities LP 無限責任組合員 Pleiad-Minerva Japan Growth Opportunities GP Limited Director Kensuke Murashima	Maples Corporate Services Limited, PO Box 309, Ugland House, Grand Cayman, KY1-1104, Cayman Islands	特別利害関係者等(大株主上位10名)	B1種優先株式 15,000	14,848,800 (989.92) (注)4	所有者の利益確定のため
2026年1月22日	村木 雄哉	三重県四日市市	―	Pleiad-Minerva Japan Growth Opportunities LP 無限責任組合員 Pleiad-Minerva Japan Growth Opportunities GP Limited Director Kensuke Murashima	Maples Corporate Services Limited, PO Box 309, Ugland House, Grand Cayman, KY1-1104, Cayman Islands	特別利害関係者等(大株主上位10名)	B1種優先株式 12,500	12,374,000 (989.92) (注)4	所有者の利益確定のため
2026年1月22日	能城 博	東京都練馬区	―	Pleiad-Minerva Japan Growth Opportunities LP 無限責任組合員 Pleiad-Minerva Japan Growth Opportunities GP Limited Director Kensuke Murashima	Maples Corporate Services Limited, PO Box 309, Ugland House, Grand Cayman, KY1-1104, Cayman Islands	特別利害関係者等(大株主上位10名)	B1種優先株式 10,000	9,899,200 (989.92) (注)4	所有者の利益確定のため
2026年1月22日	八木 常治	兵庫県西宮市	―	Pleiad-Minerva Japan Growth Opportunities LP 無限責任組合員 Pleiad-Minerva Japan Growth Opportunities GP Limited Director Kensuke Murashima	Maples Corporate Services Limited, PO Box 309, Ugland House, Grand Cayman, KY1-1104, Cayman Islands	特別利害関係者等(大株主上位10名)	B1種優先株式 10,000	9,899,200 (989.92) (注)4	所有者の利益確定のため
2026年1月22日	株式会社N'sイノベーション 代表取締役 西辻 伸悟	大阪府和泉市黒鳥町三丁目4番5号	―	Pleiad-Minerva Japan Growth Opportunities LP 無限責任組合員 Pleiad-Minerva Japan Growth Opportunities GP Limited Director Kensuke Murashima	Maples Corporate Services Limited, PO Box 309, Ugland House, Grand Cayman, KY1-1104, Cayman Islands	特別利害関係者等(大株主上位10名)	B1種優先株式 10,000	9,899,200 (989.92) (注)4	所有者の利益確定のため

移動 年月日	移動前 所有者の 氏名又は名称	移動前 所有者の 住所	移動前 所有者の 提出会社との 関係等	移動後 所有者の氏名 又は名称	移動後 所有者の 住所	移動後 所有者の 提出会社との 関係等	移動株数 (株)	価格(単価) (円)	移動理由
2026年 1月22日	藤田 美智雄	東京都世田谷区	―	Pleiad-Minerva Japan Growth Opportunities LP 無限責任組合員 Pleiad-Minerva Japan Growth Opportunities GP Limited Director Kensuke Murashima	Maples Corporate Services Limited, PO Box 309, Ugland House, Grand Cayman, KY1-1104, Cayman Islands	特別利害関係者等 (大株主上位10名)	B1種優先株式 10,000	9,899,200 (989.92) (注)4	所有者の利益確定のため
2026年 1月22日	株式会社 杉本商事 代表取締役 杉本 拓士	滋賀県草津市野路七丁目8番22号	―	Pleiad-Minerva Japan Growth Opportunities LP 無限責任組合員 Pleiad-Minerva Japan Growth Opportunities GP Limited Director Kensuke Murashima	Maples Corporate Services Limited, PO Box 309, Ugland House, Grand Cayman, KY1-1104, Cayman Islands	特別利害関係者等 (大株主上位10名)	B1種優先株式 10,000	9,899,200 (989.92) (注)4	所有者の利益確定のため
2026年 1月22日	安藤 清光	大阪府大阪市北区	―	Pleiad-Minerva Japan Growth Opportunities LP 無限責任組合員 Pleiad-Minerva Japan Growth Opportunities GP Limited Director Kensuke Murashima	Maples Corporate Services Limited, PO Box 309, Ugland House, Grand Cayman, KY1-1104, Cayman Islands	特別利害関係者等 (大株主上位10名)	B1種優先株式 10,000	9,899,200 (989.92) (注)4	所有者の利益確定のため
2026年 1月22日	前田 倫彦	兵庫県芦屋市	―	Pleiad-Minerva Japan Growth Opportunities LP 無限責任組合員 Pleiad-Minerva Japan Growth Opportunities GP Limited Director Kensuke Murashima	Maples Corporate Services Limited, PO Box 309, Ugland House, Grand Cayman, KY1-1104, Cayman Islands	特別利害関係者等 (大株主上位10名)	B1種優先株式 10,000	9,899,200 (989.92) (注)4	所有者の利益確定のため
2026年 1月22日	小田 祐司	北海道札幌市中央区	―	Pleiad-Minerva Japan Growth Opportunities LP 無限責任組合員 Pleiad-Minerva Japan Growth Opportunities GP Limited Director Kensuke Murashima	Maples Corporate Services Limited, PO Box 309, Ugland House, Grand Cayman, KY1-1104, Cayman Islands	特別利害関係者等 (大株主上位10名)	B1種優先株式 10,000	9,899,200 (989.92) (注)4	所有者の利益確定のため

移動 年月日	移動前 所有者の 氏名又は名称	移動前 所有者の 住所	移動前 所有者の 提出会社との 関係等	移動後 所有者の氏名 又は名称	移動後 所有者の 住所	移動後 所有者の 提出会社との 関係等	移動株数 (株)	価格(単価) (円)	移動理由
2026年 1月22日	増田 武子	東京都港区	―	Pleiad-Minerva Japan Growth Opportunities LP 無限責任組合員 Pleiad-Minerva Japan Growth Opportunities GP Limited Director Kensuke Murashima	Maples Corporate Services Limited, PO Box 309, Ugland House, Grand Cayman, KY1-1104, Cayman Islands	特別利害関係者等 (大株主上位10名)	B1種優先株式 10,000	9,899,200 (989.92) (注)4	所有者の利益確定のため
2026年 1月22日	株式会社 永和地所 代表取締役 田島 勇	石川県金沢市広岡二丁目7番29号	―	Pleiad-Minerva Japan Growth Opportunities LP 無限責任組合員 Pleiad-Minerva Japan Growth Opportunities GP Limited Director Kensuke Murashima	Maples Corporate Services Limited, PO Box 309, Ugland House, Grand Cayman, KY1-1104, Cayman Islands	特別利害関係者等 (大株主上位10名)	B1種優先株式 10,000	9,899,200 (989.92) (注)4	所有者の利益確定のため
2026年 1月22日	株式会社 オフィス・ラボ 代表取締役 渡邉 晃一郎	東京都中央区日本橋本町三丁目3－6ワカ末ビル9階	―	Pleiad-Minerva Japan Growth Opportunities LP 無限責任組合員 Pleiad-Minerva Japan Growth Opportunities GP Limited Director Kensuke Murashima	Maples Corporate Services Limited, PO Box 309, Ugland House, Grand Cayman, KY1-1104, Cayman Islands	特別利害関係者等 (大株主上位10名)	B1種優先株式 7,500	7,424,400 (989.92) (注)4	所有者の利益確定のため
2026年 1月22日	株式会社 ティーエスケー 代表取締役 竹内 豊千	千葉県船橋市高瀬町31番3号	―	Pleiad-Minerva Japan Growth Opportunities LP 無限責任組合員 Pleiad-Minerva Japan Growth Opportunities GP Limited Director Kensuke Murashima	Maples Corporate Services Limited, PO Box 309, Ugland House, Grand Cayman, KY1-1104, Cayman Islands	特別利害関係者等 (大株主上位10名)	B1種優先株式 7,500	7,424,400 (989.92) (注)4	所有者の利益確定のため
2026年 1月22日	サンライズ鉄工 株式会社 代表取締役 岡林 一郎	大阪府東大阪市加納四丁目11番4号	―	Pleiad-Minerva Japan Growth Opportunities LP 無限責任組合員 Pleiad-Minerva Japan Growth Opportunities GP Limited Director Kensuke Murashima	Maples Corporate Services Limited, PO Box 309, Ugland House, Grand Cayman, KY1-1104, Cayman Islands	特別利害関係者等 (大株主上位10名)	B1種優先株式 7,500	7,424,400 (989.92) (注)4	所有者の利益確定のため

移動 年月日	移動前 所有者の 氏名又は名称	移動前 所有者の 住所	移動前 所有者の 提出会社との 関係等	移動後 所有者の氏名 又は名称	移動後 所有者の 住所	移動後 所有者の 提出会社との 関係等	移動株数 (株)	価格(単価) (円)	移動理由
2026年 1月22日	田中 幸夫	大阪府大阪 市北区	―	Pleiad-Minerva Japan Growth Opportunities LP 無限責任組合 員 Pleiad-Minerva Japan Growth Opportunities GP Limited Director Kensuke Murashima	Maples Corporate Services Limited, PO Box 309, Ugland House, Grand Cayman, KY1 -1104, Cayman Islands	特別利害関係 者等 (大株主上位 10名)	B1種優先株式 7,500	7,424,400 (989.92) (注)4	所有者の 利益確定 のため
2026年 1月22日	株式会社 SAITEC 代表取締役 足立 昇平	岐阜県岐阜 市北一色四 丁目5番7 号	―	Pleiad-Minerva Japan Growth Opportunities LP 無限責任組合 員 Pleiad-Minerva Japan Growth Opportunities GP Limited Director Kensuke Murashima	Maples Corporate Services Limited, PO Box 309, Ugland House, Grand Cayman, KY1 -1104, Cayman Islands	特別利害関係 者等 (大株主上位 10名)	B1種優先株式 5,000	4,949,600 (989.92) (注)4	所有者の 利益確定 のため
2026年 1月22日	株式会社 えがおホール ディングス 代表取締役 北野 忠男	熊本県熊本 市東区東町 四丁目10番 1号	―	株式会社セコ イア 代表取締役 田中 良和	東京都港区赤 坂一丁目 14 番5号	特別利害関係 者等 (大株主上位 10名)	B1種優先株式 50,000	49,496,000 (989.92) (注)4	所有者の 利益確定 のため
2026年 1月22日	山陽オイル 株式会社 代表取締役 山本 龍明	広島県広島 市南区宇品 西四丁目1 番66号	―	株式会社セコ イア 代表取締役 田中 良和	東京都港区赤 坂一丁目 14 番5号	特別利害関係 者等 (大株主上位 10名)	B1種優先株式 50,000	49,496,000 (989.92) (注)4	所有者の 利益確定 のため
2026年 1月22日	y's investment 合同会社 代表社員 矢澤 俊一	東京都国立 市中一丁目 16番地の17	―	株式会社セコ イア 代表取締役 田中 良和	東京都港区赤 坂一丁目 14 番5号	特別利害関係 者等 (大株主上位 10名)	B1種優先株式 45,000	44,546,400 (989.92) (注)4	所有者の 利益確定 のため
2026年 1月22日	株式会社 フタミ 代表取締役 樋口 幸弘	大阪府大阪 市平野区喜 連西四丁目 7番36号	―	株式会社セコ イア 代表取締役 田中 良和	東京都港区赤 坂一丁目 14 番5号	特別利害関係 者等 (大株主上位 10名)	B1種優先株式 35,000	34,647,200 (989.92) (注)4	所有者の 利益確定 のため
2026年 1月22日	坂本 光幸	福島県双葉 郡富岡町	―	株式会社セコ イア 代表取締役 田中 良和	東京都港区赤 坂一丁目 14 番5号	特別利害関係 者等 (大株主上位 10名)	B1種優先株式 25,000	24,748,000 (989.92) (注)4	所有者の 利益確定 のため
2026年 1月22日	古川商事 株式会社 代表取締役 古川 泰造	大阪府大阪 市中央区備 後町三丁目 4番9号	―	株式会社セコ イア 代表取締役 田中 良和	東京都港区赤 坂一丁目 14 番5号	特別利害関係 者等 (大株主上位 10名)	B1種優先株式 25,000	24,748,000 (989.92) (注)4	所有者の 利益確定 のため
2026年 1月22日	平賀 誠	静岡県熱海 市	―	株式会社セコ イア 代表取締役 田中 良和	東京都港区赤 坂一丁目 14 番5号	特別利害関係 者等 (大株主上位 10名)	B1種優先株式 25,000	24,748,000 (989.92) (注)4	所有者の 利益確定 のため
2026年 1月22日	株式会社 トップインフ ォメーション 代表取締役 荒木 壽一	大阪府大阪 市中央区南 新町二丁目 3番7号塚 本ビル7階	―	株式会社セコ イア 代表取締役 田中 良和	東京都港区赤 坂一丁目 14 番5号	特別利害関係 者等 (大株主上位 10名)	B1種優先株式 25,000	24,748,000 (989.92) (注)4	所有者の 利益確定 のため
2026年 1月22日	西山 由美子	福島県いわ き市	―	株式会社セコ イア 代表取締役 田中 良和	東京都港区赤 坂一丁目 14 番5号	特別利害関係 者等 (大株主上位 10名)	B1種優先株式 25,000	24,748,000 (989.92) (注)4	所有者の 利益確定 のため
2026年 1月22日	上野 高正	宮城県仙台 市泉区	―	株式会社セコ イア 代表取締役 田中 良和	東京都港区赤 坂一丁目 14 番5号	特別利害関係 者等 (大株主上位 10名)	B1種優先株式 25,000	24,748,000 (989.92) (注)4	所有者の 利益確定 のため
2026年 1月22日	前田 守	和歌山県和 歌山市	―	株式会社セコ イア 代表取締役 田中 良和	東京都港区赤 坂一丁目 14 番5号	特別利害関係 者等 (大株主上位 10名)	B1種優先株式 25,000	24,748,000 (989.92) (注)4	所有者の 利益確定 のため
2026年 1月22日	遠藤 学	大阪府大阪 市生野区	―	株式会社セコ イア 代表取締役 田中 良和	東京都港区赤 坂一丁目 14 番5号	特別利害関係 者等 (大株主上位 10名)	B1種優先株式 25,000	24,748,000 (989.92) (注)4	所有者の 利益確定 のため

移動 年月日	移動前 所有者の 氏名又は名称	移動前 所有者の 住所	移動前 所有者の 提出会社との 関係等	移動後 所有者の氏名 又は名称	移動後 所有者の 住所	移動後 所有者の 提出会社との 関係等	移動株数 (株)	価格(単価) (円)	移動理由
2026年 1月22日	石橋 雄三	神奈川県横浜市神奈川区	―	株式会社セコイア 代表取締役 田中 良和	東京都港区赤坂一丁目 14番５号	特別利害関係者等 (大株主上位10名)	B1種優先株式 25,000	24,748,000 (989.92) (注) 4	所有者の利益確定のため
2026年 1月22日	野呂 瀬弘	東京都港区	―	株式会社セコイア 代表取締役 田中 良和	東京都港区赤坂一丁目 14番５号	特別利害関係者等 (大株主上位10名)	B1種優先株式 25,000	24,748,000 (989.92) (注) 4	所有者の利益確定のため
2026年 1月22日	株式会社 シューワン 代表取締役 板東 徹行	東京都町田市鶴間三丁目15番地３	―	株式会社セコイア 代表取締役 田中 良和	東京都港区赤坂一丁目 14番５号	特別利害関係者等 (大株主上位10名)	B1種優先株式 25,000	24,748,000 (989.92) (注) 4	所有者の利益確定のため
2026年 1月22日	木村 秀元	大阪府東大阪市	―	株式会社セコイア 代表取締役 田中 良和	東京都港区赤坂一丁目 14番５号	特別利害関係者等 (大株主上位10名)	B1種優先株式 25,000	24,748,000 (989.92) (注) 4	所有者の利益確定のため
2026年 1月22日	相澤 敦子	愛知県豊橋市	―	株式会社セコイア 代表取締役 田中 良和	東京都港区赤坂一丁目 14番５号	特別利害関係者等 (大株主上位10名)	B1種優先株式 20,000	19,798,400 (989.92) (注) 4	所有者の利益確定のため
2026年 1月22日	株式会社 しなのシステム 代表取締役 熊井 久隆	東京都目黒区東山一丁目３番10号 銀河東山ビル２Ｆ	―	株式会社セコイア 代表取締役 田中 良和	東京都港区赤坂一丁目 14番５号	特別利害関係者等 (大株主上位10名)	B1種優先株式 20,000	19,798,400 (989.92) (注) 4	所有者の利益確定のため
2026年 1月22日	株式会社 コンセプト 代表取締役 榎本 定文	京都府京都市下京区河原町通松原上る二丁目富永町368番地	―	株式会社セコイア 代表取締役 田中 良和	東京都港区赤坂一丁目 14番５号	特別利害関係者等 (大株主上位10名)	B1種優先株式 20,000	19,798,400 (989.92) (注) 4	所有者の利益確定のため
2026年 1月22日	多田 美智子	岡山県岡山市中区	―	株式会社セコイア 代表取締役 田中 良和	東京都港区赤坂一丁目 14番５号	特別利害関係者等 (大株主上位10名)	B1種優先株式 20,000	19,798,400 (989.92) (注) 4	所有者の利益確定のため
2026年 1月22日	澤田 孝史	埼玉県ふじみ野市	―	株式会社セコイア 代表取締役 田中 良和	東京都港区赤坂一丁目 14番５号	特別利害関係者等 (大株主上位10名)	B1種優先株式 20,000	19,798,400 (989.92) (注) 4	所有者の利益確定のため
2026年 1月22日	株式会社 バックステージプロジェクト 代表取締役 杉本 圭司	東京都渋谷区神宮前二丁目28番13号	―	株式会社セコイア 代表取締役 田中 良和	東京都港区赤坂一丁目 14番５号	特別利害関係者等 (大株主上位10名)	B1種優先株式 20,000	19,798,400 (989.92) (注) 4	所有者の利益確定のため
2026年 1月22日	藤田 一郎	兵庫県加古川市	―	株式会社セコイア 代表取締役 田中 良和	東京都港区赤坂一丁目 14番５号	特別利害関係者等 (大株主上位10名)	B1種優先株式 20,000	19,798,400 (989.92) (注) 4	所有者の利益確定のため
2026年 1月22日	横井 章一	愛知県小牧市	―	株式会社セコイア 代表取締役 田中 良和	東京都港区赤坂一丁目 14番５号	特別利害関係者等 (大株主上位10名)	B1種優先株式 20,000	19,798,400 (989.92) (注) 4	所有者の利益確定のため
2026年 1月22日	株式会社 シィメス 代表取締役 浅井 哲也	兵庫県明石市材木町11番23号	―	株式会社セコイア 代表取締役 田中 良和	東京都港区赤坂一丁目 14番５号	特別利害関係者等 (大株主上位10名)	B1種優先株式 20,000	19,798,400 (989.92) (注) 4	所有者の利益確定のため
2026年 1月22日	佐達 佳民	東京都杉並区	―	株式会社セコイア 代表取締役 田中 良和	東京都港区赤坂一丁目 14番５号	特別利害関係者等 (大株主上位10名)	B1種優先株式 20,000	19,798,400 (989.92) (注) 4	所有者の利益確定のため
2026年 1月22日	株式会社 三戸不動産 代表取締役 三戸 道雄	福岡県福岡市中央区笹丘一丁目28番74号	―	株式会社セコイア 代表取締役 田中 良和	東京都港区赤坂一丁目 14番５号	特別利害関係者等 (大株主上位10名)	B1種優先株式 20,000	19,798,400 (989.92) (注) 4	所有者の利益確定のため
2026年 1月22日	J.Wアセットマネジメント株式会社 代表取締役 黄 嘉文	神奈川県横浜市中区 莱町二丁目６番３号 KOYO関内ビル205号室	―	株式会社セコイア 代表取締役 田中 良和	東京都港区赤坂一丁目 14番５号	特別利害関係者等 (大株主上位10名)	B1種優先株式 20,000	19,798,400 (989.92) (注) 4	所有者の利益確定のため
2026年 1月22日	株式会社 芳三工業 代表取締役 迫田 洋子	福島県田村郡三春町熊耳字山ノ内369番地	―	株式会社セコイア 代表取締役 田中 良和	東京都港区赤坂一丁目 14番５号	特別利害関係者等 (大株主上位10名)	B1種優先株式 20,000	19,798,400 (989.92) (注) 4	所有者の利益確定のため
2026年 1月22日	株式会社 西辻工務店 代表取締役 西辻 達佳	大阪府和泉市黒鳥町三丁目４番５号	―	株式会社セコイア 代表取締役 田中 良和	東京都港区赤坂一丁目 14番５号	特別利害関係者等 (大株主上位10名)	B1種優先株式 20,000	19,798,400 (989.92) (注) 4	所有者の利益確定のため

移動 年月日	移動前 所有者の 氏名又は名称	移動前 所有者の 住所	移動前 所有者の 提出会社との 関係等	移動後 所有者の氏名 又は名称	移動後 所有者の 住所	移動後 所有者の 提出会社との 関係等	移動株数 (株)	価格(単価) (円)	移動理由
2026年 1月22日	高嶋 航	石川県金沢市	―	株式会社セコイア 代表取締役 田中 良和	東京都港区赤坂一丁目 14番５号	特別利害関係者等 (大株主上位10名)	B1種優先株式 20,000	19,798,400 (989.92) (注) 4	所有者の利益確定のため
2026年 1月22日	信角 合同会社 代表社員 鳥井 信宏	東京都港区白金台二丁目27番９－407号	―	株式会社セコイア 代表取締役 田中 良和	東京都港区赤坂一丁目 14番５号	特別利害関係者等 (大株主上位10名)	B1種優先株式 20,000	19,798,400 (989.92) (注) 4	所有者の利益確定のため
2026年 1月22日	林 貴夫	愛知県名古屋市中区	―	株式会社セコイア 代表取締役 田中 良和	東京都港区赤坂一丁目 14番５号	特別利害関係者等 (大株主上位10名)	B1種優先株式 20,000	19,798,400 (989.92) (注) 4	所有者の利益確定のため
2026年 1月22日	ジーク 株式会社 代表取締役 湯淺 貴之	京都府京都市南区吉祥院新田弐ノ段町33番地	―	株式会社セコイア 代表取締役 田中 良和	東京都港区赤坂一丁目 14番５号	特別利害関係者等 (大株主上位10名)	B1種優先株式 20,000	19,798,400 (989.92) (注) 4	所有者の利益確定のため
2026年 1月22日	小川 恭智	東京都立川市	―	株式会社セコイア 代表取締役 田中 良和	東京都港区赤坂一丁目 14番５号	特別利害関係者等 (大株主上位10名)	B1種優先株式 20,000	19,798,400 (989.92) (注) 4	所有者の利益確定のため
2026年 1月22日	地球商事 株式会社 代表取締役 松岡 有馬	福岡県福岡市中央区大宮一丁目７番12号	―	株式会社セコイア 代表取締役 田中 良和	東京都港区赤坂一丁目 14番５号	特別利害関係者等 (大株主上位10名)	B1種優先株式 17,500	17,323,600 (989.92) (注) 4	所有者の利益確定のため
2026年 1月22日	日東エネルギー・ホールディングス株式会社 代表取締役 赤津 正弥	東京都足立区六木一丁目19番13号	―	株式会社セコイア 代表取締役 田中 良和	東京都港区赤坂一丁目 14番５号	特別利害関係者等 (大株主上位10名)	B1種優先株式 15,000	14,848,800 (989.92) (注) 4	所有者の利益確定のため
2026年 1月22日	村木 雄哉	三重県四日市市	―	株式会社セコイア 代表取締役 田中 良和	東京都港区赤坂一丁目 14番５号	特別利害関係者等 (大株主上位10名)	B1種優先株式 12,500	12,374,000 (989.92) (注) 4	所有者の利益確定のため
2026年 1月22日	能城 博	東京都練馬区	―	株式会社セコイア 代表取締役 田中 良和	東京都港区赤坂一丁目 14番５号	特別利害関係者等 (大株主上位10名)	B1種優先株式 10,000	9,899,200 (989.92) (注) 4	所有者の利益確定のため
2026年 1月22日	八木 常治	兵庫県西宮市	―	株式会社セコイア 代表取締役 田中 良和	東京都港区赤坂一丁目 14番５号	特別利害関係者等 (大株主上位10名)	B1種優先株式 10,000	9,899,200 (989.92) (注) 4	所有者の利益確定のため
2026年 1月22日	株式会社 N'sイノベーション 代表取締役 西辻 伸悟	大阪府和泉市黒鳥町三丁目４番５号	―	株式会社セコイア 代表取締役 田中 良和	東京都港区赤坂一丁目 14番５号	特別利害関係者等 (大株主上位10名)	B1種優先株式 10,000	9,899,200 (989.92) (注) 4	所有者の利益確定のため
2026年 1月22日	藤田 美智雄	東京都世田谷区	―	株式会社セコイア 代表取締役 田中 良和	東京都港区赤坂一丁目 14番５号	特別利害関係者等 (大株主上位10名)	B1種優先株式 10,000	9,899,200 (989.92) (注) 4	所有者の利益確定のため
2026年 1月22日	株式会社 杉本商事 代表取締役 杉本 拓士	滋賀県草津市野路七丁目８番22号	―	株式会社セコイア 代表取締役 田中 良和	東京都港区赤坂一丁目 14番５号	特別利害関係者等 (大株主上位10名)	B1種優先株式 10,000	9,899,200 (989.92) (注) 4	所有者の利益確定のため
2026年 1月22日	安藤 清光	大阪府大阪市北区	―	株式会社セコイア 代表取締役 田中 良和	東京都港区赤坂一丁目 14番５号	特別利害関係者等 (大株主上位10名)	B1種優先株式 10,000	9,899,200 (989.92) (注) 4	所有者の利益確定のため
2026年 1月22日	前田 倫彦	兵庫県芦屋市	―	株式会社セコイア 代表取締役 田中 良和	東京都港区赤坂一丁目 14番５号	特別利害関係者等 (大株主上位10名)	B1種優先株式 10,000	9,899,200 (989.92) (注) 4	所有者の利益確定のため
2026年 1月22日	小田 祐司	北海道札幌市中央区	―	株式会社セコイア 代表取締役 田中 良和	東京都港区赤坂一丁目 14番５号	特別利害関係者等 (大株主上位10名)	B1種優先株式 10,000	9,899,200 (989.92) (注) 4	所有者の利益確定のため
2026年 1月22日	増田 武子	東京都港区	―	株式会社セコイア 代表取締役 田中 良和	東京都港区赤坂一丁目 14番５号	特別利害関係者等 (大株主上位10名)	B1種優先株式 10,000	9,899,200 (989.92) (注) 4	所有者の利益確定のため
2026年 1月22日	株式会社 永和地所 代表取締役 田島 勇	石川県金沢市広岡二丁目７番29号	―	株式会社セコイア 代表取締役 田中 良和	東京都港区赤坂一丁目 14番５号	特別利害関係者等 (大株主上位10名)	B1種優先株式 10,000	9,899,200 (989.92) (注) 4	所有者の利益確定のため

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
2026年1月22日	株式会社オフィス・ラボ 代表取締役 渡邉 晃一郎	東京都中央区日本橋本町三丁目３－６ワカ末ビル９階	－	株式会社セコイア 代表取締役 田中 良和	東京都港区赤坂一丁目 14番５号	特別利害関係者等 (大株主上位10名)	B1種優先株式 7,500	7,424,400 (989.92) (注)４	所有者の利益確定のため
2026年1月22日	株式会社ティーエスケー 代表取締役 竹内 豊千	千葉県船橋市高瀬町31番３号	－	株式会社セコイア 代表取締役 田中 良和	東京都港区赤坂一丁目 14番５号	特別利害関係者等 (大株主上位10名)	B1種優先株式 7,500	7,424,400 (989.92) (注)４	所有者の利益確定のため
2026年1月22日	サンライズ鉄工 株式会社 代表取締役 岡林 一郎	大阪府東大阪市加納四丁目11番４号	－	株式会社セコイア 代表取締役 田中 良和	東京都港区赤坂一丁目 14番５号	特別利害関係者等 (大株主上位10名)	B1種優先株式 7,500	7,424,400 (989.92) (注)４	所有者の利益確定のため
2026年1月22日	田中 幸夫	大阪府大阪市北区	－	株式会社セコイア 代表取締役 田中 良和	東京都港区赤坂一丁目 14番５号	特別利害関係者等 (大株主上位10名)	B1種優先株式 7,500	7,424,400 (989.92) (注)４	所有者の利益確定のため
2026年1月22日	株式会社SAITEC 代表取締役 足立 昇平	岐阜県岐阜市北一色四丁目５番７号	－	株式会社セコイア 代表取締役 田中 良和	東京都港区赤坂一丁目 14番５号	特別利害関係者等 (大株主上位10名)	B1種優先株式 5,000	4,949,600 (989.92) (注)４	所有者の利益確定のため
2026年2月27日	濵渦 伸次	東京都港区	特別利害関係者等 (大株主上位10名、当社代表取締役、関係会社役員)	申 真衣	－	特別利害関係者等 (当社取締役)	普通株式 753,800	376,900,000 (500) (注)４	会社に対する貢献意欲向上のため
2026年7月８日	－	－	－	中条 貴之	三重県津市	特別利害関係者等(大株主上位10名)	B種優先株式 △ 663,700 B2種優先株式 △ 519,050 普通株式 1,182,750	－	(注)７
2026年7月８日	－	－	－	Pleiad-Minerva Japan Growth Opportunities LP 無限責任組合員 Pleiad-Minerva Japan Growth Opportunities GP Limited Director Kensuke Murashima	Maples Corporate Services Limited, PO Box 309, Ugland House, Grand Cayman, KY１-1104, Cayman Islands	特別利害関係者等(大株主上位10名)	B1種優先株式 △1,040,000 C1種優先株式 △1,010,150 普通株式 2,050,150	－	(注)７
2026年7月８日	－	－	－	株式会社セコイア 代表取締役 田中 良和	東京都港区赤坂二丁目23番１号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	B1種優先株式 △1,040,000 C1種優先株式 △505,100 普通株式 1,545,100	－	(注)７
2026年8月６日	濵渦 伸次	東京都港区	特別利害関係者等 (大株主上位10名、当社代表取締役、関係会社役員)	株式会社セコイア 代表取締役 田中 良和	東京都港区赤坂二丁目23番１号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	普通株式 450,000	559,350,000 (1,243) (注)４	所有者の事情による
2026年8月６日	－	－	当社従業員	株式会社セコイア 代表取締役 田中 良和	東京都港区赤坂二丁目23番１号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	普通株式 250,000	310,750,000 (1,243) (注)４	所有者の事情による
2026年8月６日	江藤 大宗	－	特別利害関係者等 (当社代表取締役、関係会社役員)	株式会社セコイア 代表取締役 田中 良和	東京都港区赤坂二丁目23番１号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	普通株式 250,000	310,750,000 (1,243) (注)４	所有者の事情による

移動 年月日	移動前 所有者の 氏名又は名称	移動前 所有者の 住所	移動前 所有者の 提出会社との 関係等	移動後 所有者の氏名 又は名称	移動後 所有者の 住所	移動後 所有者の 提出会社との 関係等	移動株数 (株)	価格(単価) (円)	移動理由
2026年 ８月６日	株式会社RH 代表取締役 林 亮治	東京都港区 六本木四丁 目８－７－ B1F	関係会社役員 により総株主 等の議決権の 過半数を所有 されている会 社	株式会社セコ イア 代表取締役 田中 良和	東京都港区 赤坂二丁目 23番１号	特別利害関係 者等(大株主 上位10名)	普通株式 250,000	310,750,000 (1,243) (注)４	所有者の 事情によ る
2026年 ８月６日	－	－	当社従業員	株式会社セコ イア 代表取締役 田中 良和	東京都港区 赤坂二丁目 23番１号	特別利害関係 者等(大株主 上位10名)	普通株式 250,000	310,750,000 (1,243) (注)４	所有者の 事情によ る
2026年 ８月６日	－	－	当社従業員	株式会社セコ イア 代表取締役 田中 良和	東京都港区 赤坂二丁目 23番１号	特別利害関係 者等(大株主 上位10名)	普通株式 59,100	73,461,300 (1,243) (注)４	所有者の 事情によ る
2026年 ８月６日	－	－	当社従業員	株式会社セコ イア 代表取締役 田中 良和	東京都港区 赤坂二丁目 23番１号	特別利害関係 者等(大株主 上位10名)	普通株式 40,000	49,720,000 (1,243) (注)４	所有者の 事情によ る
2026年 ８月６日	－	－	当社従業員	株式会社セコ イア 代表取締役 田中 良和	東京都港区 赤坂二丁目 23番１号	特別利害関係 者等(大株主 上位10名)	普通株式 20,000	24,860,000 (1,243) (注)４	所有者の 事情によ る
2026年 ８月６日	ANRI４号投資 事業有限責任 組合 無限責任組合 員 ANRI４有限責 任事業組合 組合員 ANRI株式会社 職務執行者 佐俣 安理	東京都港区 六本木六丁 目10－１六 本木ヒルズ 森タワー 15F	－	株式会社セコ イア 代表取締役 田中 良和	東京都港区 赤坂二丁目 23番１号	特別利害関係 者等(大株主 上位10名)	普通株式 2,208,000	2,744,544,000 (1,243) (注)４	所有者の 利益確定 のため
2026年 ８月６日	ニッセイ・キ ャピタル12号 投資事業有限 責任組合 無限責任組合 員 ニッセイ・キ ャピタル株式 会社 代表取締役 秋山 直紀	東京都千代 田区丸の内 二丁目３番 ２号郵船ビ ルディング	－	株式会社セコ イア 代表取締役 田中 良和	東京都港区 赤坂二丁目 23番１号	特別利害関係 者等(大株主 上位10名)	普通株式 245,400	305,032,200 (1,243) (注)４	所有者の 利益確定 のため
2026年 ８月６日	株式会社オリ エンタルラン ド・イノベー ションズ 代表取締役 仁井 万暉	千葉県浦安 市美浜一丁 目８番１号	－	TT Lion Partners株式 会社 代表取締役 田畑 利彦	兵庫県神戸 市中央区新 港町11番１ 号	特別利害関係 者等(大株主 上位10名)	普通株式 317,300	394,403,900 (1,243) (注)４	所有者の 利益確定 のため
2026年 ８月６日	マーキュリ ア・ビズテッ ク投資事業有 限責任組合 無限責任組合 員 株式会社マー キュリアイン ベストメント 代表取締役 豊島 俊弘	東京都千代 田区内幸町 一丁目３番 ３号内幸町 ダイビル	－	TT Lion Partners株式 会社 代表取締役 田畑 利彦	兵庫県神戸 市中央区新 港町11番１ 号	特別利害関係 者等(大株主 上位10名)	普通株式 280,900	349,158,700 (1,243) (注)４	所有者の 利益確定 のため
2026年 ８月６日	KDDI新規事業 育成３号投資 事業有限責任 組合 無限責任組合 員 グローバル・ ブレイン株式 会社 代表取締役 百合本 安彦	東京都渋谷 区渋谷二丁 目17番１号	－	TT Lion Partners株式 会社 代表取締役 田畑 利彦	兵庫県神戸 市中央区新 港町11番１ 号	特別利害関係 者等(大株主 上位10名)	普通株式 172,500	214,417,500 (1,243) (注)４	所有者の 利益確定 のため

移動 年月日	移動前 所有者の 氏名又は名称	移動前 所有者の 住所	移動前 所有者の 提出会社との 関係等	移動後 所有者の氏名 又は名称	移動後 所有者の 住所	移動後 所有者の 提出会社との 関係等	移動株数 (株)	価格(単価) (円)	移動理由
2026年 ８月６日	GMO GFF投資 事業有限責任組合 無限責任組合員 GMO VenturePartners 株式会社 代表取締役 杉山 一康	東京都渋谷区桜丘町26番１号	－	TT Lion Partners株式会社 代表取締役 田畑 利彦	兵庫県神戸市中央区新港町11番１号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	普通株式 85,300	106,027,900 (1,243) (注)４	所有者の利益確定のため
2026年 ８月６日	GA５号投資組合 業務執行組合員 グローブアドバイザーズベンチャーズLLP 代表 後藤 拓	東京都港区六本木１丁目４番５号アークヒルズサウスタワー９階	－	TT Lion Partners株式会社 代表取締役 田畑 利彦	兵庫県神戸市中央区新港町11番１号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	普通株式 126,250	156,928,750 (1,243) (注)４	所有者の利益確定のため
2026年 ８月６日	SMBCベンチャーキャピタル５号投資事業有限責任組合 無限責任組合員 SMBCベンチャーキャピタル株式会社 代表取締役 神林 直樹	東京都中央区八重洲一丁目３番４号	－	TT Lion Partners株式会社 代表取締役 田畑 利彦	兵庫県神戸市中央区新港町11番１号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	普通株式 66,600	82,783,800 (1,243) (注)４	所有者の利益確定のため
2026年 ８月６日	AAファンド投資事業有限責任組合 無限責任組合員 赤坂優 無限責任組合員 有安 伸宏	東京都渋谷区恵比寿四丁目３番１号	－	TT Lion Partners株式会社 代表取締役 田畑 利彦	兵庫県神戸市中央区新港町11番１号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	普通株式 41,250	51,273,750 (1,243) (注)４	所有者の利益確定のため
2026年 ８月６日	ひまわりＧ５号投資事業有限責任組合 無限責任組合員 ちばぎんキャピタル株式会社 代表取締役 松本 啓希	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目10番地２	－	TT Lion Partners株式会社 代表取締役 田畑 利彦	兵庫県神戸市中央区新港町11番１号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	普通株式 51,750	64,325,250 (1,243) (注)４	所有者の利益確定のため
2026年 ８月６日	HVC２号投資事業有限責任組合 無限責任組合員 株式会社広島ベンチャーキャピタル 代表取締役 西岡 賢	広島県広島市中区銀山町３番１号	－	TT Lion Partners株式会社 代表取締役 田畑 利彦	兵庫県神戸市中央区新港町11番１号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	普通株式 32,350	40,211,050 (1,243) (注)４	所有者の利益確定のため
2026年 ８月６日	みずほ成長支援第４号投資事業有限責任組合 無限責任組合員 みずほキャピタル株式会社 代表取締役 半田 邦雄	東京都千代田区内幸町一丁目２番１号	－	TT Lion Partners株式会社 代表取締役 田畑 利彦	兵庫県神戸市中央区新港町11番１号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	普通株式 32,300	40,148,900 (1,243) (注)４	所有者の利益確定のため

移動 年月日	移動前 所有者の 氏名又は名称	移動前 所有者の 住所	移動前 所有者の 提出会社との 関係等	移動後 所有者の氏名 又は名称	移動後 所有者の 住所	移動後 所有者の 提出会社との 関係等	移動株数 (株)	価格(単価) (円)	移動理由
2026年 ８月６日	－	－	当社従業員	濵渦　伸次	東京都港区	特別利害関係者等(大株主上位10名、当社代表取締役、関係会社役員)	普通株式 90,000	20,160,000 (224) (注)５	当社従業員の退職のため

（注）１．当社は、東京証券取引所グロース市場への上場を予定しておりますが、株式会社東京証券取引所（以下「同取引所」という。）が定める有価証券上場規程施行規則(以下「同施行規則」という。)第266条の規定に基づき、特別利害関係者等が、基準事業年度(「新規上場申請のための有価証券報告書(Ⅰの部)」に経理の状況として財務諸表等が記載される最近事業年度をいう。以下同じ。)の末日から起算して２年前の日(2024年４月１日)から上場日の前日までの期間において、当社の発行する株式又は新株予約権の譲受け又は譲渡(上場前の公募等を除き、新株予約権の行使を含む。以下「株式等の移動」という。)を行っている場合には、当該株式等の移動の状況を同施行規則第231条第１項第２号に規定する「新規上場申請のための有価証券報告書(Iの部)」に記載するものとするとされております。

２．当社は、同施行規則第267条の規定に基づき、上場日から５年間、上記株式等の移動状況に係る記載内容についての記録を保存することとし、幹事取引参加者は、当社が当該記録を把握し、かつ、保存するための事務組織を適切に整備している状況にあることを確認するものとするとされております。また、当社は、当該記録につき、同取引所が必要に応じて行う提出請求に応じなければならないとされております。同取引所は、当社が当該提出請求に応じない場合は、当社の名称及び当該請求に応じない状況にある旨を公表することができるとされております。また、同取引所は、当該提出請求により提出された記録を検討した結果、上記株式等の移動の状況に係る記載内容が明らかに正確でなかったと認められる場合には、当社及び幹事取引参加者の名称並びに当該記載内容が正確でなかったと認められる旨を公表することができるとされております。

３．特別利害関係者等の範囲は次のとおりであります。

（１）当社の特別利害関係者……役員、その配偶者及び二親等内の血族(以下、「役員等」という。)、役員等により総株主等の議決権の過半数を所有されている会社並びに関係会社及びその役員

（２）当社の大株主上位10名

（３）当社の人的関係会社及び資本的関係会社並びにこれらの役員

（４）金融商品取引業者(金融商品取引法第28条第８項に規定する有価証券関連業務を行う者に限る。)及びその役員並びに金融商品取引業者の人的関係会社及び資本的関係会社

４．移動価格は、株式の種類毎にDCF法(ディスカウンテッド・キャッシュフロー法)により算出した価格を参考として、譲渡人と譲受人が協議の上、決定しております。

５．移動価格は、当該当社従業員が当初株式取得時に譲渡人と締結した契約に基づき決定しております。

６．杉田浩章は、2025年６月30日付で当社取締役に就任しております。

７．当社は、2026年６月18日開催の取締役会において、Ａ種優先株式、Ａ１種優先株式、Ａ２種優先株式、Ｂ種優先株式、Ｂ１種優先株式、Ｂ２種優先株式、Ｃ種優先株式、Ｃ１種優先株式のすべてにつき、定款に定める取得条項に基づき取得することを決議し、2026年７月８日付で自己株式として取得し、対価として当該各種優先株主に各種優先株式１株につき普通株式１株を交付しております。また、取得した自己株式は、会社法第178条の規定に基づき、同日付ですべて消却しております。なお、当社は、2026年８月26日開催の臨時株主総会の決議に基づき、同日付で定款の変更を行い、各種優先株式に係る定款の定めを廃止しております。

８．当社は、2026年９月３日開催の取締役会決議に基づき、2026年９月30日付けで普通株式１株につき50株の割合をもって株式分割を行っております。上記「移動株数」及び「価格（単価）」は、当該株式分割後の「移動株数」及び「価格（単価）」を記載しております。

第２ 【第三者割当等の概況】

１ 【第三者割当等による株式等の発行の内容】

項目	株式①	株式②	株式③	株式④
発行年月日	2024年６月26日	2024年12月25日	2025年３月６日	2025年７月31日
種類	Ｂ１種優先株式	Ｂ２種優先株式	Ｂ２種優先株式	普通株式
発行数（注）９	7,790,000株	968,900株	333,450株	128,800株
発行価格（注）９	565円 （注）２	578円 （注）３	578円 （注）３	464円 （注）３
資本組入額（注）９	282.5円	289円	－	232円
発行価額の総額	4,401,350,000円	560,024,200円	192,734,100円	59,763,200円
資本組入額の総額	2,200,675,000円	280,012,100円	－	29,881,600円
発行方法	有償第三者割当	有償第三者割当	株式交換	有償第三者割当
保有期間等に関する確約	―	―	―	（注）４

項目	株式⑤	株式⑥
発行年月日	2026年１月16日	2026年８月６日
種類	Ｃ１種優先株式	普通株式
発行数（注）９	2,625,050株	8,045,000株
発行価格（注）９	989.92円 （注）３	1,243円 （注）３
資本組入額（注）９	494.96円	621.5円
発行価額の総額	2,598,589,496円	9,999,935,000円
資本組入額の総額	1,299,294,748円	4,999,967,500円
発行方法	有償第三者割当	有償第三者割当
保有期間等に関する確約	（注）４	（注）４

項目	新株予約権①	新株予約権②	新株予約権③	新株予約権④
発行年月日	2024年12月１日	2025年１月28日	2025年２月５日	2025年２月６日
種類	第11回新株予約権（自社株式オプション）	第12回新株予約権（自社株式オプション）	第６回Ｊ－ＫＩＳＳ型新株予約権	第13回新株予約権（ストック・オプション）
発行数（注）９	普通株式 692,300株	普通株式 692,300株	Ｃ種優先株式 新株予約権の目的となる株式の数は、発行価額の総額である310,000,000円を転換価額で除した数	普通株式 1,102,150株
発行価格（注）９	227.30円 （注）３	227.30円 （注）３	転換価額に１株あたりの払込金額（１円）を加えた額	224円 （注）３
資本組入額（注）９	113.65円	113.65円	転換価額に１株あたりの払込金額（１円）を加えた額に0.5を乗じた額	112円
発行価額の総額	157,359,790円	157,359,790円	310,000,310円	246,881,600円
資本組入額の総額	78,679,895円	78,679,895円	155,000,155円	123,440,800円
発行方法	2024年11月27日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与（自社株式オプション）に関する決議を行っております。	2025年１月28日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与（自社株式オプション）に関する決議を行っております。	2025年１月28日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の発行に関する決議を行っております。	2025年２月６日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与（ストック・オプション）に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	―	―	―	―

項目	新株予約権⑤	新株予約権⑥	新株予約権⑦	新株予約権⑧
発行年月日	2025年７月25日	2025年７月25日	2025年９月10日	2025年９月10日
種類	第14回新株予約権（ストック・オプション）	第15回新株予約権（自社株式オプション）	第16回新株予約権（ストック・オプション）	第17回新株予約権（ストック・オプション）
発行数（注）９	普通株式 79,800株	普通株式 26,600株	普通株式 642,600株	普通株式 619,850株
発行価格（注）９	464円 （注）３	471.58円 （注）３	464円 （注）３	471.58円 （注）３
資本組入額（注）９	232円	235.79円	232円	235.79円
発行価額の総額	37,027,200円	12,544,028円	298,166,400円	292,308,863円
資本組入額の総額	18,513,600円	6,272,014円	149,083,200円	146,154,432円
発行方法	2025年７月25日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与（ストック・オプション）に関する決議を行っております。	2025年７月25日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与（自社株式オプション）に関する決議を行っております。	2025年９月10日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与（ストック・オプション）に関する決議を行っております。	2025年９月10日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与（ストック・オプション）に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	（注）５	（注）６	（注）５	（注）５

項目	新株予約権⑨	新株予約権⑩	新株予約権⑪
発行年月日	2026年２月16日	2026年２月16日	2026年８月６日
種類	第18回新株予約権（ストック・オプション）	第19回新株予約権（ストック・オプション）	第20回新株予約権（ストック・オプション）
発行数（注）９	普通株式 110,750株	普通株式 4,957,400株	普通株式 1,647,500株
発行価格（注）９	500円 （注）３	507.96円 （注）３	1,243円 （注）３
資本組入額（注）９	250円	253.98円	621.50円
発行価額の総額	55,375,000円	2,518,160,904円	2,047,842,500円
資本組入額の総額	27,687,500円	1,259,080,452円	1,023,921,250円
発行方法	2026年２月16日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与（ストック・オプション）に関する決議を行っております。	2026年２月16日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与（ストック・オプション）に関する決議を行っております。	2026年７月16日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与（ストック・オプション）に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	（注）５	（注）５	（注）５

（注）１．第三者割当等による募集株式の割当て等に関する規制に関し、株式会社東京証券取引所(以下「同取引所」という。)の定める規則は、以下のとおりであります。

（１）同取引所の定める有価証券上場規程施行規則（以下「同施行規則」という。）第268条の規定において、新規上場申請者が、基準事業年度の末日から起算して１年前より後において、第三者割当等による募集株式の割当てを行っている場合(上場前の公募等による場合を除く。)には、新規上場申請者は、割当てを受けた者との間で、募集株式の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告並びに当該書類及び報告内容の公衆縦覧その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書類を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。

（２）同取引所の定める同施行規則第272条の規定において、新規上場申請者が、基準事業年度の末日から起算して１年前より後において、役員又は従業員等に報酬として新株予約権の割当てを行っている場合には、新規上場申請者は、割当てを受けた役員又は従業員等との間で報酬として割当てを受けた新株予約権の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書類を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。

（３）同取引所の定める同施行規則第270条の規定において、新規上場申請者が、基準事業年度の末日から起算して１年前より後において、第三者割当等による募集新株予約権(会社法第238条第１項に規定する募集新株予約権をいい、同施行規則第272条に規定する新株予約権を除く。)の割当て(募集新株予約権の割当てと同様の効果を有すると認められる自己新株予約権(同施行規則第272条に規定する新株予約権を除く。)の割当てを含む。以下同じ。)を行っている場合には、当該新規上場申請者は、割当てを受けた者との間で、募集新株予約権(行使等により取得する株式等を含む。)の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告並びに当該書類及び報告内容の公衆縦覧その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書類を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。

（４）当社が、前３項の規定に基づく書類の提出等を行わないときは、同取引所は新規上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとしております。

（５）当社の場合、基準事業年度の末日は、2026年３月31日であります。

２．発行価格は、類似会社比準方式により算出した価格を基礎として決定しております。

３．発行価格は、DCF法(ディスカウンテッド・キャッシュフロー法)により算出した価格を基礎として決定しております。

４．同取引所の定める同施行規則第268条第１項第１号の規定に基づき、当社は、割当てを受けた者との間で、割当てを受けた株式（以下「割当株式」という。）を、原則として、割当てを受けた日から上場日以後６か月間を経過する日（当該日において割当株式に係る払込期日又は払込期間の最終日以後１年間を経過していない場合には、割当株式に係る払込期日又は払込期間の最終日以後１年間を経過する日）まで所有する等の確約を行っております。

５．同取引所の定める同施行規則第272条第１項第１号の規定に基づき、当社は、割当てを受けた役員又は従業員等との間で、報酬として割当てを受けた新株予約権を、原則として、割当てを受けた日から上場日の前日又は新株予約権の行使を行う日のいずれか早い日まで所有する等の確約を行っております。

６．同取引所の定める同施行規則第270条第１項第１号の規定に基づき、当社は割当てを受けた者との間で、割当てを受けた新株予約権を、原則として割当てを受けた日から上場日以後６か月間を経過する日（当該日において割当新株予約権の割当日以後１年間を経過していない場合には、割当新株予約権の割当日以後１年間を経過する日）まで所有する等の確約を行っております。

７．新株予約権の行使時の払込金額、行使期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については、以下のとおりとなっております。

項目	新株予約権①	新株予約権②	新株予約権③	新株予約権④
行使時の払込金額（注）９	１株につき224円	１株につき224円	１株につき0.02円	１株につき224円
行使期間	2024年12月２日から2034年12月１日まで（但し、期間満了日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日まで）	2025年１月29日から2035年１月28日まで（但し、期間満了日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日まで）	割当日（2025年２月５日）の翌日以降、いつでも行使することができる。	2027年２月７日から2035年２月６日まで（但し、最終日が当社の休日にあたる場合にはその前営業日まで）
行使の条件	「第二部 企業情報 第４ 提出会社の状況 １株式等の状況 （２）新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第二部 企業情報 第４ 提出会社の状況 １株式等の状況 （２）新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	（注）８	「第二部 企業情報 第４ 提出会社の状況 １株式等の状況 （２）新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

項目	新株予約権⑤	新株予約権⑥	新株予約権⑦	新株予約権⑧
行使時の払込金額（注）９	１株につき464円	１株につき464円	１株につき464円	１株につき464円
行使期間	2027年７月26日から2035年７月25日まで（但し、最終日が当社の休日にあたる場合にはその前営業日まで）	2025年７月26日から2035年７月25日まで（但し、期間満了日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日まで）	2027年９月11日から2035年９月10日まで（但し、最終日が当社の休日にあたる場合にはその前営業日まで）	2025年９月11日から2035年９月10日まで（但し、期間満了日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日まで）
行使の条件	「第二部 企業情報 第４ 提出会社の状況 １株式等の状況 （２）新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第二部 企業情報 第４ 提出会社の状況 １株式等の状況 （２）新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第二部 企業情報 第４ 提出会社の状況 １株式等の状況 （２）新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第二部 企業情報 第４ 提出会社の状況 １株式等の状況 （２）新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

項目	新株予約権⑨	新株予約権⑩	新株予約権⑪
行使時の払込金額（注）９	１株につき500円	１株につき500円	１株につき1,243円
行使期間	2028年２月17日から2036年２月16日まで（但し、最終日が当社の休日にあたる場合にはその前営業日まで）	2026年２月17日から2036年２月16日まで（但し、期間満了日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日まで）	2028年７月17日から2036年７月16日まで（但し、最終日が当社の休日にあたる場合にはその前営業日まで）
行使の条件	「第二部 企業情報 第４ 提出会社の状況 １株式等の状況 （２）新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第二部 企業情報 第４ 提出会社の状況 １株式等の状況 （２）新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第二部 企業情報 第４ 提出会社の状況 １株式等の状況 （２）新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

８．本新株予約権の行使の条件

（１）本新株予約権は、次回株式資金調達が発生することを条件として行使することができる。但し、次回株式資金調達が転換期限までに発生しない場合、又は次回株式資金調達の実行日若しくは転換期限以前に支配権移転取引等を当社が承認した場合はこの限りではない。

（２）前(１)にかかわらず、次回株式資金調達が転換期限までに発生しない場合における本新株予約権の行使は、本新株予約権（転換価額の定めを除き本新株予約権と同一の条件を有する新株予約権を含む。以下本(２)において同じ。）の発行価額の総額の過半数の本新株予約権の保有者がこれを承認した場合に限り行うことができる。

９．当社は、2026年９月３日開催の取締役会決議に基づき、2026年９月30日付けで普通株式１株につき50株の割合をもって株式分割を行っております。上記「発行数」、「発行価格」、「資本組入額」及び「行使時の払込金額」は、当該株式分割後の「発行数」、「発行価格」、「資本組入額」及び「行使時の払込金額」を記載しております。

2 【取得者の概況】

当社は、2026年９月３日開催の取締役会決議により、2026年９月30日付で普通株式１株につき50株の割合で株式分割を行っております。以下の「割当株数」及び「価格（単価）」は、当該株式分割後の数値を記載しており、これら以外の項目は、取得時の状況を記載しております。

株式①　Ｂ１種優先株式

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数（株）	価格(単価)（円）	取得者と提出会社との関係
y’s investment合同会社 代表社員 矢澤 俊一 資本金200万円	東京都国立市中一丁目16－17	資産管理	350,000	197,750,000 (565)	－
株式会社SKK興産 代表取締役 筒井 幹治 資本金1,000万円	広島県広島市南区大州五丁目７番21号	不動産業	200,000	113,000,000 (565)	－
佐藤 裕紀	新潟県新潟市中央区	不明	180,000	101,700,000 (565)	－
山陽オイル株式会社 代表取締役 山本 龍明 資本金3,000万円	広島県広島市南区宇品西四丁目１番66号	燃料供給業	175,000	98,875,000 (565)	－
株式会社えがおホールディングス 代表取締役 北野 忠男 資本金1,000万円	熊本県熊本市東区東町四丁目10番１号	経営管理	100,000	56,500,000 (565)	－
大成工務株式会社 代表取締役 渡邉 大祐 資本金8,000万円	愛知県名古屋市中区新栄一丁目49番28号	総合建設業	100,000	56,500,000 (565)	－
進興電気工業株式会社 代表取締役 小泉 二朗 資本金2,000万円	大阪府大阪市旭区高殿二丁目５番５号	機械器具製造業	90,000	50,850,000 (565)	－
DAM株式会社 代表取締役 道具 登志夫 資本金300万円	東京都港区南青山一丁目３番１－613号	投資業	85,000	48,025,000 (565)	－
SRホールディングス株式会社 代表取締役 荒木 栄作 資本金1,000万円	広島県福山市引野町四丁目１番８号	経営管理	85,000	48,025,000 (565)	－
株式会社アース 代表取締役 王 育才 資本金8,000万円（注）	東京都港区芝二丁目10番６号	自動車関連業	85,000	48,025,000 (565)	－
南雲 二郎	新潟県南魚沼市	不明	80,000	45,200,000 (565)	－
雪下 真希子	静岡県浜松市中央区	不明	80,000	45,200,000 (565)	－
杉江 泰仁	愛知県名古屋市天白区	不明	80,000	45,200,000 (565)	－
関家 圭三	東京都港区	不明	75,000	42,375,000 (565)	－
若松 繁隆	愛知県あま市	不明	75,000	42,375,000 (565)	－
富永商事ホールディングス株式会社 代表取締役 富永 浩司 資本金5,000万円	兵庫県南あわじ市榎列小榎列603番地	農作物販売業	75,000	42,375,000 (565)	－
株式会社フタミ 代表取締役 樋口 幸弘 資本金1,000万円	大阪府大阪市平野区喜連西四丁目７番36号	建設工事業	70,000	39,550,000 (565)	－
株式会社アントール 代表取締役 川上 孝一 資本金3,000万円	石川県七尾市上府中町ス８番地１	建設工事業	70,000	39,550,000 (565)	－
後藤 康文	愛知県名古屋市中村区	不明	55,000	31,075,000 (565)	－

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
村木 雄哉	三重県四日市市	不明	50,000	28,250,000 (565)	―
馬場 隆博	大阪府吹田市	不明	50,000	28,250,000 (565)	―
株式会社ナノバンク 代表取締役 山本 裕次 資本金200万円	東京都世田谷区等々力五丁目20番８号	資産管理	50,000	28,250,000 (565)	―
中山 朋幸	福岡県福岡市中央区	不明	50,000	28,250,000 (565)	―
石橋 雄三	神奈川県横浜市神奈川区	不明	50,000	28,250,000 (565)	―
上野 高正	宮城県仙台市泉区	不明	50,000	28,250,000 (565)	―
BEMAC株式会社 代表取締役 小田 雅人 代表取締役 渡辺 明典 資本金9,000万円	愛媛県今治市野間甲105番地	電装システム業	50,000	28,250,000 (565)	―
ベイヒルズ株式会社 代表取締役 程 近智 資本金500万円	神奈川県横浜市中区打越30番地911号室	不動産業	50,000	28,250,000 (565)	―
中江産業株式会社 代表取締役 中江 康男 代表取締役 中江 文男 資本金8,100万円	大阪府大阪市中央区本町二丁目１番６号 堺筋本町センタービル８階	林業不動産業	50,000	28,250,000 (565)	―
河内屋酒販株式会社 代表取締役 樋口 義行 資本金5,000万円	東京都江戸川区中葛西五丁目40番15号	酒類小売業	50,000	28,250,000 (565)	―
株式会社シューワン 代表取締役 板東 徹行 資本金100万円	東京都町田市鶴間三丁目15番地３	資産管理	50,000	28,250,000 (565)	―
村田 聡	東京都千代田区	不明	50,000	28,250,000 (565)	―
坂本 光幸	福島県双葉郡富岡町	不明	50,000	28,250,000 (565)	―
西山 由美子	福島県双葉郡川内村	不明	50,000	28,250,000 (565)	―
古賀 健一	千葉県八千代市	不明	50,000	28,250,000 (565)	―
日東エネルギー・ホールディングス株式会社 代表取締役 赤津 正弥 代表取締役 赤津 信弥 資本金1,000万円	東京都足立区六木一丁目19番13号	燃料販売業	50,000	28,250,000 (565)	―
福田 哲	岐阜県岐阜市	不明	50,000	28,250,000 (565)	―
株式会社山田工務所 代表取締役 山田 淳史 資本金9,600万円	千葉県千葉市中央区稲荷町一丁目３番１号	建設不動産業	50,000	28,250,000 (565)	―
株式会社T.I.C 代表取締役 守谷 敦典 資本金300万円	静岡県静岡市駿河区敷地一丁目10番22号	保険代理業	50,000	28,250,000 (565)	―
株式会社ちとせ 代表取締役 岩﨑 紀玖史 資本金1,000万円	愛知県名古屋市中村区名駅四丁目26番13号	不動産陶器業	50,000	28,250,000 (565)	―

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
株式会社明神コーポレーション 代表取締役 田口 淳 資本金1,000万円	兵庫県神戸市西区玉津町高津橋703番地の１	生コン製造業	50,000	28,250,000 (565)	―
河邉 哲司	福岡県福岡市中央区	不明	50,000	28,250,000 (565)	―
株式会社スズエホールディングス 代表取締役 鈴江 京子 資本金3,000万円	東京都港区虎ノ門一丁目12番９号スズエ・アンド・スズエビル	経営管理	50,000	28,250,000 (565)	―
前田 守	和歌山県和歌山市	不明	50,000	28,250,000 (565)	―
梅田 裕貴	大阪府大阪市北区	不明	50,000	28,250,000 (565)	―
近藤 裕彦	東京都渋谷区	不明	50,000	28,250,000 (565)	―
株式会社映光 代表取締役 二宮 聖博 資本金1,000万円	千葉県船橋市海神三丁目24番１号	不動産業	50,000	28,250,000 (565)	―
株式会社トップインフォメーション 代表取締役 荒木 壽一 資本金3,600万円	大阪府大阪市中央区南新町二丁目３番７号塚本ビル７階	コンサル業	50,000	28,250,000 (565)	―
佐藤 元彦	福岡県福岡市西区	不明	50,000	28,250,000 (565)	―
株式会社芳三工業 代表取締役 迫田 洋子 資本金2,000万円	福島県田村郡三春町熊耳字山ノ内369番地	板金製缶加工業	50,000	28,250,000 (565)	―
コクヨ東北販売株式会社 代表取締役 岡竹 博昭 資本金9,500万円	宮城県仙台市青葉区中央二丁目９番10号	オフィス用品業	50,000	28,250,000 (565)	―
木村 秀元	大阪府東大阪市	不明	50,000	28,250,000 (565)	―
平賀 誠	静岡県熱海市	不明	50,000	28,250,000 (565)	―
古川商事株式会社 代表取締役 古川 泰造 資本金2,400万円	大阪府大阪市中央区備後町三丁目４番９号	貿易業	50,000	28,250,000 (565)	―
長戸 重幸	愛媛県松山市	不明	50,000	28,250,000 (565)	―
株式会社ウエノフーズサービス 代表取締役 上野 謹一 資本金1,000万円	石川県野々市市横宮町96番地１	飲食業	50,000	28,250,000 (565)	―
遠藤 学	大阪府大阪市生野区	不明	50,000	28,250,000 (565)	―
玄々化学工業株式会社 代表取締役 宮田 修平 資本金9,500万円	愛知県名古屋市西区名塚町一丁目77番地	塗料製造販売業	50,000	28,250,000 (565)	―
野呂 瀬弘	東京都港区	不明	50,000	28,250,000 (565)	―
青松 直撥	大阪府岸和田市	不明	50,000	28,250,000 (565)	―
道下 太英子	広島県広島市西区	不明	40,000	22,600,000 (565)	―

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
林 貴夫	愛知県名古屋市中区	不明	40,000	22,600,000 (565)	―
雪ヶ谷化学工業株式会社 代表取締役 坂本 昇 資本金1,000万円	東京都品川区東大井五丁目12番10号	特殊発泡製造業	40,000	22,600,000 (565)	―
株式会社初島組 代表取締役 嶋田 英展 資本金4,600万円	和歌山県有田市初島町浜1071番地	総合建設業	40,000	22,600,000 (565)	―
広島建設株式会社 代表取締役 島田 秀貴 資本金8,000万円	千葉県柏市豊四季1004番地	総合建設業	40,000	22,600,000 (565)	―
宇佐見 潔	東京都板橋区	不明	40,000	22,600,000 (565)	―
ケイトラスト株式会社 代表取締役 松浦 広幸 資本金100万円	岡山県岡山市北区駅前町一丁目10番23号403	投資業	40,000	22,600,000 (565)	―
森田 正一	兵庫県神戸市東灘区	不明	40,000	22,600,000 (565)	―
増田 武子	東京都港区	不明	40,000	22,600,000 (565)	―
藤田 美智雄	東京都世田谷区	不明	40,000	22,600,000 (565)	―
中島 勉	埼玉県深谷市	不明	40,000	22,600,000 (565)	―
田中 幸夫	大阪府大阪市北区	不明	40,000	22,600,000 (565)	―
ミナトクリエイト株式会社 代表取締役 木下 仁湊 資本金1,000万円	大阪府大阪市中央区南船場四丁目13番１号	不動産業	40,000	22,600,000 (565)	―
松岡 清美	東京都港区	不明	40,000	22,600,000 (565)	―
山口 道元	東京都目黒区	不明	40,000	22,600,000 (565)	―
ジーク株式会社 代表取締役 湯淺 貴之 資本金４億6,000万円	京都府京都市南区吉祥院新田弐ノ段町33番地	空間設計施工業	40,000	22,600,000 (565)	―
町田 剛	東京都国立市	不明	40,000	22,600,000 (565)	―
株式会社西辻工務店 代表取締役 西辻 達佳 資本金3,000万円	大阪府和泉市黒鳥町三丁目４番５号	総合不動産業	40,000	22,600,000 (565)	―
有限会社REMA 代表取締役 峯岸 真澄 資本金300万円	東京都渋谷区広尾四丁目１番18－208号	理美容業	40,000	22,600,000 (565)	―
株式会社藤井大丸 代表取締役 藤井 健志 資本金１億円	京都府京都市下京区寺町通四条下ル貞安前之町605番地	百貨店業	40,000	22,600,000 (565)	―
信角合同会社 代表社員 鳥井 信宏 資本金100万円	東京都港区白金台二丁目27番９－407号	投資不動産業	40,000	22,600,000 (565)	―
株式会社ソフトサービス 代表取締役 野見山 章 資本金5,000万円	福岡県福岡市博多区東光二丁目14－１	システム開発業	40,000	22,600,000 (565)	―

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
株式会社オノデン 代表取締役 小野 一志 資本金5,000万円	東京都千代田区外神田一丁目２番７号	家電販売業	40,000	22,600,000 (565)	―
フジファンド株式会社 代表取締役 佐野 千晶 資本金１億円	東京都中央区日本橋茅場町一丁目12番６号	資産管理	40,000	22,600,000 (565)	―
山本 善博	大阪府大阪市福島区	不明	40,000	22,600,000 (565)	―
大生紡績株式会社 代表取締役 神谷 明彦 資本金8,750万円	愛知県知多郡東浦町生路池下90番地	繊維製造業	40,000	22,600,000 (565)	―
有限会社スリーエヌ 代表取締役 中村 英生 代表取締役 大塚 洸顧 資本金300万円	東京都品川区大井七丁目10番３号	清掃業	40,000	22,600,000 (565)	―
株式会社ティーエスケー 代表取締役 竹内 豊千 代表取締役 新倉 武志 資本金１億円	千葉県船橋市高瀬町31番３号	総合改修工事業	40,000	22,600,000 (565)	―
滝藤 靖明	東京都目黒区	不明	40,000	22,600,000 (565)	―
株式会社アン・ドゥー 代表取締役 中村 二郎 資本金1,000万円	岡山県岡山市中区高屋356番地３	アパレル業	40,000	22,600,000 (565)	―
株式会社オフィス・ラボ 代表取締役 渡邉 晃一郎 資本金5,000万円	東京都中央区日本橋本町三丁目３－６ワカ末ビル９階	オフィス空間業	40,000	22,600,000 (565)	―
安藤 清光	大阪府大阪市北区	不明	40,000	22,600,000 (565)	―
小田 祐司	北海道札幌市中央区	不明	40,000	22,600,000 (565)	―
株式会社ヨネヤマ 代表取締役 武井 泰士 資本金3,500万円	神奈川県川崎市川崎区日進町３番地４	包装資材商社業	40,000	22,600,000 (565)	―
岸田 晃	東京都世田谷区	不明	40,000	22,600,000 (565)	―
株式会社テツカンパニー 代表取締役 福田 三千男 資本金900万円	茨城県水戸市泉町三丁目１番27号	投資業	40,000	22,600,000 (565)	―
中嶋 顕	石川県金沢市	不明	40,000	22,600,000 (565)	―
裴 漢泰	神奈川県川崎市高津区	不明	40,000	22,600,000 (565)	―
NIテクノロジー合同会社 代表社員 石川 憲和 資本金1,000万円	東京都目黒区東が丘一丁目34番17号	投資業	40,000	22,600,000 (565)	―
株式会社バークレーハウス 代表取締役 萩原 披祐 資本金１億円	東京都千代田区九段北四丁目２番11号７Ｆ	語学教育業	40,000	22,600,000 (565)	―

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
株式会社アスト中本 代表取締役 中本 吉則 資本金2,000万円	大阪府堺市中区小阪西町 １番１号	総合物流業	40,000	22,600,000 (565)	―
小川 恭智	東京都立川市	不明	40,000	22,600,000 (565)	―
横井 章一	愛知県小牧市	不明	40,000	22,600,000 (565)	―
株式会社シィメス 代表取締役 浅井 哲也 資本金4,500万円	兵庫県明石市材木町11番 23号	ガス住宅サービス業	40,000	22,600,000 (565)	―
大和食品株式会社 代表取締役 西井 克好 資本金8,800万円	大阪府堺市中区毛穴町 126番地１	食肉製造販売業	40,000	22,600,000 (565)	―
株式会社バッカスマーシュ 代表取締役 三橋 美幸 資本金9,028万9,000円	東京都港区南麻布三丁目 11番51号	投資業	40,000	22,600,000 (565)	―
株式会社杉本商事 代表取締役 杉本 秀雄 代表取締役 杉本 拓士 資本金4,500万円	滋賀県草津市野路七丁目 ８番22号	不動産業	40,000	22,600,000 (565)	―
八木 常治	兵庫県西宮市	不明	40,000	22,600,000 (565)	―
J.Wアセットマネジメント株式会社 代表取締役 ファンジアウェン 資本金500万円	神奈川県横浜市中区蓬莱 町二丁目６番３号KOYO関内ビル205号室	投資業	40,000	22,600,000 (565)	―
遠藤 孝	埼玉県春日部市	不明	40,000	22,600,000 (565)	―
株式会社三戸不動産 代表取締役 三戸 道雄 資本金1,001万円	福岡県福岡市中央区笹丘 一丁目28番74号	不動産業	40,000	22,600,000 (565)	―
宮本 雅彦	愛知県豊田市	不明	40,000	22,600,000 (565)	―
中村 寛治	東京都港区	不明	40,000	22,600,000 (565)	―
菅原 大太郎	東京都文京区	不明	40,000	22,600,000 (565)	―
鯉谷 英介	大阪府富田林市	不明	40,000	22,600,000 (565)	―
株式会社バックステージプロジェクト 代表取締役 杉本 圭司 資本金3,300万円	東京都渋谷区神宮前二丁 目28番13号	総合エンタメ業	40,000	22,600,000 (565)	―
能城 博	東京都練馬区	不明	40,000	22,600,000 (565)	―
有限会社ユキオ 取締役 岩脇 幸夫 資本金500万円	石川県小松市西軽海町四 丁目113番地	繊維製造業	40,000	22,600,000 (565)	―
高嶋 航	石川県金沢市	不明	40,000	22,600,000 (565)	―
及部 多高	愛知県豊川市	不明	40,000	22,600,000 (565)	―

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
サンライズ鉄工株式会社 代表取締役 岡林 一郎 資本金1,200万円	大阪府東大阪市加納四丁目11番４号	製缶加工業	40,000	22,600,000 (565)	―
株式会社エーシーエム 代表取締役 稲垣 公弥 代表取締役 稲垣 晴香 資本金4,000万円	神奈川県横浜市都筑区川和町638番地	先端複合材料製造業	40,000	22,600,000 (565)	―
大久保 茂	神奈川県横浜市都筑区	不明	40,000	22,600,000 (565)	―
株式会社コンセプト 代表取締役 榎本 定文 資本金2,700万円	京都府京都市下京区河原町通松原上る二丁目富永町368番地	駐車場不動産業	40,000	22,600,000 (565)	―
倉茂 徹	神奈川県横浜市中区	不明	40,000	22,600,000 (565)	―
株式会社SAITEC 代表取締役 足立 昇平 資本金100万円	岐阜県岐阜市北一色四丁目５番７号	総合コンサル業	40,000	22,600,000 (565)	―
前田 倫彦	兵庫県芦屋市	不明	40,000	22,600,000 (565)	―
田園 直樹	福岡県北九州市小倉南区	不明	40,000	22,600,000 (565)	―
澤田 孝史	埼玉県ふじみ野市	不明	40,000	22,600,000 (565)	―
前田 裕子	和歌山県和歌山市	不明	40,000	22,600,000 (565)	―
株式会社シー・エス・ケイ 代表取締役 坂本 純一 資本金1,000万円	群馬県邑楽郡千代田町大字萱野字一丁田204番地１	鋼板加工業	40,000	22,600,000 (565)	―
株式会社コーナン 代表取締役 森本 和敬 資本金2,700万円	大阪府大阪市東住吉区照ケ丘矢田二丁目３番５号	総合建設業	40,000	22,600,000 (565)	―
高好 章二	大阪府堺市東区	不明	40,000	22,600,000 (565)	―
株式会社大嶽安城 代表取締役 大嶽 恭仁子 資本金5,000万円	愛知県安城市御幸本町４番15号	生コン建設業	40,000	22,600,000 (565)	―
株式会社N'sイノベーション 代表取締役 西辻 伸悟 資本金10万円	大阪府和泉市黒鳥町三丁目４番５号	不動産業	40,000	22,600,000 (565)	―
佐達 佳民	東京都杉並区	不明	40,000	22,600,000 (565)	―
株式会社しなのシステム 代表取締役 熊井 久隆 代表取締役 吉村 正一 資本金1,000万円	東京都目黒区東山一丁目３番10号銀河東山ビル２F	総合IT業	40,000	22,600,000 (565)	―
地球商事株式会社 代表取締役 松岡 有馬 資本金1,000万円	福岡県福岡市中央区大宮一丁目７番12号	服飾資材商社業	40,000	22,600,000 (565)	―
吉田 暁林	東京都目黒区	不明	40,000	22,600,000 (565)	―
美須 俊良	東京都港区	不明	40,000	22,600,000 (565)	―

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
藤田 一郎	兵庫県加古川市	不明	40,000	22,600,000 (565)	―
土定 清剛	石川県小松市	不明	40,000	22,600,000 (565)	―
株式会社三プラント 代表取締役 齋藤 智巳 資本金500万円	福島県いわき市小名浜字吹松２番10	総合建設業	40,000	22,600,000 (565)	―
多田 美智子	岡山県岡山市中区	不明	40,000	22,600,000 (565)	―
株式会社ニッコー 代表取締役 茂木 修一 資本金3,000万円	群馬県前橋市文京町四丁目22番23号	運動衣料業	40,000	22,600,000 (565)	―
株式会社シミズローディック 代表取締役 清水 優 資本金4,600万円	東京都足立区古千谷本町四丁目６番11号	公共工事業	40,000	22,600,000 (565)	―
有限会社新札幌サプライ 代表取締役 須々田 直幸 資本金500万円	北海道札幌市厚別区厚別南二丁目２番32号	医療支援業	40,000	22,600,000 (565)	―
株式会社トラストコンセルジュ 代表取締役 鈴木 一隆 資本金7,200万円	東京都新宿区西新宿八丁目11番10号	建物管理業	40,000	22,600,000 (565)	―
合同会社LtGキャピタルパートナーズ 代表社員 加和太建設株式会社 職務執行者 河田 亮一 資本金100万円	静岡県三島市大社町18番52号	投資業	40,000	22,600,000 (565)	―
株式会社永和地所 代表取締役 田島 勇 資本金2,000万円	石川県金沢市広岡二丁目７番29号	総合不動産業	40,000	22,600,000 (565)	―
相澤 敦子	愛知県豊橋市	不明	40,000	22,600,000 (565)	―
中村 英哲	大阪府大阪市旭区	不明	40,000	22,600,000 (565)	―

（注）株式会社アースへの割当株数85,000株は、2026年10月１日付でアースホールディングス株式会社（代表取締役 王育才、資本金 800万円、本店所在地 大阪市北区同心一丁目４番34号２階、事業の内容 自動車関連業）に承継されております。

株式②　Ｂ２種優先株式

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
中条 貴之	三重県津市	会社役員	519,050	300,010,900 (578)	特別利害関係者等 (大株主上位10名)
De Capital TK 2nd 営業者 De Capital株式会社 代表取締役 吉田 知洋	東京都港区六本木七丁目15番７号	投資業	449,850	260,013,300 (578)	―

株式③　Ｂ２種優先株式

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
株式会社ハイファイブ 代表取締役 山田 潤 資本金　500万円	宮崎県宮崎市霧島三丁目145番地１	コンサルティング業等	156,000	90,168,000 (578)	―
山本 稔	宮崎県宮崎市	会社役員	68,250	39,448,500 (578)	―
穂満 一成	宮崎県都城市	会社役員	68,250	39,448,500 (578)	―
木田建設株式会社 代表取締役 木田 壮一郎 資本金　2,000万円	宮崎県西臼杵郡高千穂町三田井179番地２	建設業	39,000	22,542,000 (578)	―
揚松 晴也	宮崎県宮崎市	会社役員	1,950	1,127,100 (578)	―

株式④　普通株式

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
NOT A HOTEL社員持株会 理事長 栗山 直明	東京都渋谷区千駄ケ谷三丁目11番８号	従業員持株会	128,800	59,763,200 (464)	当社の 従業員持株会

株式⑤　Ｃ１種優先株式

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
Pleiad-Minerva Japan Growth Opportunities LP 無限責任組合員 Pleiad-Minerva Japan Growth Opportunities GP Limited Director Kensuke Murashima	Maples Corporate Services Limited, PO Box 309, Ugland House, Grand Cayman, KY 1-1104, Cayman Islands	投資事業組合	1,010,150	999,967,688 (989.92)	－（注）
株式会社セコイア 代表取締役 田中 良和 資本金　28億8299万円	東京都港区赤坂一丁目14番５号	投資業	505,100	500,008,592 (989.92)	－
JPSG Investment III Pte. Ltd. Director Jennifer Neo Ju Yun	36 Robinson Road, #20-01, City House, Singapore 068877	投資事業組合	505,100	500,008,592 (989.92)	－
SuMi TRUSTイノベーション２号投資事業有限責任組合 無限責任組合員 三井住友トラスト・インベストメント株式会社 代表取締役 名取 寛之	東京都港区芝三丁目33番１号	投資事業組合	495,000	490,010,400 (989.92)	－
株式会社DOT ONE 代表取締役 藤井 亮輔 資本金　1,000万円	東京都渋谷区神宮前二丁目34番17号住友不動産原宿ビル20F	アパレル業	30,300	29,994,576 (989.92)	－
De Capital TK 2nd 営業者 De Capital株式会社 代表取締役 吉田 知洋	東京都港区六本木七丁目15番７号	投資事業組合	20,600	20,392,352 (989.92)	－
株式会社Aiam 代表取締役 藤井 亮輔 資本金　1,000万円	東京都渋谷区神宮前二丁目34番17号住友不動産原宿ビル20F	コスメ業	20,200	19,996,384 (989.92)	－
GMO GFF投資事業有限責任組合 無限責任組合員 GMO VenturePartners株式会社 代表取締役 杉山 一康	東京都渋谷区桜丘町26番１号	投資事業組合	10,100	9,998,192 (989.92)	－
合同会社トリアージキャピタル 代表社員 吉田 知洋 資本金　1,000万円	東京都港区南青山二丁目２番15号 WinAoyamaビル UCF６階	投資事業組合	9,850	9,750,712 (989.92)	－
GA５号投資組合 業務執行組合員 グローブアドバイザーズベンチャーズLLP 代表 後藤 拓	東京都港区六本木一丁目４番５号アークヒルズサウスタワー９階	投資事業組合	9,850	9,750,712 (989.92)	－
株式会社UMITO 代表取締役 堀 鉄平 資本金　１億円	東京都千代田区紀尾井町４番１号ニューオータニガーデンコート	不動産業	4,850	4,801,112 (989.92)	－
GA４号投資組合 業務執行組合員 後藤 拓	東京都港区六本木一丁目４番５号アークヒルズサウスタワー９階	投資事業組合	3,950	3,910,184 (989.92)	－

（注）当該第三者割当増資により特別利害関係者等（大株主上位10名）となりました。

株式⑥　普通株式

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
トヨタ・インベンション・パートナーズ株式会社 代表取締役 加藤 道子 資本金　175億円	東京都中央区日本橋室町三丁目２番１号	投資業等	4,022,500	4,999,967,500 (1,243)	－（注）
SBIホールディングス株式会社 代表取締役 北尾 吉孝 資本金　238,019百万円	東京都港区六本木一丁目６番１号	コンサルティング業等	3,218,000	3,999,974,000 (1,243)	－（注）
SBI Venture Fund2023B投資事業有限責任組合 無限責任組合員 SBIインベストメント株式会社 代表取締役 北尾 吉孝	東京都港区六本木一丁目６番１号	投資事業組合	475,100	590,549,300 (1,243)	－
SBI Venture Fund2023A投資事業有限責任組合 無限責任組合員 SBIインベストメント株式会社 代表取締役 北尾 吉孝	東京都港区六本木一丁目６番１号	投資事業組合	329,400	409,444,200 (1,243)	－

（注）当該第三者割当増資により特別利害関係者等（大株主上位10名）となりました。

新株予約権①

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
Pharrell Williams	Beverly Hills CA U.S.A	アーティスト	692,300	157,359,790 (227.30)	社外協力者

新株予約権②

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
人工株式会社 代表取締役 長尾 智明 資本金 108万円	東京都新宿区西新宿三丁目７番１号新宿パークタワーN30階	コンサルティング業	692,300	157,359,790 (227.30)	社外協力者

新株予約権③

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
藤井 亮輔	東京都港区	会社役員	7,500	150,000,150 (転換価額に１株あたりの払込金額（0.02円）を加えた額)	－
株式会社NRM foundation 代表取締役 丸野 孝允 資本金 1,000万円	東京都渋谷区桜丘町９番17号	エンターテイメント業	5,000	100,000,100 (転換価額に１株あたりの払込金額（0.02円）を加えた額)	－
国本 帆高	東京都港区	会社役員	2,500	50,000,050 (転換価額に１株あたりの払込金額（0.02円）を加えた額)	－
中山 貴之	東京都渋谷区	会社役員	500	10,000,010 (転換価額に１株あたりの払込金額（0.02円）を加えた額)	－

（注）本新株予約権は、2026年１月16日付で全て行使されております。

新株予約権④

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
大久保 貴之	－	会社役員	143,900	32,233,600 (224)	特別利害関係者等 （当社取締役） （注）１
江藤 大宗	－	会社役員	143,900	32,233,600 (224)	特別利害関係者等 （関係会社役員） 当社従業員 （注）２
当社従業員 ３名 関係会社従業員 １名	－	－	814,350	182,414,400 (224)	－

（注）１．大久保貴之は、2025年６月30日付で当社取締役を退任しております。
２．江藤大宗は、2026年１月７日付で当社代表取締役に就任しております。

新株予約権⑤

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
渡邉 亮	―	会社役員	26,600	12,342,400 (464)	特別利害関係者等 (関係会社役員)

(注) 退職等の理由により権利を喪失した者につきましては、記載しておりません。

新株予約権⑥

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
TERASE ART ADVISORY LIMITED 代表者 Yuki Konishi	1304,13/F TAI YIP BUILDING 141 THOMSON ROAD WAN CHAI HK	コンサルティング業	26,600	12,544,028 (471.58)	社外協力者

新株予約権⑦

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
江藤 大宗	―	会社役員	323,700	150,196,800 (464)	特別利害関係者等 (関係会社役員) 当社従業員 (注)
大森 みどり	―	会社役員	106,350	49,346,400 (464)	特別利害関係者等 (関係会社役員)
当社従業員　３名	―	―	212,550	98,623,200 (464)	―

(注) 江藤大宗は、2026年１月７日付で当社代表取締役に就任しております。

新株予約権⑧

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
江藤 大宗	―	会社役員	619,850	292,308,863 (471.58)	特別利害関係者等 (関係会社役員) 当社従業員 (注)

(注) 江藤大宗は、2026年１月７日付で当社代表取締役に就任しております。

新株予約権⑨

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
当社従業員　３名	―	―	110,750	55,375,000 (500)	―

新株予約権⑩

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
江藤 大宗	―	会社役員	2,241,500	1,138,592,340 (507.96)	特別利害関係者等 (当社代表取締役、 関係会社役員)
濵渦 伸次	東京都港区	会社役員	1,782,850	905,616,486 (507.96)	特別利害関係者等 (大株主上位10名、 当社代表取締役、 関係会社役員)
大森 みどり	―	会社役員	80,850	41,068,566 (507.96)	特別利害関係者等 (関係会社役員)
当社従業員　４名	―	―	852,200	432,883,512 (507.96)	―

(注) 当社従業員のうち１名は、2026年７月１日付で関係会社役員に就任しております。

新株予約権⑪

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
濵渦 伸次	東京都港区	会社役員	1,406,150	1,747,844,450 (1,243)	特別利害関係者等 (大株主上位10名、 当社代表取締役、 関係会社役員)
江藤 大宗	―	会社役員	241,350	299,998,050 (1,243)	特別利害関係者等 (当社代表取締役、 関係会社役員)

3 【取得者の株式等の移動状況】

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数（株）	価格（単価）（円）	移動理由
2026年7月8日	－	－	－	JPSG Investment III Pte. Ltd. Director Jennifer Neo Ju Yun	36 Robinson Road, #20-01, City House, Singapore 068877	－	C１種優先株式 △505,100 普通株式 505,100	－	（注）１
2026年7月8日	－	－	－	SuMi TRUSTイノベーション２号投資事業有限責任組合 無限責任組合員 三井住友トラスト・インベストメント株式会社 代表取締役 名取 寛之	東京都港区芝三丁目33番１号	－	C１種優先株式 △495,000 普通株式 495,000	－	（注）１
2026年7月8日	－	－	－	株式会社 DOT ONE 代表取締役 藤井 亮輔	東京都渋谷区神宮前二丁目34番17号 住友不動産原宿ビル20F	－	C１種優先株式 △30,300 普通株式 30,300	－	（注）１
2026年7月8日	－	－	－	De Capital TK 2nd 営業者 De Capital株式会社 代表取締役 吉田 知洋	東京都港区六本木七丁目15番７号	－	C１種優先株式 △20,600 普通株式 20,600	－	（注）１
2026年7月8日	－	－	－	株式会社Aiam 代表取締役 藤井 亮輔	東京都渋谷区神宮前二丁目34番17号 住友不動産原宿ビル20F	－	C１種優先株式 △20,200 普通株式 20,200	－	（注）１
2026年7月8日	－	－	－	GMO GFF投資事業有限責任組合 無限責任組合員 GMO VenturePartners株式会社 代表取締役 杉山 一康	東京都渋谷区桜丘町26番１号	－	C１種優先株式 △10,100 普通株式 10,100	－	（注）１
2026年7月8日	－	－	－	合同会社トリアージキャピタル 代表社員 吉田 知洋	東京都港区南青山二丁目２番15号 WinAoyamaビルUCF６階	－	C１種優先株式 △9,850 普通株式 9,850	－	（注）１
2026年7月8日	－	－	－	GA５号投資組合 業務執行組合員 グローブアドバイザーズベンチャーズLLP 代表 後藤 拓	東京都港区六本木一丁目４番５号 アークヒルズサウスタワー９階	－	C１種優先株式 △9,850 普通株式 9,850	－	（注）１
2026年7月8日	－	－	－	株式会社UMITO 代表取締役 堀 鉄平	東京都千代田区紀尾井町４番１号 ニューオータニガーデンコート	－	C１種優先株式 △4,850 普通株式 4,850	－	（注）１
2026年7月8日	－	－	－	GA４号投資組合 業務執行組合員 後藤 拓	東京都港区六本木一丁目４番５号 アークヒルズサウスタワー９階	－	C１種優先株式 △3,950 普通株式 3,950	－	（注）１

（注）１．当社は、2026年６月18日開催の取締役会において、Ａ種優先株式、Ａ１種優先株式、Ａ２種優先株式、Ｂ種優先株式、Ｂ１種優先株式、Ｂ２種優先株式、Ｃ種優先株式、Ｃ１種優先株式のすべてにつき、定款に定める取得条項に基づき取得することを決議し、2026年７月８日付で自己株式として取得し、対価として当該各種優先株主に各種優先株式１株につき普通株式１株を交付しております。また、取得した自己株式は、会社法第178条の規定に基づき、同日付ですべて消却しております。なお、当社は、2026年８月26日開催の臨時株主総会の決議に基づき、同日付で定款の変更を行い、各種優先株式に係る定款の定めを廃止しております。

２．当社は、2026年９月３日開催の取締役会決議に基づき、2026年９月30日付けで普通株式１株につき50株の割合をもって株式分割を行っております。上記「移動株数」及び「価格（単価）」は、当該株式分割後の「移動株数」及び「価格（単価）」を記載しております。

第３ 【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
濵渦 伸次（注）１、２、４	東京都港区	24,732,650 (3,189,000)	27.45 (3.54)
株式会社オープンハウスグループ（注）１	東京都千代田区丸の内二丁目７番２号	7,701,000	8.55
株式会社セコイア（注）１	東京都港区赤坂二丁目23番１号	5,567,600	6.18
ANRI４号投資事業有限責任組合（注）１	東京都港区六本木六丁目10－１六本木ヒルズ森タワー15Ｆ	5,016,000	5.57
江藤 大宗（注）２、４	－	4,476,150 (4,351,650)	4.97 (4.83)
トヨタ・インベンション・パートナーズ株式会社（注）１	東京都中央区日本橋室町三丁目２番１号	4,022,500	4.47
SBIホールディングス株式会社（注）１	東京都港区六本木一丁目６番１号	3,218,000	3.57
Pleiad-Minerva Japan Growth Opportunities LP （常任代理人 ミネルバ・グロース・パートナーズ株式会社） （注）１	Maples Corporate Services Limited, PO Box 309, Ugland House, Grand Cayman, KY１-1104, Cayman Islands	2,050,150	2.28
－（注）６	－	1,372,300 (1,077,700)	1.52 (1.20)
TT Lion Partners株式会社（注）１	兵庫県神戸市中央区新港町11番１号	1,206,500	1.34
中条 貴之（注）１	三重県津市	1,182,750	1.31
－（注）６	－	1,087,750 (1,075,500)	1.21 (1.19)
ニッセイ・キャピタル12号投資事業有限責任組合（注）１	東京都千代田区丸の内二丁目３番２号郵船ビルディング	1,048,300	1.16
－（注）６	－	987,750 (913,250)	1.10 (1.01)
OUT株式会社	東京都港区六本木四丁目９番２－704号	835,000	0.93
株式会社コンテクスト	東京都渋谷区東四丁目６番21－1303号	835,000	0.93
申 真衣（注）４、７	－	753,800	0.84
マツモトインベストメント株式会社	東京都港区赤坂九丁目７番２号ミッドタウン・イースト４階	716,050	0.79
Pharrell Williams	米国フロリダ州	692,300 (692,300)	0.77 (0.77)
人工株式会社	東京都目黒区中町一丁目25番20号	692,300 (692,300)	0.77 (0.77)
千葉道場３号投資事業有限責任組合	東京都渋谷区桜丘町16番12号	663,700	0.74
鈴木 康弘（注）８	神奈川県川崎市高津区	655,450 (655,450)	0.73 (0.73)
SMBCベンチャーキャピタル６号投資事業有限責任組合	東京都中央区八重洲一丁目３番４号	616,050	0.68
THE CREATIVE FUND １号投資事業有限責任組合	東京都港区元麻布三丁目４番26号いちご元麻布ビル２階	616,000	0.68

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
De Capital１号投資事業有限責任組合	東京都港区六本木七丁目15番７号	575,200	0.64
JPSG Investment Ⅲ Pte. Ltd.（常任代理人 Hillhouse Japan Pte. Ltd.）	36 Robinson Road, #20-01, City House, Singapore 068877	505,100	0.56
SuMi TRUSTイノベーション２号投資事業有限責任組合	東京都港区芝公園一丁目１番１号	495,000	0.55
株式会社オリエンタルランド・イノベーションズ	千葉県浦安市美浜一丁目８番１号	488,800	0.54
SBI Venture Fund2023B 投資事業有限責任組合	東京都港区六本木一丁目６番１号	475,100	0.53
De Capital TK 2nd	東京都港区六本木七丁目15番７号	470,450	0.52
マーキュリア・ビズテック投資事業有限責任組合	東京都千代田区内幸町一丁目３番３号内幸町ダイビル	421,400	0.47
GMO GFF投資事業有限責任組合	東京都渋谷区桜丘町26番１号	341,100	0.38
SBI Venture Fund2023A 投資事業有限責任組合	東京都港区六本木一丁目６番１号	329,400	0.37
－（注）６	－	296,750 (296,750)	0.33 (0.33)
株式会社透（注）５	東京都港区元麻布一丁目３番３－201号	294,100	0.33
林 亮治（注）４	－	289,700 (289,700)	0.32 (0.32)
－（注）６	－	283,300 (263,900)	0.31 (0.29)
－（注）６	－	276,750 (229,800)	0.31 (0.26)
三村 真宗	東京都港区	265,450	0.29
－（注）６	－	260,600 (98,350)	0.29 (0.11)
y’s investment合同会社	東京都国立市中一丁目16番地の17	260,000	0.29
KDDI新規事業育成３号投資事業有限責任組合	東京都渋谷区渋谷二丁目17番１号	258,750	0.29
合同会社トリアージキャピタル	東京都港区南青山二丁目２番15号WinAoyamaビルUCF６階	225,500	0.25
杉田 浩章（注）３	－	223,250	0.25
株式会社杏玲	東京都千代田区九段南一丁目５番６号りそな九段ビル５階KSフロア	223,200	0.25
NOT A HOTEL社員持株会	東京都渋谷区千駄ヶ谷三丁目11番８号（TOSグループ内）	219,700	0.24
株式会社And Doホールディングス	京都府京都市中京区烏丸通錦小路上ル手洗水町670番地	215,700	0.24
SMBCベンチャーキャピタル７号投資事業有限責任組合	東京都中央区八重洲一丁目３番４号	215,650	0.24
松丸 大吾	東京都港区	215,650	0.24
本田 大作	東京都世田谷区	215,650	0.24

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
静岡キャピタル９号投資事業有限責任組合	静岡県静岡市清水区草薙北２番１号	215,650	0.24
オフィスK合同会社	東京都中央区日本橋箱崎町１番16号	215,650	0.24
株式会社サンケイビル	東京都千代田区大手町一丁目７番２号	215,650	0.24
淵 高晴	東京都港区	215,650	0.24
その他175名	―	10,138,850 (1,444,900)	11.25 (1.60)
計	―	90,087,750 (15,270,550)	100.00 (16.95)

(注) １．特別利害関係者等（大株主上位10名）
２．特別利害関係者等（当社代表取締役）
３．特別利害関係者等（当社取締役）
４．特別利害関係者等（関係会社役員）
５．特別利害関係者等（役員等により総株主の議決権の過半数が所有されている会社）
６．当社従業員
７．当社の元取締役
８．時価発行新株予約権信託の受託者として所有しております。
９．「株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合」は、小数点以下第３位を四捨五入しております。
10．( ) 内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。

独立監査人の監査報告書

2026年11月２日

ＮＯＴＡ株式会社

取締役会　御中

HLB ESネクスト有限責任監査法人

東京都千代田区

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	根　岸　大　樹
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	青　木　　淳

＜連結財務諸表監査＞

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているＮＯＴＡ株式会社の2024年４月１日から2025年３月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ＮＯＴＡ株式会社及び連結子会社の2025年３月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

ＮＯＴＡ株式会社のライセンス売上取引の実在性及び期間帰属の適切性	
監査上の主要な検討事項の 内容及び決定理由	監査上の対応
連結財務諸表注記「（収益認識関係）１　顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載のとおり、当連結会計年度のＮＯＴＡ株式会社及び連結子会社のメンバーシップ事業に係る連結売上高（外部顧客への売上高）は、8,732百万円である。このうち、ＮＯＴＡ株式会社のライセンス売上高（外部顧客への売上高）が重要な割合を占めている。 （連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項）４(5)重要な収益及び費用の計上基準に記載されているとおり、当該ライセンスは、売買契約締結後、顧客のオーナー登録手続きが完了した時点で履行義務が充足されると判断して収益を認識している。 売上高は会社の経営者及び財務諸表利用者が最も重視する指標の一つである。会社が提供するオーナーライセンスは無形であるため、取引の実態や顧客が便益を享受した時期の物理的な把握が困難であることから、売上高の実在性及び期間帰属の適切性を意図的に操作するリスクが存在する。 上記のとおり、当監査法人は、ＮＯＴＡ株式会社のライセンス売上高の実在性及び期間帰属の適切性が、当連結会計年度の連結財務諸表監査において特に重要であり、監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。	当監査法人は、ＮＯＴＡ株式会社のライセンス売上高の実在性及び期間帰属の適切性を検証するに当たり、主として以下の監査手続を実施した。 ・拠点別に月次推移分析を実施した。 ・期末日時点で未入金のライセンス売上について、オーナーライセンスの実在性及び期間帰属を検討するために、契約書、顧客との交渉履歴、登録手続完了連絡及びその他関連証憑との整合性を検証した。 ・期末日の翌月におけるライセンス売上高の取消の有無を検証した。 ・期末日時点で計上されている売掛金残高について、関連証憑の閲覧及び翌期の入金の事実を裏付ける証憑との照合を実施し、滞留状況の有無を検証した。

NOT A HOTEL DAO株式会社のInitial Exchange Offeringに関する会計方針の妥当性	
監査上の主要な検討事項の 内容及び決定理由	監査上の対応
連結貸借対照表に記載されているとおり、会社は当連結会計年度末において、契約負債を10,241百万円計上している。当該金額には、連結財務諸表注記「（収益認識関係）３　顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報」に記載のとおり、会社の子会社であるNOT A HOTEL DAO株式会社が当連結会計年度に行った、暗号資産NOT A HOTEL COINの発行（Initial Exchange Offering（以下「IEO」））による資金調達額1,993百万円が含まれている。 IEOにより資金を調達する取引については、直接定める会計基準等がなく会計処理が明らかではないため、経営者は、暗号資産の保有者に付与される権利及び会社が負う義務の有無及び内容を検討し、IEOに係る取引の経済的実態を踏まえ、適用する会計方針を決定する必要がある。 これらの判断には、ホワイトペーパーその他の関連資料に記載された権利及び義務の内容の解釈並びにIEOに係る取引の経済的実態の評価を伴い、経営者による重要な判断が必要となる。 したがって、当監査法人は、IEOに関する会計方針の妥当性が監査上の主要な検討事項に該当すると判断した。	当監査法人は、経営者が採用したIEOに関する会計方針の妥当性を検討するに当たり、主として以下の監査手続を実施した。 ・IEOに関する会計方針について、会計処理の検討に関与した担当者への質問並びに関連する社内資料の閲覧により、検討過程を理解した。 ・関連する会議体の議事録、ホワイトペーパーその他の関連資料を閲覧するとともに、担当者への質問を実施し、IEOの目的、発行された暗号資産の機能、暗号資産の保有者に付与される権利及び会社が負う義務を理解し、IEOにより受領した金銭に対応する貸方科目の性質及び会社が履行すべき義務を評価し、経営者が採用した会計方針が取引の経済的実態と整合しているかを検討した。 ・IEOに関連する会計方針及び注記事項について、IEOに関係した開示が適切に行われているか検討した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券届出書 第二部【企業情報】に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結財務諸表に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結財務諸表の監査を計画し実施する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

＜報酬関連情報＞

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等(3)【監査の状況】に記載されている。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注) 1．上記の監査報告書の原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。
2．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2026年11月２日

ＮＯＴＡ株式会社

取締役会　御中

HLB ESネクスト有限責任監査法人

東京都千代田区

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	根　岸　大　樹
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	青　木　　淳

＜連結財務諸表監査＞

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているＮＯＴＡ株式会社の2025年４月１日から2026年３月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ＮＯＴＡ株式会社及び連結子会社の2026年３月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

ＮＯＴＡ株式会社のライセンス売上取引の実在性及び期間帰属の適切性	
監査上の主要な検討事項の 内容及び決定理由	監査上の対応
連結財務諸表注記「（収益認識関係）１　顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載のとおり、当連結会計年度のＮＯＴＡ株式会社及び連結子会社のメンバーシップ事業に係る連結売上高（外部顧客への売上高）は、11,309百万円である。このうち、ＮＯＴＡ株式会社のライセンス売上高（外部顧客への売上高）が重要な割合を占めている。 （連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項）４(5)重要な収益及び費用の計上基準に記載されているとおり、当該ライセンスは、売買契約締結後、顧客のオーナー登録手続きが完了した時点で履行義務が充足されると判断して収益を認識している。 売上高は会社の経営者及び財務諸表利用者が最も重視する指標の一つである。会社が提供するオーナーライセンスは無形であるため、取引の実態や顧客が便益を享受した時期の物理的な把握が困難であることから、売上高の実在性及び期間帰属の適切性を意図的に操作するリスクが存在する。 上記のとおり、当監査法人は、ＮＯＴＡ株式会社のライセンス売上高の実在性及び期間帰属の適切性が、当連結会計年度の連結財務諸表監査において特に重要であり、監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。	当監査法人は、ＮＯＴＡ株式会社のライセンス売上高の実在性及び期間帰属の適切性を検証するに当たり、主として以下の監査手続を実施した。 ・拠点別に月次推移分析を実施した。 ・期末日時点で未入金のライセンス売上について、オーナーライセンスの実在性及び期間帰属を検討するために、契約書、顧客との交渉履歴、登録手続完了連絡及びその他関連証憑との整合性を検証した。 ・期末日の翌月におけるライセンス売上高の取消の有無を検証した。 ・期末日時点で計上されている売掛金残高について、関連証憑の閲覧及び翌期の入金の事実を裏付ける証憑との照合を実施し、滞留状況の有無を検証した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券届出書 第二部【企業情報】に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・　連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・　経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・　連結財務諸表に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結財務諸表の監査を計画し実施する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

＜報酬関連情報＞

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等(3)【監査の状況】に記載されている。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注) 1．上記の監査報告書の原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。
2．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間連結財務諸表に対する期中レビュー報告書

2026年11月２日

ＮＯＴＡ株式会社

取締役会　御中

HLB ESネクスト有限責任監査法人
東京都千代田区

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	根　岸　大　樹
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	青　木　　淳

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているＮＯＴＡ株式会社の2026年４月１日から2027年３月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（2026年４月１日から2026年９月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間連結財務諸表が、期中連結財務諸表に係る我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ＮＯＴＡ株式会社及び連結子会社の2026年９月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

中間連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、期中連結財務諸表に係る我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、期中連結財務諸表に係る我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにあ

る。

中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

・　継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間連結財務諸表において、期中連結財務諸表に係る我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、期中連結財務諸表に係る我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

・　中間連結財務諸表に対する結論表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、中間連結財務諸表の期中レビューに関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　　上

(注) 1．上記の期中レビュー報告書の原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。
2．XBRLデータは期中レビューの対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2026年11月２日

ＮＯＴＡ株式会社

取締役会　御中

HLB ESネクスト有限責任監査法人

東京都千代田区

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	根　岸　大　樹
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	青　木　　淳

＜財務諸表監査＞

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているＮＯＴＡ株式会社の2024年４月１日から2025年３月31日までの第５期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ＮＯＴＡ株式会社の2025年３月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

ライセンス売上取引の実在性及び期間帰属の適切性
連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項「ＮＯＴＡ株式会社のライセンス売上取引の実在性及び期間帰属の適切性」と同一内容であるため、記載を省略している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券届出書 第二部【企業情報】に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びに

これらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・　財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・　経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事

項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

＜報酬関連情報＞

報酬関連情報は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注) 1．上記の監査報告書の原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。
2．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2026年11月２日

ＮＯＴＡ株式会社

取締役会　御中

HLB ESネクスト有限責任監査法人

東京都千代田区

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	根　岸　大　樹
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	青　木　　淳

＜財務諸表監査＞

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているＮＯＴＡ株式会社の2025年４月１日から2026年３月31日までの第６期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ＮＯＴＡ株式会社の2026年３月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

ライセンス売上取引の実在性及び期間帰属の適切性
連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項「ＮＯＴＡ株式会社のライセンス売上取引の実在性及び期間帰属の適切性」と同一内容であるため、記載を省略している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券届出書 第二部【企業情報】に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びに

これらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・　財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・　経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事

項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

＜報酬関連情報＞

報酬関連情報は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）１．上記の監査報告書の原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。
２．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。


NOT
A